

平成 21 年

小樽市議会会議録(4)

第 4 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成21年 第4回定例会 会期及び会議日程
小樽市議会

会期 12月1日～12月21日(21日間)

月日(曜日)	本会議	委員会
12月 1日 (火)	提案説明等	
2日 (水)	休会	
3日 (木)	"	
4日 (金)	"	
5日 (土)	"	
6日 (日)	"	
7日 (月)	会派代表質問	
8日 (火)	会派代表質問等	
9日 (水)	一般質問	
10日 (木)	休会	予算特別委員会(総括質疑)
11日 (金)	"	" (総括質疑)
12日 (土)	"	
13日 (日)	"	
14日 (月)	"	予算特別委員会(総括質疑)
15日 (火)	"	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
16日 (水)	"	学校適正配置等調査特別委員会
17日 (木)	"	市立病院調査特別委員会
18日 (金)	"	
19日 (土)	"	
20日 (日)	"	
21日 (月)	討論・採決等	

平成21年
第4回定例会会議録目次
小樽市議会

12月1日(火曜日) 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし第26号及び報告第1号	3
	市長提案説明(議1~24、報1)	3
	提案説明 (議26 北野議員)	5
	討 論 菊地議員	6
	採 決(議7~9、25)	7
1	日程第3 休会の決定	7
1	散 会	8

12月7日(月曜日) 第2日目

1	出席議員	9
1	欠席議員	9
1	出席説明員	9
1	議事参与事務局職員	10
1	開 議	11
1	会議録署名議員の指名	11
1	日程第1 議案第1号ないし第6号、第10号ないし第24号及び第26号並びに 報告第1号	11
	会派代表質問 中島議員	11
	会派代表質問 井川議員	31
1	散 会	43

12月8日（火曜日） 第3日目

1	出席議員	45
1	欠席議員	45
1	出席説明員	45
1	議事参与事務局職員	46
1	開 議	47
1	会議録署名議員の指名	47
1	日程第1 議案第1号ないし第6号、第10号ないし第24号及び第26号並びに 報告第1号	47
	会派代表質問 斉藤（陽）議員	47
	会派代表質問 林下議員	62
	会派代表質問 成田（祐）議員	72
	採 決（議1）	79
1	散 会	79

12月9日（水曜日） 第4日目

1	出席議員	81
1	欠席議員	81
1	出席説明員	81
1	議事参与事務局職員	82
1	開 議	83
1	会議録署名議員の指名	83
1	日程第1 議案第2号ないし第6号、第10号ないし第24号及び第26号並びに 報告第1号	83
	一般質問 山口議員	83
	一般質問 菊地議員	89
	一般質問 大橋議員	95
	一般質問 千葉議員	100
	一般質問 古沢議員	110
	議事進行について 古沢議員	117
	一般質問 山田議員	117
	予算特別委員会設置・付託	128
	常任委員会付託	128
1	日程第2 陳情	128

取下げ(陳252、253).....	128
常任委員会付託.....	128
1 日程第3 休会の決定.....	128
1 散 会.....	129

12月21日(月曜日) 第5日目

1 出席議員.....	131
1 欠席議員.....	131
1 出席説明員.....	131
1 議事参与事務局職員.....	132
1 開 議.....	133
1 会議録署名議員の指名.....	133
1 日程第1 議案第2号ないし第6号、第10号ないし第24号及び第26号並びに 報告第1号並びに平成21年第3回定例会議案第8号ないし第24号並 びに陳情及び調査.....	133
予算特別委員長報告.....	133
討 論 北野議員.....	138
採 決(議5は投票).....	140
決算特別委員長報告.....	141
討 論 中島議員.....	147
採 決.....	149
総務常任委員長報告.....	149
討 論 菊地議員.....	151
討 論 林下議員.....	152
討 論 吹田議員.....	153
採 決.....	153
経済常任委員長報告.....	154
討 論 中島議員.....	156
採 決.....	156
厚生常任委員長報告.....	157
討 論 中島議員.....	158
採 決.....	160
建設常任委員長報告.....	161
討 論 古沢議員.....	162
採 決.....	162

学校適正配置等調査特別委員長報告.....	163
討 論 北野議員.....	165
採 決.....	165
市立病院調査特別委員長報告.....	166
採 決.....	167
1 日程第2 議案第27号.....	167
市長提案説明(議27).....	167
採 決.....	168
1 日程第3 意見書案第1号ないし第18号.....	168
提案説明 (意1、2 斎藤(博)議員).....	168
提案説明 (意3、4 古沢議員).....	169
提案説明 (意5～7 山田議員).....	170
討 論 横田議員.....	171
討 論 菊地議員.....	174
討 論 山口議員.....	176
採 決.....	177
1 閉 会.....	178

議事事件一覧表

議案

議案	議案	第1号	平成21年度小樽市一般会計補正予算
議案	議案	第2号	平成21年度小樽市一般会計補正予算
議案	議案	第3号	平成21年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
議案	議案	第4号	平成21年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
議案	議案	第5号	平成21年度小樽市水道事業会計補正予算
議案	議案	第6号	小樽市定住自立圏形成協定の議決に関する条例案
議案	議案	第7号	小樽市特別職に属する職員の給与条例及び小樽市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
議案	議案	第8号	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第9号	小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第10号	小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第11号	小樽市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第12号	小樽市財産条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第13号	小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第14号	小樽市国民健康保険条例等の一部を改正する条例案
議案	議案	第15号	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第16号	小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第17号	小樽市消防手数料条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第18号	公の施設の指定管理者の指定について（市民会館、公会堂及び市民センター）
議案	議案	第19号	公の施設の指定管理者の指定について（鯉御殿）
議案	議案	第20号	公の施設の指定管理者の指定について（各市営住宅）
議案	議案	第21号	公の施設の指定管理者の指定について（銭函パークゴルフ場）
議案	議案	第22号	後志広域圏振興協議会の廃止について
議案	議案	第23号	北海道市町村備荒資金組合を組織する地方公共団体の数の減少について
議案	議案	第24号	北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
議案	議案	第25号	小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第26号	小樽市非核港湾条例案
議案	議案	第27号	小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について

報告

報告	報告	第1号	専決処分報告（平成21年度小樽市一般会計補正予算）
----	----	-----	---------------------------

意見書案

意見書	意見書	案第1号	非核三原則の早期法制化を求める意見書（案）
意見書	意見書	案第2号	「思いやり予算」の見直し等に関する意見書（案）
意見書	意見書	案第3号	老人差別の後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める意見書（案）
意見書	意見書	案第4号	障害者自立支援法の廃止と新法制定に関する意見書（案）
意見書	意見書	案第5号	高規格幹線道路ネットワーク整備の推進を求める意見書（案）
意見書	意見書	案第6号	「事業仕分け」による廃止等事業の見直しを求める意見書（案）
意見書	意見書	案第7号	国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書（案）
意見書	意見書	案第8号	季節労働者対策の強化を求める要望意見書（案）
意見書	意見書	案第9号	社会的セーフティネットの拡充に関する意見書（案）
意見書	意見書	案第10号	保育所の最低基準の厳守と保育施策の拡充に関する意見書（案）
意見書	意見書	案第11号	鳩山首相及び鳩山邦夫衆議院議員の、親族からの資金供与について説明責任を果たすよう求める意見書（案）
意見書	意見書	案第12号	「子ども手当」創設に関する意見書（案）
意見書	意見書	案第13号	更なる緊急雇用対策の実施を求める意見書（案）
意見書	意見書	案第14号	地域のくらしを守るための国の予算執行及び予算編成を求める意見書（案）
意見書	意見書	案第15号	農業の持続的な発展に資する戸別所得補償制度に関する意見書（案）
意見書	意見書	案第16号	食料自給率の向上と食の安全・安心の確保に向けた食品表示制度の見直しに関する意見書（案）
意見書	意見書	案第17号	保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書（案）
意見書	意見書	案第18号	国の出先機関に関する意見書（案）

陳情

陳	情	第 1161 号	稲穂小学校内への放課後児童クラブ開設方について
陳	情	第 1162 号	特別支援教育支援員の増員配置方等について
陳	情	第 1163 号	生活保護の「母子加算」を平成 22 年度から完全復活することを求める意見書提出方について
陳	情	第 1164 号	透析・長期慢性疾患患者への新型インフルエンザ予防接種の市独自の助成方について

質 問 要 旨

会派代表質問

中島議員（１２月７日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- １ 財政問題について
- ２ 雇用対策について
- ３ 補正予算について
- ４ 障害者問題について
- ５ 後期高齢者医療制度について
- ６ その他

井川議員（１２月７日２番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- １ 財政問題について
- ２ 経済問題について
- ３ 病院問題について
- ４ 教育問題について
- ５ その他

斉藤（陽）議員（１２月８日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- １ 財政問題及び平成２２年度予算編成について
- ２ 北海道新幹線の札幌延伸に関連して
- ３ 介護保険制度の問題点について
- ４ 議案第１号 平成２１年度小樽市一般会計補正予算について
- ５ 産業振興について
- ６ 縄文遺跡の保存と利活用について
- ７ その他

林下議員（１２月８日２番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- １ 政権交代
- ２ 定住自立圏構想
- ３ 地域医療の拠点としての市立病院
- ４ 貧困率と雇用対策
- ５ たばこの健康被害とたばこ税
- ６ 男女共同参画社会基本条例の制定について
- ７ その他

成田（祐）議員（１２月８日３番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- １ 小樽市の将来像について
- ２ 北海道新幹線について
- ３ 市立病院問題について
- ４ しゃこ祭について
- ５ 小中学生の学力向上策について
- ６ その他

一般質問

山口議員（１２月９日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- １ 本市観光の課題と展望
 - （１）観光客動態調査の分析
 - （２）観光部局の業務の整理と強化
 - （３）観光基本計画に示された重点３地域の今後の方向性
- ２ その他

菊地議員（１２月９日２番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- １ 核密約と小樽港の平和利用について
- ２ 町内会に対する支援について
- ３ その他

大橋議員（１２月９日３番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- １ 成年後見制度及び社会福祉協議会について
- ２ その他

千葉議員（１２月９日４番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- １ 観光について
- ２ 国際交流について
- ３ バリアフリー化の推進について
- ４ ボランティアについて
- ５ その他

古沢議員（１２月９日５番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- １ 新幹線問題について
- ２ その他

山田議員（１２月９日６番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- １ 教育活動に関連して
 - （１）小中一貫英語教育事業
 - （２）学校図書館
 - （３）市立図書館
- ２ 市民福祉・危機情報管理に関連して
 - （１）インフルエンザ対策
 - （２）ペットの飼育放棄
 - （３）自治体ＩＴ化
 - （４）災害時要援護者避難支援制度
- ３ 産業振興に関連して
 - （１）地域ブランド調査
 - （２）動画投稿サイト

- 4 環境保全に関連して
 - (1) ごみリサイクル率
 - (2) 海岸清掃
 - (3) 児童遊園地
- 5 その他

平成21年
第4回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

平成21年12月1日

出席議員（28名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保
19番	佐々木	勝	利		20番	新	谷	と	し
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀
23番	横	田	久	俊	24番	成	田	晃	司
25番	前	田	清	貴	26番	大	竹	秀	文子
27番	見	楚	谷	登	28番	久	末	恵	子

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	山	田	勝	鷹	副	市	長	山	田	厚										
教	育	長	菊		讓	病	院	局	長	並	木	昭	義								
水	道	局	長	小	軽	米	文	仁	総	務	部	長	山	崎	範	夫					
総	務	部	参	事	鈴	木	勇	三	財	政	部	長	貞	原	正	夫					
産	業	港	湾	部	長	磯	谷	揚	一	医	療	保	険	部	長	中	村	浩			
福	祉	部	長	長	川	修	三	保	健	所	長	秋	野	恵	美	子					
生	活	環	境	部	長	小	原	正	徳	建	設	部	長	竹	田	文	隆				
病	院	局	長	吉	川	勝	久	消	防	長	会	田	泰	規							
教	育	部	長	大	野	博	幸	監	査	委	員	長	宮	腰	裕	二					
会	計	管	理	者	中	塚	茂	総	務	部	長	貞	村	英	之						
総	務	部	総	務	課	長	中	田	克	浩	財	政	部	財	政	課	長	木	下	正	樹

議事参与事務局職員

事務局長	佃	信雄
庶務係長	北出	晃也
調査係長	関	朋至
書記	木戸	智恵子
書記	島谷	和大

事務局次長	佐藤	正樹
議事係長	中村	弘二
書記	相澤	幸
書記	小林	由美子
書記	高野	香織

開会 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、平成21年小樽市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、新谷とし議員、成田晃司議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から12月21日までの21日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第26号及び報告第1号」を一括議題といたします。

議案第25号については提案理由の説明を省略し、議案第1号ないし第24号及び第26号並びに報告第1号について、順次、提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第1号ないし第24号及び報告第1号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）（拍手）

市長（山田勝磨） ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第5号までの平成21年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第1号平成21年度一般会計補正予算につきましては、生活困窮世帯に対する特別の措置として、小樽市社会福祉協議会・北海道共同募金会小樽市支会が共同募金を原資として支給する「ふれあい見舞金」に、市として上乘せして支給するための経費を計上いたしました。

次に、議案第2号から議案第5号までの平成21年度各会計補正予算の主なものといたしましては、一般会計では、小学校3校及び中学校2校につきましては、校舎耐震補強工事及び関連工事に係る所要の経費を計上したほか、さきの第3回定例会で議決をいただきました「地域経済活性化等推進資金基金」を活用して行う、公共施設の設備整備や商店街活性化支援のための経費などを計上いたしました。

以上に対する財源といたしましては、それぞれ歳出に対応する国・道支出金、寄附金、繰入金、諸収入及び市債を計上いたしました。

また、債務負担行為につきましては、工事の早期発注を図るため、臨時市道整備事業費を計上したほか、市民会館、公会堂及び市民センターほか2施設の指定管理者の管理代行業務に係る経費を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は6億1,711万2,000円となり、財政規模は573億8,517万4,000円となりました。

次に、特別会計では、住宅事業特別会計で、現在の道営住宅若竹団地2号棟の耐震補強工事と内部改修などに要する経費のほか、債務負担行為として市営住宅の管理代行業務に係る経費を計上するとともに、企業会計では、水道事業において、債務負担行為として水道料金等徴収業務委託費のほか、工事の早期発注を図るため、配水管整備工事費を計上いたしました。

次に、議案第6号から議案第24号までについて説明申し上げます。

議案第6号定住自立圏形成協定の議決に関する条例案につきましては、定住自立圏形成協定の締結等を議会の議決事件とするものであります。

議案第7号特別職に属する職員の給与条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員に準じ、特別職等の期末手当の独自削減前の支給割合を引き下げるものであります。

議案第8号職員給与条例の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員に準じ、独自削減前の行政職給料表を改定するとともに、職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き下げるほか、これに伴い医師以外の職員の期末手当に係る独自削減割合を調整するものであります。

議案第9号病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員に準じ、病院事業管理者の期末手当の支給割合を引き下げるものであります。

議案第10号職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案につきましては、日本年金機構法による雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第11号議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第12号財産条例の一部を改正する条例案につきましては、国から交付を受ける住宅用火災警報器を社会福祉施設等の事業者に譲与する目的で、公益上必要がある場合において物品の譲与等を可能とする規定を設けるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第13号廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、産業廃棄物処分手数料を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第14号国民健康保険条例等の一部を改正する条例案につきましては、社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部改正に準じ、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に係る延滞金を軽減するものであります。

議案第15号市営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、道営住宅若竹団地の一部の事業主体を北海道から小樽市に変更し、同団地の一部を市営住宅とするとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第16号消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案につきましては、消防法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第17号消防手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部改正に伴う所要の改正等を行うものであります。

議案第18号から議案第21号までにつきましては、いずれも公の施設の指定管理者の指定についてありますが、市民会館、公会堂及び市民センターについてはイオンディライト・大幸総業グループを、鯉御殿については株式会社小樽水族館公社を、各市営住宅については協和総合管理株式会社を、銭函パークゴルフ場については株式会社北日本ターフマネジメントを、引き続き指定管理者として指定するものであります。

議案第22号後志広域圏振興協議会の廃止につきましては、後志管内の町村との協議により、平成22年2月28日をもって後志広域圏振興協議会を廃止することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第23号北海道市町村備荒資金組合を組織する地方公共団体の数の減少及び議案第24号北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少につきましては、紋別郡上湧別町及び湧別町の合併に伴い、北海道内の市町村との協議により、北海道市町村備荒資金組合を組織する地方公共団体

及び北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少させることについて、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

最後に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、平成21年度一般会計において新型インフルエンザワクチン接種費用負担軽減事業費の予算を措置するため、同会計の補正予算について平成21年10月27日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

議長(見楚谷登志) 次に、議案第26号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇)(拍手)

22番(北野義紀議員) 日本共産党を代表して、議案第26号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

今回の提案説明は、二つの点に絞って行います。

第1は、核兵器廃絶をめぐる世界の動きが、平和を願う方向に着実に進んでいる問題です。

9月15日の第3回定例会での我が党の非核港湾条例案提案後も、核兵器廃絶の動きは、着実にその歩みを進めています。

オバマ大統領は、9月23日の国連総会での演説に引き続き、10月5日の国連の核軍縮問題を扱う第1委員会で「核兵器のない世界」を目指すことを改めて表明しました。国連総会での演説では、これに先立つロシアとの2国間協定で戦略核ミサイルの大幅削減で合意したと紹介し、また、軍縮会議では、核兵器を核分裂性物質の生産に終止符を打つための交渉をすることで合意したことも紹介しています。これらは、いずれも「核兵器のない世界」の目標を追求する立場からの取組です。

オバマ大統領の本年4月5日のブラハでの演説は、核兵器を使用したアメリカが核兵器の廃絶の先頭に立って行く道義的責任を明言したことで、世界と日本の人々に大きな感銘を与えました。これ以降、核兵器廃絶を願う世界の世論は、大きなうねりとなりつつあります。

先ほど指摘した動きも、この大きな流れの一つであります。なぜ大きな流れとなったのか。ブラハでのオバマ大統領の演説は、世界の人々の心をつく内容があるからです。大統領は、その演説の中で、1989年のチェコのビロード革命に関連して「道義あるリーダーシップは、いかなる武器よりも強力である」と強調しているからです。道義と政治については、日本国憲法の前文でも「政治的徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国との対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる」とうたわれています。これは何を意味しているかは明白であります。御承知のように、自国の主権を維持し、他国と対等・平等の友好関係を築くことと政治的徳の法則が深く結びついているからです。

今、世界は、二つの超大国のイニシアチブから解放され、それぞれの国々が自国の主権を維持し、他国と対等の立場で友好関係を築くことが大きな流れとなっているからこそ、オバマ大統領の演説は、この流れを励ますものとして、世界と日本の人々に大きな感銘を与えることになったのです。

日本の政治においても、日本国憲法前文の崇高な理想と目的達成のため、全力を尽くすことが求められており、小樽市議会においても核兵器搭載可能艦の入港は認めない立場を貫くことこそ、憲法前文の立場に沿うものと確信するものです。

第2は、日米安保条約改定時の核密約の問題です。

この核密約が存在するかどうかは、小樽港への米艦船入港を認めるかどうかの核心をなす問題です。密約とは何か。明らかになっているのは四つあります。核持込み密約、朝鮮有事密約、沖縄核持込み密約、沖縄補償肩がわり密約です。今日は、核持込み密約のみについて触れます。

核持込み密約ですが、アメリカが日本へ核兵器を持ち込むときは事前協議が行われ、ここで日本は核持込みを断るから心配ないというものでした。外務省は、これを小樽などアメリカ艦船が入港することに関しても適用になるから、アメリカ側から事前協議の申し入れがないから、小樽港へ入港するアメリカ艦船に核兵器は搭載されていないとの結論を導き出しています。

直近の小樽港へのアメリカ艦船の入港は、今年の2月5日から9日までのミサイル駆逐艦フィッツジェラルドですが、市長の問い合わせに外務省北米局安全保障条約課長の回答はどうであったか。「日米安全保障条約上いかなる核持込みも事前協議の対象であり、核持込みについての事前協議が行われた場合には、政府としては常にこれを拒否する所存であるので、非核三原則を堅持するとして我が国の立場は確保されている」とのことでした。これを根拠に市長は、いわゆる小樽方式に照らしてパース使用を認めました。

これまでの我が党の指摘に山田市長は、核兵器が積載されていることが明白な艦船であれば港湾施設使用は認めないとしてきました。アメリカ側は早くから、核兵器積載艦船の寄港は事前協議の対象外であるとする日米間の公文書を公開しています。我が党は、アメリカ側の資料を基に核密約問題を指摘し、核兵器積載可能艦の小樽港への入港を断るよう要求してきました。しかし、日本政府の見解が密約そのものが存在しないとの立場で、密約を裏づける日本側文書の存在そのものを否定し続けてきました。

こういう経過の中で政権交代となり、今年9月中旬、岡田外務大臣が核密約問題の調査を事務次官に大臣命令として指示を出し、調査が進められてきました。このほど外務省幹部が明らかにしたことがマスコミにも明らかにされていますが、これによれば、外務省の保管資料のファイルの中に、核密約の根拠をなす討議記録の存在を裏づける日本側文書が発見されたとのこと。これは、山田市長のこれまでの対応を180度転換しなければならない重大な問題です。今回の新政権の調査では、マスコミも認めているように、艦船の寄港は事前協議の対象外となれば、市長の対応は入港拒否の立場でなければなりません。新政権の下で明らかになった事実上の核持込み容認の協定、いわゆる討論記録の存在は、これまでの日本政府の対応がうそであったことになり、寄港に当たっては核兵器を積んでいても構わないという事実上の核持込み容認の立場であったことを実証しています。

それだけに、我が党提案の非核港湾条例案は、核持込みを拒否するためには、どうしても必要な条例であることは、皆さんにも御理解いただけたのではないのでしょうか。今回こそ全会派に御賛同していただけるものと確信し、提案説明といたします。（拍手）

議長（見楚谷登志） ただいま上程中の案件のうち、議案第7号ないし第9号及び第25号については、先議することといたします。

これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

7番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表して、議案第8号小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案は否決を主張して討論を行います。

本年の人事院勧告は、給与本体とボーナスを大幅に引き下げ、国家公務員1人平均15万4,000円という過去最大規模の減収を押しつけるものとなりました。公務員の生活、とりわけ中堅層、30歳代、40

歳代の子育て世代に大きな打撃となったところです。

この人事院勧告は、地方公務員や国家公務員の給与に準拠する独立行政法人、国立大学法人、学校、病院などなど、およそ580万人の労働者に関係するものです。さらに、国家公務員給与の動向は、民間の給与、ボーナスの指標となり、民間にも大きく影響を与えます。今日の景気状況の下、個人消費を冷え込ませ、景気をさらに後退させることにつながります。しかも、人事院勧告の歴史上初のマイナス勧告を2002年に行って以降、2003年、2005年と相次いで給与マイナス勧告を重ねつつ、地域間の賃金格差の拡大をもたらす給与構造改革を進めてきたことは、人事院勧告が国家公務員の労働基本権を制約する代償措置という位置づけにも反するもので、容認できないものです。

こうした国家公務員の給与削減の人事院勧告の流れをそのまま踏襲する職員給与条例の一部改正ですから、もともとの成り立ちから認めがたいものです。小泉構造改革以降、地方交付税が大幅に減額となり、小樽市では、累積赤字を解消すべく財政健全化計画を進めているさなかです。この健全化計画の達成に向けて小樽市職員の皆さんは協力を惜みず、給与の大幅な独自削減に耐え、一丸となって業務遂行に当たっているところです。本俸の独自削減を実施している平成16年度から平成20年度までの削減額は、さきの第3回定例会で市長が答えられた額ですが、平成15年度をベースに算定して一般会計でおよそ27億9,000万円です。地域経済に与える影響も大きく、商店街の皆さんからも、これ以上の公務員の給与削減はやめてほしいとの声が聞かれます。

このたびの給与条例の改正では、小樽市職員給与独自削減の範囲内であり、実質支給額に実害が及ばないとはいいますが、独自削減率が縮小されて復元率も下がることとなります。東川町では、既に各種手当の抑制、計画以上の職員削減の中、業務量の増大にも対応する職員の功績に報いるとして、この冬の手当は人勤を反映させないことにしました。職員規模の違いもありますが、職員の日々の努力に報いるこうした対応もあるのかと考えさせるものがあります。

民間の給与の実態で言えば、自民党・公明党の政権の下で、労働法制の規制緩和をはじめとした雇用破壊によって賃下げが行われるなど、大きく給与が抑え込まれてきました。民間準拠といって公務員の給与を引き下げるとは、労働者全体の賃下げの悪循環を招くこととなります。この悪循環をさらに加速させる2009年人事院勧告を基とした条例改正を認めることはできないことを改めて表明して、討論とします。（拍手）

議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第8号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第7号、第9号及び第25号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明12月2日から12月6日まで5日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1時25分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 見 楚 谷 登 志

議 員 新 谷 と し

議 員 成 田 晃 司

平成21年
第4回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

平成21年12月7日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保
19番	佐々木	勝	利		21番	古	沢	勝	則
22番	北	野	義	紀	23番	横	田	久	俊
24番	成	田	晃	司	25番	前	田	清	貴
26番	大	竹	秀	文	27番	見	楚	谷	登
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（1名）

20番 新 谷 と し

出席説明員

市 長	山 田 勝 麿	副 市 長	山 田 厚
教 育 長	菊 讓	病 院 局 長	並 木 昭 義
水 道 局 長	小 軽 米 文 仁	総 務 部 長	山 崎 範 夫
総 務 部 参 事	鈴 木 勇 三	財 政 部 長	貞 原 正 夫
産 業 港 湾 部 長	磯 谷 揚 一	医 療 保 険 部 長	中 村 浩
福 祉 部 長	長 川 修 三	保 健 所 長	秋 野 恵 美 子
生 活 環 境 部 長	小 原 正 徳	建 設 部 長	竹 田 文 隆
病 院 局 長	吉 川 勝 久	消 防 長	会 田 泰 規
経 営 管 理 部 長	大 野 博 幸	監 査 委 員 長	宮 腰 裕 二
教 育 部 長	中 塚 茂	総 務 部 長	貞 村 英 之
会 計 管 理 者	中 塚 茂	企 画 政 策 室 長	
総 務 部 総 務 課 長	中 田 克 浩	財 政 部 財 政 課 長	木 下 正 樹

議事参与事務局職員

事務局長	佃	信雄
庶務係長	北出	晃也
調査係長	関	朋至
書記	木戸	智恵子
書記	島谷	和大

事務局次長	佐藤	正樹
議事係長	中村	弘二
書記	相澤	幸
書記	小林	由美子
書記	高野	香織

閉議 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、吹田友三郎議員、斎藤博行議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第6号、第10号ないし第24号及び第26号並びに報告第1号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 8番、中島麗子議員。

（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

8番（中島麗子議員） 日本共産党を代表して質問します。

政府の行政刷新会議の作業グループによる事業仕分けが終了し、2010年度の予算編成が大詰めを迎えています。共同通信社が11月に行った全国電話世論調査によりますと、事業仕分けについて評価する声が77パーセントでした。国民に見える予算編成という点や無駄遣いの洗い出し、部分的な国民要求が反映されるなどは評価されますが、聖域なしとしながら5兆円の軍事費や320億円の政党助成金、米軍の思いやり予算、大企業への行き過ぎた減税にはメスを入れようとしていません。その一方で、効果が数字ではかりにくい科学技術予算や文化・スポーツ予算の削減や凍結が進み、東大の学長らの反対共同声明が発表されたり、ノーベル賞受賞者らやオリンピックで活躍したアスリートたちが見直しを求める場面もありました。仕分け人には、小泉構造改革の推進者が含まれており、事業仕分けで削減、廃止されたものでも、国民から要望のある事業については国民の立場に立った政治的判断が必要です。鳩山新政権の最初の予算編成の下で、地方自治体への影響を考えながら、最初に財政問題について質問します。

平成20年度決算を踏まえて、平成21年度の予算執行状況と決算見通しについてお聞きします。

20年度一般会計決算では、6億3,711万円の単年度黒字となりました。今年度も続いて黒字決算を見込めるのか、大きな関心事です。昨年度は、財政健全化計画との比較では歳入で32億3,100万円の不足でしたが、歳出で38億600万円を削減した結果ですから、厳しい歳出削減の成果と言えそうです。特に、除排雪経費や価格高騰を見込んだ灯油代で、不用額を出しました。これからの季節が問題です。毎年11月の灯油価格で予算編成をしますが、21年度は昨年度より16円も灯油価格が下がっており、暖冬も続きそうですから、昨年度並みの予算執行になるのではないのでしょうか。歳入のうち、市税収入は10月末で昨年同期と比較してどうか。とりわけ個人市民税、法人市民税、21年度に評価替えがあった固定資産税や都市計画税の動向についてお知らせください。

続いて、21年度歳入全体の見通しと2年連続の単年度黒字の見通しについてもお聞かせください。

また、小樽駅前再開発が終了した現在、丸井今井小樽支店跡の活用が焦点になっています。今後の事業展開についての見通しはどうなっているのでしょうか。また、事業展開による固定資産税の増収の可能性についてはどのようにお考えでしょうか。市長の御意見をお聞きします。

我が党は財政健全化は基本的には必要と考えますが、赤字解消することだけを追求するあまり、市民サービスを削減することには同意できません。今年度も昨年度のように管理経費の10パーセント削減を実施するのでしょうか。予算が残り、市民要望が強い事業があっても、計画した以外の事業は行わず、そのまま不用額にするというつもりでしょうか、お答えください。

次に、職員の給与削減回復についてお聞きします。

財政健全化計画によると、職員給与は財政状況を見ながら単年度ごとの見直しをする計画です。しか

し、市長は、平成20年度の単年度黒字決算に対しても、企業会計や基金からの多額な借入れがあり、財政構造そのものが改善したわけではないから見直さないとします。平成20年度末では他会計や基金からの借入総額は36億9,500万円でしたが、21年度末では幾らになるのか、今後の借入予定及び返済計画を示し、すべて返済するのはいつになるのか、お聞かせください。

職員給与削減の回復は、この後になるということでしょうか。今後、職員給与の削減回復についてどのような条件の下で進めていくのか、市長の見解を求めます。

また、既に先議された一般職の人事院勧告に基づく削減をすると、削減分の給与を回復するとき、回復額が減らされることになり、完全な回復にはならないと思いますが、いかがでしょうか。

子ども手当にかかわる税負担についてお聞きします。

民主党は、総選挙のマニフェストで「所得税の配偶者控除、扶養控除を廃止し、子ども手当を創設する」と提唱してきましたが、厚生労働省は2010年度予算の概算要求で、子ども手当の財源の一部として現行の児童手当を廃止するとしています。子育て世代にとっては、子ども手当が支給されるかわりに児童手当が廃止され、所得税が増税されると、所得税額を基準にして決定されている保育料などが引上げになり、結果的に負担増になることはありませんか、一般論としてお答えください。

また、子ども手当を支給されない世帯で扶養家族を持つ世帯は、扶養控除廃止による所得税増税の影響をまともに受けることになります。その後、民主党政権は、子ども手当の財源として所得税の扶養控除の廃止だけでなく、住民税の扶養控除も廃止して、子ども手当の財源の一部に地方負担を検討すると言いはじめました。現在、小樽市の住民税の扶養控除対象者は何人いるでしょうか。所得税、住民税の両方の控除を廃止したときは、税収にどのような影響が出ますか。

住民税が課税か非課税かで公営住宅家賃や介護保険料、医療費の窓口負担限度額など広い影響が考えられますが、住民負担の影響はどうなりますか。

私たちは、子ども手当のような現金給付は増やすべきだと思いますが、保育所整備や義務教育の給食費などの無償化や長時間労働の改善などの子育て支援は総合的に実施すべきです。子ども手当の財源として新たな住民負担増にすべきではありません。市長の見解をお聞きします。

財政問題の最後は、財政健全化計画です。

平成21年3月に一般会計の収支計画を見直しています。計画では、20年度は7,200万円の単年度黒字が、決算では6億3,700万円でした。累積赤字は、12億2,500万円の予定が6億5,900万円です。21年度の計画では、1億1,600万円の単年度黒字の予定ですが、累積赤字が大幅に変わってきています。計画の見直しを図り、実績に基づいた変更をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

20年度だけの単年度黒字で大きな変更は難しい点はあると思いますが、21年度決算の見直しによって、24年度を待たず、前倒しで赤字解消を実施する計画になると考えてよいでしょうか、お聞きします。

次に、雇用対策についてお聞きします。

総務省の労働力調査によりますと、完全失業者数が本年10月まで12か月連続で前年同月に比べて増加しています。10月の完全失業者数は344万人、経済不況に加え、デフレを理由にした製造業の派遣切りが相次ぎ、東京日比谷公園に年越し派遣村が出現した昨年暮れより深刻な雇用破壊が進んでいます。特に、若い15歳から24歳までの失業率が悪化しており、雇用情勢の改善や貧困対策が緊急の課題になっています。小樽市内では、年末になってからも株式会社ミツウマが生産縮小のため希望退職を募り、100名近い人が対象になっています。今後も営業不振等による大量の失業者が出る見通しはないのか、お聞きします。

市は、これまで新規高卒者を臨時職員として雇用し、支援を行ってきましたが、実施回数と総採用数

は何人になりますか、わかる範囲でお知らせください。

1年後に小樽市職員として採用された人がいるのか、その後の就職状況を把握しているのか、お聞きします。

あくまで1年間の臨時雇用ですから、10人の求職に4人分の求人しかない最悪の雇用情勢が改善しなければ失業者になります。財政健全化計画によると、職員数は平成21年度までは事務の退職者分は補充せず、22年度からの退職者分について採用する方針でした。しかし、予定外の退職者が多いために、来年度新規採用者をとるそうです。予定外退職者が多くなった理由をどのように考えているのでしょうか。職員給与引下げが影響していないのか、質問します。

来年度採用者の内定が決まったと聞いていますが、人数と内訳をお知らせください。こういうときに高卒の臨時雇用者を何人かでも採用できませんか。今後、一層厳しい雇用情勢の下で、新規高卒者に対する市としての雇用対策をお聞かせください。

政府は、雇用創出事業として、ふるさと雇用再生特別対策事業と緊急雇用創出推進事業を打ち出し、これまで平成20年度第1次・第2次補正予算、平成21年度第1次補正予算と総額7,000億円の予算を計上してきました。小樽市分は、21年度9,774万8,000円、22年度6,837万1,000円、23年度5,469万6,000円、総額2億2,081万5,000円の計画です。

最初に、21年度に実施したふるさと雇用再生特別対策事業と緊急雇用創出推進事業で何人の雇用創出になったのか、お答えください。また、この結果に対する評価もお聞かせください。

11月6日、後志支庁から年度末の厳しい雇用情勢の対策として、22年度の予算を前倒して緊急雇用創出推進事業計画を出すように連絡が入っています。しかし、結果的に小樽市は、事業計画を提出しませんでした。なぜでしょうか。

21年第1回定例会、第3回定例会で予算化された13事業のほかに、ふるさと雇用再生特別対策事業で北海道に申請して却下された事業を再検討したのでしょうか。苫小牧市では、今回、ワークシェアリング事業追加分として500万円、公園・街路樹木高位置剪定業務として3,000万円、二つの事業を提出しています。11月26日、北海道議会第4回定例会には、これら全道約40自治体から申請された事業の補正予算として、北海道分1億6,700万円、市町村分3億3,300万円、合計5億円が計上されています。その後、22年度予算の前倒し活用はなくなり、新たな予算措置がされることになったと聞いています。積極的な事業計画を持たないために、このような機会をふいにしていることは大変問題です。我が党は、これまでもプールの新設や住民要望の強い朝里地域のコミュニティセンターの建設などを提案してきました。事業計画に上げていれば、提案できたものではありませんか。今度こそきちんと計画に入れてください。

市は、2億6,100万円の地域経済活性化等推進資金基金については、どのような活用を検討しているのでしょうか。

私は、第3回定例会の一般質問で地元業者への発注を条件にした民間住宅リフォーム助成制度を提案しましたが、11月26日、札幌市議会第4回定例会では、全議員提案で環境負荷の低減などのための住宅リフォームの促進に関する条例案を可決しています。第3回定例会の市長答弁では、大きな市にはなじまないということでしたが、札幌市で実施することはどのようにお考えでしょうか。

道内では旭川市でも実施していますし、地元の小規模事業者への仕事確保として有効なものであります。ぜひ、雇用と地域経済対策として調査・研究し、本市での導入を検討してください、答弁を求めます。

次に、補正予算についてお聞きします。

今定例会に提案された議案第18号ないし第21号は、公の施設の指定管理者として市民会館、公会堂、市民センターをイオンディライト・大幸総業グループに、鯉御殿は小樽水族館公社に、各市営住宅は協和総合管理株式会社に、銭函パークゴルフ場は北日本ターフマネジメントに、平成22年4月1日から3年間指定するものです。それぞれ管理代行業務費として補正予算が計上されています。いずれも引き続き同じ事業者を指定することになっていますが、地元業者かどうか、それぞれの施設の公募には何社が参加しましたか。一般的に指定管理者制度では、公募はしても同じ業者が選定されることが常態化しているのではないのでしょうか。また、それぞれ指定管理者制度の導入後と市直営のときの管理運営費を比較した結果と、全体的な評価についてお答えください。

公共サービスの民営化が進む中で、何点か問題があります。

公的機関が事業者との間で結ぶ契約に、人間らしく働くことのできる労働条件を確保しようとする公契約運動が起きています。運動の基本は、住民の税金を使う公的事業で利益を得ている企業は、労働者に人間らしい労働条件を保証すべきであり、発注者の公的企業は、それを確保する責任を負っている住民の税金でワーキングプアをつくってはならないということです。今回の予算額を見ると、これまでの3年間と同額ですが、問題はないとお考えでしょうか。小樽市が財政的に節約できた分、受託事業者が従業員の労働条件にしわ寄せをすることにならないのか、この点について検討されているのか、質問します。

第2の問題は、市営住宅の管理委託のように住宅の管理だけでなく、使用料の徴収や未納分の督促、訪問徴収、さらに減免制度の対象者への実務作業など、公費の扱いを民間業者に委託し、所得や世帯構成などの個人情報も公然と扱われることです。7月8日に議員と連合町会長の意見交換会がありましたが、敬老のお祝いを用意しても、個人情報保護法の関係で小樽市から高齢者の名簿が渡されない。把握しきれずに困っていると意見がありました。市は、町内の高齢者の実態は教えられないと言いながら、一方では、個人の収入や滞納など極めて重要な個人情報は民間会社に知らせるわけですから、大きな矛盾ではないのでしょうか、市長の見解をお聞きます。

次に、補正予算として、水道事業会計に水道料金等徴収業務委託料金が1億6,499万7,000円計上されています。水道、下水道事業では、これまでも業務委託を広く実施してきました。主なものを経年的に示し、委託事業内容と委託事業数、契約金額総額は幾らになるのか、平成20年度決算でお知らせください。今回の業務委託は、料金及び収納業務の委託で、約1,000万円の効果を見込んでいるとのことですが、事業者は市外業者になると聞いています。これまで勤務していた職員が失業することはないのか、職員の数はどのように変わり、市民との関係はどうなるのか、お聞きます。

業務委託の目的は、給水収益と下水道使用料が年々減収してきて、平成20年度決算では、前年度に比べて両方合わせて1億5,000万円も減収になったといいます。金融危機の下で先の見通しが難しい。将来水道料金が値上げになると、経営的努力が問われる。そのためにも、今から維持管理費の縮減を図るといいます。しかし、水道事業会計は20年度決算では3億300万円の純利益を生じ、12年間連続して純利益を計上しており、経営状況は良好です。下水道事業会計は3年ぶりに純利益が生じており、22年度から3年間、一般会計に総額22億4,000万円の貸付けを予定しています。年度末資金余剰額は7億1,400万円となっています。市は、この余剰額が年々減少していくためにいち早く手を打つと言いますが、このような良好な経営状況にもかかわらず、これ以上の収益は見込めない、将来に備えて民間委託を推進することに市民の理解が得られるとお考えでしょうか。

この間、5年連続赤字決算を出してきた一般会計に貸付けをしてきた水道・下水道事業会計それぞれの貸付総額は幾らになりますか。

また、全道的には、恵庭市が平成16年度から料金収納業務の委託を開始しており、小樽市は来年度から釧路市と網走市とともに開始する予定です。差し迫った問題がないのに、全道に先駆けて民間委託を進める必要があるのでしょうか、市長の見解を伺います。

最後になりますが、先ほども述べたように、料金徴収業務の委託は、公金を扱う分野を民間に広げていくことであり、市民の個人情報を守ることと大きくかい離するものです。経済効果のみ優先して業務を進めてきた新自由主義の破たんは、今回の選挙で明らかになりました。自治体本来の住民主権の行政を取り戻すために、このような民間委託は検討すべきと考えますが、市長のお考えを伺います。

障害者問題についてお聞きします。

平成18年4月1日から障害者自立支援法が施行され、従来の応能負担から応益負担に変更となり、生活保護世帯以外はすべて自己負担が発生しました。所得に応じて月額負担に上限額を設け、19年4月からは特別対策、20年7月からは緊急措置を実施し、さらに負担上限額を軽減してきました。しかし、11月26日、厚生労働省が発表した同法の施行に伴う利用者負担の実態調査では、87.2パーセントの利用者の負担額が増加していたことが明らかになっています。本定例会には、障害者事業所の経営を危機に陥れている報酬の日払いを緩和するために、元の収入の9割保障からさらに10割保障にするため、移行時運営安定化事業費として10事業所分、384万2,000円が補正予算として計上されていることから、障害者自立支援法の問題は明らかです。

鳩山首相は、所信表明演説で障害者自立支援法の廃止を明言しました。しかし、法廃止の道筋は示されていません。長妻厚生労働大臣は、4年間で応能負担に変える新制度を創立すると説明していますが、応能負担にするというなら、定率1割負担を規定している自立支援法第29条の一部削減を行い、来年4月から実施すべきです。

初めに、小樽市における障害者自立支援法による影響について小樽市の財政的負担の変化、サービスの利用状況や障害者の相談件数の増減、障害者事業所の経営の変化についてお答えください。

今回は、障害を持つ子供たちの問題について質問します。

本市の障害児保育は、平成14年度までは中央保育所のみ受入れで、1名ないし3名でしたが、その後受入先が拡大され、20年度は民間保育所2か所を含めて、市内7か所の保育所で11人を受け入れています。入所受入れの手続きは一般児童と違うのか、保育体制、財政措置について20年度決算で示してください。また、今後、障害児保育の拡大、充実に向けての課題についてもお答えください。

平成21年10月末現在、市内の特別支援学級の在籍児童数は110人で、そのうち小学生は76人です。20年度には、小学校5校をモデル校として特別支援教育支援員の配置も始まっています。放課後児童クラブの障害児受入れは、平成15年塩谷児童センターで余市養護学校児童2人の受入れから始まり、今年度11月1日時点では、全市で21人の子供たちが利用しています。平成20年度から小樽豊学校で放課後児童クラブが開設され、現在2人が利用していますが、その1人、Aちゃんについて報告します。

Aちゃんは、平成13年、市内で共働きをしている両親の第2子として生まれましたが、聴力、視力、心臓に障害があり、両上下肢全廃で発達障害、知的障害を持つ重度・重複障害児です。医療機関の入退院を繰り返しながら育ち、2歳から市内の保育所に入所しました。両親が受け入れてくれる保育所を探した結果ですが、集団保育の中で表情も豊かになり、目覚ましい成長があったと両親ともに大変喜んでいました。小学校は聴力障害があったため、小樽豊学校に入学し、両親の強い希望もあり、小樽豊学校に放課後児童クラブが開設され、現在まで利用しています。先日、私も小樽豊学校を訪問して、放課後児童クラブを見学してきましたが、自力で座ることも立つこともできないAちゃんが、寝ころんだ姿でも指導員が丁寧に話しかけたり、車いすに乗せたりして生き生きとした交流が見られました。休日は両親

が仕事のため、ヘルパーに自宅で見てもらっていますが、放課後児童クラブが4年生までのため、放課後対策が問題です。両親は発達支援という点で、引き続き6年生までの児童クラブの利用を希望しています。しかし、昨年児童クラブの障害児受入れについては、5、6年生の受入れ試行を平成20年度で中止することを決定しています。この問題については、20年9月19日の予算及び基本構想特別委員会で我が党の菊地葉子委員が質問していますが、改めて障害児の受入れを開始した経過と、5、6年生まで対象にし、試行期間を設けてきた理由、結果的に中止した経過について説明を求めます。

20年度末で終了したとき、5年生だった子供は、その後、放課後をどのように過ごしたのか、また、Aちゃんのような重度身体障害児が放課後過ごせる施設が小樽にあるのでしょうか、お答えください。

教育委員会の中止の理由に、小学校の空き教室という施設的な問題がありました。しかし、実際には塩谷児童センターで6年生まで見てきた児童もいますから、ケース・バイ・ケースであり、今回の小樽聾学校については、施設的には受入れ可能と思われそうですが、いかがでしょうか。

厚生労働省による放課後児童クラブガイドラインによると、対象児童は保護者が労働などにより昼間家にいない小学校1年生ないし3年生ですが、特別支援の小学校4年生以上の児童も加えることができるとあります。重度障害を持つ子供たちの放課後児童クラブの開設は全道的にも少なく、小樽市の先進的な取組は障害を持つ親子にとって大きな励みです。小樽聾学校を利用している障害児の6年生までの児童クラブの延長をぜひ検討してください。教育長の答弁を求めます。

この項の最後になりますが、Aちゃんが生活するためには、さまざまな支援が必要です。両方の手足に全く力が入らないため、特殊な座位保持装置を利用していますが、スウェーデン製で1台50万円で、自宅と学校に2台必要です。他に移動用のリクライニング車いすが15万円、車に乗せるときの補助シートが10万円、吸引機や材料、補聴器、紙おむつ、ヘルパー利用料等、これらすべてに1割負担があります。自己負担限度額がありますから、ヘルパー利用料金などは月額1,500円までの負担ですが、装具や生活必需品は月額1万5,000円まで負担しなければなりません。自立支援法が始まったときの限度額は3万7,200円で、子供ですから成長に合わせて買換えが必要なため、財政的な負担が大変だったといえます。このように、障害が重ければ重いほど負担が大きくなる障害者自立支援法の実態を、市長はどのようにお考えでしょうか、御意見をお聞きます。

最後に、後期高齢者医療制度について質問します。

11月30日、厚生労働省の高齢者医療制度改革会議で長妻昭厚生労働大臣は、後期高齢者医療制度は平成25年4月廃止の方針を明らかにしました。民主党は、昨年、後期高齢者医療制度を本年4月に廃止し、老人保健制度に戻す法案を国会に提出しています。日本共産党も共同提案に加わり、廃止法案は参議院で昨年6月に可決しましたが、衆議院では自民・公明が審議を棚上げにしました。総選挙で鳩山首相は、廃止のために政権交代が必要だと訴えてきましたから、新政権は直ちに廃止するだろうと期待していました。今の制度を続けることは、毎年75歳を迎える高齢者がこの差別医療制度の対象になるわけで、被害が広がるばかりです。鳩山政権は、高齢者の尊厳を取り戻すために廃止法案を可決するしかない、こういう原点に立ち返り公約を守るべきです。市長は、後期高齢者医療制度が3年間先延ばしになることについてどのようにお考えでしょうか。

制度の廃止が国民的総意として新政権が誕生したと思いますが、現在における後期高齢者医療制度についての見解を改めてお聞きます。

この制度では、保険料滞納期間が1年以上の被保険者から保険証を取り上げ、資格証を発行することになっています。しかし、今年度は国民の世論や運動で国の資格証発行基準が決まらず、6か月の短期保険証を発行しています。北海道後期高齢者医療広域連合の保険料滞納総額は4億4,000万円、滞納者

数は1万522人でした。9月1日時点で短期保険証の発行は全道で850人でしたが、小樽市の発行数は76件で、全道のトップです。2番目は札幌市で72件、3番目は旭川市の64件で、短期保険証を発行しない自治体が64ありました。なぜ被保険者数や保険滞納者数が小樽市より多い自治体に比べ小樽市の短期保険証の発行数が多いのか、全道で一番多く発行した理由を説明してください。

現制度では2年に1度保険料が改定になっており、来年4月は最初の見直し時期です。同制度は高齢者人口の増加や医療費増で値上げする仕組みで、厚生労働省の10月下旬の試算では約10.4パーセント増、11月20日には約13.8パーセント増と発表しており、来年度の1人当たりの保険料は全国平均で8,556円引上げとなります。道広域連合の保険料は全国一高い所得割9.63パーセント、現在1人平均の年額が6万2,200円で、全国で12番目に高い保険料です。13.8パーセント増で計算すると年間8,600円の引上げとなり、2年ごとに9,000円近い保険料の引上げは、高齢者の負担能力を超えているのは明らかだと思います。今後、最終的な保険料はいつ決まるのか、さらに上がるのか、その見通しと保険料引下げのためにどのような対策があるのか、お知らせください。

国は都道府県、市町村にも広域連合に対して法定外の繰入れを要請するとしていますが、小樽市はこの要請にこたえられますか。

年額9,000円の保険料引上げに続いて、市長はどのようにお考えでしょうか、お答えください。

最も医療費がかかる高齢者だけを別立ての健康保険制度に追いやり、医療費の増額分は自己責任と言わんばかりのやり方です。75歳になったこと、病気の治療をすることに、保険料負担という形でなぜ責められなければならないのでしょうか。冷たい政治の象徴のような制度は廃止するしかありません。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） 中島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題に関連して、まず10月末における市税収入の状況であります。去年同期と比べて、個人市民税においては2億7,000万円、法人市民税においては1億1,000万円、固定資産税、都市計画税においては、合わせて2億1,000万円がそれぞれ減収となっております。

次に、21年度の一般会計の決算見通しであります。歳入では普通交付税は予算に対して増額となりましたが、その大半を補正予算の財源として計上しておりますし、景気の低迷などにより市税収入ばかりではなく、地方消費税交付金などの落ち込みが懸念されることや、歳出では除雪費などのこれから冬期間に向かって不確定要素も多くあることから、現時点で決算見込みを推計することは困難であります。年度内の残された期間、財政健全化計画の収支計画で見込んでいる1億1,600万円の単年度黒字の確保を目標として、最大限努力してまいりたいと考えております。

次に、丸井今井小樽店跡の今後の事業展開の見通しでありますけれども、施設を管理する小樽開発株式会社、コンサルティング会社を通してディベロッパーと施設の一体的な活用に向けて現在も交渉中であり、その詳細は明らかにされておませんが、一日も早く施設の再生が図られることを期待しております。

また、再生が図られた場合の固定資産税であります。計画が示されていない現段階での推定は難しいものと考えております。

次に、管理経費に関する予算執行の留保でありますけれども、財政健全化計画の収支計画を見込んで

おります1億1,600万円の単年度黒字を達成するためには、今後も引き続き歳入の確保と経費の節減を強く進めていかなければなりません。昨年度のような管理経費に関する一律の予算執行の留保については、本年度は考えておりません。

予算執行後に生じる不用額でありますけれども、御意見にもありましたが、本市は依然として全国でも数少ないいわゆる赤字団体でありますので、事業執行後の予算残額などはできる限り赤字解消の財源とするのが基本であると考えておまして、このことを含めて、あらゆる手段により再建に向けて全力を尽くすことは、市民に対する責務であると考えております。

次に、一般会計における他会計や基金からの借入れでありますけれども、平成21年度末では総額が44億6,000万円となる見込みであり、今後の借入れについては、健全化計画は22年から24年度まで下水道事業会計から総額で22億4,000万円を借り入れる予定であります。

一方で、返済計画につきましても、健全化計画で見込んでおまして、企業会計については15年程度、基金については13年程度で返済することとしております。また、返済の最終年度でありますけれども、最も遅いもので企業会計からの借入金は平成39年度、基金からの借入金は38年度の予定となっております。

次に、職員給与の削減回復でありますけれども、平成20年度の一般会計決算におきましては、単年度収支が大幅な黒字となり、本市財政に好転の兆しは見えましたが、財政構造的には依然として厳しい状況に変わりはないと認識しておりますので、職員給与の復元については、安易な回復によって健全化計画が後戻りすることがないように、累積赤字の解消と安定的な財政見直しを見極めながら、これまで同様、慎重に判断してまいりたいと考えております。

次に、今年度の人事院勧告による改定と職員給与の復元の関係ですけれども、本市では人事委員会を設置していないことから、これまで他の多くの自治体同様に、国の人事院勧告に準じて職員の給与を改定してきました。先日、先議をいただきました改定につきましても、今年度の国の改定内容に準じたもので、これまでどおり国の人事院勧告を反映した結果だと認識しております。したがって、仮に独自削減を回復したとしても、改定前の給与水準には戻らないと思います。

次に、子ども手当の支給と子育て世代の負担でありますけれども、世帯の収入の程度や家族構成などによってさまざまなケースが考えられますが、子ども手当が支給され、所得税の扶養控除などが廃止されますと、所得税額を基準として決定されている保育料などが上がり、結果として負担増になることはあり得るものと考えております。

次に、市民税における扶養控除対象者数でありますけれども、現在、政府税制調査会において審議されているゼロ歳から15歳まで及び23歳から69歳までの一般扶養控除対象者数を、本年の当初賦課時点でのデータに当てはめて試算いたしますと、約1万3,000人となっております。

次に、住民税における扶養控除の廃止に伴う影響でありますけれども、まず本市の税収の面から見ますと、一般扶養控除として対象者1人当たり33万円の控除がなくなりますので、市民税と道民税合わせて10パーセントの税率を乗じますと、対象者1人当たり最大3万3,000円の増収となります。また、対象となります市民への影響といたしましては、このように住民税の負担が増えることになりまして、特に市民税が非課税から課税になるケースでは、介護保険料、保育費負担金のほか、水道料金、下水道使用料などの減免措置にも影響が出てくるものと考えております。

次に、子ども手当の財源でありますけれども、私としても住民の負担を増やすべきではないと考えております。

次に、一般会計の財政健全化計画の収支計画見直しでありますけれども、平成20年度の決算において、

単年度収支が約6億円を超える黒字となり、累積赤字が健全化計画よりも大幅に改善されたことは事実ではありますが、21年度の決算見込みは、先ほども申し上げましたとおり、市税収入の落ち込みの懸念や除雪費などの不確定要素も多くあることから、現時点で推計することは困難でありまして、健全化計画の前倒しまで示せる状況にはありません。したがって、健全化計画の収支の見直しにつきましては、本年度の歳入歳出の決算見込みや今後国から示されます22年度の地方財政対策などを踏まえ、また来年度の予算との整合性にも十分留意しながら、累積赤字の解消の時期も含め、判断してまいりたいと考えております。

次に、雇用対策についての御質問でありますけれども、まず市内の企業動向であります。昨年秋のリーマンショックによる影響が国内の実体経済にも及んでおり、本市経済においても個人消費が低迷する中、市内のしにせ企業の一つであります株式会社ミツウマが会社存続のために大幅な人員削減を行うなど、厳しい状況になると認識しております。現在のところ、市内企業の中で大幅な人員削減を行うとの情報は得ておりませんが、ハローワークなどの関係機関と連携し、引き続き市内企業の動向に注視をしてまいりたいと考えております。

次に、新規高卒者の臨時雇用でありますけれども、平成14年度から今年度までの8年間で5回の臨時雇用を実施しておりまして、これまでの雇用者総数は37名となります。また、その中で1年後に職員として採用された者は、昨年度まではおりませんでした。21年度の採用試験において事務職で内定となった者が1名おります。なお、臨時雇用者のその後の就職状況につきましては、特に把握はしておりません。

次に、予定外の退職者が多くなった理由でありますけれども、これまでも自己都合による退職者は毎年一定程度出ており、事務職ではこの一、二年その数が若干増えてはおりますが、退職する理由としては、家庭事情や身体的な事情によるもの、さらには新たな分野への転職によるものなど、さまざまであります。また、給与の削減が原因で退職したというお話は聞いておりませんので、そのような影響はないものと考えております。

次に、来年度の採用内定者の内訳であります。さきに実施しました採用試験の結果、事務で16名、衛生化学で2名、建築で2名、消防で6名、計26名の採用を内定いたしました。内訳につきましては、高卒の内定者は事務で7名、消防で5名でありまして、それ以外の14名は大卒であります。その後の辞退者が出ておりますので、最終的には若干の変更が見込まれているところであります。また、高卒の臨時雇用者の採用でありますけれども、正規職員の採用に当たりましては、地方公務員法上の規定等により、競争試験による能力の実証が必要となることから、高卒の臨時雇用者ということのみをもって職員に採用することはできません。

次に、新規高卒者に対する市としての雇用対策でありますけれども、来春の新規高卒者の就職状況が大変厳しいことから、新規高卒者の市内企業への就職を促進するための施策として、小樽市新規高等学校卒業生雇用奨励金事業を創設する予定であります。制度の概要といたしましては、平成22年3月に道内の高等学校を卒業し、市内に住民登録を有する人を6か月以上雇用している事業所に対し、1人につき20万円を交付するものであります。対象となる事業所は、市内に本社、本店がある事業所又は本社、本店の所在地が市外であっても、企業全体の従業員が100人以下の事業所で、市税の滞納がなく、雇用保険適用事業所であることなどを要件としております。また、事業予算につきましては、新規高卒者100人分、2,000万円を来年度の当初予算に計上を予定しており、市といたしましては、市内にある事業所がこの制度を活用し、一人でも多くの新規高卒者を採用していただくことを期待いたしております。

次に、国の雇用創出事業を活用して行った市の事業でありますけれども、まずふるさと雇用再生特別

対策事業では、地場産品インターネットショップ展開事業や独居高齢者等給食サービス事業など、五つの事業が実施中であり、新規雇用者は14名であります。

次に、緊急雇用創出推進事業では、災害時要援護者避難支援プラン作成事業や港湾施設環境美化事業など13事業のうち、3事業が終了し、8事業が実施中でありまして、新規雇用者は68名であります。また、事業の評価につきましては、ふるさと雇用再生特別事業では、最長3年間の雇用が14名分創出されるとともに、緊急雇用創出推進事業では6か月未満の短期間ではありますが、次の就業に至るまでの緊急的な事業として68名分の雇用が創出されておりまして、雇用状況が厳しい中、一定の効果があったものと考えております。

次に、緊急雇用創出推進事業の募集でありますけれども、後志支庁からメールで11月6日の正午ごろに緊急雇用創出推進事業の前倒し執行に関する事務連絡がありました。提出期限が同日の午後3時までと極めて短時間での募集の中で、直ちに原課から実施要望があったスポーツ施設の除雪業務や道路関係の調査業務について検討を行いました。年度末までの短期間であることから、45日以上雇用期間の確保ができないことや新規雇用者の人件費割合を満たさないことなどから、事業要件が合わず、申請を見送ったところであります。

次に、採択されなかった事業の再検討という話ですけれども、本年2月にふるさと雇用再生特別対策事業に九つの事業を申請し、5事業が不採択となりました。ふるさと雇用再生特別対策事業は、新規雇用者の雇用期間が1年以上を要件としており、一方、緊急雇用創出推進事業は、新規雇用者の雇用期間が6か月以内であることから、不採択となった事業は対象とはならないものでありますから、申請をしませんでした。

次に、小樽市地域経済活性化等推進資金基金の活用でありますけれども、この基金は雇用の維持及び創出を図るとともに、地域経済の活性化及び産業の振興を推進することを目的としております。今定例会においては、雇用の維持及び創出を図る事業として、小中学校の洋式トイレ設置事業費や手宮保育所などの公立保育所施設維持補修費など、また、地域経済の活性化を図るための事業として、小樽商科大学包括連携協定関連事業である中心3商店街活性化イベント支援事業などを提案しております。新年度におきましても、現在新たに創設します小樽市新規高等学校卒業生雇用奨励金など、基金の目的に合致した事業に活用してまいりたいと考えております。

次に、民間住宅リフォーム助成制度の導入でありますけれども、本市におきましては、民間住宅改造への支援策として、平成13年度から高齢者の方などに資金を無利子で融資する小樽市バリアフリー等住宅改造資金融資制度を実施していることから、新たな助成制度の導入は考えておりません。なお、札幌市等の取組につきましては、今後とも情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、このたびの補正予算についての御質問でありますけれども、まず6か所の公共施設に係る平成22年度からの指定管理者の予定事業者が地元の事業者であるかどうかという御質問でありますけれども、市民会館などの指定管理者として予定をしているイオンディライト・大幸総業グループについては、地元事業者である大幸総業を構成員とするグループであり、鯉御殿を予定しております小樽水族館公社と市営住宅を予定しております協和総合管理株式会社は、いずれも地元の企業であります。また、銭函パークゴルフ場の指定管理者を予定しています北日本ターフマネジメントにつきましては、本社は市外であります。また、それぞれの施設の指定管理者に応募した事業者につきましては、市民会館などには2事業者、市営住宅につきましては3事業者、鯉御殿と銭函パークゴルフ場につきましては、それぞれ1社であります。

次に、指定管理者の選定でありますけれども、指定管理者の選定は、施設ごとに応募のあった事業者

から提出された事業計画書を基に、庁内に設置しております指定管理者選考委員会において施設の管理を安定して行うことができるか、また施設の使用について公正性及び公平性の確保ができるかといった点などについて、事業者からのヒアリングも行った上で、審査を行い決定しております。したがって、決して継続を前提として行っているわけではなく、審査の結果として高く評価された事業者を指定管理者として指定するものであります。

次に、今回の指定を予定しております各施設の市が管理していた時点と指定管理者制度の導入後との管理運営費の比較でありますけれども、それぞれ指定前の年度と直近の平成20年度の決算で申し上げますと、まず鯉御殿につきましては、平成15年度が約880万円、20年度が560万円で320万円の減、市民会館などは18年度が約1億8,200万円、20年度が約1億5,500万円で2,700万円の減、市営住宅は15年度が約1億1,600万円、20年度が約9,800万円で1,800万円の減、銭函パークゴルフ場は、18年度が約750万円、20年度が約410万円で340万円の減となっております。

また、指定管理者制度を導入したことについての評価であります。ただいま申し上げましたように、管理経費が削減されたことで財政上の効果があったことや、民間の能力を活用し、例えば市民会館では地元の文化団体とも連携した自主事業も多く開催されており、また銭函パークゴルフ場では指定管理者が主催する大会が行われるなど、多様化する住民ニーズに対応したサービスの向上が図られているものと考えております。

次に、今回の指定管理者の指定に伴う予算額などについてでありますけれども、指定管理者に応募された各事業者は、民間事業における実績などを基に各施設の管理に必要な経費を算定し、その中で人件費などについても適正に積算されたものと考えておまして、予算額につきましても、それらを基に計上したところであります。したがって、予算額が前回と同程度であるからといって、受託事業者が雇用する従業員の労働条件にシワ寄せが及ぶということではないものと考えております。

次に、指定管理者が行う業務と個人情報の取扱いなどありますけれども、小樽市個人情報保護条例第49条において「指定管理者は、公の施設を管理するに当たって個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏えい等のために必要な措置を講じなければならない」とされておりまして、市と指定管理者との間で締結する協定の中でも同条例の遵守を規定しております。したがって、これまでも遵守されているものと考えておりますが、今後につきましても、引き続き十分徹底してまいりたいと考えております。なお、敬老会の案内などを目的とする対象者名簿の貸出しにつきましては、小樽市個人情報保護条例第11条では、個人情報を提供できる場合として、「本人の同意があるとき」や「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」、「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」などに限定しております。したがって、これ以外の場合は難しいものと判断しているところであります。

次に、水道及び下水道事業においてこれまで行ってきた主な業務委託でありますけれども、水道事業につきましては、昭和60年7月から水道メーターの検針業務を委託し、契約金額は3,704万4,000円、昭和62年6月からは督促納期後の未収金の収納事務を委託し、契約金額は約1,151万5,000円、平成18年4月から浄水場施設運転管理業務を委託し、契約金額は2,572万5,000円で、それぞれ一事業者に委託しており、この三つの委託の契約金額総額は、約7,428万4,000円となっております。

下水道事業につきましては、昭和59年3月から下水終末処理場及びポンプ施設維持管理業務を一事業者に委託し、契約金額は3億3,442万5,000円となっております。

次に、現在、水道局料金課に在籍している嘱託及び臨時職員についてであります。今回、水道局が提示した水道料金等徴収業務委託水準書において、「本人の意思に基づき受託事業者において引き続き

雇用するよう配慮すること」としてありまして、これまでの業務経験を生かして引き続き委託先で勤務をしていただきたいと考えております。

また、業務委託後の料金課の体制でありますけれども、職員数は22名から9名となり、メーター担当業務、受託事業者の指導監督等を行うこととなります。

次に、市民との関係であります。受託事業者は現在の料金課の執務室で職員にかわって徴収業務を行い、業務内容も従前と同じでありますので、お客様への対応は変わりませんが、いずれにいたしましても、民間のノウハウを十分に生かし、お客様へのサービス維持向上に努めていただくよう、受託事業者とは十分に協議してまいりたいと考えております。

次に、水道及び下水道事業会計からの一般会計への貸付金についてですが、水道事業会計は平成15年度から貸付けを行っておりまして、20年度までの貸付総額は14億9,000万円、償還額は総額11億9,000万円で、20年度末現在の貸付残高は3億円となっております。

次に、下水道事業会計ですが、平成20年度から貸付けを行いまして、20年度の貸付額は7億1,000万円で同額が貸付残高となっております。

次に、料金収納業務の民間委託を進める必要性でありますけれども、水道及び下水道事業会計は、地方公営企業として常に経済性を発揮することが求められてありまして、これまで組織・機構や事務事業の見直しを行い、人件費や維持管理費を節減するなど、経営努力に努め、健全な経営の維持を図ってまいりました。しかしながら、水道事業及び下水道事業の経営を取り巻く環境は、長引く景気の低迷や人口減少などにより、根幹をなす収入である給水収益及び下水道使用料は減少し続けてありまして、かつてないほど厳しさを増しています。特に、平成20年度は昨年秋以降の景気悪化もあり、前年度に比べ、給水収益が約9,300万円、下水道使用料が約5,700万円とこれまでにない落ち込みとなっております。このような状況を踏まえ、今後とも健全な経営を維持するため、このたびの料金収納業務を民間委託することにしたものでありまして、今後ともより一層の事務事業の見直しを図ることにより、効率的な事業運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、料金収納業務の民間委託でありますけれども、地方公共団体の歳入につきましては、地方自治法施行令第158条において「収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその収納の事務を委託することができる」とされておりまして、そのこと自体は法的にも認められたものと考えておりますし、個人情報保護の観点では、個人情報の保護に関する法律及び先ほども申し上げました小樽市個人情報保護条例等に基づき、今後とも引き続き十分慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、障害者自立支援法による影響についての御質問でありますけれども、まず本市の財政負担の変化であります。同法施行前の平成17年度と20年度の決算額を比較しますと、一般財源ベースでは約2億9,600万円の減少となっております。サービスの利用状況や相談件数についてであります。同法の施行によりサービスの枠組みが変わりましたので、単純な比較はできませんが、障害福祉サービスの支給決定者数やサービスの利用料、相談件数、いずれも増加しております。また、事業所の経営についてですが、報酬の支払がそれまでの月額方式から利用日数に応じて支払われる日額方式へと変わったことなどによりまして、事業収入が減少している状況もあると聞いております。

次に、障害児保育についてであります。保育所の入所申込みがあった場合は、小樽市障害児保育実施要綱に基づいて、障害児保育入所指導委員会で保護者から提出された幼児発達調査票や医師の診断書などを基に、児童の心身の状況や入所の適否について審議し、その結果を参考に入所を決定しております。

次に、障害児保育に係る平成20年度決算であります。民間保育所については新たに雇用した保育士2名分の人件費補助として約355万円、公立保育所については臨時保育士7名分の経費として約1,345万円支出しております。今後とも障害を持つ児童を養育する世帯の保育需要に対応するため、できるだけ受入れに努めてまいりたいと考えております。

次に、障害の程度と利用者負担の関係ですが、障害者自立支援法に基づくサービスを受けた場合は、所得に応じた一月当たりの負担限度額が定められておりますが、原則として1割負担となっております。一般的に重い障害をお持ちの方は、さまざまなサービスを必要とし、サービス料も多くなることから、限度額の範囲内で利用者負担は大きくなるものと認識しております。

次に、後期高齢者医療制度についての御質問でありますけれども、まず制度の廃止が3年間先延ばしになることについての私の見解ということでありますが、現在の制度も法案成立から施行まで約2年間を要しており、新たな制度をつくり上げるためには、ある程度の期間が必要なものと考えております。

また、現在の制度に対する私の見解であります。これまでも幾度か示していますが、将来的には国の責任において給付の平等と負担の公平を図り、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国を保険者とし、すべての国民を対象とする医療保険制度への一本化を図るべきであると考えておまして、当面現在の制度を改善していくにせよ、今後新たな制度を構築するにせよ、いずれにしても高齢者の方々が将来にわたって安心して医療を受けられる安定的で永続的な医療制度にしていきたいと考えております。

次に、短期保険証の発行数でありますけれども、後期高齢者医療制度における短期保険証及び資格証明書については、北海道広域連合において保険料滞納に係る措置の実施要綱により、その交付基準を定めております。また、広域連合を構成する市町村ができるだけ統一的な取扱いとなるよう取扱要領を定めて、各市町村に示す予定としておりました。しかし、国から全国の広域連合に示す運用基準の通知が予定より大幅に遅れたため、北海道広域連合でも取扱要領を作成することができず、8月の被保険者証更新時には資格証明書に該当する方にも短期保険証を交付する取扱いとしたところであります。その後、国から全国の広域連合に資格証明書の運用に係る留意点等が示され、それを受けて広域連合では本年11月11日に、保険料滞納者に係る措置の実施要綱の取扱要領とQアンドAを定め、その中で被保険者と接触、話合いのできない方については短期保険証の交付対象としないことや、居所不明の方については職権で住民登録を削除するなどが示されたところであります。このため、前回の被保険者証更新時には具体的な取扱いが定まっておらず、短期保険証の交付対象者も市町村の判断にゆだねられていたため、交付対象者のとらえ方にばらつきがあったものと考えておまして、本市では連絡のつかない方等にも、いったんは短期保険証を交付して連絡を待つという方法をとったことにより、発行数が増えたものと考えております。したがって、来年2月の短期保険証の更新時には、実施要綱及び取扱要領等に基づき、各市町村とも同一の基準により判断することとなり、本市の交付対象も限定されたものになると考えております。

次に、北海道広域連合の保険料に関してですが、新たな保険料率の決定時期は、現在、北海道広域連合において国からの指示に基づき試算を進めておりますが、12月下旬に国に報告した後、確定後の基礎数値の提示を受けて再度試算を行い、1月中旬から下旬に新保険料率を確定し、2月に条例改正を経て決定する予定となっております。

保険料率の上昇見込みについては、厚生労働省の試算によれば、平成21年度と比較して全国ベースで約13.8パーセント増加する見込みとなっており、上昇の要因として1人当たりの医療費の伸び、高齢者負担率の上昇、医療給付費算定期間の増、所得の減少などが挙げられております。このため、保険料率

の上昇を抑制する対策として、国では各広域連合に対し、剰余金の活用、都道府県に設置している財政安定化基金の取崩し、都道府県と市町村に対する広域連合への法定外の財源繰入れを要請しております。なお、北海道広域連合においては、現段階では道や市町村に法定外財源の繰入れを求めることは予定していないと聞いております。また、北海道の場合、年額9,000円近い保険料の引上げになるということではありますが、それは保険料上昇の要因に何らの対策もとらなかった場合の仮定の数字でありまして、北海道広域連合においては、先ほどお答えした国の対策も含めて保険料率の算定を進めているところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 讓) 中島議員の御質問にお答えいたします。

最初に、放課後児童クラブに障害児の受入れを開始した経過についてであります。余市養護学校に通う子供のクラブ利用の要望がありまして、福祉部所管の塩谷児童センター放課後児童クラブで平成15年7月から受入れを開始したのが始まりであります。その後、17年度から学校開設を含め、全部の放課後児童クラブで障害児の受入れを開始したところであります。

次に、障害児の5、6年生までの受入れを試行した理由であります。小樽市次世代育成支援行動計画の平成17年度から21年度までの前期計画で、障害児に限って4年生から6年生までの受入れ拡大の検討を行うとしたことを踏まえて、段階的に試行したものであります。

次に、試行を結果的に中止した経緯についてであります。放課後児童クラブ指導員の指導の限界、ほかの子供たちとの集団生活でのかかわり、学校の施設設備など関係する各部で総合的に検討した結果、4年生までではお預かりするよう努力いたしますが、5年生以上の子供については、放課後児童クラブという枠組みの中では困難であると判断し、試行を中止いたしました。

次に、今年5年生になって放課後児童クラブを退会した子供が、放課後をどのように過ごしているのかのお尋ねであります。この子供については、クラブ退会時に放課後の日中一時支援事業や児童デイサービスの利用について紹介いたしました。その利用については把握しておりません。また、重度身体障害児が放課後過ごせる施設についてであります。さきに述べました日中一時支援事業や児童デイサービスを行っている福祉施設が小樽にはございます。

次に、小樽聾学校の放課後児童クラブは6年生まで受入れ可能ではないかのお尋ねであります。放課後児童クラブの開設に当たっては、市の施設ではない小樽聾学校をお借りしているため、4年生までという条件で使わせていただいております。

最後に、小樽聾学校の放課後児童クラブの6年生までの延長を検討することについてであります。繰り返しにはなりますが、小樽市の放課後児童クラブとしては、指導員の指導の限界、ほかの子供たちとの集団生活でのかかわり、学校の施設設備など課題もあることから、6年生までの延長は現在は考えておりません。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 8番、中島麗子議員。

8番(中島麗子議員) 再質問をします。

最初に、財政問題の件ですけれども、先ほどの市長の答弁では、市税収入全体では個人市民税、法人市民税、固定資産税等で合わせて、この数字だけでいけば5億9千万円になりますけれども、これぐらい減少するという見込みだということだと思えます。先日の新聞報道の中でも、市長は本年度の見通しを明らかにした会見の中で、市税は4億5,000万円ぐらいは減るという見込みをお話になっております。

今日の答弁でも、単年度黒字は1億6,000万円ですと予定どおり頑張りたいと、それはかなりはっきり言われております。

私はこの新聞報道も含めて、かなり見通しについては手ごたえがあるのではないかというふうにお聞きしましたけれども、2年連続の単年度黒字になるかどうかは、当局にとっても市民にとっても大変関心の高いところだと思うのです。それで、この歳入は減るようだとおきながら、1億6,000万円の単年度黒字を目指すという根拠とどこで歳出の削減をやっていくのか、具体的な対策についての今の心づもりを少し詳しくお話しください。

職員給与の問題ですけれども、現在の段階では最終的な返還の年度は平成39年度というお話でしたから、これはほとんど問題になる年度ではないと私は思いましたけれども、具体的に職員給与の回復を検討する時期ではないと、そういうふうには受け止めていいのでしょうか。そういうことになれば、単年度ごとの状況で考えていくと書いてあるこの財政健全化計画とちょっと違うわけです。どういう基準でこの回復を目指していくのかということをお聞きしたわけですが、めどがないというお答えと理解していいのでしょうか、ここについてももう一言説明をいただきたいと思います。

子ども手当の問題は、今の市長答弁でもこのままでは、子ども手当を出しても、子育て世代に負担が多くなることもあり得る。それだけでなく、住民税と所得税両方で扶養控除を廃止すれば、大変な市民負担が発生する可能性があるということをお答えになりました。

実は、平成18年から老人扶養親族控除の48万円の廃止、公的年金控除の140万円から120万円の引下げ、こういう税制改革が行われて、高齢者は所得が変わらないのに非課税から課税になって、税負担だけではなく、介護保険料や国民健康保険料などにも大変大きな影響が出たことがあります。そのときは、厚生労働省の指示で、一気に介護保険料を上げるのは大変だということで、暫定措置で3年間でやったのです。そういう対策をとらざるを得なかった事態が発生しているのです。今回も同様のことになるのではないですか。こんなに庶民の負担が大きくなるような形になってしまったら、市長に聞くといいもこれはちょっと大変かもしれませんけれども、そういう結果にならないようにということ、やはり現場の市長から意見を上げてほしいという思いがあるわけです。まだ決まっているわけではないのです。どんな問題が起きるかということ議論している最中なわけですから、自治体からも積極的な声と住民を守るという立場での声を上げてほしいということを強調したいと思うのですけれども、その点についてぜひ市長の立場で積極的な対応をしていただきたく、御答弁をお願いしたいと思います。

雇用問題なのですけれども、今明らかにしましたけれども、結果的に年度末の緊急雇用の問題では、小樽市は手を挙げなかった。言われてからの期間が短かったし、ちょっと無理だったというお話で、経過については北海道のこの実務対応が適切ではなかったという御意見もわかる気はいたしますが、ではどこも出さなかったのかといえば、そうではないです。結果的に、北海道では5億円の補正予算を組んでいるのです。私が調べただけでも、苫小牧市で3,000万円のお金を出していますし、ほかに札幌市、江別市、恵庭市、北斗市が予算計上しているのです。この予算計上した分は全部別枠で手当されますので、来年度の予算を使わなくてよかったということになりますので、丸々新しいお金を獲得できたわけです。本当においしい話をふいにしたという点では、残念で仕方がありません。そういう点で、一度だめになった事業計画も見直して、即使えるものにできなかったのかと私はお聞きしたのですけれども、正直言って、この間の雇用対策の問題では、事業創出そのものにちょっと行き詰まりを感じるのです、非常に苦戦しているのではないかと。かなり細かい事業も出していますし、1回やるものを2回やったりと、努力はされていると思うのですが、事業創出そのものをどうやってつくってきているかということ、もう少し聞きたいと思います。市民要望とかさまざまな分野の皆さんとの懇談とかをどのよう

にやってきて、事業の計画を立てているのか。もう少しこの情報収集の範囲を広げるなり、事業計画に対する工夫が要るのではないかという気はしているのですが、この事業計画そのものをきちんといつも持っていて、何かあったらすぐできる、予算を請求できるというぐらいの体制がとられているのでしょうか。そういう点での対策といたしますか、基金事業に対する準備といたしますか、そういう分野についての具体的な対応について、もう少しお聞かせください。

補正予算の関係では、正直言って、水道事業会計は悪くないのです。各企業会計決算審査意見書というものを見ても、12年間連続純利益を上げて、経営状況は良好、と書いてあるのです。そういう結果を出しながら、早々に料金関係の徴収業務等を市外業者に出す。今、説明がありましたけれども、昭和62年に料金徴収の仕事の一部を委託しており、受託業者は小樽ビル管理です。この事業者とは今回契約を解除して、市外業者と新たに契約するという事です。そんなに急がなくてもいいのにと私は思うのですが、全道で3番目に市内業者との仕事はやめて、市外業者との契約を進める。そんなに急ぐ必要あったのですか。もっと市内業者への仕事ということを考えて、今の状況を見れば、頑張れる段階があったのではないかと思うのですが、そういう点で、さっさとこの市内業者の仕事を引き揚げて、わざわざ市外でなければできない仕事に切り替えるという点では、いかがなものでしょうか。もう少しそういう意味での踏ん張れる時期があったのではないかと思うのですが、私にはちょっと納得がいかない今回の提案であります。これについての意見を聞きたいと思います。

あと障害者の問題ですが、予期していたような御答弁であります。しかし障害者の方々の放課後児童クラブの問題で、放課後に利用できる場所があるとの御答弁でした。児童デイサービス、それから日中一時支援事業と言いましたけれども、私は市内に1か所ある児童デイサービスを訪問して状況を見てまいりました。ここは軽度の障害を持つ子供のみ預かっているところで、重度については受け入れておらず、受け入れる見込みについても、まだ検討はされていないという状況で対象外であります。そういう点で、教育委員会は具体的に本当に利用できる施設なのかどうかということを調べていないのではないのでしょうか。一時支援事業についても、そちらはまだ見てきていませんけれども、本当に受け入れる施設なのかどうかということの確認はされているのか、そのことも含めてお聞きします。

小学校低学年から高学年、とりわけ障害を持つ子供の発達に対する支援という点では、教育分野のやはり専門家がかわる分野だと思っておりますので、ぜひ検討に値する中身として考えていただきたいと思いますが、具体的な使用できる制度について、もう一度お答えください。

あと後期高齢者医療制度の保険料ですけれども、小樽市の国民健康保険料が毎年どれぐらいの変化になっているかということをちょっと調べてみましたが、平成17年から18年にかけては、調定額は1人当たり1,674円の値上げになっています。1年後には、102円安くなっています。19年から20年にかけては7,286円、これは後期高齢者医療制度の導入によって大幅に引上げになっています。20年から21年にかけては、1,440円の引下げです。小樽市の国保料だけ見ても、なかなか変動はありますが、年額8,000円近い引上げというのは、大変な額だということがわかると思うのです。これを75歳以上の高齢者の皆さんの保険料として、負担に応じて払ってもらおうといいますが、引上げの原因の一つには収入が減っているということも、市長みずからお答えになっているのですが、本当にこれでやっていけるのかという重要な問題だと思っております。そういう点では、私は金額を引き上げる、引き下げの話もありますが、制度自体がこういう矛盾をはらんで存続することが大変なことをつくっていくと思いますから、廃止以外にないのですが、そういう意味では市民と高齢者の生活を守る立場で、市長からも一本化を目指して頑張ってくれというレベルではなくて、こういう制度については問題があると、一日も早くやめて高い保険料を課すべきではないと、そういう発言を期待したいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

市長（山田勝麿） 私からお答えした項目以外は、担当部長からお答えいたします。

初めに、子ども手当の関係ですけれども、この問題につきましては、11月16日に全国市長会で政府のほうと話し合いをしまして、民主党は地域主権という話をしていますから、この地域主権を実現するために、要するに地方交付税の増額還元とか、子ども手当の全額国庫負担という話はどういう対応をするか、これは民主党に対する試金石でしょうかかなり強硬に話をしていますので、引き続き我々もこれは要望していきたいと思います。

それから、後期高齢者医療制度ですけれども、私の個人的な見解ですけれども、制度を立ち上げるときに、どういう観点でやっているのかということだと思っております。結局はこのつくるときに何が観点かという、やはり医療費が増えるから、医療費を少なくするために制度をつくったという、そんな感じなんです。本当に高齢者のための医療制度をつくりますという観点でスタートしていないのだからと思っております。そこが一番問題だと思っておりますので、ぜひ今の政権で廃止と言っていますから、早く廃止してほしいと思いますけれども、ただ1年や2年で新しい制度がどこへ行くのかというのがありますから、それぞれ主張はあると思いますけれども、市長会としても、廃止については賛成していますけれども、ただ、今までやってきた制度がありますから、これを新しい制度の移行までの間にいろいろ直すものは直して、そしてスムーズに新しい制度に移行してほしいと、こういう要望はしておりますので、引き続きそういう観点でやっていきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 総務部長。

総務部長（山崎範夫） 職員給与の削減の関係で、私から答弁をさせていただきます。

まず一つは、この独自削減は相当長く、職員の皆さんの大きな協力をいただいて健全化計画を現在進めておりまして、毎年職員団体と協議をして、御理解をいただいて今進めておりますけれども、話し合いをするとき、当然時々背景や条件がそれぞれ変わってきていますので、私どもも十分その辺を踏まえて話し合いはさせていただきたいと思っています。ただ、答弁申し上げましたのは、現在の累積赤字の解消と安定的な財政見通し、この辺を十分踏まえながらやらないと、安易には回復というのは難しいということです。

それからもう一つは、独自削減の中身ですけれども、例えば基本給の関係は3パーセント、5パーセント、7パーセントとずっと進んでいまして、一時期10パーセントまでいって、今は5パーセントということになっていますが、これは長い間の健全化計画のためにお願いをしているのです。もう一つ、昨年度から実は期末勤勉手当のカットをやっておりますが、これは20年度の当初予算を策定するに当たって、何としても赤字予算を回避したいという、そういう思いで再度お願いして、現在実施しているので、同じ独自削減の中でも我々としては、とらえ方として若干ニュアンスが違ふといいますが、回復する場合にはどこから始めるかということも含めて、そんな視点も持ちながら、現在考えているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 財政部長。

財政部長（貞原正夫） 全体の単年度収支の心づもりがあるのかという御質問でございますが、財政健全化計画上の単年度収支の平成21年度の目標は1億1,600万円となっております。先ほど御質問にあ

りましたとおり、確かに税収がかなり落ち込むことが見込まれておりまして、現在ではまだ9月調定時点での数字なものですから、税収自体もまだちょっと不確定で動くかとは思いますが、それにしてもかなりな影響かと思っております。

担当の者といたしまして、今、考え得ることといたしましては、その補てんとしては、一つは昨年度も行いましたけれども、いわゆる市債の借入れが増額できないのかというところを、今、北海道なども相談しているところがございます。それと、歳出の面では、燃料単価が昨年の予算編成時より10円くらい今下がっておりますので、その部分とか、あるいは金利も当初想定していたよりも割と低価で推移しておりますので、それらのところで歳出予算のほうも浮いてくる部分があるのではないかとということでございます。心づもりでその1億1,600万円を現時点で担保できたということではありませんけれども、トータルとして最大限努力していきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 産業港湾部長。

産業港湾部長(磯谷揚一) 雇用に関する再質問でございますが、緊急雇用の事業関係についてはどのように作り出しているのかと、何かあったらすぐ対応できるような体制というのを持っておくべきではないかという趣旨であったと思います。この緊急雇用事業の関係は、申請する前段で各部に時間を待たずにすぐ出して、それでリクエストをどんどん集めるのですけれども、これもやはり各部はそれぞれいろいろな市民要望などを念頭に置いて、ふだんできないものを考えている中から我々のほうに出してきて、それを集約して提出しているというような状況であると考えております。

緊急雇用事業で申しますと、先ほどお話にもありましたけれども、平成21年度は9,770万円余りなのですが、実際この小樽市の枠というのは、当初8,200万円ほどだったのです。それが、管内の町村の枠で、できない部分があり、小樽市でということがあったものですから、即座にこの部分については我々は対応いたしまして、手持ちで持っていた事業を急ぎょ追加して要望を上げました。ですから、1,500万円余りについていえば、従来の小樽市の枠外で確保できたのではないかと考えております。

それから、雇用という面から見ますと、今年度内にも市の単独事業として1,700万円ほどの事業を、これは市民の団体から要望を受けたものを実現して実施しておりますので、今回の問題については先ほども市長が答弁いたしましたけれども、時間的なこともあって困難でありましたけれども、今後このような関係につきましては、対応できるように常にやはり考えていきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 水道局長。

水道局長(小軽米文仁) 中島議員の再質問にお答えいたします。

この委託に関しての必要性ということは、先ほど市長が答弁した以上のものはないのでございますけれども、何点が言いますと、経済性の発揮というのは、やはりお客様に対して最小の経費で最大のサービスを図ることがいわゆる基本原則であり、これは我々は常に努力していかなければならないことだと思っております。

それで、確かに水道事業についていわゆる黒字経営を確保してきたということは事実ですけれども、この陰にはやはりいろいろな経費の節減策、それから一番人件費のカットというのが非常に大きな財政効果として出ているということは事実で、いわゆる黒字もそんなに減らないできたというのが平成20年度決算までです。21年度以降を見ますと、21年度のいわゆる給水収益自体も、恐らく7,000万円から8,000万円ぐらいの減になると見込んでおります。こういう状況が続くと、確かに今の黒字の額が7億円でありますけれども、これは当然先には毎年1億円ぐらいずつは減っていくということを、やはり我々

は考えて、そのためにこれまでやってきた以上のさまざまな努力をしていかなければならないということでございます。

水道局としての基本的な考え方は、水道料金というのはできるだけ上げないほうがいい。上げざるを得なくなりそうな場合には、経営努力をして1年でも先に延ばせられないかと。どうしても上げなければならなくなったら、改定率を少しでも低く抑えるという努力をしていかなければならないと考えておりまして、これがやはりお客様への最大のサービスではないかと思い、そういったことをさまざま考えた中で、今回この業務についての委託ということを判断したわけでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育部長。

教育部長(大野博幸) 中島議員の再質問についてお答えをいたします。

放課後児童クラブにかわる障害福祉のサービスの関係ですが、先ほど教育長から申しあげました日中一時支援なり児童デイサービスなり、制度的には当然利用可能であろうと私どもも理解をしておりますし、退会される方に紹介もしております。ただ、中島議員のおっしゃっているその重度の障害を持つ子供は受け入れられないのではないかと……

(「受けていないのです」と呼ぶ者あり)

受けていないのではないかと、その辺につきましては、どこに申請を出してだめだったのか、その詳細というのは、私ども承知しておりませんので、その辺は事業者なり福祉部のほうにも尋ねてみたいと思っております。

ただ、逆に言いますと、そういった大変困難な障害を持っている子供を学校で開設して、その障害児に対する特別の専門知識もない指導員がやっていかなければならないという、その辺の放課後児童クラブとしての限界も御理解いただきたいと思っております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 8番、中島麗子議員。

8番(中島麗子議員) 幾つかお答えをいただきましたけれども、職員の給与削減分の回復の問題ですけれども、先ほどの答弁を聞いていますと、回復の一番先は期末手当の独自削減分について取りかかるとなると、受け止めていいのではないかと思ったのですが、ではこれを判断する時期についてはどういうめどを考えているのかというあたりについては、こういう条件だったらこの問題を考えるということについては、何か検討している中身があるのか、さらにちょっとお聞かせください。

それと、財政問題では、先ほど管理経費の10パーセント削減は今年度は指示はしないと、明言されましたけれども、当初予算で計画した事業の予算執行後の残った分についての新たな事業計画については、残った分は残った分として赤字解消に使わせてくれと、こういうふうにお聞きしました。私は、全部同じではないと思うのです。そこそこの部署で、例えば産業港湾部では貸付金制度の予算を多額に組んでいますけれども、使う人がいなくなったらこれは残るのです。そういうものと、それから事業計画にいったい要望が出たけれども、これは来年にしてくれ、今年は半分にしてくれとかと違って整理して、ようやく事業を絞ってやっているところとさまざまな分野があるのです。そういうのを判断して、一律というのではなくて、使い手がなくて残った予算は仕方がないにしても、使いたいという人たちがいるのですから、事業があって、残る分についてはやはり若干検討するのが本当ではないかと、そういうさい配を振るべきではないかと思うのですが、その点について一部検討してはいかがかと思いますが、再度お答えください。

あとは、障害児の放課後受入れですが、私も見学して御本人たちにも会ってきましたけれども、大野

部長が言うように、やはり大変です。専門的な支援も必要だと思いますし、どうやってこの発達支援をするかということで、多くの方がかかわる重要な分野だと思っています。だから、放課後児童クラブがすべてだとは思いませんが、それにしても、そういう子供たちが現実において、放課後児童クラブが利用できなくなったときに、全く利用できないようなところを紹介して、それでは責任を果たしたことになりません。事実をあまりにも知らない実態については、私のほうが驚きました。せめて、きちんと受け入れる施設を紹介して、確認もしていないのに、一応紹介はしましたということで終わらせる中身ではないと思います。小樽聾学校の校長にも聞きましたら、これほど重度の子供を自宅で見て、そして両親が働いて、通学させていること自体珍しいことだと、本当に頑張っている、そういうふうにおっしゃっていました。大抵施設に入ってしまうことが多いそうです。そういう両親やAちゃんを応援する体制をどうつくるかが本当に課題だと思うのですが、そういう立場でぜひ教育委員会としては少なくとも施設ぐらいきちんと見てきて、どういうところが判断してほしいと思います。それも聞きして終わりたいと思います。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 総務部長。

総務部長（山崎範夫） 独自削減の関係について答弁をいたします。

独自削減の関係ですけれども、さまざまな項目をやっておりまして、先ほど申し上げましたのは、順番をどうするというニュアンスよりも、独自削減をお願いをしたときに、実は管理職手当のカットの問題とか基本給の削減を今後の財政健全化計画の達成のためにぜひお願いをするという形の趣旨で申し上げてきました。その中で、平成20年度の当初予算を編成する中で赤字予算を組めないという視点で再度お願いをしたという経緯の違いがあるということを申し上げたということで御理解をいただきたいと思っています。

それで、基準といってもなかなかどの時点でもと言われても難しいのですが、少なくともこの健全化計画の安定的な推移を我々が確認できたときに、当然相手方との話し合いもありますけれども、回復についての話が進んでいくのだろうと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 財政部長。

財政部長（貞原正夫） 再々質問にお答えします。

不用額の関係でございますけれども、これまでも何回か議論いただいておりますが、私どもとしても例えば緊急な事情が生じたものについてはやらざるを得ないわけですから、その場合は予算の残額が出た範囲内にこだわらず、対応していこうと思っております。ただ、答弁にもありましたように、基本的にやはりまだ赤字団体でございますので、そこを一刻も早く脱却するというためには、庁内各部が努力していただいて、予定をしていただいた事業の上積みの部分については、また再度、明年度議論してみたいという方向ではいきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 教育部長。

教育部長（大野博幸） 中島議員の再々質問にお答えをいたします。

施設を知っているかどうかという部分で申し上げれば、個人的には福祉部にいた経験がありますので、日中一時支援の施設とか、児童デイサービスを行っている施設の実態は知っております。繰り返しになりますが、申請をして施設のほうから断られたのかどうか、その辺については、ちょっと確

認をしてみます。ただ、私の理解としては、それぞれ児童福祉施設の中では、こうした日中一時支援なり児童デイサービスという部分は受入れ可能施設ということでは理解をしております。ただ、教育委員会が所管している放課後児童クラブの事業全体から言えば、一つの制度として、全体として何年生まで可能なのか、学校で行っている放課後児童クラブとして何年生まで可能なのかという、そういった判断の中で、現状としては4年生までが一つの限界だという、そういった判断をしているということで御理解をいただきたいと思います。

議長（見楚谷登志） 中島議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 3時15分

議長（見楚谷登志） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 15番、井川浩子議員。

（15番 井川浩子議員登壇）（拍手）

15番（井川浩子議員） 平成21年第4回定例会に当たり、自由民主党を代表し、市長、教育長及び関係理事者に質問させていただきます。

初めに、財政問題についてです。

麻生前政権は、まさに100年に1度の経済危機の中で、昨年の秋以降いわゆる三段ロケットで景気を支えるとの方針の下、総額75兆円の経済対策を打ち、今年度に入ってもさらに追加の補正予算を計上するなど、懸命の努力を重ねてまいりました。特筆すべきは補正予算であり、1度目は定額給付金や高速道路料金の引下げ、緊急雇用創出事業の創設などを内容とした平成20年度第2次補正予算で、総額は約5兆円でした。また、2度目は4月に発表した経済危機対策を実現するため、雇用対策や中小企業への金融対策、低燃費車の買換え促進や太陽光発電設備あるいは地方自治体向け交付金などを内容とする平成21年度第1次補正予算で、過去最大の総額約15兆円のものでした。

市長は、本年の第1回定例会で、我が会派の横田議員の代表質問に対する御答弁において、「平成21年度の予算編成について、基本姿勢として事業の厳選や財政健全化の取組などを継続して緊縮予算を編成するとともに、一方で限られた予算の中で国や道などの施策と呼応した施策、特に経済・雇用対策を重点的に実施することを念頭に置いて編成を行った」と述べられております。本市の厳しい財政状況の中においても、特にこの1年ほどの間は、経済・雇用対策のため、国の補正予算などを活用して積極的な予算計上に取り組んでこられました。その主な内容について、最初にお伺いいたします。

9月16日、民主党と社民党、国民新党との連立の下、鳩山内閣が発足しました。鳩山総理の所信表明演説でも掲げられた戦後行政の大掃除の下に、本年度第1次補正予算を見直した結果、約2兆9,000億円もの事業の執行停止が決定されました。この見直しに関連して、市長も地元選出の鉢呂議員に対して、経済危機対策関連予算の確実な交付などについて要望したと伺っております。

政府は、当初、地方には迷惑をかけない、地方関係の基金事業は対象としないなどと言っておりましたが、3兆円の目標に大きく届かない見込みとなると、全国市長会などの国の平成21年度補正予算の凍結、組替えについては、地方の実情を十分勘案するとともに、都市自治体の行財政運営に混乱が生じないように、最大限配慮することとの要請を聞かずに、公共事業など地域経済に関連した予算や地方関係の基金事業の一部なども執行停止の対象として、つじつまを合わせたようでございます。

そこで、伺いますが、この補正予算の執行停止において、本市に関連してどのような事業が対象とな

り、どのような影響があったのか、お聞きいたします。

さらに、政府の行政刷新会議は、来年度予算で概算要求があったもののうち447事業220件について事業仕分けを行いました。鳩山首相は、聖域なく見直すと強調しておりましたが、この仕分け作業による削減額は1兆8,000億円となり、この結果などを反映させて、来年度の予算編成の中で95兆円台まで膨らんだ概算要求額を3兆円以上削減すると聞いております。

仕分け作業の様子は一般に公開され、新聞やテレビなどでも大々的に報道されておりましたが、短時間でそれも関係者の意見なども十分に聞かずに、拙速に行われたという感じが否めませんでした。

そこで、伺いますが、この事業仕分けにおいても、本市に関連してどのような事業が対象となり、どのような影響があるのか、お聞きいたします。

また、地方の実情などが無視され、そのままその結果が来年度の予算などに反映されると、住民生活などにも大きな影響が出てくるのではないかと非常に心配しておりますが、市長のお考えをお伺いいたします。

本定例会では、経済・雇用対策として第3回定例会で議決した地域経済活性化等推進資金基金を早速活用して、公共施設の設備整備や商店街活性化などのための経費2,390万円を計上したほか、工事の早期発注を図るため、臨時市道整備事業と水道事業の配水管整備工事におきまして、いわゆるゼロ市債をそれぞれ1億円ずつ計上しております。また、学校校舎の耐震化や道営若竹団地2号棟の耐震補強工事にも着手するなど、今定例会で最近では規模の大きい補正予算となっており、平成20年度決算では単年度黒字を出したとはいえ、まだまだ多額の赤字を有する厳しい財政状況の中で、積極的な財政出動ではないかと考えております。

しかし、こうした中で、11月に日本銀行札幌支店が出した後志地区の金融経済概況を見ますと、「公共投資は、補正予算などの効果などから持ち直している。また、家電販売はエコポイント制度導入、乗用車販売は自動車減税などの政策効果からそれぞれ持ち直している」との一部に明るい要素があるものの、観光や住宅、雇用などで依然厳しい状況を示しております。

そこで、伺いますが、市として今後の経済・雇用対策をどのように行っていこうとするのか、御所見をお聞きいたします。

この項の最後になります。

既に来年度予算の編成をスタートさせる時期かと思えます。先ほども申し上げましたとおり、本市を取り巻く厳しい経済・雇用情勢の中で、市長はどのような予算を編成しようとしているのでしょうか。平成22年度予算は山田市政3期目の仕上げの予算となりますが、新年度予算編成に当たっての、基本的な考え方などについて市長の思いをお聞かせください。

次に、経済対策についてお伺いいたします。

内閣府が11月6日に公表した9月の景気動向指数では、景気の基調判断を上向きに見直し、景気が回復局面にあると表明しました。昨年9月のリーマンショックから1年がたち、前政権が行ってきた財政出動を中心とした経済対策の効果が現れてきたものと思われま。しかしながら、現在の経済状況は、先日、日銀の白川総裁がデフレと認めたように、ドバイショックによる円高や株安など、实体经济の悪化が懸念されております。経済アナリストも、円高や株安、デフレによる景気の二番底をどう脱するのか、具体策づくりが難航するのは、民主党政権には成長戦略がないからだと言断しております。特に、地方におきましては、依然景気は低迷している上に、行政刷新会議の影響も懸念されるところであります。

そこで伺いますが、小樽市内の景気の動向につきましては、小樽商工会議所が四半期ごとに市内企業

を対象に経済動向調査を行っております。その調査結果から市内の景気動向はどのようになっているのか、御見解をお聞かせください。

次に、雇用に関連してお伺いいたします。

さきの内閣府の景気判断におきましても、雇用は依然として厳しい状況にあるとされております。総務省が発表した本年9月の労働力調査によりますと、完全失業率は5.3パーセントと前月に比べ0.2ポイント改善したものの、完全失業者数は363万人と昨年に比べ92万人増加し、完全失業者数は11か月連続で増加しております。厚生労働省が発表した10月の有効求人倍率は0.44倍と前月比0.01ポイント上昇したものの、依然低い状況にあり、景気の先行指標と言われる新規求人倍率も前年同月と比べるとまだ7割弱の水準にとどまっていることから、年末に向けてさらなる悪化が懸念されるところであります。雇用の回復は、経済の回復に遅れて進行すると言われておりますが、国にはさらなる雇用対策が求められており、前政権が行って効果が見られた経済対策も、来年には息切れする可能性も指摘されておりますことから、さらに強力な雇用対策が求められているものであります。

そこで伺いますが、小樽管内の雇用状況は現在どのようになっているのか、お聞かせください。

昨年秋以降、前政権は、雇用維持、雇用創出のための施策として、ふるさと雇用再生特別交付金事業や緊急雇用創出事業を創設し、雇用対策に力を入れてきました。本市におきましても、これらの交付金を活用し、今年度の当初予算、第2回定例会や第3回定例会で予算化し、雇用対策に取り組んでいることを承知しております。

そこで伺いますが、ふるさと雇用再生特別対策事業と緊急雇用創出事業の進ちょく状況についてお聞かせください。

前政権の雇用対策として、新たに地域の雇用の維持創出につながる地域の実情に応じた事業を実施することを目的に、地域雇用創出推進費が創設されました。本市にも2億7,900万円が普通交付税として算入されたことを受けまして、市長は第3回定例会で小樽市地域経済活性化等推進資金基金を創設されました。この基金は、雇用の維持及び創出を図るとともに、地域経済の活性化及び産業の振興を推進することを目的に設置されたものであります。聞くところによりますと、交付税措置された多くの自治体が基金に積んでいない状況で、市長は市民の目に見える形の基金を設置されたことは、市長の雇用・経済対策への意気込みを強く感じるとともに、その姿勢を高く評価するものであります。

そこで伺いますが、今定例会に提案されているこの基金を活用した主な事業についてお聞かせください。

雇用状況の中で、特に厳しいのが来年春に卒業する高校生の就職状況です。厚生労働省が発表した9月末現在の就職内定状況は、全国の内定率が前年同期を13.4ポイント下回る37.6パーセント、北海道も前年同期を7.1ポイント下回る14パーセントで、都道府県別では沖縄に次いで2番目に低く、大変厳しい状況となっております。

そこで伺いますが、小樽管内で来年春に卒業する高校生の就職状況はどのようになっているのか、お聞かせください。

今回の第6次小樽市総合計画の策定に当たって実施した小樽市総合計画策定に係る市民意向調査や地区別団体別懇談会で寄せられた提言などでも、雇用促進についての要望が強く、市内における雇用の拡大についての期待が大きいことが伺えます。また、基本計画の雇用労働分野の現状と課題について、特に若年者の市外流出が顕著となっており、企業誘致による雇用機会の拡大と地場企業の活性化による安定的な雇用確保のほか、地元定着志向が強い若年者への就業支援を図る必要があるととらえております。将来の小樽を担う若者、中でも来年春に卒業する高校生が一人でも多く地元企業へ就職できるような施

策が必要と考えます。市長は、創設された小樽市地域経済活性化等推進資金基金を活用して、来春卒業する高校生が市内企業へ就職できるための支援策として、小樽市新規高等学校卒業生雇用奨励金を創設すると聞いております。この事業内容についてお示しください。

一方、雇用創出は雇用対策だけでは十分とは言えず、地域の企業が元気になるような経済振興策によって雇用を生み出すことも重要と考えます。最近、サハリンに進出する道内企業が目立っているようです。サハリンでは、石油や天然ガスの資源開発や輸出が進み、将来有望な市場と見られており、10月に実施された北海道銀行主催の経済視察団には100名余りが参加したと言われております。市内は人口の減少や少子高齢化によって、市場規模の縮小や購買力の低下が懸念されておりますが、例えばサハリンのように成長力のある外国マーケットを求めて、販路の拡大や観光客の誘致を図ることも、重要な経済振興策の一つではないでしょうか。市として、有望な国外マーケットを視野に入れて海外戦略を展開することは、経済対策として進めるべきと考えますが、市長の御見解を伺います。

次は、病院問題についてお尋ねいたします。

まず、本市の病院事業の経営状況についてです。

広報おたる12月号に「地域医療を考える Karte4」として、市立病院の現状が掲載されました。老朽化した施設・設備に加え、医師や看護師の退職で収益が減少する中、病院職員の方々は市民の健康を守るため、工夫をし、日々努力されている様子が看護師のインタビューも交えて記事となっています。その中で、「累積赤字の解消」と題した段落では、「病院会計では、多額の累積赤字を抱えています。これらの赤字は、平成5年度から11年度に生じたものであり、それ以降は生じていません」と記述されています。12年度以降は毎年の経営は黒字だということですが、それは一般会計から繰入金を受けているからと伺っております。

そこで、本市の市立病院の経営状況を道内の主な市立病院12病院と比べてみたところ、経常収支比率は97.5パーセントで、岩見沢102.3パーセント、釧路102パーセント、稚内99パーセント、砂川98.7パーセントに次いで5番目です。本業を示す医業収支比率は94.6パーセントで、岩見沢102.8パーセント、釧路97パーセント、稚内95.3パーセント、名寄95.2パーセントに次いで5番目となっており、平成20年度決算は決して悪いほうではありません。とりわけ、旧第二病院の数値は道内トップクラスの経営成績を示しております。過去の累積赤字を抱え経営状況が悪いとの印象を受けがちな小樽の市立病院ですが、厳しい経営環境の中で大変健闘していることが見てとれます。このような経営状況について、多くの自治体病院や民間病院を御存じである病院局長はどのように感じておられるのか。経営指標の推移も踏まえて御見解を伺います。

また、今後も改革プランに沿った経営改善を行っていくことと思いますが、こういったことがポイントになるとお考えか、お伺いします。

並木局長が就任されてから8か月が過ぎました。並木局長は、学術の世界から病院経営の世界へと同じ医療に携わるにしても大きく立場が変わり、大変御苦労されていることと思います。また、再編・ネットワーク化協議会において委員長として最終報告をまとめられるに当たっても、地域の医療関係者との意見交換なども精力的に行ってきたと伺っております。

そこで、これまでの期間を振り返って、局長自身、地域医療と市立病院についてどう感じられているのか、また来年以降の抱負などありましたら、お聞かせください。

再編・ネットワーク化協議会の最終報告がまとめられ、その中で想定される新病院の機能として、地域医療連携センターが新たに掲げられました。地域医療に連携は不可欠であり、この地域医療連携センターの役割には、大いに期待をいたします。一方で、再編・ネットワーク化協議会のように地域の医療

関係者が集まり、日々変化する地域医療を考える体制も継続される必要があるのではないのでしょうか。病院局長の御見解をお聞かせください。

市立病院の統合新築を議論して約10年がたち、一時中断しましたが、今年になって建設地についての新たな展開もあり、新病院の建設の行方に市民も関心を寄せています。私のところにも市立病院はどうなるのだろうか、本当に新病院はできるのだろうかとの声が聞こえてきます。多くの市民は、新しい市立病院で安心して快適に治療できることを望んでいると思いますし、自民党としても毎年の政策要望や平成20年9月に作成した市立病院改革への提言でも記述されているように、安心医療を提供するため、市立病院の早期統合新築が必要であるとの主張は一貫しております。

病院問題について、平成19年の選挙における第3期山田市政の公約を見直してみました。市長公約の3、まちづくりの基本目標の2番目に、「住みなれたまちで安心して暮らせる福祉の充実と医療環境の整備を図ります」として、市立病院については以下のように記載されています。「住みなれたまちで充実した医療を受けられるよう、市立病院を統合新築します。また、市内医療機関との地域連携を進め、市民の健康と命を守ります。」。このように市長は市民の健康と命を守るために、早期の新病院建設を公約としたと思いますが、市長公約と病院問題の現状についてどのように感じておられるのか、御見解をお伺いします。

市長が公約された新病院建設を任期中に再開し、進めていくには、残された時間は多くありません。残念ながら、今任期中の新病院開業は現実の問題としてできないこととなります。しかし、市長の真意が市民の健康と命を守ることにあるのであれば、少なくとも新病院建設に一定の道筋をつけるべきと考えます。そのために、6月から議論されてきた新病院の建設地問題について結論を出すことがまず第一歩であると考えます。市民からは「病院局長の提案のように、量徳小学校を建設地として、よりよい市民のための病院を早く建てるべきだ」「市長が勇気を持って英断すれば市民は支持するよ」との声が多く寄せられています。私は声を出さない市民の多くが同じ思いであると推測します。この問題の解決には、地域の理解と協力が不可欠ですが、多くの市民の思いもしんしゃくしなければなりません。市長部局、病院局、教育委員会が連携を密にして一体となった説明を尽くすのはもちろんですが、加えて市長みずからが直接地域に出向いていくことが問題解決を早めることになるのではないのでしょうか。量徳小学校のPTAが実施したアンケートで寄せられた意見や質問に文書で回答されたと聞きます。このアンケートの結果を市長はどのように受け止め、今度どのようなタイミングでどう決着させようとお考えなのか、御見解を伺います。

この項の最後に、現時点で市長は、今任期中に新病院建設をどこまで進めたいとお考えか、改めてその決意をお聞かせください。

次に、教育問題についてお尋ねいたします。

今回、我が自民党は、全国学力・学習状況調査を調査項目として、秋田県の秋田市に視察に行ってきました。秋田県及び秋田市は、昭和39年に実施された全国学力調査で、中学校3年生の成績はどの教科の成績も全国の低位にあり、都道府県順位で40位前後と、かつては落ちこぼれと言われた時代がありましたが、現在では日本で一番の教育県、教育市となりました。小樽市教育委員会でも秋田県を視察した経緯もあり、秋田県で普通に行われていることが、小樽ではできないことも十分認識されていると思われれます。当時の秋田県と現在の小樽市がダブって思えてしようがありません。今すぐ秋田のようには言いませんが、将来秋田のようにとの思いで、現場で実践されている事実を基に質問させていただきます。

平成21年度から5か年にわたる小樽市学校教育推進計画の基本方針には、「教員は学ぶことの楽しさ

や大切さを教える専門家であってほしい、さらに、子供たちにとって、将来進むべき道の指針を示してくれる身近な社会人であってほしい、どの学校、学級においても質の高い教育をしてほしいという保護者の声があります。そうした期待にこたえるためには、教員みずから自己研さんに一層努めるとともに、教員の研修の機会や内容をさらに充実させることが必要です。」と掲げられております。

秋田市では学力向上のためのポイントとして、指導主事の学校訪問、教職員研修、基礎学力調査を活用した指導の三つがあります。小樽市でも行われている指導主事の学校訪問ですが、現在、秋田市では指導主事が14名で6月から11月の間に通常2名から5名、学校規模によっては11名程度で、年間少なくとも1日終日の計画訪問を実施し、すべての学級、すべての児童を見て、それぞれの学校の教育方針がこれでよいのかと指導主事と教員で協議しています。

そこで、現在、小樽市の指導主事の人数は何人でしょうか。

指導主事の学校訪問は通常何人で、どのような訪問計画になっているのか、年間の訪問校数と在校平均時間、スケジュールをお知らせください。

また、学校訪問の目的、効果及び今後の改善点などについてお答えください。

教職員研修については、指導主事が研修会を担当し、4月から12月までの間に75種類の研修会が実施されています。小樽市においても、指導力の向上に向けて努力されていると思いますが、効果が見えてこないのはどうしてでしょうか。その原因と今後の改善策をお答えください。

基礎学力調査を活用した指導では、全国学力・学習状況調査、秋田県学習状況調査、秋田市基礎学力調査を小学校4年生から中学校3年生の6学年で実施しています。今後、全国学力・学習状況調査が抽出方式になり対象外となったとしても、秋田市では諸調査を活用し、対応できると考えられますが、小樽市においては抽出方式になり、対象外となった場合は、どのような方法で市内の児童・生徒の学力を把握するつもりなのか、具体的な方法をお答えください。

秋田市学校教育の重点実践事項として、小・中の連携を重視した教育活動を展開するために、学校規模や設置形態に応じた小中一貫した考えに立った教育の充実があります。例えば、中学校区に複数の小学校がある地域では、生徒指導の担当や研究主任、教務主任などそれぞれのセクションの代表が集まって、年当初に担当者同士で教育方針を計画する「チーフを中心とした複数校の職員チームによる活動の推進の取組」があります。小樽市では、どのような取組がありますか。秋田市のような取組はできないのでしょうか。できないとすれば、それはなぜかお答えください。

さらに、幼稚園、保育所、小学校の連携においても、発達障害の子供たちの問題などもあり、幼稚園、保育所、小学校の教員たちでつくる連絡協議会では、この先子供たちがどのような体験をするのか、そのために今をどうするかなどが話し合われています。例えば発達障害の子供たちの問題でも、小樽市においては言葉の教室などがありますが、そこの連携、教員の指導力の向上についてはどのような取組が行われているのか、お答えください。

最後に、家庭との連携についてであります。

秋田市では、家庭学習ノートがほぼ100パーセント実施されています。いかに学校と家庭とのコミュニケーションが子供たちの教育環境に大切かは、教育長も十分認識されていると思います。小樽市において過去には、あゆみの通信欄に一言も書かない事実がありました。せめて家庭学習ノートのことは、やる気があればすぐにでも実行できると考えますが、実施していただけないのでしょうか。できないとすれば、その原因となるべきことを明確にお答えください。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

市長(山田勝麿) 井川議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題に関して、まずこの1年ほどの間に、市が計上した経済・雇用対策のための予算でありますけれども、国の補正予算等に連動したものといたしましては、定額給付金や緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生特別対策事業のほか、地域活性化・公共投資臨時交付金や地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用した事業などがあります。また、市独自の景気・雇用対策事業として、上下水道工事の上積みや側溝清掃等の軽作業に係る予算を計上したほか、本定例会におきましては、地域経済活性化等推進資金基金を活用して、公共施設の設備整備や商店街活性化などのための経費を計上したところであり、工事の早期発注を図る観点から、臨時市道整備事業等については、いわゆるゼロ市債として計上してまいりました。これらのほかにも、経済対策の面からの効果も見込まれる消防署朝里出張所の建設や小中学校校舎の耐震補強、また道営若竹団地2号棟の改修など、公共工事の積極的な計上にも努めておりまして、本年第1回定例会以降のそれらに係る予算計上額を合計いたしますと、約55億円となっております。

次に、本年度の国の補正予算の一部執行停止に関してでありますけれども、総額で約2兆9,000億円に及んだ執行停止のうち、まず本年度の市の予算に関連するものといたしましては、子育て応援特別手当の執行停止がありますし、民間企業向けのものとしたしましては、定住自立圏等民間投資促進交付金における対象事業の見直しや交付率の引下げがあり、さらには後志二次医療圏として申請しておりました地域医療再生基金について想定配分額などの変更が行われたところであります。なお、地域活性化・公共投資臨時交付金につきましては、その算出の基礎となります本市関連の追加公共事業等の執行停止がないことから、現時点では影響はない見込みであります。また詳細が不明なところもあり、引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、このたびの政府の行政刷新会議が行った事業仕分けの評価結果に伴う小樽市への影響などについてであります。現時点では、例えば実施は各自治体の判断に任せるとされた下水道事業や抜本的な見直しを行うとされた地方交付税交付金など、本市の予算に直接影響を及ぼすもののほか、予算要求の3分の1程度の縮減とされたシルバー人材センター援助事業や廃止とされた高齢者職業相談室運営費、国の事業としては行わないとされた伝統文化こども教室事業などのように、そのことのみで本市の予算に直接影響はありませんが、市民生活や今後の行政運営などに影響を及ぼすことが懸念されるものなどがあり、現在その影響などの詳細について調査を行っているところであります。

次に、今回の事業仕分けに対する私の考えということでありまして、三位一体の改革などに伴う地方交付税等の歳入減を補うため、既に地方は国を上回るスピードで懸命に歳出削減の努力を続けており、国においても無駄な予算や組織などについて抜本的な見直しを行うことは当然のことであり、予算編成のプロセスの一部ではありますが、開示され、国民の国政に対する関心が高まったという点では評価をするものであります。しかしながら、対象事業の選定の理由や基準が不明確であり、影響を大きく受ける地方の立場といたしましては、自治体の意見も徴しないまま、極めて短い時間の中で結論が出され、自治体の不安をいわずらにあおる結果となったということも事実ではないかと考えております。

全国市長会は、事業仕分け終了に合わせて行政刷新会議の事業仕分けに対する意見をまとめましたが、その中で、「行政刷新会議で議論された地方税財政制度の重要な課題や事業仕分けで地方移管、事業廃止等とされた事業については、国と地方の役割分担、地方の行財政運営及び社会資本整備等に大きな影

響を及ぼすことから、改めて当該制度や事業のあり方について地方に対する税財源の移譲措置なども含め、国と地方が対等の立場で総合的に十分協議した上で結論を得るものとするを強く要請する」としたところであります。

いずれにいたしましても、このたびの事業仕分けの評価結果がそのまますべて決定事項となるとは考えておりませんが、今後、仕分け対象外の事業についても見直しが行われると聞いておりますので、今後とも国の動向を注視しながら、全国市長会などとも連携して必要な対応をしてみたいと考えております。

次に、今後の経済・雇用対策でありますけれども、政府では、今週、本年度の第2次補正予算を含む大型の経済対策を決定するとのことでありますので、まずはその内容を把握するとともに、国の来年度予算の動向なども十分見極めた上で、市として活用可能なものについては、できる限りの予算化に努めてまいりたいと考えております。

また、本市の経済・雇用情勢が依然として厳しい状況にあることなどを踏まえ、市独自で対応できるものとして、地域経済活性化等推進資金基金を有効活用するとともに、特に来春卒業する高校生の就職状況が大変厳しいことから、雇用対策の一つとして、新規高卒者の市内企業への就職を高めるための雇用奨励金事業を立ち上げて、来年度当初予算での計上を検討しているところであります。いずれにいたしましても、限られた財源の中ではありますが、今後とも公共工事の前倒し発注等を含め、市としてでき得る限りの対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、来年度の予算編成でありますけれども、現在の大変厳しい経済動向などから、市税収入のさらなる減収は避けられないと見込まれる中で、国における予算削減の影響のほか、地方交付税を含む地方財政対策や国庫補助事業の取扱いなど、今後に向けて不透明な要素も多くありまして、例年以上に大変難しい編成作業になるものと考えております。したがって、今後それらの国の動向を十分に見極める必要がありますが、一方で来年度予算は、私にとりまして3期目最後の予算となりますので、マニフェストの中で最優先課題として挙げた財政再建に向けて、さらに確かな歩みを進めることができるよう、まずは自主財源の確保や経費の節減など、収支改善の取組を引き続き強力に実行することを基本としてまいりたいと考えております。

加えて、現在、策定作業中の第6次総合計画の実施計画との整合性にも留意し、本市を取り巻く現下の厳しい経済・雇用情勢などを踏まえて、取り組むべき施策の緊急性や優先度を十分見極めながら、本市が抱える諸課題の解決に向けて、最大限の工夫に努めてまいりたいと考えております。

次に、経済問題について何点かお尋ねがございましたが、初めに市内の景気動向についてであります。本年度第2四半期の経済動向調査によりますと、前年同期と比較して好転したとする企業の割合から悪化したとする企業の割合を引いたDI値はマイナス42.9ポイントとなっております。前年に比べるとわずかにマイナス幅が縮小しておりますが、多くの企業が消費の低迷や受注の減少などによる業況の悪化に苦慮しており、依然として市内企業の経営環境は厳しい状況にあると認識しております。

先日、政府が日本経済をデフレと認定しましたが、今後も需要が停滞し、販売価格の低下などが続きますと、企業収益の悪化により、設備投資の減退、雇用の縮小、さらには税収の減少などを招くこととなり、市内経済に与える影響を懸念しているところであります。

次に、小樽管内の雇用状況でありますけれども、ハローワーク小樽によりますと、小樽管内の有効求人倍率は本年1月は0.39倍で4月には0.31倍まで落ち込みましたが、5月以降から上昇し、8月には0.39倍まで回復しております。しかしながら、9月には0.38倍、10月時点では0.37倍と2か月連続で減少するなど、依然として厳しい状況が続いております。

次に、ふるさと雇用再生特別対策事業と緊急雇用創出推進事業の進ちょく状況についてであります。ふるさと雇用再生特別対策事業は、地場産品インターネットショップ展開事業や独居高齢者等給食サービス事業など、五つの事業が実施中であり、新規雇用者は14名であります。また、緊急雇用創出推進事業は災害時要援護者避難支援プラン作成事業や港湾施設環境美化事業など13の事業のうち、三つの事業が終了し、8事業が実施中でありまして、新規雇用者は68名であります。

次に、小樽市地域経済活性化等推進資金基金の活用についてでありますけれども、雇用の維持及び創出を図るために、市内企業へ発注を行う公共施設の維持補修として、小中学校の洋式トイレ設置事業費1,250万円、手宮保育所等の公立保育所施設維持補修費220万円など、また地域経済の活性化を図るための事業として、小樽商科大学包括連携協定関連事業であります中心3商店街活性化イベント支援事業費200万円など、全体としては8事業で2,390万円であります。

次に、来春卒業する小樽管内の高校生の就職状況でありますけれども、ハローワーク小樽によりますと、10月末での求職者数は444人、求人数は489人、求人倍率は1.10倍で昨年同月より0.73ポイント低くなっております。また、就職内定者数は146人、内定率は32.9パーセントで、前年同月より7.60ポイント低くなっており、大変厳しい状況にあると認識しております。

次に、小樽市新規高等学校卒業生雇用奨励金についてであります。この制度は来春の高等学校卒業生の就職状況が大変厳しいことから、新規高卒者の市内企業への就職を促進するための施策として創設する予定であります。

制度の概要としましては、平成22年3月に道内の高等学校を卒業し、市内に住民登録を有する人を6か月以上雇用している事業所に対し、一人につき20万円を交付するものであります。対象となる事業所は、市内に本社、本店がある事業所又は本社、本店の所在地が市外であっても、企業全体の従業員が100人以下の事業所で、市税の滞納がなく、雇用保険適用事業所であることなどを要件としております。また、事業予算につきましては、新規高卒者100人分、2,000万円を来年度の当初予算に計上を予定しており、市といたしましては、市内にある事業所がこの制度を活用し、一人でも多くの新規高卒者を採用していただくことを期待しております。

次に、経済対策としての海外戦略についてであります。これまで台湾や香港で市場調査事業を実施してきましたが、昨年度からは新たに中国とロシアの市場開拓を目的とした事業に取り組んできております。

まず、中国におきましては、上海で来年1月29日から10日間の予定で、市内や管内の加工食品を販売あるいは試食に供しながら、市場性を調査するとともに、この機会を利用して、観光PRや旅行会社との観光ミーティングを行い、観光客の誘致を図ることとしております。また、ロシアに関しましては、関税が引き上げられ、中古車の輸出が大幅に落ち込んでいることから、新たな輸出貨物の創出を目的として、建設資材を輸出している道内企業に対し、小樽港の利用を積極的に働きかけているところであります。市場規模の大きな中国や国家的なプロジェクトが進められているロシア沿海地方では、富裕層が増加するなど、有望な市場となっており、港を持つ強みを生かしながら、新たな市場として開拓することは産業や港湾の振興につながるものであり、今後とも積極的に海外戦略を展開してまいりたいと考えております。

次に、病院問題について何点か御質問がございましたが、まず私の公約と病院問題の現状についてであります。私が平成11年の立候補当初から一貫して訴えてきましたのは、市民の命と健康を守るため、また経営の健全化を図るために、老朽化した二つの市立病院の統合新築を進めることとあります。この間、医師の減少による病院の経営悪化や地方交付税の削減、また国の公立病院改革ガイドラインにより、

公立病院改革プランの策定が必要となるなど、状況が大きく変化したことにより、事業を一時的に中断したところではありますが、両病院の状況から、早期の統合新築が必要であるとの認識は変わっておりませんので、再開に向けた取組を進めているところであります。

次に、量徳小学校のPTAが行ったアンケートについてであります。PTAからはこのアンケートは、これまで行った説明会に来られなかった保護者の方々の意見を聞くために行ったものと聞いております。市といたしましては、丁寧な説明に努めるという基本姿勢から回答を求められた項目につきましても、庁内で協議を重ねお答えしたところでありますが、地域の方々の学校への思いなどを強く感じましたし、そのような中でも早い時期の病院建設を望む声もあると感じたところであります。この回答書は、量徳小学校の保護者の方々にも配布されておりますので、目を通していただいたものと思っておりますが、アンケートを見ましても、地域の方々にはいろいろな御意見がありますので、私が直接出向いてお伺いする機会を設けていきたいと考えております。

次に、新病院に向けた決意ということですが、地域医療を守るために市立病院を統合新築する方針は変わっておりませんし、新しい総合計画にも明記したところであります。病院建設に向けては財政問題、建設地の問題、規模・機能の決定など、乗り越えなければならない課題はありますが、これら一つ一つ着実に解決をして、早期に基本設計の再開に向け、道筋をつけていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 病院局長。

病院局長(並木昭義) 井川議員の御質問にお答えいたします。

病院問題について何点かお尋ねがございました。

まず、本市の市立病院の経営状況についてであります。多額の不良債務を抱え経営状態は悪いとの印象は、大学医局や他の病院関係者も持っており、私自身も大学にいるときはそのように感じておりました。しかし、実際には多額の不良債務は過去に累積したもので、一般会計からの繰入れも行い、解消する計画ができていたことがわかりましたし、両病院とも老朽化により厳しい医療環境にありますが、毎年の経営も病院職員の努力と一般会計からの適正な繰入れにより、一定の成果は上げていると認識を新たにいたしております。

特に、医療センターの経営は公立病院の中でも大変良好でありますし、また小樽病院においても医師数は大きく減少しておりますが、医師1人当たりの診療収入は、類似病院の平均を大きく上回っており、頑張っていると感じております。

具体的には、一般会計からの繰入金金を除いても、経常収支比率では平成18年度の83.3パーセントが20年度は86.2パーセント、2.9ポイント改善し、医業収支比率についても18年度の88.3パーセントが、20年度には91.9パーセントと3.6ポイント改善しております。

しかしながら、経営状況の大変よい民間病院などから見れば、まだまだ改善すべきことも多くあると認識しております。そのため、就任以来、実際に経営改善に取り組んでおられる方々の御意見を伺いながら、経営戦略会議を中心として、一つ一つ確実に実行に移しているところであります。

また、その場合におきましても、経済性を重視する民間病院とは異なり、公立病院の医療は地方自治体行政の一環であり、常に公共性を重視することを念頭に置いて行動する必要があると認識しております。

次に、経営改善のポイントということですが、医師の補充、増員により、診療体制を充実し、多くの患者を受け入れて収入を増やすことが基本であり、最も重要であります。しかし、現状では医師を集めることはそう簡単ではありませんので、当面は収支の改善に力を注ぐことがポイントとなると考

えております。そのため、これまでの慣例となっていることなどを一から見直し、医師が診療に専念できる体制をつくる、無駄なこと、非効率的なことを行わない、収入となることを見落とさないなど、改善すべきことを積極的に言い、支出を極力抑え、収入を少しでも増やすことを心がける土壌をつくるのが大切であると考えております。

また、二つの市立病院が将来一つになることを踏まえて、今から両病院の職員が同じ意識を持ち、同じ目標に向かって進むことが大事ですので、両病院一体となって経営改善に取り組むことが大切であると考えており、既に診療材料費の削減、病院機能評価取得やD P C 導入に向けた具体的な取組を両病院で始めているところであります。

なお、それらのことを実施する上で、外部からの正当で公平な評価を受けることも必要であり、そのための取組も進めております。

次に、地域医療と市立病院についての認識ということですが、私はこの4月に就任して以来、小樽市内はもとより札幌手稲、後志管内の医療関係者、そして大学の各診療科の教授を回って御意見を伺ってまいりました。

それぞれの方々から伺った御意見に共通していましたことは、小樽では2次医療にきちんと対応してほしいということでありました。後志管内の主な病院では、医師不足により休診や休床を余儀なくされており、小樽や場合によっては札幌まで通う患者がおり、地域医療が崩壊の危機に直面している事実が少なからず見受けられます。そのような中で、市立病院には専門的で高度の医療が提供できる体制をしっかりとしてほしい、新市立病院開設の時期、場所、規模などを早急に検討し示すことで、地域医療を支える基盤を固めてほしい、との意見が寄せられたところであります。

以上のようなことから、私の抱負といたしましては、小樽、さらには後志地区において、地域住民の命と健康を守るためには、市立病院の存在は不可欠でありますので、両市立病院の統合新築への具体的な再スタートを切り、地域医療を支える市立病院としていくことが、私に課せられた使命であると考えているところであります。

次に、地域医療を考える体制についてであります。議員の御指摘のとおり、地域医療を取り巻く環境は流動的であり、今後もそれぞれの医療機関の状況も変化していくことが想定されます。そういう中で、再編・ネットワーク化協議会の委員の皆さんが市立病院の改革プラン策定にとどまらず、今後の地域医療をどうしていくかを話し合う意義は大きいと感じております。

今、地域医療は多くの課題を抱えておりますので、これを機会に小樽市、医師会、公的病院など地域医療関係者が話し合う場をぜひとも継続していく必要があると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 譲) 井川議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小樽市の指導主事の人数や学校訪問の状況、目的や効果等についてであります。指導主事は室長、主幹を含めて5名おり、小中学校の教育活動全般や校内研究、各教科等の実践上の課題などについて解決が図られるよう、指導・助言をするため学校訪問を行っております。

学校訪問は、経営全般にかかわるものと教科指導等にかかわるものの二つの形態がありますが、経営にかかわる訪問は2名で行い、年度初めの5月にすべての小中学校を訪問し、6月からは学校の課題に応じて適時することとし、昨年度については50回実施しました。また、教科等の指導にかかわる訪問は、通常指導主事1名で行い、各学校の研究会や訪問の要請等に応じて行いますが、昨年度は253回実施しました。滞在時間は、こうした業務内容によって違いはありますが、通常教科等の指導の訪問では、1

時間授業を参観し、1時間程度研究協議をしております。

学校訪問によって、それぞれの学校の教育活動の実際に触れ、個別の課題について具体的に相談することもできますが、時間の制約等もあることから、指導室へ来ていただき指導することも行っており、平成20年度で延べ737件となっております。今後、指導体制や指導内容についてさらなる工夫をして改善を図ってまいりたいと思います。

次に、本市で実施している教員研修の効果と今後の改善策についてであります。教員研修については道教委、市教委、後志教育研修センター等がそれぞれ実施しており、市教委主催のものでは昨年度41講座、延べ1,007名の教員がここで学んでおります。研修会では指導主事はもとより、ユニークな指導をしている教員等が講師となり、基礎・基本の定着に向けた授業やわかる授業、情報モラル教育やAED等を活用した救急処置法など今日的な課題に応じた内容の研修を実施しております。参加した教員からは、研修で学んだことを明日からの実践に生かしたいという意見も多く、研修の成果は生かされておりますが、それが全校的な取組とはなっていない側面もあり、今後、学習指導など本市の課題をしっかりとらえた研修内容を検討して参加者を増やすとともに、受講した内容がさらに各学校に広がるよう、効果的な研修の充実に努めてまいります。

次に、全国学力・学習状況調査が抽出方式になった場合の児童・生徒の学力の把握についてであります。平成22年度の全国学力・学習状況調査については、現段階では学級単位での抽出方式とし、対象外でも設置者が希望すれば調査を利用することが可能となっております。先日、道教委を通じて文部科学省から参加希望の事前調査があり、教育委員会では利用を希望すると回答しております。なお、児童・生徒の学力の把握は、日常的に行わなければならないものであり、各学校においては独自に標準化された学力テストを行っているところもございます。

次に、本市における小中学校の連携を重視した教育活動についてであります。小中学校の連携については、教育課程の円滑な接続やいわゆる中1ギャップの解消などに必要なことであり、本市においても小樽市学校教育推進計画に、「学校種間の連携・接続の推進」を観点として掲げております。

こうしたことから、本市の取組としては、体験入学の実施、校区内の小・中相互における授業参観や学校だよりの相互掲示、学校評議員の合同研修会などを行っております。小中学校の連携の必要性については、校長会議等を通して繰り返し指導し、取組も少しずつ広がっておりますが、まだ十分には至っていないところもあります。今後、組織的なネットワークづくりを進めるなど、校長会とも連携しながら、一層の充実に努めてまいります。

次に、発達障害のある子供などにかかわる幼・保・小の連携と教職員の指導力の向上についてであります。本市における幼・保・小の連携については、これまで小学校の教員が発達障害のあるなしにかかわらず、入学予定の子供が在籍する幼稚園や保育所を訪問し、生活の様子や入学後の配慮事項などについて引継ぎを行っており、一方、体験入学や園児の学校訪問による交流事業などを行ってまいりました。また、市教委では小樽私立幼稚園長懇談会に参加し、入学直後の児童の様子や幼稚園におけるしつけの状況などについても交流しております。

発達障害のある子供に対する教員の指導力の向上を図る手だてとしては、研究資料の作成や特別支援学校等のコーディネーターによる研修会を開催し、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への対応や個別の指導計画の作成などについて研修を行ってまいりました。一方、道立特別支援教育センターや後志教育研修センターの講座を通して、特別支援教育のあり方について研修している教員もおります。

最後に、家庭学習ノートについてであります。学校と家庭とが連携し、学習の習慣や基本的な生活習慣の定着を図ることは大切なことであると考えております。本市においても、低学年などで家庭学習

ノートに類するものを利用している教員が一部いることは承知しております。いずれにしましても、こうした家庭との連携は必要なことでありますので、さまざまな方法で学校と家庭が日常的に連絡を取り合い、密接な関係を築いていくよう、指導・啓発に努めてまいります。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 15番、井川浩子議員。

15番(井川浩子議員) 一つだけ教育長にお尋ねいたします。

大変いろいろと千何人とか50回とか253回とか、回数は非常に多く研修会をやったりいろいろなことを試みているのですけれども、それが全く私たちから見たら身についていないというか、生徒に反映されていないというか、一向に向上が見られていないという点が、非常に私は残念だと思うのです。ですから、本当にだめであれば、すぐにどこがだめかということを立て証して、すぐに実行していただく、実行力というのですか、そういう部分が秋田県では非常にすぐれていたということで、秋田県の教育委員会の指導がやはり非常にすばらしいということを感じてまいりました。そういう意味で、教育長も自信を持って、ぜひとも力を振るっていただいて、子供たちは小樽の財産ですから、ぜひ頑張っていたきたいと思います。もう一度決意のほどをお願いします。

議長(見楚谷登志) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 謙) どうもありがとうございます。教育につきましては、なかなか時間のかかるものでございまして、今日教員に話したから明日すぐ効果があるというものではございませんが、ただ回数だけは5名の指導主事の体制で各学校に行ったり、来てもらって、かなりの量を、教員と一緒にしながら指導・助言しているところでございまして、その成果は間違いなく出てくるものと私は思っておりますので、今後も私ども教育委員会の指導主事をうんと活用していただきながら、それぞれの学校教育の充実に努めてまいりたいと思っております。

議長(見楚谷登志) 以上をもって、本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時22分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 見楚谷 登志

議員 吹田 友三郎

議員 齋藤 博行

平成21年
第4回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

平成21年12月8日

出席議員(27名)

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保
19番	佐々木	勝	利		21番	古	沢	勝	則
22番	北	野	義	紀	23番	横	田	久	俊
24番	成	田	晃	司	25番	前	田	清	貴
26番	大	竹	秀	文	27番	見	楚	谷	登
28番	久	末	恵	子					

欠席議員(1名)

20番 新 谷 と し

出席説明員

市 長	山 田 勝 磨	副 市 長	山 田 厚
教 育 長	菊 讓	病 院 局 長	並 木 昭 義
水 道 局 長	小 軽 米 文 仁	総 務 部 長	山 崎 範 夫
総 務 部 参 事	鈴 木 勇 三	財 政 部 長	貞 原 正 夫
産 業 港 湾 部 長	磯 谷 揚 一	医 療 保 険 部 長	中 村 浩
福 祉 部 長	長 川 修 三	保 健 所 長	秋 野 恵 美 子
生 活 環 境 部 長	小 原 正 徳	建 設 部 長	竹 田 文 隆
病 院 局 経 営 管 理 部 長	吉 川 勝 久	消 防 長	会 田 泰 規
教 育 部 長	大 野 博 幸	監 査 委 員 長	宮 腰 裕 二
会 計 管 理 者	中 塚 茂	総 務 部 長	貞 村 英 之
総 務 部 総 務 課 長	中 田 克 浩	企 画 政 策 室 長	
		財 政 部 財 政 課 長	木 下 正 樹

議事参与事務局職員

事務局長	佃	信雄
庶務係長	北出	晃也
調査係長	関	朋至
書記	木戸	智恵子
書記	島谷	和大

事務局次長	佐藤	正樹
議事係長	中村	弘二
書記	相澤	幸
書記	小林	由美子
書記	高野	香織

開議 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高橋克幸議員、佐藤禎洋議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第6号、第10号ないし第24号及び第26号並びに報告第1号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 10番、斉藤陽一良議員。

（10番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

10番（斉藤陽一良議員） 平成21年第4回定例会に当たり、公明党を代表して質問いたします。

まず、政権交代による国の政策の見直し、予算の執行停止などの本市への影響も含め、財政問題及び平成22年度予算編成についてお伺いいたします。

本市議会は、去る平成21年第3回定例会において、地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書を全会一致をもって可決しております。国は前政権の政策を見直し、予算配分の力点を変える場合でも、各自治体が正当に執行してきた経済対策の財源に支障が生じないように配慮すべきことは極めて当然であり、政策遂行の必要条件であります。政府は、政策の見直し、税制の改革、制度の変更に当たっては、平成21年度当初予算及び同年度第1次補正予算によって、地方自治体が進めてきた施策や事業について、財源問題で執行に支障が生じることのないよう万全の対策を講じるべきであり、果たすべき最低限の責任を厳しく自覚すべきであります。

初めに、平成21年度当初及び第1次補正予算の執行停止や制度の復活の影響について、何点かお伺いいたします。

まず、子育て応援特別手当の執行停止や生活保護における母子加算復活、それに伴う母子世帯就労支援の廃止、削減など、予算の執行停止や制度の変更の影響が、本市に関係のある事業に及んでいるもののうち、既に本市で議決された予算の執行が一部又は全部停止されるもの、現在実施中又は計画中の事業が縮小あるいは中止されるもの、今後、予算化が見込まれていた事業が縮小あるいは中止されるものなど、その主なものと影響の概要についてお示しください。

また、このような混乱を招いている現政府の行政運営について、同じく行政執行の責任を預かる立場にある市長の率直な感想をお聞かせください。

中でも本市に特に影響の大きいものとして、地域医療再生臨時特例交付金事業があります。市立病院の統合新築に向けて、厳しい財政状況の中、何とかして現状打開を模索している本市にとって、100億円を上限とする交付金事業は、単に箱物の整備としての病院建設の財源手当てという観点ではなくて、後志二次医療圏における医療連携、医師・看護師などの人材確保、周産期・小児医療施設、救急医療施設など地域中核病院における機能強化の観点から、またとない大きな期待を抱かせるものであります。しかし、今般の執行停止によって、1事業25億円を上限とするなど、予算規模が4分の1へと大幅に縮小された上に、一律に各都道府県に2か所ずつの採択とされたことは、まことに残念のきわみでありました。計画の中身の縮小、後退もさることながら、都道府県のうち2次医療圏を二、三抱えるのみの県と、北海道のように2次医療圏を21圏域も擁する地域を一律に扱うことの不合理は、言語道断と言うべきであります。

北海道が11月6日に提出したとされる北海道地域医療再生計画のうち、後志二次医療圏にかかわる部

分の内容について、わかる限り具体的にお示しください。

また、本市の病院事業における、この交付金の意義と位置づけ、採択の見通し、また来年度への制度の継続を含めた国への要望等、本市の今後の対応について、さらに市立病院の統合新築の進め方への影響についてお示しください。

次に、去る9月15日、本市が全道のトップを切って中心市宣言を行った定住自立圏の民間事業者向け交付金について伺います。

これは、当初、全国で総額550億円の予算措置をされていたものが、その後の見直しで、その8割に及ぶ450億円が執行停止となったものであります。去る11月17日の総務省からの内示では、地域医療関連分野に限定して選定をされたとのことですが、本市に関係する部分の当初の計画の概要と今回内示を受けた金額と事業内容、当初計画との比較、道内の他の圏域との比較などをお示しください。

次に、平成22年度の予算編成に関連してお伺いいたします。

これまで財政再生団体転落回避を至上命題として財政健全化に全力を挙げてきた本市にとって、平成20年度決算は大幅に赤字圧縮を実現できた、近年にはない、ある意味では画期的な決算となりました。21年度についても、この好決算を引き継いで、単年度収支の黒字はもちろん、累積収支のさらなる赤字縮小、黒字化へのめどをつけたいところでありますが、その道筋と見通しについて、財政健全化計画の前倒しなどを含めて基本的な考え方をお示しください。

平成21年度決算見込みについて、まず歳入面で市税収入の見通しをお示しください。

平成21年度普通交付税の決定額については144億2,000万円と、対前年度で5億9,100万円の増となり、国税の歳入減についても、国債を原資として穴埋めされる見通しですが、当初予算額10億8,900万円の特別交付税の見通しをお示しください。

歳出面では、他会計への繰出し、特に医業収益の推移を踏まえた病院事業会計への繰出しの見通しについてお示しください。

次に、平成22年度予算編成については、国の予算編成作業が政権交代で大きくさま変わりしている影響が、本市の作業にどのように現れているのか、心配されるところであります。地域主権をキャッチフレーズにしているわりには、地域振興のためには欠かせない事業予算を廃止や削減と、いとも簡単に切っていく民主党鳩山政権のやり方には賛成できません。事業を地方に任せるのであれば、その財源を地方に移譲する議論を後回しにはできないはずであります。現在の事業仕分けについては、悪名高い人民裁判と比較されるように、大向こう受けをねらったパフォーマンスと言っても過言ではないと承知します。

現在、新政権によって行われている一連の国の予算編成に向けての強引とも言える新たな意思決定手法について、市長の率直な御見解をお示しください。

また、政府が、現状のように経済政策上であまりにも後手に回った、ほとんど無策と言っていい状態を続けるならば、デフレ傾向は一層強まり、景気の底割れ、二番底突入が極めて危ぐされる状況となっております。失業や企業倒産など、市民生活に与える影響も重大であります。いたずらに無駄、排除を叫ぶだけではなく、国は早急に平成21年度第2次補正予算を編成し、地域経済の活性化に資する大型の経済対策を打ち出すべきと考えますが、あわせて市長の御所見をお聞かせください。

具体的に二、三伺います。

歳入面で、平成22年度の地方交付税については、原口総務大臣は前年度比1兆1,000億円の増額を主張しているようですが、本市として、差し迫った来年度予算編成に向けて具体的作業を進める上で、地方交付税の額についてはどのような考え方でどの程度見込まれるのか、お示しください。

また、市税収入については、経済状況の見通しも含めて、法人及び個人市民税の見込みについてお知

らしてください。

さらに、平成21年度当初予算ベースで本市において2億3,700万円と算定されているところの、地方揮発油譲与税などのいわゆるガソリン税の暫定税率廃止による地方税の減収分については、平成22年度当初予算ベースにおいてはどのように推計されているのか、お示してください。

次に、歳出面で、特に国の経済対策の一環として、継続的かつ大規模な予算措置を見込んで計画されている学校校舎の耐震化事業については、本市としても多年度にわたって相当規模の予算措置を必要とするわけではありますが、当面、今回、平成21年度補正予算で計上されている校舎耐震補強等事業費5億7,100万円については、補助金の削減等、財源確保に影響はないのか、さらに22年度以降、耐震補強を行っていく場合の財源確保についても御見解をお示してください。

また、平成22年度に予定されている社会教育施設、特に市民からの期待の大きい市立小樽文学館、市立小樽美術館の入居している小樽市分庁舎の大規模改修事業の事業計画の概要とその財源確保に、国の予算削減等の影響はないのかについてもお示してください。

この項の最後に、税制を含め国と地方の政策決定の枠組み自体が大きく変わる中で、厳しい経済・財政状況を取り切らなければならないわけですが、平成22年度予算編成に臨む市長の基本的なスタンス、考え方についてお示してください。

次に、北海道新幹線の札幌延伸に関連してお伺いいたします。

北海道新幹線の札幌 - 長万部間など整備新幹線の未着工3区間については、昨年12月の自公政権、政府・与党合意では、2009年末までに認可に向けた検討を行い、結論を得るとされ、年内の着工、認可が目前となっていました。しかし、政権交代により誕生した鳩山内閣の前原国土交通大臣は、未着工3区間の着工について、白紙化を明言しています。

このような北海道における新幹線の必要性和大きな経済波及効果、その意義、役割を考慮しようとし、ない現政権による方針転換について、市長はどのようにお考えか、また現時点における北海道新幹線札幌延伸の着工の見通しについて、市長にお伺いいたします。

今後、政府における整備新幹線の検討は、どのようなスケジュールで進められるのか、また北海道新幹線建設促進期成会の活動の方向性、市長が会長を務める北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会の今後の対応などについてお知らせください。

後志や小樽で既に進められている駅部調査などの措置済みの予算の執行や来年度以降の予算措置の見通し、さらに札幌延伸そのものの実現可能性を危ぶむ声さえ聞かれますが、北海道新幹線は札幌までつながって初めて意味のあるものとなります。札幌延伸は、北海道経済のまさに起爆剤、活性化に不可欠なものであります。公明党は、今後とも、本市の観光政策にも大きな追い風となり、北海道の産業の発展と学術・文化振興のスプリングボードともなる新幹線の札幌延伸に全力を挙げてまいります。客観情勢はなかなか厳しいようではありますが、市長の新たな御決意をお伺いいたします。

次に、介護保険制度の問題点、特に介護報酬と介護職員の処遇の改善についてお伺いいたします。

平成12年4月に介護保険制度がスタートして、今年は10年目に当たります。介護保険制度は、居宅介護を、それまでの家族による自己責任から解放して、社会全体の責任として社会全体で担う仕組みを目指す、すなわち介護の社会化を理念としてきました。その意味で、介護保険制度は、理念的には施設介護よりも居宅介護中心の、あるいは居宅介護によりインセンティブを与える制度設計がなされていくべきはずであります。しかし、現状は逆で、より手厚い介護を必要とする要介護度が4ないし5の方が、介護保険による居宅サービスを受けて単身で暮らすことは非常に困難な状況になっています。なぜならば、月当たりの利用限度額をオーバーするために、十分なサービスを受けられず、施設介護に

移行せざるを得なくなるケースが多いと言われています。根本的には、低すぎる利用限度額を実態に合わせて十分なサービスが受けられるように引き上げる必要があります。

本市における要介護度が4、5の居宅サービス利用者の数と利用限度額及び実際の平均利用額をお示しください。

また、そのうち単身者の数がわかればお示しください。

居宅介護中心の理念に反すると考えるもう一つの問題点は、同居家族がいる高齢者には、原則として生活援助が提供できないという点であります。しかし、個別的、例外的にやむを得ない事情により家事が困難な場合は、認めるとされています。現場では個別の事例ごとに対応に苦慮されているとのことであります。この件に関する法的な根拠と解釈、本市における運用の実態についてお知らせください。

次に、介護従事者の処遇の改善についてお伺いいたします。

この問題については、公明党が強く主張して、本年4月から、国家資格の取得などの要件を満たす事業所に対して介護報酬を加算して、全体として介護報酬を3パーセント程度上乗せする施策を実施しています。しかし、介護事業所が加算の要件を満たせるかどうかに加えて、加算が認められた事業所では、介護報酬を10パーセントないし20パーセント加算できるかわり、利用者のサービス利用料が割高になるため、利用者は利用限度額の枠内でサービスをおさめるために、他の事業所に移ってしまうなどのマイナスもあるため、事業所が加算の申請を行わないケースもあると言われています。

本市における実態はどうだったのか、検証する必要があると考えますが、御見解を求めます。

また、実際に介護従事者の処遇がどの程度改善されたのかについての検証はされているのか、お示しください。

次に、介護職員処遇改善交付金について伺います。これは、前自公政権の経済危機対策の一環として、平成21年度補正予算に盛り込まれたものであります。内容は、介護職員の月額賃金を平均1万5,000円助成するもので、本年10月から平成23年度末まで申請した介護事業者に支給されます。このため、前政権において、国は事業費3,923億円、事務費51億円、合計3,974億円の予算を計上し、各都道府県はこれにかかわる基金を創設しています。

これに対して民主党は、2009年、衆院選の政権公約において、「介護労働者の賃金を月4万円程度引き上げます。これは自己負担や保険料アップにつながらない方法で行います」と明確に公約していました。しかし、厚生労働省の担当者は、11月13日現在、このために必要な約8,000億円の財源について、財源確保の具体策は決まっていないとしています。それどころか、前政権の施策として効果を疑問視し、批判していたにもかかわらず、民主党は政権交代から3か月を経た現時点でも、介護保険事業計画第4期計画の終了する平成23年度末まで、介護職員処遇改善交付金制度を維持し、次期計画の始まる24年度以降も継続する方針とされ、いわゆる事業仕分けでも仕分け対象にさえなっていません。これは、事業仕分けの対象事業の選択が御都合主義で、いかにし意的なものであるかを示すとともに、民主党のマニフェスト放棄、明確な公約違反であると言わざるを得ないと考えます。公明党は、同交付金の本来の趣旨である介護従事者の処遇が実際に改善されるかどうかを徹底して見極め、そのための改善策を全力で探ってまいります。

今、行われている同交付金の執行の仕組みと申請期間、現在までの本市における申請の状況、申請率などについてお示しください。

側聞するところによりますと、申請の事務手続の煩雑さや介護職以外の職員が対象外とされることのお不公平感などから、事業所が申請に二の足を踏んでいるなど、全国的にも申請率が70パーセントとのことであります。本市において、その原因についてはどのように把握しておられるか、お知らせください。

また、その解消のためにどのような対応をとっておられるのかについてもお示しください。

この項の最後に、介護従事者の処遇改善については、長期的に見れば、介護報酬の中に占める人件費の割合を見直すことが必要になると考えます。その場合、介護報酬の大幅な引上げにつながる可能性があります。それが引き金となって介護保険料が引き上げられ、結局、国民にツケが回されることは何としても避けなければなりません。今回の処遇改善について、介護報酬の中身に踏み込むことなく、事業所への助成という中間的な対応になっていることも、その辺に理由があります。国民への負担が大きい保険料の引上げにつながることを避けるためには、公費と保険料が半分ずつという現在の介護保険の枠組み自体を見直して、公費の割合、特に国の割合を大幅に増やすなど、大胆な改変を行う覚悟が必要と考えます。この点についての市長の御所見をお伺いいたします。

次に、議案第1号平成21年度小樽市一般会計補正予算についてお伺いいたします。

平成21年度冬期特別生活支援事業、いわゆる福祉灯油については、昨年の福祉灯油実施時に比べて、灯油価格が11月5日現在、小樽市生活環境部生活安全課の家庭用灯油小売価格調査によりますと、1リットル当たり平均66.35円と、対前年同月比25.41円低くなっており、いわゆる福祉灯油を実施する状況にないことは、価格面からは客観的に明らかであります。

昨年の第4回定例会での私の質問に、市長は、「福祉灯油の実施につきましては、灯油価格の動向、国や北海道の財政支援、本市の財政状況を総合的に勘案し、判断したい」と答弁しておられます。価格についてはさきに述べたとおりですが、国、道の支援、本市の財政状況の面についてはどのように判断されているのか、また、それらを総合的に勘案し、判断された中身についてお示しください。

今年度の実施案では、支給条件については前年同様として、独居高齢者2,950世帯、高齢者のみの世帯650世帯、母子550世帯、重度身障者等1,550世帯、合計5,700世帯に対して、共同募金会において昨年のふれあい見舞金の支給額2,000円の確保が困難なことが予想されることから、今年も同額を支給するために、不足を1世帯当たり400円と見込んで、差額分228万円を補てんするものとなります。現在の厳しい社会経済状況の中で、この実施自体に反対するものでは毛頭ありません。むしろふれあい見舞金も、冬期特別生活支援事業、いわゆる福祉灯油についても、できる限り拡充されてしかるべきと考えます。しかし、事業の実施主体の枠組みについては整理しておくべき問題があると考えますので、若干お伺いさせていただきます。

実施の枠組みについては、昨年の答弁で市長は、従来、ふれあい見舞金と福祉灯油の両事業とも共同募金会と共同で行っていたのに対して、平成20年度から市が福祉灯油を、共同募金会は従来のふれあい見舞金を実施することとし、それぞれの事業の趣旨を明確にしたと答弁されています。そして、昨年の私の質問の趣旨は、もし市単独での福祉灯油が見送りになった場合、共同募金会単独の事業となったふれあい見舞金は、それでも共同募金会の単独実施となるのかということだったわけです。市長は、あくまでも平成20年度からは単独実施ということになったので、21年度についても、福祉灯油については市の判断、ふれあい見舞金については、歳末助け合いの募金額の状況にもよると思うが、実施については共同募金会が年末までに判断されるものと考えていると答弁されています。以上の経過から考えると、平成20年度における事業実施の枠組みの整理は、金額の多寡ではなく、事業の性格づけをしっかりと内容を区別することに力が置かれた判断であったように考えます。したがって、福祉灯油については、灯油購入費の助成という内容、性格が重視されなければならないこととなります。

今回、議案第1号平成21年度小樽市一般会計補正予算の提案説明において、市長は事業の趣旨を説明されている中で、共同募金会の実施するふれあい見舞金の不足を補てんするという趣旨の説明ですが、市の事業として冬期特別生活支援事業、いわゆる福祉灯油というものを考えるときには、昨年の

御答弁との整合性をとるとすれば、むしろあくまでも灯油購入費の助成という内容、性格を重視する立場での実施についての判断が必要になると考えますが、市長の御所見をお示しください。

次に、産業振興、特に景況感が急速に悪化していく中での制度融資の利用状況及び企業誘致の現状などについてお伺いいたします。

今回の経済危機は、当初、サブプライムローンという支払能力の劣る貸付先への住宅ローンの焦げつきから端を発し、世界じゅうの金融機関を巻き込み、昨年秋のリーマンショック以降は、その影響が实体经济にも波及し、特に非正規雇用労働者の派遣切り、雇い止めなどが社会問題化しました。本年春先には、いったん底を打って上向きかに見えた景気動向ですが、ここへ来て完全に息切れを起し、政府みずからデフレを宣言しなければならぬほど、円高、デフレ、株安、实体经济の悪化、消費の落ち込みという負のスパイラルに陥り、景気底割れ懸念が一段と高まっています。現在はドバイショックと言われる第二の金融危機が再燃しかねない状況となっています。政権交代以降、新政権の経済政策は、ほとんど無策と言っていいほど完全に後手に回り、その機動力のなさ、危機対応力のなさを露呈しています。

本市の状況を見ると、日本銀行札幌支店が去る6月9日発表した北海道金融経済レポート「小樽経済の現状とその将来性について」において、小樽経済の現状について、全体では低迷しているとし、後志地区の企業の業況判断D Iの水準は、日本銀行小樽支店が廃止された2002年以降で最悪となっているとしています。また、去る11月10日発表された後志地区金融経済概況によりますと、9月の業況判断D I値は、全産業でマイナス34と、前期より10ポイント改善したものの、12月の先行き予測では、非製造業においてはマイナス43からマイナス47と、さらに悪化すると見る企業が増えています。9月までにやや持ち直したのは、政策効果を主因とする家電、乗用車販売と公共投資で、その他の個人消費、観光、設備投資などは低迷し、雇用環境は厳しい状況が続いているとしています。

前政権において国は、従来のセーフティネット保証制度に加えて、昨年10月31日から原材料価格高騰対応等緊急保証制度を創設し、従来の対象業種を大幅に拡大し、認定要件を緩和するなど、利用しやすいものになっています。取扱開始から現在まで、市が認定した件数と保証協会が保証承諾した金額をお示しください。

また、本市の制度融資である中小企業特別資金、いわゆるマルタル資金については、本年から利用者の多い融資期間が5年未満の貸付けについて、金利をこれまでより0.1パーセント引き下げ、利用者の負担軽減を図っておりますが、現在までの利用状況と改善の効果についてお示しください。

また、利用者にとっての使い勝手をよりよくするために、さらなる改善と充実に向けて検討されていることがあればお知らせください。

さきに述べたとおり、経済環境は最悪と言っていい状況であります。そうであればこそ、企業誘致対策は重要であります。今年度、現在までの問い合わせの件数、立地企業件数、それぞれの業種、立地地区をお知らせください。

本市は、平成18年から企業立地促進条例を定めて、固定資産税と都市計画税を、操業を開始した年の翌年から2年間、課税免除するという企業立地の優遇制度を設けているわけですが、今年度の予定申請件数、条例施行から現在までに課税免除を受けた企業数と年度ごとの件数をお示しください。

他都市の例を見ますと、固定資産税等の課税免除のほかに、用地取得資金の助成、電気料金の助成などを行っている自治体も見受けられますが、優遇制度のさらなる拡充についてのお考えをお示しください。

また、北海道の助成制度をあわせて活用する際の要件や有効性についてもお示しください。

最後に、埋蔵文化財、特に縄文遺跡の保存と利活用についてお伺いいたします。

第6次小樽市総合計画基本計画では、文化財などの保護と活用について、「貴重な文化財を保護し、これらを活用した地域づくりのため、文化財や史跡の保存、修復と関係資料の収集、研究を進め、市民が郷土の文化遺産に触れる機会の充実に努めます」と規定され、本年3月に定められた小樽市社会教育推進計画や昨年3月に定められた小樽市文化芸術振興基本計画においても、文化財の保護、保存、活用や市民だれもが文化財を学習、体験できる機会の拡充を掲げています。

小樽市の代表的な文化財としては、国指定の重要文化財が旧日本郵船株式会社小樽支店と旧手宮鉄道施設の2件、国指定史跡として手宮洞窟と忍路環状列石があります。そのほか市内には、北海道の指定するもの、小樽市の指定するもの、また有形文化財、無形文化財、無形民俗文化財などがあり、それぞれに保存と利活用のための努力が続けられています。これらのうち、いわゆる遺跡は、国指定の手宮洞窟と忍路環状列石、道指定の地鎮山環状列石で、この忍路環状列石と地鎮山環状列石は縄文後期の遺跡とされています。

このほか、現在までに小樽市内で知られている遺跡の数と時代別及び種別の内訳をお示しください。

さらに、そのうち史跡、公園、保存館などの形で公的に管理が行われている遺跡の数と割合をお示しください。

また、これまで発掘調査が行われた遺跡のうち、建物、道路、鉄道、ダムなどの建設等の原因により発掘調査が行われたものの数をお示しください。

次に、発掘調査などにより出土した遺物の点数、保管方法、主な保管場所、所蔵管理機関名をお知らせください。

出土遺物については、まず、考古学的な史料として必要な調査や処理が行われるわけですが、具体的にどのような作業をされるのか、どのような人員、体制で行われているのかをお示しください。

そのような作業を終えて保存や展示などの利活用が可能となっているものの割合は、出土遺物全体に対してどの程度と把握されておりますか。

小樽市内には多くの縄文時代の遺跡が存在し、また縄文文化に対する関心は、最近とみに高まっています。いわゆる縄文式土器だけでなく、青森県の三内丸山遺跡の大規模な集落跡や道南の旧南茅部町で発見された縄文のビーナスと言われる中空土偶は、世界的にも注目されており、この秋、イギリスの大英博物館で開かれた「土偶展」にも出展されました。石器や土器、集落跡などの研究によって、縄文人の生活の様子が詳細に解明され、そこからその世界観や美意識にまで探求の目が向けられています。

本市の忍路環状列石や地鎮山環状列石、西崎山ストーンサークル遺跡などの配石遺構は、地域で生活する地元市民の文化財愛護の努力の結果、周囲の環境や景観とともに比較的良好的な状態で保存されてきており、今後、遺跡の特性を生かした適切な保存と利活用の方法を検討すべきと考えますが、御所見をお示しください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 斉藤陽一良議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題に関連して、本年度の国の補正予算の一部執行停止などに関してであります。総額約2兆9,000億円に及んだ執行停止やこれまで行われた制度変更により取りやめとなったもののう

ち、まず本年度の市の予算に関連するものとしたしましては、子育て応援特別手当の執行停止やひとり親世帯就労促進費の本年12月からの廃止であります。

また、執行停止の関係で民間企業向けのものとしたしましては、定住自立圏等民間投資促進交付金における対象事業の見直しや交付率の引下げがあり、さらには後志第二次医療圏として申請してありました地域医療再生基金について、想定配分額などの変更が行われたところであります。

なお、地域活性化・公共投資臨時交付金につきましては、その算出の基礎となります本市関連の追加公共事業等の執行停止がないことから、現時点では影響はない見込みであります。また詳細が不明なところもあり、引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えておりますし、緊急雇用創出事業等に係るいわゆる地方向けの基金については、執行停止の対象外となったことなどから、今回の執行停止によって来年度以降の市の予算に大きく影響を及ぼすようなものは特になく考えております。

次に、今回の国における補正予算の執行停止に対する感想ということですが、そもそも私ども地方自治体は、毎年度の国の政策や予算を踏まえてそれぞれの予算を編成し、議会の議決を得てその執行に当たっているわけでありまして、今回のように年度の途中において国が一方的に予算の執行停止を行ったことは、国と地方の信頼関係を大きく揺るがしかねないものであったと思っておりますが、しかしながら政権交代ということから考えますと、政治理念の違う政党が政権を担うこととなりますので、いろいろな分野で従来と違ってくることは当然あり得ることと思っております。

ただ、これからも国と地方の緊密な連携と協力が必要と考えておりますので、仮に大きな政策の変更を伴うものであれば、住民や自治体の現場に混乱を与えることのないよう、十分事前に地方団体との協議を行い、判断をしていただきたいものと考えております。

次に、地域医療再生計画についての御質問でありますけれども、初めに北海道が地域の意見を聞いて国へ提出しました後志第二次医療圏の再生計画の内容でありますけれども、後志地域における医療の現状分析や課題を整理し、課題解決のための施策や達成すべき目標の設定を行い、国へ提出したものであります。

具体的には、医師確保、救急医療体制の充実、周産期医療の充実、広域連携の推進、IT活用によるネットワーク化の推進について、当初100億円の計画で提出したところでありますが、新政権による補正予算の執行停止により、25億円程度に減額されたものであります。

次に、地域医療再生計画と本市の病院事業とのかかわりでありますけれども、再生計画の実施期間が本年度から平成25年度までの5年間とされたことや、市立病院の統合新築により、後志二次医療圏の基幹病院として整備する計画に交付金の導入が可能であると考え、北海道に対し、市立病院の統合新築事業等を盛り込んだ計画案を提出し、取り組んできたところであります。

今回、北海道において策定した後志二次医療圏の再生計画は、優先順位5番目に位置づけられたため、各都道府県に一律2圏域を指定するという方針の中では、採択の可能性が低いと聞いております。この計画が当初から想定されたものではないことから、市立病院の統合新築計画に直接的な影響はありませんが、採択された場合には貴重な財源になるため、残念であると考えております。

なお、政権交代により、この事業の見直し、財源の圧縮が行われたことから、10月には北海道が北海道市長会などと連名で国に対し、事業の完全実施について要望書を提出しておりますし、私も民主党北海道に対し、本事業の執行停止について遺憾の意を伝えているところであります。

次に、定住自立圏等民間投資促進交付金についてであります。当初、周産期の患者環境の充実を図るための病室等の増改築及び消化器、がん診療分野の迅速な診断と質の高い治療を行うために必要な医療機器の購入などの医療関連分野と、利便性向上に向けた乗り合いバスに関する整備を行う地域公共交

通分野に関する事業を予定しておりました。しかし、政権交代に伴う補正予算の執行事業の見直しにより、交付対象事業や交付率が圧縮されたため、本市の交付額は医療関連分野の1,010万円について内定があったところであります。

なお、道内各圏域の交付額については、公表されておられませんのでお答えできませんが、道内全体では8圏域27事業に交付金総額約7億8,000万円が配分されると聞いております。

次に、平成21年度の一般会計の決算見通しでありますけれども、普通交付税は予算に対して増額とはなりましたが、その大半を補正予算の財源として計上しておりますし、景気の低迷などにより市税収入の落ち込みが懸念されることや、除雪費などこれから冬期間に向かって不確定要素も多くあることから、現時点で決算見込みを推計することは困難な状況であります。

したがって、平成20年度の決算において、単年度収支が約6億円を超える黒字となり、累積赤字が財政健全化計画よりも大幅に改善されたことは事実であります。現状では今後の具体的な健全化計画の前倒しまではお示しできないと考えております。いずれにいたしましても、財政再建が最優先課題であることは、この後においても変わりはありませんので、年度内の残された期間、当面は財政健全化計画の収支計画に見込んで1億1,600万円の単年度黒字の確保を目標として、最大限努力してまいりたいと考えております。

次に、本年度の市税収入の見込みでありますけれども、個人市民税では、給与所得や営業所得など個人所得の減少が見込まれ、また法人市民税では、金融・保険業や製造業などにおける企業収益の減少が見込まれるとともに、固定資産税、都市計画税についても、予算を下回る見込みであることから、市税収入全体では、予算に比べ4億5,000万円程度の減収となるのではないかと見込んでおります。

次に、本年度の特別交付税の交付見込額であります。総務省の見解としましては、6月から7月にかけて九州北部などで発生した大雨による災害や2年ぶりに本州を縦断した台風18号による被害などにより、昨年に比べ、全国ベースでは自然災害関連の配分が大きくなるとのことであり、本市においては今のところ大きな災害は発生していませんので、この時点では期待はできないものと考えております。しかしながら、今年度の決算見込みにおいて税収の落ち込みが懸念されることや、今後の降雪の状況等、現時点で不安定要素も多くありますので、何とか総額として予算額の確保ができるよう期待をしているところであります。

次に、本年度の各会計への繰出しの見通しでありますけれども、まず病院事業会計につきましては、入院・外来収益とも減少傾向にあり、現状は大変厳しい経営状況であることは事実であります。病院事業会計への繰出金につきましては、本年1月に市立病院改革プランを策定する際に、過去の不良債務解消や財政支援に係る分も含め、考え方を整理し、それに沿って平成21年度の繰出金についても予算計上しておりますので、現状の中では予算額どおりの繰出しを行ってまいりたいと考えております。

また、病院以外の会計への繰出金につきましては、現時点ではそれぞれの会計の収支見込額の把握が困難であるため、具体的には申し上げられませんが、いずれにいたしましても、それぞれの会計において、歳入の確保と歳出の削減に引き続き努めてまいりたいと考えております。

次に、現在の国の予算編成などに対する私の見解であります。三位一体の改革などに伴う地方交付税等の歳入減を補うため、既に地方は国を上回るスピードで懸命に歳出削減の努力を続けており、国においても無駄な予算や組織などについて抜本的な見直しを行うことは当然のことであり、例えば今回の事業仕分けもその一環であるとすれば、予算編成のプロセスの一部であります。その過程が開示され、国民に国政に対する関心が高まったという点では評価をするものであります。

しかしながら、対象事業の選定の理由や基準が不明確であり、影響を大きく受ける地方の立場といた

しましては、自治体の意見も徴しないまま、極めて短い時間の中で結論が出され、自治体の不安をいたずらにあおる結果となったということも事実ではないかと考えております。

この事業仕分けに関しましては、全国市長会としても、その作業の終了に合わせ、行政刷新会議の事業仕分けに対する意見をまとめ、「行政刷新会議で議論された地方税財政制度上、重要な課題や事業仕分けで地方移管、事業廃止等とされた事業については、改めて当該制度や事業のあり方について、地方に対する税財源の移譲措置などを含め、国と地方が対等の立場で総合的に十分協議した上で結論を得るものとする」ことを強く要請する」としたところであります。

いずれにいたしましても、このたびの事業仕分けの評価、結果がそのまますべて決定事項となるとは考えておりませんが、今後、仕分け対象外の事業についても見直しが行われると聞いておりますし、現在、地方にも影響の大きい来年度の税制改正についても議論されておりますので、今後とも国の動向を注視しながら、全国市長会などとも連携して、必要な対応をしまいたいと考えております。

次に、今後の国の経済対策でありますけれども、政府は本日前午中の閣議で、本年度の第2次補正予算7.2兆円の経済対策を決定したとのことでありますので、まずはその速やかな予算成立と効果に大きく期待しておりますし、来年度予算におきましても、切れ目なく地域経済の活性化策を含めた積極的な経済対策が盛り込まれるよう、強く願っているところであります。

次に、来年度の地方交付税の見込みであります。本年10月に提出された総務省の来年度予算の概算要求では、地方交付税総額が前年度比1兆1,000億円の増加となっております。地方交付税に依存する割合の高い本市といたしましては、大いに期待しているところであります。今後、新政権が掲げる地方への一括交付金を含めて、地方税財源の枠組みが整理されていくものと思われませんが、地方交付税の原資となる国税の大幅な減収が予想される中で、予算は許されない状況にもありますので、当面はそのような国の動向を注視し、年明けに国が示す予定の平成22年度の地方財政対策における地方交付税の伸びなどを勘案した上で、来年度の地方交付税予算の見積りに当たってまいりたいと考えております。

次に、来年度の市税収入の見込みでありますけれども、現時点では来年度の国の税制改正の動向や経済対策などが不明であります。法人市民税においては、景気悪化に伴う企業収益の落ち込みから、依然として厳しい経済状況が続いていること、また個人市民税においては、納税義務者が減少傾向にある中で、給与所得や営業所得の減少も予想されることから、本年度予算に比べると減額で見込まざるを得ないと考えております。

次に、地方揮発油譲与税などのいわゆる自動車関係諸税の暫定税率廃止に伴う新年度予算への影響ですが、この問題は地方にとって大きな減収になりかねない問題であります。現時点で最終決定されたものとは承知しておりませんが、国から来年度の譲与税等の見通しも示されておきませんので、今の段階で影響額を試算することはできません。

なお、暫定税率の廃止に関連して、先月末に全国市長会の会長が内閣官房副長官に対して、自動車関係諸税の暫定税率については、代替財源を示すことなく安易に廃止しないことや、この見直しに関連し、いわゆる環境税の検討に際しては、自治体の財政負担を十分勘案し、地方税としての検討も行うことについて要請を行っておりますので、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、来年度の予算編成についてでありますけれども、現在の大変厳しい経済動向などから、市税収入のさらなる減収は避けられないと見込まれる中で、国における予算削減の影響のほか、地方交付税を含む地方財政対策や国庫補助事業の取扱いなど、今後に向けて不透明な要素も多くあり、例年以上に大変難しい編成作業になるものと考えております。

したがいまして、今後、それら国の動向を十分に見極める必要がありますが、一方で来年度予算は私

にとりまして3期目、最後の予算となりますので、マニフェストの中で最優先課題として挙げた財政再建に向けて、さらに確かな歩みを進めることができるよう、まずは自主財源の確保や経費の節減など、収支改善の取組を引き続き強力に実行することを基本としてまいりたいと考えております。

加えて、現在、策定作業中の第6次総合計画の実施計画との整合性にも留意し、本市を取り巻く現下の厳しい経済・雇用情勢などを踏まえて、取り組むべき施策の緊急性や優先度を十分見極めながら、本市が抱える諸課題の解決に向けて最大限の工夫に努めてまいりたいと考えております。

次に、新幹線についての御質問でありますけれども、まず、新政権による整備新幹線の取扱方針と着工の見通しであります。前原国土交通大臣は、北海道新幹線を含めた未着工3区間について、昨年末の政府・与党ワーキンググループの合意をいったん白紙に戻すとともに、年末の予算編成までに認可着工の可否を決めるのは困難との考えを示しました。

また、並行在来線維持に伴う自治体負担の問題や人口減少が将来の需要推計に与える影響、現行では低すぎるJRのリスクなどを論点として、今後の整備新幹線のあり方を議論していきたいと述べたことが報じられております。

私としては、着工の見通しを含めて、今後の議論の推移を見守ってまいりたいと考えております。

次に、新政権における検討スケジュールの取扱いでありますけれども、前原国土交通大臣は12月1日の記者会見で、12月中に新しい考え方をまとめ、それを基に自治体やJRなどと議論をしていきたいとの考えを述べておりますので、そこからのスタートになるのではないかと考えられます。後志・小樽期成会といたしましては、それらの動向を見ながら、北海道期成会などと緊密な連携を図り、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、私の決意ということではありますが、北海道新幹線の整備効果を、後志地域はもとより道内全体に広く波及させるためには、札幌までの延伸が必要不可欠であると考え、これまでも精力的に取り組んでまいりました。新政権における今後の取扱方針などについては、いまだ明らかにされておませんが、引き続き札幌までの延伸に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、介護保険制度の問題点についての御質問でありますけれども、最初に要介護4、5の方で居宅サービスの利用者数と利用限度額及び平均利用額についてであります。平成21年9月の利用実績に基づく要介護4の居宅サービスの利用者数は188人、要介護5は97人であり、利用限度額については基準省令により要介護4が月額30万6,000円、要介護5が月額35万8,300円と定められております。また、9月分の平均利用額につきましては、要介護4が月額13万7,364円、要介護5が月額16万9,123円となっております。なお、それぞれの単身者数につきましては、把握はしていません。

次に、同居家族がいる場合の生活援助に係る法的な根拠についてでありますけれども、同居家族がいても生活援助のサービスを利用できる場合は、基準省令に同居している家族の障害、疾病等の理由により家事を行うことが困難であるものと定められております。また、国の解釈通知では、障害、疾病がない場合であっても、やむを得ない事情により家事が困難な場合は、生活援助を利用できるとされております。このため、同居家族がいる場合の生活援助の運用の実態につきましては、適切なケアプランに基づき、個々の利用者に応じて具体的に判断されるものであり、現場のケアマネジャーが対応に苦慮する場合は、利用者にかかわる介護サービス等の関係者で構成するサービス担当者会議で最終的な判断をしているものであります。

次に、本年4月からの介護報酬上乘せ施策で、事業所が加算申請を行わないケースなどについての御質問であります。既に厚生労働省において、介護報酬改定が介護従事者の処遇に的確に反映されているか検証するため、全国の介護保険事業所を対象に抽出調査を実施しており、来年3月に概要を公表す

ることとなっております。その時点で全国の状況が一定程度明らかにされるものと考えておりますので、改めて本市の状況を調査する予定はありません。

また、介護従事者の処遇がどの程度改善されたかにつきましても、この調査結果を基に検証されることとなっております。

次に、介護職員処遇改善交付金の執行の仕組みについてでありますけれども、交付金を受けようとする事業者は、職員の処遇改善計画書を作成し、知事の承認を得ることが条件となっております。交付金は、道の基金から国保連合会に振り込まれ、国保連合会が介護報酬の支給に合わせて事業者に交付することとなっております。交付金の額は、介護サービスの種類ごとに定められた交付率を各月の事業所の介護報酬に乗じて算定することになっており、全国平均で介護労働者1人当たり月額1万5,000円が支給される見込みであります。交付金の申請期間については、処遇改善計画の承認を得たい月の末日までに申請を行うこととなっておりますが、今年に限り特例として、12月末までに申請をすれば制度が開始した10月にさかのぼって適用されることになっております。小樽市内の介護保険事業者の申請状況につきましては、11月末現在、159対象事業所のうち111事業所が申請を行い、申請率は70パーセントであります。

次に、介護職員処遇改善交付金の申請が70パーセントにとどまっている原因でありますけれども、厚生労働省が行ったアンケート結果では、対象者が介護職員に限られているため、他の職員と不公平感があること、事務作業が煩雑であること、この交付金が平成23年度までと限られており、24年度以降の取扱いが不明であることなどが申請をしない理由に挙げられておまして、本市においても同様と考えております。厚生労働省では、申請率を上げるため、今年に限り12月末までに申請すれば、10月にさかのぼって交付金が適用される特例を設けたほか、都道府県を通じて各事業所あてに申請の督促文書や広報資料を送付しております。市といたしましても、介護事業者の団体に対し申請を促したほか、事業所の実地指導時にも申請を促すなど督促を行っております。

次に、介護保険の枠組み自体を見直して国の負担割合を増やすという御意見であります。3年後の第5次介護保険事業計画の策定に当たっては、2025年を見据えることとされておまして、この年は65歳以上人口が全国で3,600万人を超え、団塊の世代が75歳以上の高齢者に到達する年であります。社会保障国民会議の試算によれば、現状の給付水準で7兆円程度の介護費用は、2025年には19兆円から24兆円程度になるとされ、すべてのサービスを介護保険制度が給付するためには、現在50パーセントの公費負担割合を大幅に増やさない限り、介護保険料は支払不能の金額に増額されることが明らかでありまして、その是正のため、国民的議論による制度改革が必要であるのではないかと考えております。

次に、冬期特別生活支援事業についてでありますけれども、今年の灯油価格につきましては安定しておまして、昨年度のような国、道の財政支援もない状況から、今年度のいわゆる福祉灯油については実施する環境ではないと判断したところであります。

一方、北海道共同募金会小樽市支会と共同で支給しておりましたふれあい見舞金につきましては、昨年度から共同募金会の事業としたところでありますが、今年の募金が大きく落ち込むことが予想されましたので、昨年並みの見舞金を支給するため、市といたしましては募金の減額分を補てんすることにしたものであります。

次に、産業振興についての御質問でありますけれども、まず、緊急保証といわゆるマルタル資金についてであります。緊急保証につきましては、昨年10月31日から本年11月30日までの間に、市が保証認定を行った件数は881件で、同じ期間に北海道保証協会が保証承諾を行った金額は、およそ138億円となっております。マルタル資金につきましては、これまで融資期間に関係なく一律であった金利を、

本年1月から融資期間に応じた金利とし、融資期間が5年未満と5年以上との間で0.3パーセントの金利差を設けることといたしました。融資期間5年未満のマルタル資金の利用状況についてでありますけれども、本年度上半期にマルタル資金を利用した企業の8割、52件が5年未満となっており、同資金を運転資金として利用する企業にとって、金利負担の軽減が図られているものと考えております。

次に、制度融資の改善に向けた取組でありますけれども、市では、これまでも経済状況の変化や利用実態などを考慮しながら、制度の改正を行ってまいりました。制度融資の基準金利として、これまでは新生銀行の長期プライムレートを採用してまいりましたが、景気の変動など経済状況をよりの確に反映できる金利が望ましいものと考えております。このため、他都市で用いられている基準金利について調査を行ったところであり、今後、専門的な見地から検証を行うため、小樽商科大学や金融機関から御意見を伺うこととしております。その中で新たな基準金利の採用が望ましいとされた場合には、金融機関や企業の代表者などから成る制度融資検討会議に諮った上で、決定してまいりたいと考えております。

次に、今年度の企業誘致の状況でありますけれども、問い合わせ件数は食料品製造業が4件、機械金属製造業が2件、その他3件、合わせて9件の問い合わせがあり、地区の内訳につきましては、銭函3丁目地区が4件、石狩湾新港地域が3件、その他2件となっております。

また、立地企業の数でありますけれども、食料品製造業が2社、運輸業が1社、小売業が1社、合わせて4社が新たに立地をいたしました。地区の内訳につきましては、銭函3丁目地区が3社、石狩湾新港地域が1社となっております。

次に、企業立地促進条例による課税免除の状況であります。条例施行後、これまでに課税免除を受けた企業数は22社であり、年度ごとの内訳としては、平成19年度が8社、20年度が8社、21年度が6社、それぞれ新たに課税免除の対象となっており、また今年度に申請が見込まれる企業数は5社となるものと思っております。

次に、優遇制度の拡充についてでありますけれども、世界的な景気の後退から、設備投資意欲が大きく冷え込んでおり、企業誘致の地域間競争は一層厳しさを増すものと考えております。このような状況の中、課税免除などの優遇制度は、企業の初期投資を軽減することから、企業誘致を進める上で大きな誘因となりますので、現在の優遇制度の見直しや新たな助成などについては、庁内に設置した企業誘致連絡会議の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、北海道の助成制度との併用の問題でありますけれども、北海道では条例により四つの分野に助成することとしており、特にその中の一つである市町村連携促進分野において、立地企業が企業立地促進法適用地域にあり、かつ市町村優遇制度の適用対象であることが併用の要件となっております。本市はその要件を満たすことから、同法に基づく基本計画に定めた食料品製造業などの業種に対しては、投資額2,500万円以上、雇用増5人以上の場合、投資額の4パーセント、1億円を限度に助成することが定められており、本市の強みの一つとなっております。この助成制度は道外との地域間競争に対する優遇策であります。企業誘致に当たっては初期投資のより大きな軽減につながる重要な誘因となりますので、本市の優遇制度とあわせて周知を図るとともに、北海道との連携の下、積極的な活用をすることで、より大きなメリットがあるものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 讓) 斉藤陽一良議員の御質問にお答えいたします。

初めに、学校校舎等の耐震化事業の財源についてであります。今定例会に提案されております校舎耐震補強等事業につきましては、既に国庫補助の安全・安心な学校づくり交付金で交付決定されてお

ます。

また、校舎耐震補強等事業には、国の補正で創出された地域活性化・公共投資臨時交付金を財源に充てることができます。この交付金につきましては、11月17日に札幌市で開催された平成21年度市町村教育委員会公立学校施設整備事務主管課長会議において、文部科学省から執行停止はされないという説明を受けており、現在、交付申請についての通知を待っているところであります。

次に、来年度以降につきましては、公立学校施設整備事業が事業仕分けの対象になっており、予算要求を縮減し、学校の耐震化事業に特化するという報道がなされておりますことから、今後の国の予算編成の推移を注意して見守ってまいりたいと考えております。

次に、分庁舎の改修事業計画の概要及び財源についてであります。現在の分庁舎については、平成22年度から文学館、美術館の専用施設として位置づけて、不特定多数のものの利用が見込まれる施設とするために、内部改修工事を実施する予定であります。

また、事業計画の概要といたしましては、1階は市民ギャラリーや多目的スペースなどを設置、3階は一原有徳作品の展示室を新設、地階については文学館、美術館の収蔵庫として段階的に整備するものであります。

さらに、具体的な工事内容等については、ギャラリーの機能として必要な稼働間仕切りや既存天井の塗装、クロスの張り替えなどを主に内部改修を行うほか、研修室やミーティングルームなどに必要な長机、いすなどの備品については、新たに整備することとしております。

一方、現駐車場については、市民や観光客が憩える場所として提供するほか、旧国鉄手宮線との一体感を持たせたさまざまなイベントなどに活用できるよう、開放的な広場にすることで考えております。

また、事業費やその財源は、現在、予算編成作業中ではありますが、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金の活用や各種助成制度についても検討しているところであり、国の新年度予算編成作業も見えていく必要があると考えております。

次に、埋蔵文化財について何点か御質問がございました。

まず、遺跡数と時代別、種別の内訳についてであります。現在まで確認されている市内の遺跡数は102か所、そのうち縄文時代に属する可能性のあるものは60か所程度あります。

また、遺跡の種別は、洞窟遺跡2か所、チャシ2か所、残りはストーンサークルを含む遺物包蔵地となっています。史跡として管理を行っている公的な遺跡数につきましては、国指定史跡2か所、道指定史跡1か所の計3か所、公園内に保存されている遺跡は3か所あります。

遺跡の大半は民有地に所在しておりますので、公的な管理が行われている遺跡数は、さきに述べた6か所で、約6パーセントとなっております。

次に、建設工事が原因のため発掘調査を実施した遺跡数についてであります。昭和59年の蘭島川改修工事に伴う蘭島遺跡の発掘調査を皮切りに、平成5年の塩谷6遺跡など、現在まで23の遺跡で調査を行っております。

次に、発掘調査で出土した遺物の点数などについてであります。現在までに小樽市内で行われた発掘調査により出土した遺物は、約100万点です。これらの出土遺物は、遺跡、地点、出土した層、種別などに整理区分された後、プラスチック製の箱に収納保管しております。

また、保管場所や所蔵管理機関につきましては、現在、出土遺物は主に量徳小学校と旧石山中学校の空きスペースに小樽市教育委員会が所蔵、保管しております。

次に、出土した遺物についての作業と人員、体制についてであります。発掘調査の作業内容や体制については、調査する遺跡の内容により異なりますが、平成6年の塩谷6遺跡で実施された調査の例で

お示しいたします。発掘調査を指揮します担当調査員は教育委員会の専門職員が務めますが、測量や写真撮影などを行う調査補助員が2名、出土状態や土器などの図を作成する技術作業員は15名、発掘作業を行う作業員は23名、合わせて40名の臨時職員を雇用して実施されました。

なお、発掘作業を含め、整理・分析作業、報告書の作成など、ほぼ1年がかりで作業を実施しております。

次に、利活用可能な史料の割合についてであります。発掘調査、整理分析作業終了後の出土史料は、一部を除き、収蔵庫に収納しております。これらのうち、一部は運河館で常設の展示を行っております。ほかの史料も調査研究の用途で活用できるように収蔵管理を行っておりますので、遺存状態が悪いごく一部の史料を除き、学校への出前授業や研究目的や出版などでも利用されており、大半の史料の利活用は可能な状態にあります。

最後に、こうした遺跡の保存と利活用についてであります。例えば忍路環状列石の所在する地域は、小樽では数少ない里山の風景が残されております。遺跡を取り巻く自然環境や営農風景も、遺跡の一部を構成する重要な要素と考えております。したがって、自然豊かな山や色づく畑の中をゆっくり歩きながら遺跡探勝ができるよう、今後、コースを提案するなど、利活用について研究してまいりたいと思っております。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 10番、斉藤陽一良議員。

10番(斉藤陽一良議員) 予算特別委員会でというわけにいかない1点だけ、再質問させていただきます。

冬期特別生活支援事業についてですけれども、私が質問した趣旨というのは、昨年の市長答弁で、市は福祉灯油、共同募金会はふれあい見舞金というふうに事業を分担したと。福祉灯油の中身は灯油の購入助成というふうに、性格づけをはっきりさせるということの整理だったと思うのです。それに対して、今年はふれあい見舞金の応援をするのだということになるわけですから、昨年の答弁の整理との整合性をとるとすれば、今年は例外的に特別にふれあい見舞金を応援しますというような、例外事項なのだというような整理をしなければ、昨年の答弁の内容と整合性がなくなるのではないかと、ちょっと矛盾するようなことになるのではないかとということでお聞きしたものですから、そこのところだけ確認をさせていただきたいと思っております。

議長(見楚谷登志) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 市長。

市長(山田勝麿) 共同募金会の金でやればいいでしょうけれども、昨年の整理の仕方、あまりにも1,600円ぐらしか集まらないということであれば、我々も共同募金会に聞いて、昨年の残額とか何かで、ちょっきりの2,000円ぐらにならないかという話をしたのですけれども、どうしてもならないという話なものですから、昨年は昨年の例でありますけれども、作業の手順もありますので、半端なお金を袋に入れるという作業も大変ですから、ちょっきりにしてあげたほうがまた昨年の例の2,000円ですから、我々としては温情的にというか、そういう気持ちで出すのであって、例外と言えば例外で、仮にもし来年以降、集まりぐあいが悪ければ、ではどうするのだという話もあるわけです。今年は1,600円ぐら集まりましたけれども、来年、では1,000円ぐらになるのか、1,000円を切るのかという話にもなりますので、それはその辺は少し臨機応変に考えさせてもらいたい。ただ、今年の場合は、昨年の整理の仕方とは若干違いましたけれども、その点はひとつ御理解をいただいて、わずかな額であり

ますけれども、400円を上積みして2,000円ちょっぴりと、昨年並みということにしましたので、御理解いただきたいと思います。

議長（見楚谷登志） 斉藤陽一良議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時40分

議長（見楚谷登志） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 16番、林下孤芳議員。

（16番 林下孤芳議員登壇）（拍手）

16番（林下孤芳議員） 平成21年第4回定例会に当たり、民主党・市民連合を代表して質問いたします。

例年でありますと、来年度の予算編成に向けて多忙をきわめている時期に、政府の行政刷新会議の作業グループによる事業仕分けによって、11月27日まで無駄を洗い出す作業が行われてきました。その影響で、新年度の予算が確定するまでなお余曲折も予想されていることから、編成作業に携わる担当職員、理事者の皆様にも大変な苦勞をおかけすることになると思います。この間、行政刷新会議が事業の廃止、予算計上の見送り、予算の削減など、これまで聖域とされてきた一般会計、特別会計をトータルした207兆円の見直しに着手し、各省庁の予算に切り込む厳しい判定に対して、これまで国民が全く知らない税金の無駄遣いがこんなにあったことを明らかにしたことは、政権交代の成果だと評価される一方で、官僚主導から政治主導の予算編成は理解したとしても、陳情も受け付けず、地方の声が生かされていない、仕分け対象の事業に地方交付税が含まれていることは問題だとの指摘もあります。最終的な判断は官邸が行うことになりませんが、民主党は地域主権を政策の柱に選挙に勝利していることを踏まえ、私たちも市議会と党の責任として、小泉内閣時代の三位一体改革のてつを踏まないという立場を明確にして、地方交付税は国の財源ではなく、地方の財源であるということを基本に、これからの議会活動を行っていききたいと決意しております。

政権交代は実現したものの、国は膨大な借金を抱え、国の金庫は空、税収は必要額の半分以上という状態で新年度の予算を組まなければならないという現実、倒産企業の再建より厳しい初の試みと言えます。それだけに、市長の政策にも少なからず影響が及ぶことがあるかもしれませんが、小樽市の発展のために各会派の皆さんにも御理解、御協力をいただき、市政を支えていきたいと考えているところでございます。

政権交代に伴って、政府・民主党に対する要望、陳情について、大変な御批判もいただきましたが、基本的に政官癒着の排除と利益誘導型政治からの脱却、分権型陳情で霞が関もうでを一掃すること、国の行政刷新と地方行革に寄与すること、透明性・公平性を確保する陳情処理の4項目を目的に、分権型陳情への改革を進めることとしております。今後の自治体や各種団体やNPOなどからの要望、陳情につきましては、各都道府県連が窓口となり、総支部、国会議員と地方議員が内容を精査し、本部へ送付されることとなります。族議員が力を発揮し、官僚のさじ加減で予算が左右されることはなく、国と地方の関係は上下関係から対等になります。60年近く続いてきた自民政権から国は大きく変わり始め、私たち地方議会も意識の改革が求められるところでございます。そこで、民主党政権発足後の市長の御感想をまずお聞かせください。

次に、定住自立圏構想についてお伺いいたします。

私は、第2回定例会の一般質問で、総務省が取りまとめた定住自立圏構想について質問し、これまで進められてきた市町村合併と違い、それぞれの地域の特性や産業や経済構造を補完し、行政や生活関連サービスの協力によって地域力を創造する、この構想は人口減少が急速に進む小樽と後志にとって極めて重要な構想であり、大都市から地方への人の流れを創出するプランに賛意を示し、市長の御見解を求めたところであります。その後、北しりべし廃棄物処理広域連合の実績や北後志各町村との信頼関係の醸成、そして市長をはじめ各首長の決断によって、北海道でその先陣を切って中心市宣言に至ったことは高く評価されることであり、これまでの御苦労に心から敬意を表するものであります。その後も、道内はもとより、全国的にも中心市宣言が広がりを見せており、地域の人口減少や経済の格差など、地域が抱える悩みがいかに深刻であり、同じ悩みを抱える地域が連帯する大切さを訴えるきっかけになったと思います。

しかし、政権交代による補正予算の見直しが行われ、総務省の定住自立圏等民間投資促進交付金は、当初予算550億円が81.8パーセント減の100億円に圧縮され、交付対象も地域医療関連で圏域全体への波及効果が大きいと認定された事業に限定され、予算が大幅に減額される中で小樽市が選ばれたことは、大変に意義のあることと思います。

そこで、交付対象となった事業の内容と交付額について、御説明をいただきたいと思います。

定住自立圏構想は、地域が自立するための施策であり、政権交代によって変化が生じるものではないと確信しておりますけれども、しかし定住自立圏構想は、いかなる条件の変化があろうとも、圏域の未来のために、今、取り組むべき施策であります。中心市宣言をした小樽市として立ち止まることはできないと思います。

推進要綱を改めて確認いたしますと、平成17年以降、人口は急速に減少し始めており、地方圏では30年で1,178万人、三大都市圏でも530万人の減少があるとされております。道内ではこの予測を上回るペースで人口減少が続くとも言われており、とりわけ小樽市は札幌圏の中でも江別市や北広島市、恵庭市などと比較しても大幅な減少が予測され、対策は緊急の主要な課題であります。とりわけ年少人口の定着施策を急がなければなりません。

以前にも紹介いたしました地域の特性を生かしたフードフェスティバルなどの先進的な取組は、若い世代の新たな雇用の場をつくる大きな可能性が期待されるものですが、北海道経済連合会が提案いたしました食のクラスター構想は、小樽市が取り組む定住自立圏構想に大変よくマッチする提案であると思います。北海道は食料の生産基地と言われ、この間、生産された農水産物のほとんどが原材料として本州各地に出荷され、本州で加工され付加価値がつけられ、再び道内に戻ってくるということが長年続いてきております。

小樽市は、中心都市としての大規模商業、娯楽機能、中核的な医療機能、各種生活関連サービス機能など、生活に必要な都市機能に一定の集積が評価される一方で、歴史と伝統ある食品加工業については北後志の食材を活用した商品の開発やPRも不足しているように思われます。

食のクラスター構想では、道内の農水産物を加工し、付加価値を高めて出荷すれば、新たな雇用が大きく期待され、流通や販売、バイオ産業の分野まで広げると、経済効果は北海道の開発予算を上回る1兆円以上になると試算されております。

市内で行われている食品展示会を見ますと、ホテルなどで利用される業務用食材や高級食材とされる分野でも、北海道の農水産物が原材料としての評価はされているものの、その多くが関西や関東で加工されているとのことであります。メーカーのお話では、やはり輸入食材は安全性に対するリスクが高く、道産品の信頼は高いものがあります。体制さえ整えば、可能な限り生産地に近いところで加工すれば、

品質管理や輸送コストなどメリットは大きいと認めております。北後志の農産物の生産地と隣接する小樽市は、地域資源を生かしたこうした分野でまだ多くの可能性があり、新たな産業の企業支援や企業誘致によって、若年人口の定着に欠かせない雇用の場も確保されると考えます。

市長は定住自立圏構想を進めるに当たって、どのような展望と戦略をお持ちになっておられるのか、お伺いをいたします。

次に、地域医療の拠点としての市立病院についてお伺いをいたします。

定住自立圏等民間投資促進交付金では、地域医療関連で、圏域全体の波及効果が大きいと認定されました。そうした意味でも、市立病院の地域医療の拠点病院としての使命と責任は、さらに大きくなったと考えます。

市立病院の統合新築問題は、市民合意に加えて、圏域全体の問題として結論を急ぐ必要があると思われる。これまで建設費の問題から始まり、病院の廃止論まで、それぞれの勝手な場外論争に振り回され、量徳小学校の跡地利用を断念し、築港地区での統合新築案には議会でも承認をされながら、また量徳小学校に戻るような動きは、一般市民にとっても、関係機関にとっても非常にわかりづらいもので、また今後の対立や障害にならないのか、懸念をされるところでございます。

そこで市長にお伺いをいたしますが、民主党政権は、地域医療は命にかかわる予算として充実させる方針と言われております。市長は政権交代と新市立病院の建設計画への影響をどう受け止めておられますか。

また、量徳小学校のPTAが行っている病院問題についてのアンケートの内容と集計結果については、どのように認識をされておりますか。

また、どのように反映をさせるつもりですか。

再度PTAなど地域との話し合いが行われる予定になっていると聞いていますが、どのようなタイミングになれば市長が出席し、判断を示されるか、お示しをお願いいたします。

市立病院の統合新築計画は、私が知るわずかな時間の限りにおいても、公立病院改革ガイドラインや改革プランなど、たび重なる政府方針の変更の対応に翻ろうされ、その都度、計画の先送りや見直しを余儀なくされてきたと思います。しかし、地域医療の重要性は高まる一方ですが、医師不足の深刻化などによって、地域医療は各地で崩壊の危機を迎えております。小樽市はこれまで病院数や医師の数には恵まれた地域とされてきましたが、市内の公的な3病院も今や潜在的な医師不足があると言われ、市立病院も含めた地域医療の拠点としての役割に不安はないのか、大変心配されるところであります。

並木病院局長には、こうした小樽市の地域医療の現状を踏まえて、新市立病院建設の必要性、市立病院の果たす役割の重要性、医師確保に向けた決意をお伺いしたいと思います。

次に、貧困率と雇用対策についてお伺いいたします。

厚生労働省は、11月13日、日本のひとり親世帯の相対的貧困率が54.3パーセントに達するとの調査結果を発表いたしました。母子・父子家庭の半数以上が貧困状態に置かれていることとなります。10月20日に発表された国民全体の相対的貧困率は15.7パーセントで、これも大変ショッキングなデータの公表でありました。相対的貧困率とは、国民の可処分所得を低い順に並べ、真ん中の人の可処分所得の半額に満たない人の割合と規定されております。貧困率の算出方法については、さまざまな算出基準があるとされておりますが、OECDの集計が最も標準的であるとして、これに基づき算出、公表されたと伺っております。

日本は、かつての貧困率調査で北欧諸国並みの水準で、一億総中流と言われた時代がありましたが、相対的貧困率の上昇は1980年代から高齢化や単身世帯の増加によって始まり、1990年代から勤労者層

の格差が拡大し、とりわけ非正規労働者の賃金が低く、格差拡大の主要因となっております。我が国の相対的貧困率15.7パーセントは、OECD加盟30か国中27位、ひとり親世帯の相対的貧困率54.3パーセントは、30か国中で最悪であります。問題は、こうしたデータの蓄積があったにもかかわらず、厚生労働省は政権交代まで公表せずに、世界に恥じるこのゆゆしき事態を放置してきたことにあります。それでも1998年の63.1パーセントより8.8ポイント、2004年の58.7パーセントから4.4ポイント改善していると公表されています。しかし、労働者全体の賃金が低下し続けているために、相対的貧困率が改善しているとは言えないとする説が最も説得力があります。実態はもっと厳しいといったマスコミの解説もあります。我が国の貧困率を解決するためには、ひとり親世帯が抱える厳しい課題を解決する必要がありますが、中でも母子家庭の母親の雇用形態は、パート労働の割合が43.6パーセントと高く、父子家庭の父親は72.2パーセントの常勤雇用と比べて極めて対照的であり、ひとり親世帯では残業や出張など働き方に制約もあることから、解決が難しいという現実もあります。鳩山政権は、12月から生活保護の母子加算の復活をはじめ、新年度から高校授業料の実質無料化、子ども手当の半額実施を目指していますが、なおも幅広い視野での対策が求められています。

そこで、市長にお伺いいたします。小樽市における市民全体の相対的貧困率を、世帯数とパーセントでお示してください。

また、今、政府が取り組んでいるこうした対策について、どのような感想を持たれておられますか、お聞かせください。

次に、雇用対策についてお伺いいたします。

貧困問題の解決のためには、雇用の場と賃金問題を解決することが急がれます。しかし、雇用情勢はさらに厳しい状況が続いており、失業者は12か月連続して増加しております。昨年暮れに大量の派遣労働者が解雇され、年越し派遣村が出現し、大きな社会問題となりましたが、現在はその時点よりさらに90万人の失業者が増加していると言われております。このまま推移すれば、過去最悪の385万人に達すると想定され、生活保護世帯が急増する懸念も指摘されております。

雇用問題の解決は政府のみならず、自治体も企業もあらゆる団体も努力が求められているところでありますが、小樽市では、高卒者の就職内定率が低迷している対策として、来春、小樽市新規高等学校卒業生雇用奨励制度を実施すると伺っており、大変評価されるものだと思います。その制度内容と事業規模について説明してください。

次に、私は、本年の第2回定例会の一般質問で、前政権による追加経済対策に疑問を呈しながらも、介護職員の処遇改善に取り組む事業者の支援策について質問をいたしました。介護報酬改定により処遇改善が進んだのか、その調査結果についてお伺いをいたします。

また、道において、10月から実施される処遇改善交付金は事業者の募集が行われ、交付金の支払は年内がめどになると御答弁をいただいておりますが、小樽市内事業者の申請状況をお伺いいたします。

私は、これまで再三にわたり介護職員の待遇改善の問題を取り上げてきましたが、それは有効求人倍率が0.3パーセント台で低迷する中で、依然として社会福祉関連の有効求人倍率は1.3倍を超えており、この分野ではまだ労働力が不足している状態が続いております。その原因は待遇の悪さにあることは、以前から指摘してきたとおりであります。

今、介護士などの職業訓練には、就業支援手当の制度が創設されたことによって、東京などでは少し改善の兆しが見られるとのことでありますけれども、4月から実施された介護報酬の3パーセント引上げで、2万円程度の賃金改善が見込まれるとされていましたが、今日まで改善がされたという情報は皆無と言ってよいのではないかと感じております。このたびの処遇改善交付金申請は賃金改善が前提とさ

れていることから、それでもなお改善がされないということになれば、多額の対策費はどこにどう使われているのか、調査する必要があると思われませんが、市長の判断をお伺いいたします。

次に、たばこの健康被害とたばこ税についてお伺いいたします。

私は、先般の決算特別委員会におきまして、特定健康診査、いわゆるメタボ健診についての受診の実績や経費について質問する中で、生活習慣病の予防は医療費削減の効果が大きく、健康維持が期待できる重要な施策であるとされながらも、複合的な要素とされる喫煙習慣に対する対策はなぜ後手に回っているのかと質問した経過があります。

最近になって政府は、国民の健康を守る観点から、政府税制調査会に対し、たばこの値上げを諮問していることを明らかにいたしました。これまでの政権では、税込確保と業界保護の観点から、小幅な値上げを続けてきたと言われていました。地方自治体にとって、不安定ながらたばこ税は貴重な財源であります。近年のたばこ離れは確実に進み、現在の喫煙率は22パーセント、5年間で6ポイント減ったと言われております。しかし、男性の喫煙率は依然として37パーセントと、先進国ではトップクラスの水準となっております。

我が国が批准している世界保健機関のたばこ規制に関する枠組み条約では、価格の引上げや、公共の場や飲食店を禁煙とする実効性ある国内法の整備が求められております。たばこ事業法は税の目的として、たばこ産業の発展と財源の確保を規定した時代遅れなものであり、現状には全くそぐわないものと言わざるを得ません。国民の健康を守る観点に立つとすれば、地方税を含む税のあり方を根本的に変える必要があると思えます。

その後、いろいろ調べてみますと、喫煙による医療費等の社会的な損失の研究や国際的な比較は、意外なほど諸説が入り乱れておりますが、市立医療センターには大変重要な内容のポスターが掲示されております。紹介しますと、直接喫煙による疾患などの医療費は1兆2,936億円、受動喫煙や関連疾患など労働力や社会的な損失は5兆8,510億円とされています。医療費等の社会的な損失が7兆1,446億円に対し、たばこの税収は1兆9,000億円で、税収の実に3.6倍以上ということになります。

厚生労働省が1997年に医療経済研究機関に依頼し、喫煙による社会的な損失の試算を行い、病気による医療費や死亡による損失、将来所得などの合計は年間4兆円になると報告されております。この医療費の算出方法は、喫煙関連の病気として、がんや脳卒中、心臓病などの8疾患を対象として、喫煙者と非喫煙者の集団を比較したデータベースに、喫煙が原因で病気にかかったと見られる割合から、たばこに起因する医療費を求め、その合計は1兆2,240億円で、国民医療費の総額に占める割合は5.03パーセントであったと言われております。この試算は市立医療センターのポスターの内容よりかなり控えめな数字となっておりますが、国立がんセンター研究所は、この試算は最低限の損失を計算したもので、受動喫煙による病気や死亡を加算すれば、実際の社会的な損失はさらに多くなるとコメントしております。

我が国の喫煙率は、先進国の中でも依然として高く、たばこ税などの経済メリットをいかに受容したとしても、その損失ははかり知れないものがあります。医療費の破たんという重大な事態に直面している我が国としては、例えば喫煙率を半分にするだけでも、医療費の削減という視点で非常に重要な政策であると判断されます。にもかかわらず、今日まで健康のために禁煙しようという取組は極めて限定されてきたと思われまます。その原因は、国や地方にとってたばこ税は貴重な財源であり、特に自主財源に乏しい地方自治体にとっては、地方に配分される比率が高いことから、地方自治体から取り上げにくい課題であったというふうと考えられます。

我が国では高価なし好品とされてきたたばこは、諸外国と比べて、価格も税額も極めて低いことはあまり知られておりません。日本のたばこ価格が平均300円であるのと比較すると、イギリスは1,187円

から794円、ノルウェー948円、アメリカは830円から504円、フランス775円、ドイツ644円、アイルランド559円とされ、価格、税率ともに我が国は先進国の中でも極めて低いことが明らかになっています。

最近、単純にたばこの値上げによって税収を確保するといった報道が目につきますが、これでは愛煙家から、取りやすいところから安易に取る大衆増税といった批判や、日本たばこ産業や葉たばこ農家、小売店の業界からも批判を受けることになると思います。たばこの健康被害から国民を守るためには、葉たばこの耕作農家への転作奨励や補助金、小売店対策についても値上げ分のほんの数パーセント配分することによって可能であります。日本たばこ産業は既に食品産業への転換を進めており、残される問題は、たばこ税に対応する地方の自主財源をいかに確保すべきかにあると思います。

市長は、たばこによる健康被害と医療費の関係について、どのような認識をされているのか、お聞かせください。

たばこ税の引上げによる地方税への影響についてどのように分析をされておられますか。

また、どのような施策が望ましいと考えておられるのか、所見をお伺いいたします。

次に、男女平等参画事業についてお伺いいたします。

男女共同参画社会基本法が制定され、10年が経過いたしました。小樽市におきましても、同法第14条第3項に基づき基本計画を策定し、男女共同参画社会の形成に努めてきたと承知しております。担当する課の職員や理事者の皆さんの努力やこの間の取組は率直に評価するものでありますが、この10年間の社会情勢は法の精神に基づく改善が図られたとは言いがたく、経済・雇用情勢の悪化に伴い、むしろ後退しているのではないかとと思われるほど、法を取り巻く社会情勢は悪化の一途をたどってきたと思います。

この間、優良企業のイメージが高い大手企業が、能力や技術や資格に関係なく、女性であるがために昇進の差別を受けたことについて訴えを起こした女性に、会社側が全面的に敗訴したケースや、景気の悪化が続く中で、非正規労働者の男女間の格差比率が拡大したり、最低賃金の水準で働いている労働者の男女間の格差比率も拡大しています。男女雇用機会均等法が制定されているにもかかわらず、女性の採用はパート労働に限定される傾向がますます強まっているという指摘や、扶養認定制度こそが男女差別の根源になっているとする意見もあります。

日本国憲法は個人の尊重と法の下での平等をうたっていますが、最近の世相はその憲法すら無視されているのではないと言わざるを得ません。事実、性犯罪の増加、女性に対する暴力、セクシュアルハラスメントや差別的な取扱いの人権侵害、性別による固定的な役割分担の制度や慣行が依然として存在していることは、だれもが認めざるを得ないのが現状であります。配偶者の暴力から逃れるために、身を隠しての生活を余儀なくされている女性の存在も、今度の定額給付金の支給時の相談で初めてその実態を知らされ、驚きました。

小樽市では、こうした事例はどの程度把握されていますか。市長はこうした現状をどう受け止め、男女平等参画事業をどう評価されておりますか。

私は、男女共同参画社会基本法が平成11年6月に制定されて以来、道内の市町村における男女平等参画に関する取組について調べてみましたが、その結果、平成20年4月1日現在で計画を策定しているのは34市町、条例を制定しているのは13市町、計画の策定と条例を制定しているのは札幌市、恵庭市、函館市、倶知安町などとなっています。

小樽市も法の精神に基づき事業を推進してきたと理解しておりますが、これまで申し上げたとおり、男女共同参画を取り巻く厳しい情勢を踏まえた男女平等参画社会の実現を目指す条例を制定し、市、市

民、事業者及び教育機関などで取り組めるしっかりとした理念を示すべきときだと考えます。市長の見解をお伺いいたします。

最後に、人間の尊厳にかかわる問題として、市民の良心に訴える条例制定は、アピール効果と市民の規範意識の高揚には大いに貢献するものと確信しております。市長の一日も早い決断を求めるものであります。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） 林下議員の御質問にお答えいたします。

初めに、民主党政権発足後の感想についてでありますけれども、民主党政権が発足して約3か月がたち、この間、旧政権で実施された補正予算の執行の見直しや新年度予算の概算要求に対する事業仕分けなど、マニフェストの実行へ向けて財源を確保しようという作業が行われてきました。これらの作業は、結果から見るとまだまだ賛否両論もあり、行政の継続性という観点からしても、少々首をかしげる面もありますが、予算の一本一本を評価し、それをガラス張りの状況で公開しながら実施したことは初めての試みであり、評価に値するものと思っております。これから与党として初めて行う新年度の予算編成に加え、急激な円高による金融対策や景気・雇用対策など、喫緊の課題が山積みしておりますので、国民が真に望む政策を見極めながらこの局面を乗り越え、国民の期待にこたえていただきたいと思っております。

次に、本市における定住自立圏等民間投資促進交付金事業の内容と交付額でありますけれども、本事業については、政権交代に伴う補正予算の執行見直し作業の一つとして、550億円から100億円へと予算計上額が縮減され、それに伴って交付対象事業や交付率についても圧縮となったところであります。

本市において認められた事業の内容は、周産期の患者環境の充実を図るための病室等の増改築及び消化器とがん等の診療分野の迅速な診断とより質の高い治療を行うための医療機器の購入に対し、1,010万円の内定があったところであります。

次に、定住自立圏構想の推進に当たっての展望と戦略でありますけれども、圏域の住民が安心して暮らすためには、経済や雇用、医療、教育などの機能を維持していく必要がありますし、市と町又は村といった行政の枠を超えた生活圏としての連携や協力が欠かせないところであります。そのためには、人口減少などによって利用数が減少している都市機能を、周辺町村の住民にも利用していただく、あるいは新しい行政需要を連携して行う、またお互いの強みである地域の資源を活用し、新たな地元特産品の開発や広域観光ルートの開拓により、雇用創出や産業振興に結びつくことができればと期待しているところであります。

いずれにいたしましても、現在、定住自立圏形成協定の締結に向けて、本市と周辺各町村との間で具体的な取組内容について、どのような役割分担の下でどのような連携が可能であるかなどについて議論を重ねているところであります。

次に、市立病院に関する御質問でありますけれども、初めに政権交代による新市立病院建設計画への影響でありますけれども、まず、前政権の補正予算で計上された地域医療再生臨時特例交付金が、新政権により一部執行停止となりましたことは、同交付金の採択に向けて取り組んできておりましたので、残念なことと思っております。

また、今後といたしましては、新政権の政策が、本市の病院事業と一般会計の財政運営にどう影響するかということであり、病院経営に大きく影響する診療報酬改定と一般会計の財源を左右する税制改正や地方交付税などの地方財政対策が、当面の大きな課題と認識しております。新政権は地域主権を基本方針に掲げ、民主党政策集 I N D E X 2009 においても、地域医療を守る医療機関を維持することを明示しておりますので、期待をしているところでありますけれども、具体的には来年度の予算編成の結果がどうなるのか、注視しているところであります。

次に、量徳小学校の P T A が行ったアンケートについてでありますけれども、P T A からは、このアンケートはこれまで行った説明会に来られなかった保護者の方々の意見を聞くために行ったものと聞いております。市といたしましては、丁寧な説明に努めるという基本姿勢から、回答を求められた項目につきましても、庁内で協議を重ねて回答したところでありますが、地域の方々の学校への思いなど強く感じましたし、それらの中でも早い時期の病院建設を望む声もあると感じたところであります。この回答書は量徳小学校の保護者の方々にも配布されておりますので、目を通していただいたものと思っておりますが、アンケートを見ましても、地域の方々にはいろいろな御意見がありますので、私が直接出向いてお話をお伺いする機会を設けていきたいと思っております。

次に、相対的貧困率についての御質問でありますけれども、国が国民生活基礎調査を基に、我が国の相対的貧困率を算出したものでありますが、市町村単位のデータはありませんので、御了解願いたいと思います。

次に、政府の取組についてでありますけれども、新政権がマニフェストに掲げた生活保護の母子加算の復活や子育て支援策については、その実行に向けた努力がされていると思いますが、地方への新たな財政負担が生じないように、配慮をしていただきたいと考えております。

次に、小樽市新規高等学校卒業生雇用奨励金事業についてであります。制度の概要としましては、平成22年3月に道内の高等学校を卒業し、市内に住民登録を有する人を6か月以上雇用している事業所に対し、1人につき20万円を交付するものであります。対象となる事業所は、市内に本社・本店がある事業所又は本社・本店の所在地が市外であっても、企業全体の従業員が100人以下の事業所、雇用保険適用事業所であり、市税の滞納がないことなどを要件としております。また、事業予算につきましては、新規高卒者100人分2,000万円を来年度の当初予算に計上を予定しており、市といたしましては、市内にある事業所がこの制度を活用し、一人でも多くの新規高卒者を採用していただくことを期待しているところであります。

次に、介護職員の処遇改善でありますけれども、まず本年4月の介護報酬の3パーセント引上げによる処遇改善の調査結果につきましては、厚生労働省が10月1日に全国の介護保険事業所を対象に、抽出で調査を実施し、来年3月に結果の概要を公表することとなっております。この調査では、職員個人ごとの賃金や一時金について、本年9月と前年同期の状況を比較することとなっておりますので、その結果が公表されますと、処遇改善など、どの程度進んだのか判明するものと考えております。

次に、道が10月から実施する処遇改善交付金の、小樽市内の介護保険事業者の申請状況につきましては、11月末現在、159対象事業所のうち111事業所が申請を行い、申請率は70パーセントで、全国平均の72パーセントに近い申請が行われております。

次に、このたびの介護職員処遇改善交付金の使い道であります。知事の承認を得た処遇改善計画に基づき賃金改善を行うものでありまして、交付金を介護職員の賃金改善以外の費用に充てることや、賃金改善を行う一方で賞与をカットすることなどは禁止されておりますので、処遇改善計画に沿った賃金改善が実行されるものと考えております。

次に、たばこ被害とたばこ税についての御質問でありますけれども、まず、たばこによる健康被害と医療費の関係についてであります。たばこが健康に及ぼす影響については、長い研究の歴史があり、今日ではがんや循環器疾患、呼吸器疾患などさまざまな疾患にかかるリスクが高まることや、喫煙者の周囲にいる方の健康にも悪影響を与えることが指摘されております。

また、これらのたばこを原因とする健康被害によって医療費がどの程度増加するかは、研究者により試算が異なっておりますが、がんや循環器疾患などは高額な治療費がかかることから、医療費全体への影響は大きいものと認識しております。

次に、たばこ税の引上げによる地方財政への影響でありますけれども、国と地方のたばこ税の税収はここ数年、減少傾向にあるものの、総額では2兆円を維持し、本市におきましても平成20年度決算では9億6,200万円の収入があるなど、重要な一般財源となっておりますが、ここ数年を見ますと、税率の引上げが行われた15年度、18年度はいったんは税収が増加するものの、その後は減少傾向を見せております。現在、政府の税制調査会では、たばこ税の税率を引き上げる場合のその目的、喫煙者や葉たばこ農家、たばこ小売店等への影響、喫煙数量や税収への影響などを論点にして検討が進められていると承知しておりまして、最終的にはそれらに配慮した政策としてまとめられることと思っておりますが、いずれにいたしましても国のたばこ税はその25パーセントが地方交付税の原資となり、また地方たばこ税は偏在性の少ない、地方にとって貴重な財源でありますので、たばこ税の税率の見直しの際には、現状の厳しい地方財政の状況などを踏まえ、地方の一般財源総額が確保されるよう、措置をしていただきたいと考えております。

次に、男女平等参画についての御質問であります。初めに配偶者からの暴力被害の実態把握についてであります。市では男女平等参画課の女性相談室や子育て支援課の母子相談などで相談を受け、実態把握に努めるとともに、その実情に応じた支援を行っておりまして、平成20年度においては、女性相談室では23件、母子相談では20件の相談を受けたところであります。

また、小樽警察署や地域包括支援センターなどにおいても相談窓口が開設されておりますが、それぞれの機関で受けた個別の事例については、個人情報保護の観点から把握はしておりません。

なお、今後、各機関で受けた相談件数や事例の内容等については、個人情報保護に抵触しない範囲で把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、男女平等参画事業の評価でありますけれども、市では男女平等参画基本計画を策定し、この計画に基づき各種施策を展開しているところであります。いまだに配偶者からの暴力や人権侵害は後を絶たず、被害に苦しむ女性が散見されますので、今後においても男女平等参画の実現に向け、さまざまな事業を推進していく必要があるものと考えております。

次に、男女平等参画条例の制定でありますけれども、国が制定した男女共同参画社会基本法を受けまして、平成15年3月に小樽市男女平等参画基本計画を策定いたしました。この計画は市民や民間団体、企業などと相互に連携し、行政の幅広い分野にわたる施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的として作成されたものであり、計画が策定された現時点においては、条例制定の目的は既に具体化されたものと受け止めております。

なお、市民への意識啓発につきましては、現在、パネル展の開催や情報誌「ばるねっと」の発行などによって行っているところでありますが、今後ともさまざまな機会を通して市民周知に努めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 病院局長。

病院局長（並木昭義） 林下議員の御質問にお答えいたします。

地域医療の現状を踏まえ、市立病院についてですが、私はこの4月に就任して以来、小樽市内はもとより札幌手稲、後志管内の医療関係者、そして大学の各診療科の教授を回って御意見を伺ってまいりました。それぞれの方々から伺った御意見に共通していましたが、小樽では2次医療にきちんと対応してほしいということでありました。

議員の御指摘のように、後志管内の主な病院では、医師不足により休診や休床を余儀なくされており、小樽や場合によっては札幌まで通う患者がおり、地域医療が崩壊の危機に直面している実態が少なからず見受けられます。

本年6月の北海道医師会の地域医療の現状についてのアンケート調査で、後志地区の医療状況が100パーセント悪化しているとの結果が報告されております。そのような中で、市立病院には、専門的で高度な医療の提供ができる体制をしっかりとつくってほしい、新病院開設の時期、場所、規模などを早急に検討し、示すことで、地域医療を支える基盤を固めてほしいとの意見が寄せられたところであります。

確かに地域医療を取り巻く環境は厳しいものがありますが、私といたしましては、小樽、さらには後志地区において地域住民の命と健康を守るには、両市立病院の存在は不可欠であり、かつ中核になっていかなければならないという思いを強くしております。そのため早期に両病院を統合するというビジョンを示し、具体的な再スタートを切ることによって、医師の確保を図って地域に不足する医療体制を整え、地域医療を支える市立病院としていくことが、私に課せられた使命であると考えております。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 16番、林下孤芳議員。

16番（林下孤芳議員） 市立病院の関係について、1点だけ再質問させていただきたいと思います。

私が質問した趣旨は、前政権のとき、審議会が答申した方向というのは、地域医療やその医療現場の実情を無視した、要はただ医療費を削減するための施策の一環として、公立病院のあり方が方向づけられてきたように考えております。築港地区での新病院建設中断の経過を考えますと、やはり公立病院改革ガイドラインなどの政府の方針の変更があったことが、大きなその要因であったというふうに考えているところであります。したがって、地域から病院をなくしてドクターヘリを飛ばすことのみが、効率的な病院運営だというふうには私は到底考えられないわけでありまして、起債も借金でありますから少ないのにこしたことはありませんけれども、やはり新政権が発足したという現実を踏まえて、国へ制度の見直しについての働きかけ、あるいは政策的な支援という観点で、もう一度取組を考えられないかというふうに考えているところであります。

そしてまた、量徳小学校のPTAのアンケートの関係で言いますと、私どもにアンケートの結果が机上に届いたのはつい二、三日前の状況で、私自身もまだまだ勉強不足でありますけれども、やはり市民合意ということにはなかなか厳しい状況だなというふうには私は印象を受けました。そうした意味で、市長がこのアンケートの分析をされていくうちに、また市長の判断が遅れるのではないかという私は余分な心配をしております、その点について市長のお考えをお聞きしたいと思っておりますのでございます。

それから、男女共同参画社会基本法の関係につきましては、やはり市長は現実の姿は厳しいということとは認めつつも、この計画が確実に実行されているので条例の制定の必要はないというふうな御見解をいただきましたけれども、現実になかなか厳しい情勢を考えれば、やはり人間の尊厳にかかわる問題として、一日も早い条例の制定が必要ではないかという立場で再質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

市長（山田勝麿） 病院問題のお話でございますけれども、初めに新政権になって病院の問題について、新政権はどう対応されるのかということでございますけれども、具体的にはまだ示されたものはありませんけれども、マニフェスト等で一応、地域医療を守る、医療機関を維持するというふうに言っておりますので、こういった具体的なものが出てくるのか、我々としては期待しておりますし、また機会があればこういった問題についても、我々としての要望を伝えていきたいというふうに思います。

それから、アンケートの関係ですけれども、先ほども申し上げましたけれども、地域の人にとっては思いというものがいろいろあるように思われますので、これは私が直接出向いているいろいろな意見を聞いていきたい。その中で最終的にはどうするか、判断をする一つの材料として御意見を聞いていきたいというふうに思っております。

それから、男女共同参画社会基本法の関係で、条例の制定のお話ですけれども、条例はどちらかという精神規定といいますが、そんなことになるのだらうと思いますので、現在ある基本計画をしっかり実施をしていくという中で、いろいろな啓発運動が展開されると思いますので、具体的な事業の中でやっていきたい。条例の問題も確かにありますけれども、それはそれとして別途どんな形か、また庁内でいろいろと検討はしていきたいというふうに思います。

議長（見楚谷登志） 林下議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時39分

再開 午後 4時00分

議長（見楚谷登志） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 6番、成田祐樹議員。

（6番 成田祐樹議員登壇）（拍手）

6番（成田祐樹議員） 通告に従い、平成会の会派代表質問をいたします。

最初に、小樽市の将来像についてお伺いいたします。

山田市政の3期目も後半に入り、ある意味、仕上げの時期になりました。できたこと、不十分であったこと、さまざまなことがあると思いますが、ここではこれから先の長い目で見た小樽市ということについてお聞きしたいと思います。

今後、小樽市は他市に比べてどのような部分を差別化し、アピールしていくのか。これからの小樽市が追い求めていくまちの方向性を、長期的な視点で説明してください。もちろん教育や医療・福祉、経済や観光にスポーツ振興、市が抱えている課題はどの分野にも残されていると思いますが、ここでは差別化してアピールするわけですから、小樽市の長所を伸ばすという観点で将来像をお話しいただければというふうに思います。

次に、北海道新幹線についてお伺いいたします。

着工についてはいろいろな動きがあり、まだ確定していない北海道新幹線ではありますが、逆に確定していないからこそ、まだまだ議論の余地があると思いき、質問をさせていただきます。

11月上旬に本市議会の建設常任委員会にて、八戸市に新幹線沿線のまちづくりを視察に行きました。特に八戸駅では駅施設に関してや新幹線利用客にかかわる動態などを伺い、予定を1時間近くオーバー

しての質問攻めを各委員と行ったところでは、新幹線のとまる八戸駅は、市街地中心部の本八戸駅と4キロほど離れており、天神地区に予定されている新小樽駅と、市街地中心部の小樽駅との距離関係が非常によく似ております。

さてここで、八戸駅で新幹線をおりる利用客の動態を伺ったところ、6割は青森方面への乗り継ぎ、3割は新幹線八戸駅での下車、1割が本八戸駅へ行く電車への乗り継ぎという状態であるそうです。八戸市内へ向かう人のことを考えると、青森方面へ乗り継ぐ6割の方を除いた4割のうち75パーセントが中心部から離れた新幹線の八戸駅で下車して改札口を出るということを考えると、市街地中心部への交通機関がそこまで重要ではないのではないかとということが、一つ疑問として挙げられます。その理由を駅の方に伺ったところ、駅のすぐ横に大きな駐車場があり、自家用車で来る人が多いこと。旅行等の場合は、家族が車で迎えに来ることが多いこと。また、市内中心部までタクシーで2,000円程度なので、タクシーを使う人が多いことなどを挙げられました。やはり手荷物が多いことなどから、バス等の利用はそこまでも多くないということもお話しされておりました。つまり、ここで今一番お話ししたいのは、中心部からの距離が多少離れていても、不便さをそこまで感じないということです。もし毎日、新幹線を利用する方なら、不便さはあるでしょうが、大抵の方は年に何回かの利用であり、許容される範囲内ではないかというふうに感じました。

さて、ここで最初の質問に移ります。現在、新幹線駅の予定地が、小樽市内では天神地区とされていますが、これを朝里川温泉地区につくることは技術的に可能でしょうか。もちろん今の技術レベルでの回答しかできないとも思われますが、今後20年、30年先に技術が進歩するということもあると思われまます。御見解をお示しください。

次に、新幹線の新小樽駅の利用者は、小樽市や近隣在住の人と、また観光客との割合で言うとどちらが多くなるのであろうか、どの程度の割合で利用される想定であるのか、わかる範囲でお答えください。

この質問の意味は、新幹線の駅が地元小樽市民のための駅なのか、観光客のための駅なのかということはある程度はつきりさせたいためです。小樽市民の利用が多いのであれば、市内中心部に近いほうが市民のためにはなると思います。しかし、年に何回かしか来ない観光客のための駅であるのなら、天神地区につくっても、朝里川温泉地区につくっても、ああ、どちらも何も山の中だなどあまり違いはわからないと思います。むしろタクシー運賃が数百円高く見込まれるので、朝里川温泉地区につくったほうがタクシー会社の方にとってはよいのではないかと思うほどです。

本市の観光客入込客数が700万人弱、小樽市の人口が20年後には10万人弱ということを見ると、観光客と市民、どちらの利用が多い駅なのかはある程度判断ができると思いますが、御見解をお聞かせください。

もし朝里川温泉地区に駅を建設し、スキー場や温泉に直結するのであれば、地域全体で観光振興の可能性が出てくると考えられます。新幹線でスキー場に直結している駅としては、ガーラ湯沢駅などがありますが、その駅も引込線であり、純粹に幹線の駅として設置されているわけではありません。朝里川温泉地区には、その本線に駅を設置できるという可能性があるわけです。温泉に泊まり、朝里川温泉スキー場だけでなく、札幌国際スキー場、キロロなど、小樽近隣の有力なスキー場に行くこともでき、観光地としての中心部になる可能性があるのではないかと予測されます。

また、札幌中心部からのスキー場として今まで一番近いのは、藻岩山やばんけいスキー場といったところでした。これらのスキー場も、札幌市の中心部からだと25分ないし30分の時間がかかります。これも朝里川温泉地区に駅ができることにより、札幌駅から10分でスキー場にアクセスできると、札幌圏の客も見込めるという絶好のチャンスが訪れるはずで、札幌圏に対しての集客効果も見込めるでし

よう。

将来的な観光振興を考えれば、天神地区よりも朝里川温泉地区に駅を建設し、新小樽駅という名称ではなく、小樽朝里川温泉駅と、温泉地を全面にPRするほうが、広告効果も含めて効果が高いと思われるのですが、どうでしょうか。特に観光という面に限定すると、一番効果が高いと思われるのですが、これに関する御見解をお示してください。

次に、市立病院についてお伺いいたします。

これまでの並木局長の本会議や委員会での御答弁において、病院の将来像が見えないと医師の確保がしづらいという御見解を何度かいただきました。そこで、市立病院に勤務している医師以外にとって、現在の病院の将来像が見えないというのは、やはり建てる場所が決まらなくなかなか見えてこないものなのでしょうか。統合をし、力を入れる診療を公表していくという部分だけでは足りないのか、その部分について御見解をお聞かせください。

次年度、基本設計を予算化するとのことでしたが、予算化をする前にどこに建てるかを明確にする必要があるのは言うまでもないことです。これが来年3月の第1回定例会で出てくるようであると、あまりに直前で議論の余地が少なくなると考えられます。時期的に考えてもそろそろ決断の時期が来ていると思われませんが、どう考えていますか、御見解をお示してください。

並木局長の就任以来、プチ健診など病院改革の一貫としてさまざまな先進的な取組を行ってきたことは、非常に評価できると思います。しかし、病院の経営がいまだ芳しくないのは、医業収益が悪いのではなく、医業支出が高いことであるということが、いまだ課題として残されています。もちろん病院が二つあることによる避けられない効率の悪さがあるのは、十分承知しております。しかし、できる範囲での努力は続けるべきだと考えます。来年度以降の医業支出を削減していくに当たり、どのような具体的方法を考えているか、御見解をお聞かせください。

最後に、少し変化球の質問をします。

日本における麻醉科学会の理事長と、そして札幌大の病院長を務められた並木局長であっても、医師確保においては大変苦労されていると思われれます。本当の意味でのオール小樽で医師を迎えなければ、市立病院に医師はやってこないのではないのでしょうか。

ここで、小樽市の行政職員や今この議場にいる議員が、この先何をしていくと医師にとって一番理解を得られるか、並木局長の御見解とアドバイスをぜひお聞かせください。

次に、おたる産しゃこ祭りについてお伺いします。

11月22、23日と雪の降る寒い中、多くの観光客の方がシャコを目当てに運河公園に来ているのを見ってきました。地場産品の販売PRとともに、この閑散期にイベントで集客できているということに関しては、非常に高く評価していいというふうに思われます。特に北海道内ではちょうどイベントが何もない時期ということを見ると、まだまだこのお祭りは伸びる余地があるのではないかと、そのように考えます。ここで、本年度のしゃこ祭りでの入り込み入場者数、また販売数を昨年と比較した数字でお聞かせください。

かなり雪の降る寒い中で行われ、逆にお客様にとってはかなり並ぶことになり、寒い思いをさせてしまったと思われれます。中には座るところもなく、外で立ちながらシャコ汁をすすっている人も多く見られました。このままだとせっかくのリピーターを逃してしまいかねません。

今後、祭りをさらに盛り上げるために、しゃこ祭りはどのような方向性を持って取り組んでいくのか、お聞かせください。シャコの値段や他の物産品、食べる場所の確保、会場、駐車場など、さまざまな項目があると思われれます。御見解をお聞かせください。

また、本会議の代表質問にてここまで細部にわたって質問を行うのは、この祭りには潮まつり、雪あかりの路に次ぐ規模の祭りにまで成長する可能性があると感じているから、こういった質問をさせていただいています。

最後に、小中学生の学力向上策についてお伺いします。

先日学力テストの調査結果によると、本市を含めた北海道全体で、非常に芳しくない結果が出てきてしまいました。この問題に関しては、決して小中学校の話だけではなく、高校でも同じです。北海道有数の進学校である札幌南高校や札幌北高校といった学校であっても、全国に入ると、それなりのレベルでしかありません。それは北海道の児童・生徒のできが悪いというのではなく、北海道においては、小学校から高校までの勉強時間が他の都府県に比べて極端に少ないことが理由として挙げられます。私も塾講師として3年間ほど小中高生の指導をしたときにも感じていたことなのですが、やはりなかなか家庭学習をしない、多くの課題を出しても友人同士で写してしまうなど、自分から勉強してくれないということが多々見受けられました。

ここで、教育長に質問します。自宅での勉強時間を長くさせるために、興味を持たせるような家庭学習方法というのは行っているのでしょうか。通常のプリント配布などに終始していないのでしょうか。変化や楽しみのない学習が続くと、結果的に勉強時間の減少につながると思われれます。それについての御見解をお聞かせください。

次に、指導の部分についてお伺いします。授業における公式の導入部分など、授業のポイントとなる部分を、研修会などで指導力のある教員の模擬授業を聞いたりして各教員は勉強をしているのでしょうか。よくちまたでは、授業は塾講師のほうがわかりやすいと言われてたりするようなこともあるそうです。それはなぜなのか。塾の場合は、授業においてポイントとなる難しい部分、生徒が理解しづらい部分をしっかりマニュアル化して研修を積むことにより、経験の浅い講師でも、指導が上手な講師のまねをすることによって、生徒の理解力を高めることを常日ごろから行っているからです。非常勤講師でさえ、月に二、三回、授業の研修を受けたりするところもあるようです。

ここで、本市における学習指導力向上のための研修会の教員の参加率はどれくらいか、お聞かせください。

もちろん生活指導など、学力以外にも大切なことがたくさんあるのは十分承知しておりますが、ここについては学力についてのお伺いをしていますので、学習に関する研修会でお答えください。

ここまでについて勉強時間、そして指導力の2点が主な原因として考えられたので、それらについての質問をさせていただきました。

以上、再質問を留保し、質問を終了いたします。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） 成田祐樹議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小樽市の将来像についてというお話ですが、本市が豊かで活力に満ち、自立したまちとして発展していくためには、他の地域と比較し優位にある地域の特性を見だし、それらを小樽ならではの価値として共有することが必要であると考えております。本市は、札幌市や後志圏と隣接する地理的環境、海や山などの恵まれた自然環境、明治以来の産業・文化遺産などの文化的、歴史的な資源、大学などを有する学術的環境、さらにはすぐれた技術が集積する産業的環境など、数多くの財産を有し

ています。分権型社会の本格化とともに、地域間競争の激化が予想されることから、今後につきましても、これら先人が築き、人々の努力により残された多くの財産を守り、さらなる魅力の向上に努めながら次世代に引き継いでいくとともに、本市産業の活性化に生かしていくことが、私たちに求められているものと考えております。

次に、北海道新幹線の御質問ですけれども、まず天神地区に建設予定の新小樽駅を朝里川温泉地区に変更することは可能かという御質問であります。鉄道・運輸機構によりますと、ただ単に技術的な面だけ見れば不可能ではないとのことであります。

しかしながら、北海道新幹線のルートや駅が設置された経緯については、全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画が決定されて以降、技術指針や自然環境、市街地への影響等について調査、検討がなされ、さらに平成12年には環境影響評価法に基づく環境アセスメントなどの法的な手続を経て、最終的に天神地区に決定され、現在も駅部調査が行われていることなどから、駅の位置の変更につきましては、難しいものと考えております。

次に、新幹線を利用する市民と観光客の割合でありますけれども、新小樽駅の乗降客数につきましては、平成18年に作成した「北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺整備構想」では、1日当たり1,200人とし、そのうち観光利用を目的とする乗降客は約40パーセントとしております。これは札幌までの開業を平成32年度と想定し、国土交通省の旅客地域流動調査などの資料を基に、現状の旅客の流動や航空機と新幹線の所要時間の差、人口の変化などから、航空機からの転換などによる新小樽駅の乗降客数として試算されたものであります。

また一方、平成19年に北洋銀行調査部により作成された北海道新幹線札幌延伸に向けての報告書によりますと、1日当たりの乗降客数は2,000人から3,000人とも予測しているものもございます。

次に、新幹線の駅建設と小樽観光への波及効果についてでありますけれども、駅の位置につきましては、先ほどお答えしましたように、これを変更することにはならないものと考えておりますが、いずれにいたしましても観光都市小樽にとりまして、新幹線の駅がもたらす経済的な波及効果は大きいものと考えています。

次に、病院の問題についての御質問でありますけれども、病院の建設地問題を決着させる時期ではないかという御指摘であります。建設地につきましては、これまでにさまざまな経緯がありますので、まず地域の皆さんの御理解をいただくことが大事と考えておまして、今年度に入り説明会や懇談会を行い、より丁寧な説明に努め、御意見もいただいております。

また、今回、量徳小学校のPTAから、アンケートによる御質問や御意見もいただきましたので、回答を求められたものにつきましては、庁内で協議を行い、お答えをしたところであります。この回答書は既に量徳小学校の保護者の方々にも配布されておりますので、目を通していただいたものと思っておりますが、アンケートを見ましても、地域の方々にはいろいろな御意見もありますので、まず私が出向いて直接御意見をお伺いする機会を設けていきたいと考えております。

次に、おたる産しゃこ祭りについての御質問でありますけれども、このイベントは小樽沿岸で秋に漁獲されるシャコの知名度アップとブランド化を目指すもので、小樽市漁業協同組合や小樽観光協会、小樽市で構成する実行委員会が開催し、昨年は11月8日と9日の2日間行われまして、来場者数は延べ5,000人で、販売数は約1万7,000尾でありました。今年度は11月21日と22日の2日間開催され、昨年の4倍に当たる延べ2万人の来場があったほか、販売数も約3万尾と、昨年の1.5倍強の売上げがありまして、小樽産シャコのPRと普及につながったものと考えております。

次に、このしゃこ祭りの今後の方向性についての御質問ですけれども、まず、シャコの値段につま

しては、今回は1尾200円で販売しておりますが、大ぶりで身の入った良質なものを使用しており、ほぼ原価に近いものとなっております。水産物の価格は漁獲量や漁獲物の形態、品質によって決定されてくることから、シャコについてもこの観点から価格が決められていくものと考えております。いずれにいたしましても、しゃこ祭りは小樽産のシャコのPRと普及が主な目的でありますので、多くの消費者に受け入れられるよう、今後、小樽市漁業協同組合と協議してまいりたいと考えております。

次に、シャコ以外の海産物の販売であります。当日は漁業協同組合のほうで一夜干しのソウハチカレイやホッケの開きなども販売したところでありますが、シャコの人気に圧倒されまして、売場が目立たなかったという面がありました。また、立ち食いの人が目立つという御指摘であります。会場に100席分の休憩所を設けてありましたが、表示がなく、会場での案内も不十分であったのではないかと思います。これらの点につきましても、今後の開催に向けた課題として、実行委員会に伝えてまいりたいと思っております。

最後に、会場や駐車場につきましては、今回の会場である運河公園は面積が広い上に、小樽市漁業協同組合に近いというメリットがあったと聞いております。今後、このイベントが継続されることにより、さらに来場者が増加することも考えられますので、駐車場も含め利便性に配慮した会場の選定に協力してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 病院局長。

病院局長(並木昭義) 成田祐樹議員の御質問にお答えいたします。

初めに、病院の将来像ということですが、二つの市立病院はいずれも老朽化が進んでおり、道内の公立病院の多くが新築・改築済みである中では、医師確保の上で不利な条件となっていることは事実であります。そのため、現在中断している事業の再開にめどを立て、市立病院の将来像を早急に示すことが、医師をはじめとしたスタッフ確保のために極めて重要であると考えます。

また、そのためには事業再開のための前提条件であります建設地の確定がなされ、事業再開に向けて確実に進んでいることを明確に示すことがぜひ必要であると考えております。

次に、医業支出削減の具体的方法ですが、医師の補充、増員により診療体制を充実し、多くの患者を受け入れて収入を増やすことが、経営改善にとって基本であり最も重要なことですが、現状では医師を集めることはそう簡単ではありませんので、当面は収支の改善に力を注ぐことが必要であります。そのため、これまでの慣例となっていることなどを一から見直し、医師が診療に専念できる体制をつくる、無駄なこと、非効率なことを行わない、収入となることを見落とさないなど、改善すべきことを積極的にいき、支出を極力抑え、収入を少しでも増やすことを心がける土壌をつくるのが大切と考えております。

具体的な取組といたしましては、職員給与費を含む固定費のさらなる削減はなかなか難しいものがありますので、現在、両病院合わせた委員会を立ち上げ、外部から委託業者を入れ、診療材料費削減に向けた取組を進めているところであり、これは来年度以降も引き続き実施していくことにしております。また、委託料などの経費の圧縮は、医業支出削減に向けた課題の一つでありますので、来年度の予算編成の中で業務の見直しを行っていく考えであります。

次に、医師確保に向けての取組についてですが、まず必要なことは、病院の将来像を明確にすること、医師が働きがいのある体制づくりと環境整備をすること、行政や議会、さらには市民の皆さんが医療及び医師に対し正しい認識を持つこと、そして医師や病院を地域が支える仕組みがつくられることとあります。これらの取組を進める上では、地域に密着し、活動されております議員の皆様方の影響

が極めて大きいと考えております。そこで議員の皆様には、小樽市民の皆さんの命と健康を守り、また小樽の将来の地域医療をより確実なものにするためには、今、何を優先させ、円滑に実行させていく必要があるかを、議員としての立場から、ふだん意見をお聞きすることができない多くの住民の方々に理解していただけるよう説明され、よりよい方向に導いていただけるよう御尽力いただくことを願います。次第であります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 謙) 成田祐樹議員の御質問にお答えいたします。

初めに、家庭での学習の仕方についてであります。家庭での学習は、児童・生徒が学校で学んだ学習をしっかりと定着するためにも必要なことであります。こうしたことから、各学校では学校だよりなどで、家庭での生活や学習の仕方を保護者に説明するとともに、意図的に授業と関連した内容を定着させるため、児童・生徒に課題を提示し、家庭学習としての取組をしているところであります。

学年に応じて通常は復習の問題プリント、表現力を高める本読み、作文、リコーダーの練習など、各教科にわたっており、長期休業中においては、自由研究などを通して調べ学習や観察、実験、工作など、興味を持って学習を進めるよう工夫しております。

今後、問題プリントはもとより、児童・生徒の身近にある題材や興味・関心の深いものを活用した、家庭での学習を工夫するなど、一人一人の子供が意欲を持って学習に取り組むことができるよう指導に努めてまいります。

最後に、教員の研修と研修会の参加率についてであります。教員の研修は校内研修はもとより公開研究会、道教委や市教委、後志教育研修センター等の主催による研修会、小樽市教育研究会における研修などがあり、これらに参加して指導力を高めたり、模範となる授業を参観した後、研究協議に加わるなどしながら、基礎・基本の定着に向けた授業やわかる授業、楽しい授業づくりに努めております。

こうした研修会の参加状況についてであります。道教委主催の研修会には昨年度110名、後志教育研修センター主催の研修会には109名、市教委主催の研修会には延べ1,007名が参加して学んでおり、そのうち学習指導にかかわる講座には407名が参加し、教員全体の約63パーセントを占めております。また、小樽市教育研究会では、年5回、各教科ごとの部会を一齐に開催しており、すべての教員が参加しております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 6番、成田祐樹議員。

6番(成田祐樹議員) 1点だけ再質問させていただきます。

新幹線についてお伺いしたいと思います。

まだ確定していないのに駅の変更は難しいという、まだまだあきらめるのは早いのではないかなという気もするのですが、今までそういった立地の部分に関して、朝里川温泉地区がトンネルの中に入ってしまった駅を建てるのが条件的にもう全く無理だというのであれば、こういった話にもなるかと思うのですが、他の部分でも駅建設が可能であるなら、そういった部分に関して小樽市の利益を得るための情報収集や意見を言う場所というのは、過去にはなかったのでしょうか。こういった感じでそういったやりとりをされていたのかなというふうに思われます。このまま天神地区にできるくらいであれば、正直、駅がなくてもいいのではないかなと思うぐらいの考えが出てしまうので、小樽にとって一番利益のあるところに駅を建てたいというのは、やはり住民の総意だというふうに思います。その部分について、こういった経緯で情報収集されたり意見交換をされていたのかということだけ、お聞かせ願えますか。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

市長（山田勝麿） 新幹線の問題というのはもう相当以前からの話でして、北回り、南回りルートはどうするかという議論から始まっていますから、既に30年以上前からそういった議論がされていまして、もう既に亡くなりました自民党の箕輪代議士がおられたころにこの問題が決着したということですから、相当古い話なのです。それを今、確定していないというのではなくて、確定はもうしているわけです。今は、いつ認可されるかが確定していないのですが、ルートはもうこっちに決まって、そして駅は天神地区につくりますよというふうにもう確定しているので、それを今、変更するというふうにはならないということで先ほど申し上げましたが、なかなかこれはまだ確定していないのだから変更できるのでもないかという話にはつながっていかないというふうに思います。長年の議論の末にこういう経過があったということですから、ひとつ御理解願います。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 6番、成田祐樹議員。

6番（成田祐樹議員） 細かい部分は予算特別委員会でやりたいと思いますので、終了します。

議長（見楚谷登志） 以上をもって、会派代表質問を終結いたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号について先議いたします。

本件につきましては、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

原案どおり可決とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 4時35分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 見楚谷 登志

議員 高橋 克幸

議員 佐藤 禎洋

平成21年
第4回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成21年12月9日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保
19番	佐々木	勝	利		21番	古	沢	勝	則
22番	北	野	義	紀	23番	横	田	久	俊
24番	成	田	晃	司	25番	前	田	清	貴
26番	大	竹	秀	文	27番	見	楚	谷	登
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（1名）

20番 新谷とし

出席説明員

市長	山田勝麿	副市長	山田厚
教育長	菊讓	病院局長	並木昭義
水道局長	小軽米文仁	総務部長	山崎範夫
総務部参事	鈴木勇三	財政部長	貞原正夫
産業港湾部長	磯谷揚一	医療保険部長	中村浩
福祉部長	長川修三	保健所長	秋野恵美子
生活環境部長	小原正徳	建設部長	竹田文隆
病院局長	吉川勝久	消防長	会田泰規
経営管理部長	大野博幸	監査委員	宮腰裕二
教育部長	中塚茂	事務局員	貞村英之
会計管理者	中塚茂	総務部長	木下正樹
総務部総務課長	中田克浩	企画政策室長	
		財政部財政課長	

議事参与事務局職員

事務局長	佃	信雄
庶務係長	北出	晃也
調査係長	関	朋至
書記	木戸	智恵子
書記	島谷	和大

事務局次長	佐藤	正樹
議事係長	中村	弘二
書記	相澤	幸
書記	小林	由美子
書記	高野	香織

開議 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、中島麗子議員、濱本進議員を御指名いたします。

日程第1「議案第2号ないし第6号、第10号ないし第24号及び第26号並びに報告第1号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 18番、山口保議員。

（18番 山口 保議員登壇）（拍手）

18番（山口 保議員） 質問に先立ちまして、本日、私の個人的な事情によりまして質問の順序について配慮をいただいたことを、まずもってお礼を申し上げます。

それでは、質問に入ります。

一般質問を行います。

平成20年度、4年ぶりに実施された本市の観光客の動態調査は、財政困難の中、外注に出さず、産業港湾部の手による自前の調査となりました。幾多の業務を抱え、多忙の中、調査をまとめられた本市観光振興室並びにアンケート調査に協力をされた市民ボランティアの皆さんに敬意を表するものであります。

一方で、平成12年と平成16年にまとめられた過去2度の調査に比べて、観光の本市経済への波及効果や観光製品の地場調達率など、重要な指標が欠落をした調査に終わったことは大変残念であります。過去2度の調査は、本市観光が市内経済に与える影響の大きさを官民ともに確認をする機会となったことは記憶に新しいところであります。これまでも、幾度も触れさせていただきましたが、ちなみに申し上げますと、平成12年の本市観光の経済波及効果額は3,046億円と推計をされ、同年の市内産出額は8,524億円であり、市内経済に占める観光の割合は35.7パーセントと推計をされました。市内産出額につきましては、随時統計を修正されまして報告されておりますが、修正後の平成12年の市内産出額は7,587億円となっておりますので、40パーセントということになります。同じく、平成16年の経済波及効果額は2,668億円とされており、同年の市内産出額は7,359億円ですから、36.2パーセントとなっております。

また、観光入込客数では、平成12年は859万人、平成16年は754万人と、12.3パーセントの減少、経済波及効果額も12.5パーセントの減少となっており、入り込み数の減少に比例して、経済波及効果額も同様に減少しております。

さて、今回の調査で着目されるのは、観光客1人当たりの平均消費額の落ち込みの大きさであります。前回の調査に比べまして、宿泊客では2万9,384円となっており、前回の3万3,090円に比べ12.2パーセントの減少であります。日帰り客では1万956円であり、前回の1万6,683円に比べ34.4パーセントの大幅な減少であります。前回の調査では、観光客の年間消費額は1,319億円と推計されておりましたが、今回の調査では報告がなされておられません。推計されていたら、知らせていただきたいと思えます。

また、観光客の平均消費額の減少の中でも、特に日帰り客の消費額の大幅な減少は、購入された土産品の品目が、前回トップのガラス工芸品から菓子類に移るなど、原因は幾つか考えられますが、どのように分析をされていますか、あわせてお答えいただきたいと思えます。

いずれにしましても、昨年秋以降の世界的な経済危機を受けての経済の低迷は、本市観光にも暗い影を落としております。観光協会の堺町エリアでのヒアリング調査では、菓子類は健闘をしているものの、物販や飲食では、総じて2割以上の売上げ減との報告であります。本市の衰退に歯止めをかけるべき観光が、今、力を失いつつあるのではないかと危ぐをするものであります。振り返って考えてみますと、本市観光は、あの10年続いた運河論争を経て、昭和61年の運河散策路の整備、あわせて堺町地区は昭和58年の北一硝子3号館の開館に始まり、平成元年の小樽オルゴール堂をはじめとするメルヘン交差点などの人気スポットの形成、寿司屋通りや運河沿いなどのホテルの建設ラッシュなど、運河沿いや堺町地区へ市内外からの集中的な投資が常に新たな魅力を生み出し続けてきたことに支えられてきたはずであります。ここ数年の観光の低迷は、新たな投資が減少し、閉店と新規出店が一進一退で繰り返す状況に象徴されているのではないのでしょうか。このような閉そく状況の中、本市の行政運営はやむを得ない事情があるとはいえ、この間、財政再建と新病院建設という二つの課題に集中されて、観光の将来に向けた視点、つまり地域資源を生かし、外からの投資を誘引すべき戦略が欠けていたのではないかと言わざるを得ません。

しかし、一方で、平成18年にはようやく観光基本計画がまとめられ、翌19年には小樽観光推進プロジェクト会議が立ち上げられ、官民連携による新たな観光ソフト事業による小樽観光の魅力づくりが始められていることは承知しております。おたる祝津にしん祭りや堺町ナイトマーケット、小樽がらす市、おたる産しゃこ祭りなど、近年生み出された新たな観光ソフト事業は、小樽観光の下支えとなっていることは言うまでもありません。平成19年、旧小樽観光協会と小樽観光誘致促進協議会との統合による小樽観光協会の発足以来、官民連携の強化が進められてきておりますが、ますます増え続ける観光ニーズに、私はかねがね観光振興室の業務を整理されてはどうかと考えておりました。例えば、朝里川温泉の泉源管理や計量などは、技術職のおられる水道局に移管をして、毛無山展望所や旭展望台などは建設部緑化グループか用地管理課、祝津の鯨御殿などは市教育委員会に業務を移すことはできないのでしょうか。また、観光協会と観光振興室との連携を考えれば、運河プラザ3番庫の管理業務は、産業港湾部商業労政課から観光振興室に移し、観光政策の中での実効性のある利用を考えるべきではないのでしょうか。そうした業務の整理を通しての観光行政の強化がますます重要と考えますが、市長の御所見をお聞かせください。

以上、本市の観光の閉そく状況をさまざまなソフト事業の開発で支えてきている現状を述べさせていただきましたが、私はかねがね本市の観光が運河と堺町地区にとどまらず、旧国鉄手宮線や天狗山、港など、新たな拠点を生み出していく戦略なしに観光の発展はないと申し上げてまいりました。観光基本計画で示された五つの重点地域、また主要施策とされた海と港の活用など、これらは本市への投資が期待をされる重要な地域資源であります。

まず、海と港の活用についてお尋ねいたします。

観光基本計画では、主要施策(3)に、「観光交流空間としての港湾施設等の活用」と書かれております。また、重点地域(1)に中央・手宮地域も位置づけをされ、「魅力ある親水空間の形成」と述べられております。また、平成19年11月に策定された小樽港将来ビジョンでは、現在、港湾の物流・産業ゾーンとして位置づけられている第3号ふ頭も、将来は交流生活ゾーンへと見直していくとされております。おおむね20年後とされておりますが、一方で平成9年に策定された港湾計画では、第3号ふ頭基部周辺は既に交流・生活、レクリエーションゾーンと位置づけられており、真剣な検討がなされてきたのか疑問であります。近年の大型クルーズ客船の増加を考えますと、計画年度を早め、今から具体的な議論や検討を始める必要があるのではないかと考えます。

本年10月までに小樽港に入港をした大型クルーズ客船は、過去最高の15隻であるそうです。乗客は、昨年の2倍の7,200人と、この世界的な不況の中で驚くべき伸び率であります。どのように分析をされているか、まずはお尋ねをいたします。

ふ頭や旅客ターミナル施設の整備など、財政の担保なしには実現は困難を極めることは承知しておりますが、港は魅力ある本市の一級の観光資源でもあります。民間の投資も必ず期待できるものと確信しておりますが、今後の取組、また課題や整理されるべき問題点などについてもお答えをいただきたいと思っております。

次に、天狗山についてであります。本年第3回定例会の予算特別委員会でもお尋ねしておりますので、ここでは少し簡便に触れさせていただきたいと思っております。

天狗山地域は、観光基本計画で重点地域(3)に位置づけられ、四季折々の自然や、それを生かした体験型観光の推進、眺望や夜景を生かした観光の魅力づくりなどと方向性が示されております。平成14年、天狗山の観光を担われております中央バス観光商事と小樽市、観光誘致促進協議会が連携をし、天狗山からの夜景の魅力を発信すべく、多くのボランティアの皆さんの協力を得て、おたる天狗山夜景の日が始められたことは記憶に新しいところであります。以来、天狗山の観光振興に向けてさまざまな議論がなされ、中央バス観光商事も山頂レストランのリニューアルなど、努力を重ねてこられたことは承知しております。

このたび、天狗山山頂施設とおたる自然の村公社との連携や、新たな天狗山振興の具体的なプランづくりなどの協議について、中央バス本社から要請があり、産業港湾部と中央バス、小樽観光協会などで新たな協議機関を設けられると伺っておりますが、市としてどのように臨まれるのかお伺いをいたします。

私は、山頂駐車場の整備を第2回定例会で要望しておりますが、魅力ある新たな観光拠点としてどのように生まれ変わることができるのか、課題を整理され、展望を満たされることを切に願うものであります。

次に、祝津地区についてであります。この地区は、観光基本計画の中で「にしん漁の歴史や文化を活用した観光資源の発掘・整備」「勇壮な自然景観の保全」「『海』を生かした新たな魅力づくり」を課題として整理がされ、祝津・高島地域として重点地域(2)に位置づけをされております。周知のように、祝津地区には、おたる水族館をはじめ旧青山別邸、祝津漁港や祝津マリーナ、ホテルノイシュロス小樽や鯉御殿、追分記念碑からの夕日や絶景など、地域資源に恵まれております。

さきの観光客動態調査での訪問観光施設の項では、小樽運河の24.9パーセントに比べて低いものの、前回調査時の3.3パーセントから6パーセントと、増加をいたしております。近年、祝津たなげ会が組織され、おたる祝津にしん祭りの開催など、観光協会や観光振興室と連携をされて、地域振興のために力を注がれていると伺っております。また、祝津たなげ会に参加をされている各施設関係者間の連携や議論も活発になされていると承知をいたしております。

さて、この地域の核となる施設であるおたる水族館の移設、新築について、水族館公社内部で議論、検討がなされていると伺っておりますが、どの程度具体的な議論となっておりますか、お知らせをいただける範囲で結構でございますので、お答えをいただきたいと思っております。

近年の旭山動物園の展示施設の工夫などで、リニューアル後の人気は、本市観光にも少なからず影響を与えております。おたる水族館では、現場サイドの声を取り上げられ、展示も少しずつ工夫されているようには伺っておりますが、地域の核として、また小樽観光の中核を担う施設として計画されるよう、切に希望するものであります。

最後に、重点地域(1)に位置づけられております中央・手宮地区の旧国鉄手宮線、分庁舎、旧日銀小樽支店周辺エリアの今後の展望についてお尋ねをいたします。

観光基本計画では、運河や堺町地区に近接をして、観光客の中心市街地への誘導、回遊性の向上のための重点地区として位置づけられております。堺町地区から妙見川沿い、寿司屋通りの動線も大変重要ですが、ここについては平成18年、19年、本年11月と、3度にわたり市民有志が基金を募られ、地先町会の協力や市内ボランティア団体やまちづくり推進室や建設部の有志が直接作業をされて、色内通りから花穂駐車場まで約170メートルにわたり柳並木の造成やれんがブロックによる花壇や遊歩道の敷設など、整備がほぼ終了いたしております。本年の作業については、ふるさとまちづくり協働事業の交付金が事業の一部として充てられ、ようやく完成を見たわけであります。他に例のない市民みずからの手による公共事業であり、中心になって募金活動に奔走をされ、事業をまとめられた関係市民の皆さんに心から敬意を表するものであります。

また、日銀通りは、平成16年、街路樹でありますプラタナスのせん定が見直され、5月の大型連休には若葉のすがすがしい並木道となっております。毎年11月には、市内ボランティア団体やまちづくり推進室、観光振興室の有志の皆さんで落ち葉拾いの作業をされ、本年も11月21日に行われましたが、近年は地先の皆さんがふだん清掃をいただいている様子で、この本市の街路樹せん定の見直しモデル事業も、地域に受け入れられているものと確信をいたした次第であります。

さて、本題に戻り、この地区の旧国鉄手宮線と隣接をする分庁舎、文学館・美術館の整備についてであります。旧国鉄手宮線と、その沿線の整備再生や景観形成につきましては、この間、何度も議論をさせていただきました。今回は、来年度に予定されております分庁舎の改修に伴う移転や、文学館・美術館の整備について、具体的にお尋ねをしたいと思います。また、文学館・美術館の駐車場スペースと旧国鉄手宮線との一体化整備についてもお尋ねをいたしたいと思います。

分庁舎には、生活環境部生活安全課や消費者センターが配置をされておりますが、整備に伴い移転されると伺っております。もちろん、整備の目的はにぎわいの創造であり、特に消費者センターには人目を避けて来られる方もおられるわけですから、移転には異論はありません。しかし、移転場所には、そうした配慮も当然必要と考えますが、具体的にどこへの移転を考えておられますか、お示しをください。また、生活安全課の移転先も、あわせてお示しをいただきたいと思います。

また、1階の他のスペースは、冬には雪あかりの路実行委員会の事務機能やボランティアの休憩室に利用されておりますが、同様の利用が今後も可能となるかお尋ねをいたしておきます。また、文学館・美術館内部の展示についても、どのように変わりますか、あわせてお知らせをください。

文学館・美術館は、近年、多彩な企画を展開され、整備後は市民のみならず、観光客にもますます利用が広がるものと期待をいたしております。新たなにぎわいの創造にふさわしい施設となりますよう、希望するものであります。

さて、駐車場スペースには、現在、計量施設や車庫などが配置をされておりますが、この扱いはどうされる御予定ですか、お伺いをいたします。

また、駐車場の整備の手法や利用のあり方や、駐車場入り口の門扉や電柱の移設などもどのように考えておられますか、あわせてお示しください。

また、旧国鉄手宮線との一体化を図る上で、鉄道と施設を隔てるコンクリート塀は、この際撤去されるべきと考えますが、御予定をお聞かせいただきたいと思います。

私は、堺町のコミュニティ道路整備事業以来途絶えていた本格的な観光関連整備事業が、新たな地域資源を生かす事業として、始められるのを心から期待を申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

なお、再質問はいたしませんので、御丁寧な御答弁をいただきますようお願いを申し上げます。

(拍手)

議長(見楚谷登志) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) 山口議員の御質問にお答えいたします。

初めに、観光客動態調査についての御質問でありますけれども、観光客の年間消費額につきましては、現在、取りまとめ中でありまして、まとめ次第お示ししたいと考えております。

次に、平均消費額の減少の原因でございますけれども、長引く景気の低迷などから、旅行全般にわたる消費意欲が冷え込んでいるものと考えております。そうした中、昨今の土産品のトレンドがガラス工芸品からスイーツに移行しており、単価自体の減少も要因の一つと考えております。また、観光客が訪問する施設数は増加していますが、1か所に滞在する時間が減少していることなどが、観光客の消費行動に影響を与えているものと分析しております。

次に、観光部局の業務の整理と強化でありますけれども、市の業務は多岐にわたっているため、業務の移管については、他の事業との関連性や専門性などを考慮しながら全庁的な視点の検討が求められており、これまでも組織の再編などを通じて整理されてきているところであります。このようなことから、観光部局の業務等については、今後とも市全体の業務の見直しを図っていく中で検討してまいりたいと考えております。

次に、観光基本計画に示された重点3地域の今後の方向性についての御質問でありますけれども、まず本年の小樽港へのクルーズ客船の入港隻数と乗客数の増加についてであります。港が市内の観光拠点に近接していることをはじめ、札幌や後志地域などをめぐる半日観光が可能であること、さらには新千歳空港とのアクセスの利便性などから、小樽港を起点とする「飛んでクルーズ北海道」が定着してきたことが大きな要因であります。あわせて、小樽市の観光地としての知名度が国内外の評判を呼んでいることも、クルーズ客船の寄港地として小樽港が選定され、利用機会が増加した要因となっているものと考えております。

次に、第3号ふ頭周辺の整備に関する今後の取組と課題でありますけれども、第3号ふ頭周辺の交流・生活ゾーンとして整備をしていくためには、現在の物流機能の移転が大きな課題であり、現時点では、他の地区において、これらの代替機能を確保することは難しい状況にあると考えております。このため、当面の対応策として、クルーズ客船が接岸する第3号ふ頭岸壁背後の上屋の環境美化を実施するとともに、ふ頭基部においても、合同庁舎周辺の整備を行っているところであります。今後は、港湾活動と協調を図りながら交流・生活ゾーンとしての機能の導入を目指し、第3号ふ頭周辺の利用高度化に向けた計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

次に、天狗山振興のプランづくりでありますけれども、中央バスとの協議の中では、新年度から外部のアドバイザーを入れた組織を立ち上げ、具体的なプランづくりを進めていくこととなっておりますので、今後、関係者の御意見を十分にお聞きしながら、平成22年度中のプラン策定に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、おたる水族館の建設の問題でありますけれども、同館は築30年以上が経過し、施設が著しく老朽化していることから、平成17年に水族館職員による新館基本構想委員会を立ち上げて、主に新館建設や展示内容についての検討が行われてまいりました。そのような中で、本館については、移設ではなく、

現在地での建替えを前提として現在も検討が継続されていると聞いております。

(「議長、教育長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 讓) 山口議員の御質問にお答えいたします。

最初に、文学館・美術館の再整備についてであります。現在の分庁舎については、文学館・美術館のほかに生活安全課などの事務室として使用しておりますが、平成22年度より文学館・美術館の専用施設として位置づける予定であります。そのため、現在、分庁舎で行っています生活安全課及び消費者センターの業務につきましては、本庁舎内へ移転する方向で調整をしていると伺っております。

次に、再整備の具体的な内容についてであります。1階は不特定多数の人たちの利用が見込まれている施設として市民ギャラリーや多目的スペースなどを設置、3階は一原有徳作品の展示室を新設、地階は文学館・美術館の収蔵庫として、段階的に整備する予定であります。また、1階及び3階の工事等については、ギャラリー機能に必要な可動間仕切りや既存天井の塗装、クロスの張り替えなど、主に内部改修を行うものとし、研修室、ミーティングルームなどに必要な長机、いすなどの備品については、新たに整備することとしております。

さらに、駐車場と旧国鉄手宮線については、現時点では基本的な考え方として、現駐車場を市民や観光客が憩える場所として提供するほか、旧国鉄手宮線との一体感を持たせながら、小樽雪あかりの路を含めてさまざまなイベントなどに活用できるように、開放的な広場になるよう考えております。

次に、雪あかりの路での建物の利用についてであります。再整備では、現在の第1・第2研修室を一体化した研修室に、文学館資料室をミーティングルームなどに内部改修する予定となっており、これらの施設については、講座、講演、会議などのほか、市や民間が開催するイベントの事務局にも利用できるように対応していきたいと考えております。したがって、お尋ねのありました雪あかりの路の事務局やボランティアの休憩場所として、これまでどおり使用していただくこととなります。

また、文学館・美術館内部の展示についてであります。1階の生活安全課事務室を内部改修して設置する市民ギャラリーについては、従前と同様に絵画を中心とした展示室に、消費者センターが使用している事務室を改修して設置する多目的スペースについては、市民ギャラリーと併用して使用できる機能を持たせながら展示会やミニコンサートなど、さまざまな芸術にかかわる発表の場所や機会の提供をしてみたいと考えております。さらに、3階については、小樽を代表する作家、中村善策とあわせて、もう一つの柱となる一原有徳作品専用の展示室を設置する予定であります。

次に、駐車場についてであります。生活安全課などの事務室機能が本庁舎内に移転されることに伴い、場内に設置されている計量器検査所や車庫の機能についても同様に移転されるものと考えております。

また、駐車場の整備手法や利用のあり方については、まず現駐車場は多目的広場として、旧国鉄手宮線との一体感を持たせた開放的な広い空間、広場となるように整備する予定ですが、文学館・美術館業務において必要とする搬入道路は確保しなければならないと考えております。さらに、利用のあり方については、市民や観光客などの憩いの場所として利用したり、雪あかりの路や、今年開催した小樽がらす市などにも活用していただきたいと考えております。

最後に、門扉や電柱の移設などについてであります。まず現在の駐車場への一般車両の出入りは今後、禁止したいと考えており、夜間や休館日のこともありますので、門扉は必要と思っております。また、電柱については、現状のままとした場合、どのような支障が生じるのかなど見極める必要があり、さらに検討しなければならないと考えております。コンクリート壁については、建築後57年が経過して

おり、安全性からも撤去することが望ましいと考えております。

議長（見楚谷登志） 山口議員の一般質問を終結いたします。
（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 7番、菊地葉子議員。
（菊地葉子議員登壇）（拍手）

7番（菊地葉子議員） 通告に従って質問をいたします。

初めに、核密約と小樽港の平和利用についてお尋ねします。

アメリカ政府が情報公開法に基づき公開した外交文書では、日米両国政府による核密約にかかわる文書も公開され、日本共産党訪米調査団はこれら文書を独自に入手、国会での質問で解明を求めましたが、歴代首相は核密約は存在せよとの態度をとり続けました。しかし、核密約については、この間、退官した政府高官が立て続けにその存在を明らかにしています。

我が党の志位和夫委員長は、今年8月の総選挙で誕生した鳩山首相との党首会談で、鳩山首相が選挙中から公約している核密約の真相解明を強く求め、これまでに日本共産党が入手した資料も提供し、協力を表明しました。9月10日、鳩山首相は、核兵器持込みに関する日米密約の実態調査と公表を改めて表明し、真相究明へ動き出しました。11月末を調査期限とする当初の計画からは遅れていますが、11月21日には、外務省内で米軍の核兵器持込みをめぐる日米間の密約の存在を裏づける関係文書が見つかったことが関係者の話で明らかにされ、岡田外相は来年1月に調査結果を公表するとしています。1960年の日米安全保障条約改定時に、米軍用機の飛来や、米艦船の日本領海や港湾への立入りを日米安保条約が定める事前協議の対象外とした日米両政府の密約に照らせば、1961年以降、今年2月に入港した米海軍ミサイル駆逐艦フィッツジェラルドを含め一時期を除き、アメリカ艦船によって小樽港に核が持ち込まれていたことは歴然とした事実ではありませんか。アメリカ艦船が小樽入港の際には、核搭載の有無を外務省への照会によって判断していました。市長は、これまで外務省が事前協議がないことを理由に、核兵器の搭載はないと言っているから、政府が密約などないと言っているからと、国の見解を何の疑いもなく踏襲してきましたが、ここに至ってそうした姿勢では、小樽港への核持込みを阻止できていなかったことが明らかになったではありませんか。

一つ目は、政府の言うままに核持込みを見逃してきた可能性への責任については、どのように認識されていますか、お伺いします。

二つ目に、小樽方式と言いながら、外務省の見解をにしきの御旗に掲げ、核持込みの防波堤の役割を果たすとしてきた根拠が崩れたわけです。名実ともに小樽港へは核を持ち込ませない、どうしたら、そのことが可能になるとお考えでしょうか、お伺いします。

核兵器を搭載しているかどうか、当該艦船に確かめることが一番確かな方法ではありませんか。小樽市と市民の安全、小樽港の平和のためにも、非核証明書を提出させる、あるいは非核港湾条例の制定こそが核兵器廃絶、平和都市宣言の精神の結実と考えるものですが、市長のお考えをお聞かせください。

次に、町会への支援について何点かお尋ねします。

戦後の高度経済成長では、農村から都市への大規模な人口流動が起こり、住民の地域離れが進み、過疎あるいは過密地域への二極化は、そのどちらにおいても地域生活の存立を危うくする状況が生まれ、こうした動向への対策として、政府においてもさまざまにコミュニティ対策が講じられてきましたが、功を奏していないようです。

近年、分権化や町村合併、小さな政府路線の下での行政と住民の協働の推進など、地域をめぐる社会情勢はさらに大きく変化し、一方、高齢化、単身世帯の増加の中、高齢者や子供たちの安全を守り、市

民が安心して住むための防犯・防災運動では、住民と自治体が協力しなければならない場面も広がっています。1995年1月17日に起こった阪神・淡路大震災では、住民の日常的なつながりの蓄積を生かした、神戸市長田区真野地区の住民と企業の協力による消火、救出、いち早い炊き出し行動は、他地区とは異なる際立った住民の結束力が、その後の地域コミュニティづくりの参考とされ、各地の災害時に生かされているといえます。

第6次小樽市総合計画「市政運営 3つの基本姿勢」の項で、「参加・協働によるまちづくりの推進」に、町内会など地域コミュニティの維持を課題としながら、活力ある地域社会を築くためにも地域社会を構成する個人や団体などが連携し、協働によるまちづくりの必要性を説いています。現行、町会や各団体との協力で展開されている取組ではどういったものがあるのでしょうか、お伺いします。町会の役割はますます大きくなると認識していますが、地域コミュニティをつくり上げていく今後の施策について、お考えをお聞かせください。

一方、町会活動を担って奮闘されている市民の方々の要望に、行政としてしっかりこたえていく姿勢がなければ、相互の信頼の育成、協力・協働の発展は望めないのではないのでしょうか。この間、議会あるいは小樽市と連合町会との懇談で要望されていた問題について、改善を要求して質問いたします。

街路灯維持管理費助成金と集団資源回収団体奨励金の問題です。街路灯維持管理費助成金については、9月から翌年8月までの使用電気料について助成に必要な申請書を街路防犯灯組合連合会に提出、連合会の総会の後、助成金が各町会に支給される仕組みのようです。かつて支払時期を早めてほしいとの要望が出されて、検討するとお答えになっていますが、その経過についてお知らせください。現行の支払時期はどのようになっていますか。支払時期を早めることはできないのでしょうか、お伺いします。

街路灯維持管理費助成金は、この数年、財政健全化計画に基づく補助金カットのあおりを受け、減額されていますが、平成16年度から20年度までの街路防犯灯組合連合会からの申請額と、それに対する助成額をお答えください。

集団資源回収団体奨励金についてです。市に登録している集団資源回収団体の中で、町会や自治会は何団体でしょうか。平成16年度から平成20年度までの集団資源回収の重量と、支給した奨励金についてお答えください。回収団体奨励金は、平成20年7年に1キログラム当たり5円の奨励金を4円に下げました。さらに、21年7月から3円への引下げです。20年度、21年度と奨励金を引き下げたことによる市財政への効果額を幾らと見込んでおいでなのか、お尋ねします。

町会財政への影響も看過できないものになっていることから、機会あるごとに改善の要望が出されています。町内会館の新築、改築に伴う支出の増大や、冠婚葬祭での会館使用が少なくなり、収入の見込みが狂い、町内会費値上げにつながる傾向が見られますが、今度は市の助成金や奨励金の削減によって町会財政に困窮が及ぶのでは、「協力ばかり求められても」との声が聞こえてくるのも無理のないことです。街路灯維持管理費助成金、集団資源回収団体奨励金については引上げを検討すべきと思いますが、いかがですか。

町会の財政状況について、しっかりと把握されての行政の協力を要請し、再質問を留保して質問とします。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝廣） 菊地議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、核密約の問題に関連しての御質問でありますけれども、本市では、米国艦船の入港要請に当たった核兵器の搭載の有無につきましては、外務省と在札幌米国総領事館に照会を行い、事前協議が行われない以上、米国による核持込みがない旨の回答を得ておりますので、それに基づき対応してきております。

また、核の持込み問題につきましては、日米安全保障条約や地位協定など外交についての国の専権事項にかかわることでありますので、国においてしっかり対応していただきたいと思いますが、核搭載の確認方法につきましては、現状においては、本市が行っている外務省と在札幌米国総領事館へ文書照会を行うことが適切な方法であると考えております。いずれにいたしましても、現在、核密約の問題について、政府において、「いわゆる『密約』問題に関する有識者委員会」を設置して調査を行っておりまして、その結果を踏まえた政府の考え方が示されると思いますので、その推移を注視してまいりたいと考えております。

次に、町会に対する支援についての御質問でありますけれども、初めに町会と各団体との協力で展開されている取組につきましては、快適な環境づくりのための花いっぱい運動や清掃活動のほか、交通安全や防犯、高齢者見守りネットワーク、子育て支援事業など、市民生活に関連のあるさまざまな分野で協働の取組が進められております。

次に、地域コミュニティをつくり上げていくための今後の施策であります。市といたしましては、これまで町会に対して運営費補助金の交付や町内会館建設費の助成、コミュニティリーダー研修会の実施、町会活動支援員の配置などにより町会活動を支援してきたところであります。今後とも、これらの事業を継続して、地域住民がコミュニティ活動に参加しやすい環境づくりを進めるとともに、地域コミュニティの充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、街路灯維持管理費助成金でありますけれども、まず支払時期の要望につきましては、平成7年第4回定例会予算特別委員会の中で、12月決算期の町会もあり、運営上の都合から毎年12月となっている交付時期を変更できないかとの御質問があり、市として連合会事務局とも相談して検討していきたいと答弁させていただいたものと承知しております。

次に、助成金の支払時期であります。例年11月末に連合会より請求書の提出があり、内容の審査等を経て、12月中旬ころまでには連合会にお支払をするようにしております。なお、支払時期を早めることにつきましては、市として年度当初より予算を確保していることから、連合会からの請求が早期に提出されることにより対応が可能であると考えております。

次に、平成16年度から20年度までの申請額と助成額であります。平成16年度は申請額6,860万8,000円に対し助成額は5,000万円、平成17年度は6,943万4,000円に対し4,800万円、平成18年度は7,312万5,000円に対し4,600万円、平成19年度は7,286万円に対し4,500万円、平成20年度は7,773万円に対し4,660万円となっております。

次に、集団資源回収でありますけれども、市に登録している回収団体は平成21年11月末現在で334団体あり、そのうち町会と自治会は229団体となっております。

次に、回収量と奨励金の交付額であります。平成16年度は3,783トン、1,891万3,000円、17年度3,805トン、1,902万7,000円、18年度は3,781トン、1,890万5,000円、19年度は3,894トン、1,947万2,000円、20年度は3,845トン、1,731万9,000円となっております。

次に、奨励金の単価引下げによる影響額でありますけれども、平成20年7月に1キログラム当たり5円から4円に引き下げたことによりまして、約190万円の奨励金が減少となりました。また、平成21

年7月に4円から3円に引き下げたことにより、5円に据え置いた場合と比較しまして、約570万円の減少が見込まれます。

次に、街路灯維持管理費助成金と集団資源回収団体奨励金の引上げについての御質問であります。街路灯助成金につきましては、今年度と同様、電気料金の60パーセントをめどに助成してまいりたいと考えております。また、集団資源回収団体奨励金については、本市の財政状況や全道他都市の交付状況などを踏まえて単価を設定したものでありまして、引き上げる状況にはないものと考えております。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 7番、菊地葉子議員。

7番(菊地葉子議員) 何点か再質問させていただきます。

小樽港への米艦船の入港に関して市長は、引き続き外務省の回答に基づいてとおっしゃっていますが、今問題になっているのは、その外務省の回答です。事前協議がないから核は積んでいないと言いますが、その事前協議そのものが核搭載の有無を判断するに全く疑わしいということが核密約の中身なわけであり、私たちは、この核密約の存在についてアメリカの公文書あるいは政府高官の方々の証言、こういう客観的な事実に基づいて追求してきているわけです。そういう客観的な事実を根拠に今までずっとやってきているわけですから、市長は住民の安全を守る責任という立場からも、その外務省への問い合わせの結果による判断だけではなくて、客観的根拠に軸足を置いた他の方法についても選択する立場にはあったのではないかと、ここに至っては外務省の見解をにしきの御旗にしながら、小樽港に米艦船の入港を繰り返し認めてきたことに対する責任は依然としてあるのではないかとということでお尋ねしたのですが、もう一度そのことについての見解を求めたいと思います。

また、毎年、年明けの札幌の雪まつりを目にかけてアメリカの艦船は入ってきているわけなのですが、来年もまた入港はあるのではないのでしょうか。判断を求められる事態が目の前に迫っていると思うのですが、こうした差し迫った課題に対しても従来方法といいますが、外務省への問い合わせで対処されるおつもりなのでしょうか。そういうことはもう許されないのではないかとこのように思うのですが、そのことについてお答えいただきたいと思います。

町会の問題なのですが、本当にたくさん町会の協力の下、多くの活動が取り組まれていまして、私も自分の参加する町会の総会資料を眺めながら、本当に役員の方々とか、あるいはもっと広い方が参加されていると思いますけれども、いま一つ町会の課題としては、町会の活動にできるだけ多くの市民の方が参加できるような活動のあり方が求められているのではないかと、そのことで役員の方がいろいろ苦労しているのではないかとこのように思います。そういった町会活動のあり方を工夫したり、あるいは交流したりというのは今後とも町会の努力に任せておいていいのか。支援員の配置とか、そういう参加体制というものがつくられていたり、コミュニティリーダーの研修とかはされているようなのですが、小樽市の行政の中にコミュニティづくりの担当部署を据えて相談、あるいは交流活動へもっと積極的に踏み込んだ行政支援が必要ではないかなというふうに思うのですが、その辺についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、街路防犯灯の維持費、請求額と補助金についてお答えをいただいたのですが、平成20年度については予算額を超えて支出されています。ただ、17年度以降、予算額が削減されていまして、請求額に対する助成金の割合は、16年度の73パーセントから20年度では59.9パーセントまで落ち込んでいるのです。町会の会計支出の中で、街路灯など電気料の歳出は大変大きな割合を占めていますから、町会によっては、敬老費を削減してもそちらに回すというふうに聞いています。16年度の助成割合から20年度までは14パーセントぐらい落ち込んでいますから、10万円単位で町会財政は、その助成成分が落

ち込むことになるのだと思います。加えて回収奨励金の削減ですから、町会の皆さんにとっては踏んだりけったりとはこういうことを言うのではないかなと思うのです。やはり町会は、市民のネットワークをこれからつくり上げていくために必要であるし、行政の役割の一端を担う団体というふうに位置づけますと、助成金や補助金を他の団体やサークルと横並びで削減すべきものではないというふうに思うのですが、再度この見直しについて、市長の御答弁を求めたいと思います。

それから、支払時期の件に関して、街路防犯灯組合連合会と相談して検討していきたいというふうにお答えになっているのです、過去には。そういうふうにお答えになっているのですが、支払時期が早まったということもなさそうなのです。先ほど連合会のほうの事務手続が可能であれば、小樽市としては支払を早めることについては可能だというお話でしたけれども、この検討した結果、何か変更できない支障があったのか、もし御存じでしたらお知らせいただきたいと思います。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

市長（山田勝麿） 再質問にお答えします。

最初に米艦入港に対する外務省の回答の問題でございますけれども、私どもは従来から日本の国は非核三原則で、それが原則だと言っていますし、政府は密約はありませんと言っているわけですから、その政府の言っていることを信じないというわけにはいかないものですから、私どもとしては、外務省からいただいた回答書を基に対応してきたということでございますので、認めてきたことに責任があるのではないかと言われても、国からそういうものをもらっているわけですから、私どもとしてはそれ以上のことは、それを否定して言うわけにはいかないということです。

それから、来年また米艦船が来るのではないかという話しですけれども、まだ連絡はありません。ただ、今後の対応の仕方につきましては、今、外務省のほうで有識者委員会をつくって、密約の問題について調査をしているということでありますし、先ほどもお話がありましたように、何か文書も出てきたというような話もありますので、たぶん新政権はこういう問題に対してどうしていくのかということの方針が出ると思いますので、私はその方針を待っています。いい方法が出れば、その方針に対応していきたいと思います。

それから、町会の関係ですけれども、町会のほうも大変世帯数も減っておりますので、財政的には大変だと思います。しかし、市役所も大変ですから、そんな意味でお互いにどうやって町会活動を進めていくか非常に大きな問題ですので、これからもまたいろいろと話をしていきたいと思います。町会も、我々も定期的に会合をやっています、従来から言われていますように、町会の役員をやっている方もだんだん高齢化してきて役員をやる人もいないので、何とか市役所の職員にお願いしてくれという話もあるのですが、強制はできませんので、支援員制度をつくりまして、現在50弱の町会に支援員を派遣しまして、いろいろな面で支援をしているということでございますが、この問題については毎回毎回、ぜひ皆さん全町会に支援員を設置してほしいと。行政とさまざまな面で意思疎通を図りながら、町会活動の円滑化を進めてほしいという要請もしておりますので、これからもまた、いろいろな面で相談を受けていき、生活安全課のほうでは、いろいろな問題について直接対応しておりますので、これからもそういう支援でいきたいと思います。

それから、街路灯の関係ですけれども、基本的には電気代の6割について、電気代は上下しますから、電気代が上がっても補助しますという、そういうことでやっています。私も、毎年1回、北電との懇談会をやっています、北電は社長や副社長が来るときもありますし、そういうときには必ず、ロードヒーテ

インクの電気代と街路灯の電気代は下げると、毎回毎回同じことを言っています。北電も大分いろいろな面で配慮してきているように思いますけれども、市が助成額を上げるよりも電気代を下げてもらうのが一番ですから、特にこれは街路灯もロードヒーティングの電気代も民生用の電気代ですから、料金は引き下げるべきだと、必ず毎回の懇談会で私は主張していますので、そういった意味で、これからも町会の負担を少しでも軽減できるように努力をしていきたいというふうに思います。

それから、支払時期の問題は、先ほどもお答えしましたけれども、これはたぶん前から言われているのですけれども、連合会がやっていますから、集約するのは大変だというふうな話を聞いています。ですから、これはよく連合会のほうと話しして、予算は4月からついているわけですから、いつでも支払いができるわけですから、その辺はよく相談をしながら対応していきたいと思います。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 7番、菊地葉子議員。

7番(菊地葉子議員) 来年、米艦船が入るかどうかは、今のところはまだわからないわけですが、市長は政府の言うことを疑うことはできないとおっしゃいますけれども、疑うに足るさまざまな根拠は確かにあったわけで、小樽市民の安全を考える市民として、あるいは、商業港である小樽港の管理者としても少なくともアメリカの公文書でこういうことが出ているそうだけれども、というような問い合わせなり、小樽市民からは、米艦船を入れるなどさまざまな声が出ていると、非常に私としては苦慮しているのだというようなことを一度でも政府におっしゃったことがあるのでしょうか。有識者会議の結果、今度の新政権が、この核密約の具体的な存在に対して、今後どういう方針を立てていくのかということが出る前に、あるいは入港を要請する米艦船の到来があるかもしれませんが、そういう時点でも従来どおりの対応をされるおつもりでしょうか。そのことを最後に一つお尋ねしておきたいと思いません。

議長(見楚谷登志) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 市長。

市長(山田勝麿) 国会の中で、共産党もこの問題で大分質問しましたが、それでも政府はないと言っているのですから、それを私が言うわけにはいかないです。私は、政府の答弁を信じるといいますか、それしかないと思いますけれども、ただ若干対応が変わってきたという新聞報道もあります。例えば、高知県ですか、やはり外務省に照会しましたら、従来の回答とは違って、米艦船に核兵器の搭載能力がないというような返事があったと、従来と違うような回答が来ていましたよという話は新聞で見ましたので、若干対応が変わってきたなというふうに思いますし、それから、現在までの外務省の調査で密約の存在を示す文書が日本側にも確認されているという新聞報道がありますから、これはもう相当に従来とは対応が変わってくるのだらうというふうに私は確信をしていますので、これから、次回といたしますが、入港の要請があるのかどうか分かりませんが、あったときの対応というのは相当変わってくるのではないかなという感じはします。

議長(見楚谷登志) 菊地議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時20分

議長(見楚谷登志) 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

議長（見楚谷登志） 5番、大橋一弘議員。

（5番 大橋一弘議員登壇）（拍手）

5番（大橋一弘議員） 成年後見制度と社会福祉協議会の活動に関連して質問をいたします。

3月に策定された小樽市高齢者保健福祉計画の中に、認知症高齢者支援対策の推進がうたわれています。その中に、「判断能力が十分でない認知症高齢者の生活を支援するため、『成年後見制度』の周知を図り、利用促進に努めます」と記されております。2000年に成年後見制度が導入されたのは、介護保険法施行と同時期であり、福祉を受ける権利、施設への入居が措置から契約に変更されたことに伴います。契約締結能力が必要となり、契約締結能力のない人には後見人をつけることになりました。認知症の方は、市内に4,700人と聞いております。契約能力のない人々の施設への入居、病院の入院等において、身内のいない場合の契約において、代行できる人の明確な線引きができておらず、また代行し得るに足る資格者の数も不足し、介護、医療現場ではさまざまな混乱が生じており、時には入居者の権利が損なわれる事例もあると聞きます。

また、2006年施行の障害者自立支援法により、「小樽地域障がい者相談支援センターさぼーとひろば」が開設されていますが、障害を疑われる方の相談を2年間に2,000件受けていると聞きます。住み込みの職場で退職ときに今までの給与を会社が使い込んでいた事例、先天性聴覚障害で知的能力が形成されないままに成長したが、カードを知人が使い、50万円の借金ができていた事例、また高齢者で、息子がパチンコ狂あるいはアルコール中毒で、母親の年金を取りに来て、渡さないと暴力を振るっているケースは、私どもの周囲で数多く見聞きいたします。それらの弱い立場の人々のために成年後見制度がつくられたものと思います。成年後見制度について解説している出版物において、市民が成年後見について相談するときは、弁護士会や社会福祉協議会の法律相談に行くようにと書いてあります。本人が自分で社会福祉協議会と契約できる状態である、いわば成年後見制度を利用する以前の日常生活に不安を覚えるようになっている人においては、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業、つまり地域福祉権利擁護事業を利用できることとなります。援助してくれるのは、社会福祉協議会の専門員、生活支援員ですが、業務内容は福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを行うとされております。例えば、大きな金額の通帳は社会福祉協議会に預け、本人は年金の入金される通帳だけをもち、それによって悪質な訪問販売、振り込め詐欺から高齢者を守ることができると言われております。この権利擁護事業が市民に周知不足で、あまり利用されていないと言われておりますが、小樽においてはどのような状況となっておりますでしょうか。

新潟県の燕市社会福祉協議会では、福祉後見・権利擁護センターを2008年5月に発足させました。これは、権利擁護事業による支援を受けていた人に判断力がなくなった場合に、認知症に対応できる成年後見制度へ移行させる役割が期待されております。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度がありますが、法定後見人制度は家庭裁判所が、成年後見人、補佐人、補助人を選任し、財産管理、身上監護を事務とするもので、弁護士、社会福祉士、司法書士、行政書士から選任されております。

小樽市においては、後見人業務を受任している弁護士等は8人と聞いており、一人で4人から6人の後見をしていますが、有資格者の数は少なく、資産の多い人の後見に限られていると考えられます。現状では、障害のある人、高齢者、家族のない人の後見をし、権利を守ることはできません。

東京都品川区では、社会福祉協議会内に品川成年後見センターを設置し、スタッフ7人で年間2,000件の相談に応じ、約70人の成年後見を務めています。手いっぱい状況となっております。そこで、NPO法人市民後見人の会が発足し、財産管理が複雑でないケースは市民後見人の会に委任できるよう活動しています。横須賀市では、身寄りのない認知症のお年寄り等の生活を法的に守る成年後見人が不

足している問題で、市民後見人の養成講座を市が直営で行いました。20歳から65歳の研修員を募集し、専門知識を学ぶ52時間の講座を受講し、その後、支援員として実務研修を行い、2009年の認定を目指しました。本年5月に、市民後見人5名が裁判所に選任され、認知症の男性の後見人となりました。3年間の準備期間を経て第一歩を踏み出したところです。

小樽市においても、後見人報酬を支払うことのできない高齢者の方の生きる権利を守るためのボランティアによる市民後見人を実現する試みが市民の手で自発的に模索されております。「杜のつどい」において、市民後見人養成講座が開講され、1回につき3週間で18時間の基礎講座を既に3回実施しております。その場には、小樽商大の片桐教授、社会福祉士の関口由紀子氏等8人の講義を熱心に学ぶ多数の市民の姿がありました。来春には、専門知識を学ぶ52時間の本格的な講座を計画しております。しかし、市民後見人としての専門知識を有し、ボランティア活動を始めようとしても、個人では家庭裁判所の選任を受けることはできません。市民後見人を監督する公的な機関が存在することが第一の選任条件となります。当市においても成年後見センター開設を検討していると聞きましたが、それを踏まえて以下6点についてお尋ねします。

一つ、なぜ成年後見センターが必要とされると判断されるのか、どのような利用事例が想定されるのか。

二つ、センターの開設に当たり、どのような計画を持っているのか。社会福祉協議会を事業主体と考えるのか。

三つ、センターの業務概要はどのようなものになるのか。

四つ、必要とされる予算についてはどのように考えているのか。

五つ、開設へ向けてのタイムスケジュールはどのようになると考えるのか。

六つ、市民後見人養成講座について、横須賀市では2年間、市直営で後見人養成を行いました。杜のつどいにおける市民後見人養成講座への支援をどのように考えているのかについてお尋ねいたします。

次に、成年後見センターの受皿の候補として考えられる社会福祉協議会の現在の活動についてお尋ねいたします。

11月28日、社会福祉協議会より、小樽市の福祉の学習ボランティア活動推進協議会の案内を、町会長としていただきました。予定があり出席できませんでしたが、松ケ枝中学校と6校の協力指定校による児童・生徒実践発表が行われたとのことですが、発表内容はどのようなものでしたでしょうか。

また、協力校事業費助成額は、6校の合計で幾らでしょうか。

この事業に対する評価はどう考えましたでしょうか。

教育にかかわる事業まで社会福祉協議会の守備範囲であることに驚きました。全国的に見ても、社会福祉協議会の活動範囲は広く、多種多様な活動を行っていると聞きます。10月23日、東京都葛飾区の産業フェアの視察を行いました。人でにぎわう会場で社会福祉協議会のコーナーがあり、ジャンパー姿のボランティアたちが福祉活動のPRチラシを手渡していました。当市におきましても、10月2日にマリナーホールにおいて、松戸市常盤平団地地区社会福祉協議会の「孤独死ゼロ作戦」についての講演が行われ、孤独死問題への取組と松戸市の「いきいきサロン」の活動が報告されました。

私が社会福祉協議会を強く意識した最初は、以前、ホームヘルパーが市の直営であったとき、夜間のヘルパー派遣に支障があり、社会福祉協議会への移管が論じられたときでありました。当時は、社会福祉協議会の事業内容は何を目的とし、何をしているのかよく理解できませんでした。先年から市職員2名が幹部として派遣され、活動への充実の姿勢が示されたものと考えますが、今回、成年後見制度の中

心として社会福祉協議会を意識しておりますので、お尋ねいたします。

社会福祉協議会事業の主なものは何でしょうか。

予算額と、その内容はどうですか。

職員数について、総職員数と、内訳として市職員数、市OB再雇用者数、中部地域包括支援センターの職員数、ホームヘルパーの要員数はいかがでしょうか。

市内3か所の地域包括支援センターのうち、中部地域包括支援センターを社会福祉協議会が運営している意義と必然性をどうとらえているのでしょうか。

ふれあい見舞金について、募金減額分を市が補助することにつき、募金減額金額の予想は幾らなのか、そして減額要因に職員の使い込みがあったことに対する市民感情の影響があったと考えるのか、その後の管理体制がどうなっているのか、お尋ねいたします。

全国的に社会福祉協議会の活動が市民を巻き込んで活発化する中、小樽においても、社会福祉協議会の役割は何なのか、どのような組織であるべきなのかを考えなければいけないと考えますが、それを議論していくのは、どの場になるのでしょうか。市主導なのか、社会福祉協議会の自主性に任せるのか、どのように考えますでしょうか。

今年、私の周辺で不幸な事件がありました。数年前に退職し、夫婦でつましく暮らしていた人ですが、妻が亡くなり、葬儀費用のため預金を引き出そうとしたら、全額引き出されていました。軽い障害を持っていたため、近所の親切な人が通帳の管理をし、そこから月々の生活費を受け取っていると1年前に聞きましたが、大丈夫なのかと思った記憶はありますが、ごみ捨てまで依存している生活とのことで、私も格別に親しいわけではなく、聞き流しておりました。退職金、年金をすべて失いました。権利擁護事業について私が正確な認識を持っていたら、あるいは周囲に市民後見人がいたらと、大変悔いの残ることになりました。今回、市民後見人制を迅速に導入することを求めているのは、この事件の反省によります。市民後見人により、少し時々のサポートと、機動力がきき細かい目の行き届く高齢化社会であってほしいと望んで、質問を終えます。

再質問を留保いたします。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 大橋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業について何点が御質問がございました。

まず、地域福祉権利擁護事業につきましては、北海道社会福祉協議会の事業で、支庁単位に設置されています地域福祉生活支援センターが実施しており、小樽市におきましては、社会福祉協議会がその窓口となっております。具体的には、北海道社会福祉協議会に登録されています生活支援員が、判断能力の低下してきた高齢者や障害者に対して、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の援助を行うものであります。この事業の利用状況につきましては、平成21年3月末現在の利用者数は8名で、活動中の生活支援員は3名となっております。

次に、成年後見センターの必要性であります。当市の高齢化率は30パーセントを超え、認知症の高齢者数は約4,700名と推定しておりまして、ほかに知的障害者や精神障害者を含め、成年後見制度の利用ニーズは潜在的に多いものと考えております。現在、判断能力が不十分な方々の財産管理や身上監護などの後見業務を受任している専門職が市内に8名しかいないため、受任に限りがあり、今後の利用二

ーズに対応できなくなる可能性があります。将来にわたり、認知症や知的障害者、精神障害者の方々が安心して生活するためには、財産管理や身上監護に対する不安を解消する必要があることから、法人後見を受任する公的な成年後見センターを立ち上げる予定といたしました。

また、成年後見制度の利用事例でありますけれども、認知症のため、預金を引き下ろすことができず支払ができないため電話や電気がとめられたり、施設に入所したいが契約ができない方などが成年後見制度を利用することが想定されます。

次に、成年後見センター開設の計画でありますけれども、当市の成年後見制度については、第4期介護保険事業計画の中で制度の利用促進を図り、さらに第6次総合計画の前期実施計画で具体的な設置を位置づけする予定であります。また、事業主体につきましては、先進都市において社会福祉協議会が主体となって事業展開している事例が多く、また家庭裁判所からの選任を受ける法人後見は法人格が必要であることから、地域福祉に実績のある社会福祉協議会が適任と判断したものであります。

次に、成年後見センターの業務概要でありますけれども、後見を必要とする人の財産管理、身上監護等の総合相談窓口、家庭裁判所から選任された法人後見の受任、市民後見人の活動の推進と養成、市長申立ての相談や、申立て書類の作成などが考えられます。

次に、必要とする予算でありますけれども、センター長や常勤の社会福祉士の人件費に加え、運営委員会などの事務経費等を予定しております。

次に、開設に向けてのタイムスケジュールでありますけれども、平成22年度の早い時期の開設を目指しておりまして、先般、社会福祉協議会に外部の専門家を含む成年後見センター設立検討会を立ち上げたところであり、今後の具体的なスケジュールについて、設立検討会で協議していく予定であります。

次に、杜のつどいの市民後見人養成講座への支援でありますけれども、成年後見センターでは、弁護士などで協力していただける専門職8名と市民後見人とが連携して法人後見業務に当たることを想定しており、業務を遂行していく上で市民後見人が重要な役割を担います。このため、市といたしましては、市民後見人の養成が急務であると認識しておりまして、自主的に活動しております杜のつどいに対し、何らかの支援をしてみたいと考えております。

次に、小樽市の福祉の学習ボランティア活動推進会議についての御質問でありますけれども、まず実践発表の内容でありますけれども、社会福祉協議会に確認しましたところ、地域との交流活動と生徒会によるエコキャップ収集活動、地域の方々やPTAと一緒に実施したクリーンアップ活動などの発表があったとのことあります。また、北海道社会福祉協議会から今年度指定を受けている協力校は、銭函、潮見台、松ケ枝の各中学校及び手宮、潮見台、桂岡の各小学校、計6校であり、助成額の合計は60万円となっております。この事業の評価についてでありますけれども、北海道社会福祉協議会に設置されております福祉教育専門委員会の委員からは、「小樽市のように教育や福祉関係者ばかりではなく、地域の方々も多数参加して、生徒を中心に会議が開催されるケースはほかにはなく、地域と学校のネットワークづくりにもなっている」、また参加された学校教諭からは、「児童・生徒がみずから考え、大勢の大人の前で発表することが本人にとって大きな自信となり、よい機会であった」などの評価を受けたと聞いております。市といたしましても、このような会議によって児童・生徒の社会福祉への理解が高められ、ボランティア精神を養うためにも役立っているものと考えております。

次に、社会福祉協議会の業務内容や組織などについての御質問でありますけれども、まず平成21年度の主な事業と予算額の内容でありますけれども、総合福祉センターや各児童館などの指定管理業務のほか、給食サービス、福祉除雪、ボランティア・市民活動センターの運営などの事業を行っており、予算額は1億5,200万円となっております。このほか、訪問介護や通所介護などの介護保険事業を行っており、予算額は2

億5,300万円であります。

次に、職員数についてであります。職員総数は、会長ほか理事などの役員を除き、事務局長以下で122名となっております。その内訳ですが、介護保険事業関係で、たんぼぼ介護事業所64名、銭函デイサービスセンター16名、中部地域包括支援センター12名、合計92名となっております。また、介護保険事業以外では、総合福祉センターや各児童館、点字図書館などの指定管理業務で18名、管理運営・事業部門で12名、合計30名であります。なお、市職員については、122名のうち、派遣職員が2名、元市職員が3名となっております。

次に、中部地域包括支援センターを社会福祉協議会が運営する意義と必然性であります。地域包括支援センターは介護保険法により市町村が設置することとされ、その業務を在宅介護支援センターの設置者や社会福祉法人等に委託することができるため、平成18年6月に市内7法人に対して、受託の要請をいたしました。その結果、5法人から受託の意向が示され、小樽市が設置した地域包括支援センター運営協議会が評価基準に従い、3地域のうち、中部地域については社会福祉協議会を選定したものであります。

次に、ふれあい見舞金に関連しての御質問であります。まず募金減額の予想であります。ふれあい見舞金は、12月に実施している歳末たすけあい義援金を財源に充てており、昨年度の実績は約1,300万円でありました。今年度については、現在、募金運動の期間中でありますので正確な予測はできませんが、10月から実施しております赤い羽根共同募金の状況から推測しますと、15パーセント程度の減少となり、募金額は1,100万円前後を予測していると聞いております。募金の減少要因であります。長引く景気低迷の影響が大きいものと考えております。このたびの着服事件による市民感情の影響についても、否定はできないものと思っております。また、管理体制につきましても、北海道共同募金会小樽市支会に確認しましたところ、通帳と印鑑を別々の職員に管理させることとしたほか、事務局長が毎日の入出金を他の証票類と1件ずつ点検、確認し、検印しているとのこととあります。さらに、全職員を対象とした外部講師による倫理研修や、定期的に内部研修を実施しているほか、会計監事による検査を複数回実施することとし、再発防止に努めているとのこととあります。

最後に、小樽市社会福祉協議会の役割、組織体制であります。社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき、市民のほか、民生委員・児童委員、ボランティア団体、社会福祉施設などの関係者、保健、医療、教育など関係機関の参加、協力の下組織され、地域福祉の増進を目的とする団体であります。実態としては、民間の自主的立場をとりながらも公共性と中立性を有し、その活動財源についても、行政からの補助金や委託金などが大きなものであり、各種福祉サービスの受託など、福祉行政の補完的な性格を強くあわせ持つ組織であります。市といたしましては、社会福祉協議会の業務が多岐にわたってきておりますので、活動がより円滑に進むよう、他都市の状況も参考にしながら、今後、社会福祉協議会と協議をしてみたいと考えております。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 5番、大橋一弘議員。

5番(大橋一弘議員) 成年後見センターについて、後見センターの設置についての位置づけとか、時期とか、かなり具体化してきたなという感じがしております。ただ、市民後見人の部分で横須賀市は、市のほうが直営で養成しているとか、そういう事例の中で質問させていただいたのですけれども、御答弁のほうは、何らかの支援をしたいという御答弁でありました。春からでも市民後見人制度の育成とか、そういうことが行われていくわけですけれども、何らかの支援というのは、非常に期待もできるのかもしれないし、全く期待もできないのかもしれないし、もう少しイメージのできる御答弁をちょうだいし

たいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

市長（山田勝麿） 杜のつどいに対する支援ですけれども、具体的にまだ要請がないものですから、それで、これから杜のつどいのほうといろいろな協議をしながら、どういった支援が必要なのか、そのあたりを明確にしてやっていきたいと思っております。

議長（見楚谷登志） 大橋議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 2番、千葉美幸議員。

（千葉美幸議員登壇）（拍手）

2番（千葉美幸議員） 一般質問をいたします。

初めに、観光についてお伺いいたします。

小樽市は、ブランド総合研究所が毎年行っている地域ブランド調査で、本年6位にランクインするなど、小樽の地名は私たち市民が想像している以上にブランドとして成長を遂げていると感じております。私も議員になってから各地を訪問・視察する中、行く先々でお会いした自治体職員をはじめ立ち寄った商店、会話を交わした方々が、小樽を訪れたことがあるとおっしゃる方の多いことに大変驚かされます。また一方で、不況の波、世界的なインフルエンザの流行により、観光客数が減少している現状も懸念しております。小樽市の基幹産業の柱の一つになった観光は、経済動向に大きく左右されることのない観光都市小樽をつくり上げることが大切であり、そのためにも常に観光意欲を沸き立たせる戦略や情報を国内外に発信していくことが重要であります。

本年11月21日から開催された「おたる産しゃこ祭り」には、代表質問等でさせていただいたキャラクターが、市観光振興室や小樽観光協会などの関係者の御尽力で誕生しました。この「ゆるキャラ」は、期間中、ネーミングの募集も行われ、話題性に富んだ祭りとして、今後も小樽観光イベントの一役を担っていかれるよう期待をしているところであります。何度訪れても新しい何かを発見できる、こんなところにこんな小樽があったのか、そのような期待感が小樽市への観光へとつながっていくものと確信しております。

小樽市の平成21年度主要施策の産業振興事業には、話題性に富んだ事業も含まれており、年末も近づき、進ちょく状況が気になるところです。そこで、地域魅力度アップ観光イベント創出事業についてお伺いいたします。

この創出事業は、小樽観光活性化のため、滞在時間の延長や宿泊客への時間消費型メニューの提供などに寄与し、観光事業者とのタイアップが可能で、継続性の期待できる事業を広く公募するものとなっております。上半期に選定された事業にはどのようなものがあったのか、事業内容と効果についてお聞かせ願います。また、下半期に開催を予定している事業に関して、公募が9月11日締切りとなっておりますが、状況についてもお聞かせ願います。

継続性を期待する事業に対して助成を行うのであれば、来年度以降の実施に関し、事業費助成をすることの必要性も出てくると考えますが、市長の御見解をお伺いいたします。

小樽の魅力に触れた友人や、また市町村議会議員からは、こんなに観光客が訪れているのに、なぜ「小樽経済が疲弊をしている、雇用の場がない」などというのか不思議だとの意見も聞かれ、率直にこのような意見に関して、市長はどのようにお考えでしょうか、お聞かせ願います。

小樽観光は、統計などから、国内は道央圏からのリピーター、海外は東アジアを中心とした旅行者に支えられております。そこで、道央圏からのリピーターへの取組についてお伺いいたします。

小樽市を訪れるリピーターの多くは札幌市近郊からで、今後の取組を進める上でポイントになると考えております。このリピーターは、旅行会社を通したツアーではなく、公共交通機関やマイカーで個人や家族、グループで訪れております。今後、さらに増える個人旅行者への取組が重要だと考えますが、旅行会社のバックツアーにはない企画で、おたる案内人の方々による企画ツアーは、リピーターの増加を成功させるキーポイントになると考えます。今後の取組についてお考えをお聞かせ願います。

また、小樽に到着した観光客が、いつでも観光情報を得ることができるよう工夫も必要と考えますが、どのように取り組まれているのか、宣伝方法などをお教え願います。

次に、本年度、代表質問などで何度か質問をさせていただいている外国人旅行者への取組、とりわけ中国人旅行者についてでございますが、世界がその旅行者の動向に注目し、さまざまな取組が日本でも各自治体で始まっているようです。小樽市でも、この9月、中国の結婚式企画会社による小樽観光を盛り込んだ結婚式ツアーや、来年2月、上海での市場調査事業など、取組が始まりました。2007年から2008年の1年間で、中国人観光客の来道数の伸びは2倍になり、他国に比べ突出しているようであります。しかし、冒頭に述べましたとおり、昨年から続いている世界的不況や、新型インフルエンザの影響で、小樽への観光客入り込み数がどのような状況なのか気になっております。そこで、2009年度上半期、中国人旅行者の宿泊人数と、他のアジア圏内の旅行者宿泊状況をお示しいただき、外国人観光客の動向をどのように見ていらっしゃるのか、全体の概要を含めお聞かせ願います。

次に、中国人観光客に対しての観光宣伝についてでございますが、中国語の宣伝ポスターやパンフレットなど、市内で目につくことがないとお話があり、作成状況や配布範囲がどのようなになっているのかお聞かせ願います。

また、中国人観光客に対するおもてなしについてでございますが、言葉はもちろんのこと、生活習慣やマナーなど、受入れ側に不安があるようです。小樽市では、中国語や中国人接客研修など、取組をどのようになさるのかお伺いいたします。

中国上海にある地元旅行会社の方のお話では、中国人旅行者がツアーを申し込む際、北海道ツアーはありますかと質問されるそうです。北海道ツアーを取り扱っていることが旅行会社を選択する一つの条件になりつつあるとお話を聞き、その人気の高さがうかがえます。中国人観光客誘致に関して、中国旅行会社への今後の取組について、小樽市はどのように考えているのか、お聞かせ願います。

中国総領事館や北海道観光振興機構など、関係機関との連携や対応についてはいかがでしょうか。

また、中国への道内市町村長のトップセールスが増えているようです。今後、小樽市では、誘致団の派遣など、市長みずからが訪中するお考えはあるのか、御見解をお聞かせ願います。

次に、小樽市の国際交流についてお伺いいたします。

小樽市は、外国人観光客がアジアを中心に年々増加し、平成20年度は4万3,732の方が宿泊いたしました。また、在住外国人登録人口は、平成13年の300人台から21年10月末現在で521人となり、徐々に増加しているようです。日常生活の中で外国人に会うことは珍しいことではなくなり、友人として、仕事仲間として、また御近所さんとして、市民一人一人が自然に交流を深めていると感じております。市民レベルでの国際交流の展開は、日本と諸外国との壁を取り払い、地球市民の一人一人として視野を広げ、相互理解を深めることができると考えます。

そこで、お伺いいたします。

現在、小樽が把握している国際交流団体数と、具体的にどのような活動が行われているのか、現状も

含めお聞かせ願います。

また、小樽市が行っている市民と在住外国人や留学生との交流を深める事業やイベントなどには、具体的にどのようなものがあるのか、お教えてください。

さらに、その効果、課題や問題点にはどのようなものがあるのか、今後の交流の進め方についてもお聞かせ願います。

次に、国際交流の中心的役割を果たしている姉妹都市交流についてお伺いいたします。

小樽市は、明治22年に特別輸出港、明治32年には国際貿易港に指定されるなど、戦前から港を中心に発展してまいりました。その小樽市が日本海を隔てて、対岸貿易港のロシアのナホトカ市と姉妹都市提携を結んだのは昭和41年9月であります。平成20年12月現在、道内市町村でロシアと姉妹都市提携をしているのは18市町村、の中で最初に、当時旧ソ連と姉妹都市提携を結んだのが小樽市であり、43年もの年月が過ぎ、歴史を感じております。また、ラム・マトンの輸入港の指定を受けたことがきっかけで、ニュージーランドのダニーデン市と昭和55年に姉妹都市提携を結ぶことになりました。両市との姉妹都市交流や協力は、今後もグローバル化の時代とともに進めていかななくてはならないと考えております。

そこで、両市との姉妹都市交流が今までどのように進められてこられたのか、お聞かせ願います。

また、長い間、海外との姉妹都市交流を続ける中で、課題や問題点、懸念される事項があれば、お聞かせ願います。

地方自治体の財政難や景気の低迷により、交流事業の縮小も余儀なくされたとお話もあります。実際に事業費の推移はどのくらい縮小されてきたのか、影響のあった事項も含めお教えてください。

それらを解決する上で、市長はどのような工夫をし、今後の姉妹都市交流に取り組んでいかれるのか、お考えをお聞かせ願います。

本年2月、韓国ソウル特別市江西区と友好都市提携した本市は、10月末、答礼でソウル特別市江西区を訪問いたしました。私も使節団として同行させていただきましたが、少年サッカーを通して子供たち同士の交流や両国の応援の姿に触れ、心の交流が大きな収穫になりました。江西区のホームページにも、その交流の様子が紹介されておりましたが、江西区役所表敬訪問の際、ソウル特別市江西区の金区庁長からさまざまな提案があり、関連して何点かお伺いいたします。

初めに、今後の江西区との交流事業ですが、野球やサッカーなど、スポーツ交流のほか、文化芸術分野も交流を進めるお考えなのか、具体的にお聞かせ願います。

また、江西区議会では、小樽港へソウル特別市江西区からの輸入品はあるのか質問がございました。現在、小樽港では、韓国との輸出入品はどのようなものがあるのか、またその取扱量について、過去5年間の傾向も含めお示しください。

区役所を表敬訪問した際の熱烈歓迎は、私の心に今なお、その感動が残っております。このたびの訪問で金区庁長が山田市長に一番伝えたかった件は、小樽市とソウル特別市江西区との姉妹都市提携の推進ではないでしょうか。友好都市提携から1年もたっていないとはいえ、江西区との交流は、20年前、自動車教習法を教えたことがきっかけでつながりを深めてきました。将来の小樽市を考えたとき、アジアの国々との交流は不可欠であり、この姉妹都市提携はぜひ進めていただきたいと考えますが、市長の御見解をお示しください。

国際交流によって経済効果はもちろん重要ですが、それ以上に人間と人間の心の交流、友好が世界平和につながっていくことが大切だと考えます。この項の最後に、山田市長が考える国際交流の効果とはどのようなものなのか、お聞かせください。

次の質問に移ります。

北海道に暮らす高齢者や障害者、特に肢体に不自由のある方、視覚障害者、車いすで生活している方々にとって苦勞の多い雪の季節になりました。せめて雪のない季節には、障害のある方々や高齢者の方々が安心して外出をし、積極的に社会参加できるよう、バリアフリー化の推進は言うまでもなく大切であります。昭和56年に指定された国際障害者年をきっかけに、交通機関、施設、道路等の改善が着実に進められてきたと認識をしております。国では、平成6年に施行された通称ハートビル法と、平成12年に施行された通称交通バリアフリー法を一体化し、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法が平成18年に施行されております。

そこで、何点かお伺いいたします。

これまでの交通バリアフリー法では、1日の利用者が5,000人以上の旅客施設にはバリアフリー化の事業を行うとされておりますが、小樽市内には該当する施設はあるのか、箇所数とバリアフリー化の整備状況はどのようになっているのかお答えください。

また、平成18年3月の交通バリアフリー法に基づく基本構想作成予定の調査で、小樽市は「基本構想の作成予定はなし」となっております。その回答理由について、お聞かせ願います。

バリアフリー新法の目的は、高齢者や障害者、妊産婦、けが人などの移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進することであり、新法において市町村は基本構想を作成することができることとされております。この基本構想制度の内容や目的についてお教え願います。

本年、3日間にわたるボランティアスクールに参加し、高齢者や視覚に障害のある方の疑似体験、車いす移動と介助など、貴重な実技体験をさせていただきました。その体験を通して感じたことは、弱者の皆様への安心・安全や社会参加を考えたとき、その視点に立ったハード面での整備を進めることが大切であるということでもあります。私たちが何不自由感することなく歩いている中心街の歩道や道路、利用している公共施設などに想像がつかない不便さがあります。施設に関して言えば、今回、スクールの会場になった小樽市総合福祉センターも、高齢者や障害のある方々に相談事業やレクリエーションの会場を提供しております。しかしながら、トイレなどは、障害者使用でありながら車いすで使用することができる広さではありません。また、体験授業中、車が激しく走る十字街で怖い光景を目にしました。歩道から30センチほど道路にはみ出して信号待ちをしている男性がおり、お話を伺うと視覚に障害のある方でした。その場所には誘導ブロックが設置されており、原因は何だったのか疑問が残りました。

そこで、何点かお伺いいたします。

小樽市では、ハード面でのバリアフリー化をどのように進めてこられたのか、公共施設、それにつながる歩道や道路について具体的にお答えください。

また、バリアフリー化を進める際の課題や問題点についてお聞かせ願います。弱者の視点に立ったバリアフリー化を進める場合、関係者の意見やニーズを理解し、問題点や課題を話し合うことが大切だと考えます。小樽市では、高齢者・障害者各施設の管理者や事業主の方々との協議、意見・ニーズを聞くためにどのような取組をされているのか、お答えください。

また、その意見やニーズが今までどのように反映されてきたのか伺います。

高齢者や身体障害者等が円滑に利用できる建築物のバリアフリーの促進を定めたハートビル法と、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化を促進する交通バリアフリー法が一体化されたバリアフリー新法は、基本構想を策定することで行政、公共交通事業者、高齢者、障害者、また市民らがバリアフリーやユニバーサルデザインについて相互理解を深め、共通認識に立ったまちづくりの推進ができるのではないかと考えます。小樽市のバリアフリー基本構想の策定のお考えはないのか、市

長の御見解をお聞かせ願います。

最後に、ボランティアについてお伺いいたします。

行政だけでは進めることができない制度や事業は、地域貢献やボランティアの活動に支えられております。ボランティア活動は義務でも強制でもなく、個人の自発的な活動であり、その活動範囲も多種多様で、ボランティア活動の目的や意義を学ぶことは人間の視野を広げることにもつながるものと考えております。

現在、小樽市で把握されているボランティア団体数と人数、年齢層についてお教え願います。

また、団体数や人数の推移は、過去5年間でどのような傾向にあるのかお答えください。

さらに、小樽市の関連事業で、ボランティアの皆様がかかわり、推進されている事業や内容についてお教え願います。

小樽市で進めております地域福祉ネットワークは、ボランティア活動の育成が課題の一つであると認識しております。とりわけ人材に関しまして、ボランティア団体の代表の方々から、ともに活動する仲間の高齢化が進み、活動自体に支障が出てきているとお話もあり、ボランティアや地域活動は広く市民の協力が必要であります。小樽市では、ボランティア活動を推進する上で、人材育成に関してどのような取組をされているのでしょうか、お伺いいたします。

また、市民に各団体のボランティア活動を紹介することも大切であると考えますが、今後の進め方について、お考えをお聞きいたします。

さらに、市民の公僕であります市職員がボランティア活動に参加しての意識向上は進んでいるとお考えでしょうか、市長の御見解をお伺いいたします。

再質問を留保し、私の一般質問を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 千葉議員の御質問にお答えいたします。

初めに、観光について何点かお尋ねがございました。

まず、地域魅力度アップ観光イベント創出事業についてでありますけれども、上半期においては、5月に開催された「おたる祝津にしん祭り」を採択したところであります。内容といたしましては、番屋めぐりツアーやニシン1,000匹の無料提供、地元の魚介類を用いたさまざまな御当地メニューの提供など、いずれもニシン漁で栄えた祝津地域の歴史や文化を生かしたものであり、今後の地域活性化と観光客に対する本市の新しい観光イベントとして次年度以降も期待を寄せているところであります。また、下半期につきましては、数件の問い合わせがあったものの、申請には至っておりませんので、再度公募を行っていく予定であります。

次に、次年度以降の助成についてでありますけれども、この助成は、地域の魅力を向上させ、観光客の滞在時間の延長や時間消費型観光に資するような新しいイベントの創出を促すことを目的とした単年度限りの助成制度として立ち上げたものでありまして、2年目以降につきましては、イベントを主催する実行委員会の方々の創意工夫と知恵を結集する中で継続していただきたいと考えております。

次に、小樽観光と経済に関する意見についてでありますけれども、観光は本市における基幹産業の一つに成長しておりますが、市内経済は、昨年秋以降の世界的な経済不況の影響を受け、厳しい状況が続いておりまして、企業の人員削減や有効求人倍率の低下など、雇用を取り巻く環境も悪化しております。

こうした中、観光産業は、依然として本市経済を下支えしているものの、実態は通過型観光であり、その効果が市内経済を十分に活性化させるまでには至っていない状況にあると考えております。

次に、おたる案内人によるツアーについてでありますけれども、本年2月の小樽雪あかりの路では、案内人の皆さんがガイド役としてバックヤードツアーを実施するとともに、11月の小樽ロングクリスマスでは、ライトアップツアーを実施したところであります。本市の歴史や文化などの知識を有する案内人の皆さんが、観光客の方々に本市の魅力を伝えるガイドツアーを開催することは、本市が目指す滞在時間の延長につながる一つの取組であると考えておりますので、今後とも各イベントの実施団体などとも連携を強化する中で、おたる案内人の皆さんに対する活動の場の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、観光情報の提供方法であります。現在、市内3か所にある観光案内所でのインフォメーションのほか、観光協会発行のガイドマップ「ゆっくりじっくり小樽」をはじめ、市が発行している観光情報誌「きらっと小樽」や月間イベント情報、ホームページなど、さまざまな媒体を通じ、観光情報の提供を行っているところであります。特に、月間イベント情報については、市内の各観光施設で配布されているほか、中央バスの協力により札幌間的高速バス車内の各座席に配置するなど、来樽者への情報提供に活用されております。また、11月に設置した浅草橋街園の総合案内板につきましても、イベントを知らせるポスターの掲示を行うなど、観光客に対するタイムリーな情報提供の場となっております。

次に、上半期の外国人宿泊客数についてであります。中国人観光客は1,098人で、前年と比較して202名の増加であります。他のアジア諸国からの外国人宿泊客数については、香港が8,607人で前年同期よりも17人の減、台湾が2,895人で2,225人の減、韓国が2,829人で2,845人の減となっております。

また、外国人宿泊客の概要につきましては、昨年のリーマンショック以降の世界的な景気の低迷や円高による旅行の手控えなどにより減少傾向が続くほか、今年度は、新型インフルエンザの流行の影響もあり、上半期は前年同期よりも5,456人減の1万7,684人となっております。そうした中、本年7月から、個人ビザの発給が開始された中国本土からの宿泊客数は順調な伸びを示しており、今後の入り込みに期待を寄せているところであります。

次に、中国人観光客に対する宣伝物であります。中国語のみの観光ポスターは作成していませんが、現在使用している本市のポスターは、中国語をはじめとした多言語表示となっております。また、中国語のパンフレットは、繁体字版と簡体字版の2種類を作成しておりますが、本土向けの簡体字版につきましては、本年5月に2万部を作成し、市内3か所の観光案内所をはじめ、新千歳空港のインフォメーションセンターなどに配布しているほか、旅行エージェントからの依頼や本国からの視察対応、国際旅行博などのPR活動などにおいて活用されているところであります。また、新年度において、日本語と簡体字が併記されている観光マップを作成する予定であります。

次に、中国人観光客の受入れに当たった接遇研修等についてであります。中国人観光客のみならず、外国人に対するおもてなしについては、その国の歴史や文化、言語や風習などを理解することが重要なことと考えております。このようなことから、先月末には、北海道との共催による中国人観光客の受入れのための研修会を開催したところであります。中国人観光客につきましては、今後ますます入り込み増が期待されることから、引き続き観光関連業者に対するわかりやすい中国語講座や接遇研修などを行い、官民一体となって受入れ態勢の整備、充実に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、中国人観光客誘致に向けた取組であります。来年1月29日から10日間の予定で、上海市の物販施設で開催します小樽フェアに合わせて訪問使節団を結成し、物販ともども観光誘致に向けたトップセールスを行うこととしております。その際、上海市の旅行会社の皆さんとの意見交換会などを予定

しており、その中で小樽の魅力を中心に伝えてまいりたいと考えております。また、これらの取組に当たって、独立行政法人国際観光振興機構、通称日本政府観光局の上海事務所をはじめ北海道観光振興機構や中国の政府機関など、関係団体等の協力が極めて重要となりますので、今後とも十分に連携を図りながら、中国人観光客の一層の誘致に向けて積極的なプロモーション活動を展開してまいりたいと考えております。

次に、国際交流に関して何点か御質問がございましたけれども、現在、市で把握している国際交流団体は15団体で、具体的な活動内容としては、小樽商科大学国際交流センターのように留学生の受け入れや派遣などを行う団体や、小樽ニュージーランド協会のように姉妹都市などとの交流を行う団体、日本ユーラシア協会のようにロシアや中国といった特定国との交流を主とするもの、小樽日本語サポートクラブのように在住外国人との交流・支援を行うものなどがあります。

次に、市主催の市民と在住外国人や留学生との交流を深める事業やイベントであります。小樽市文化団体協議会と共催で、在住外国人向けの日本文化体験会を行っているほか、ボランティア団体である小樽日本語サポートクラブの協力の下、在住外国人向けの日本語教室を開催しています。さらに、小樽商科大学と共同での国際交流事業の実施や、ホストファミリーの共同募集を行っているほか、市単独では、ボランティア通訳を募集し、各種国際交流イベントの通訳をお願いしています。効果につきましては、これらのイベント等を通じて、市民と在住外国人や留学生との触れ合う機会を設けることにより交流が深まっているものと思います。また、課題や問題点としては、残念ながら、最近、日本語教室の受講生が減少している点などがありますが、今後ともこれまで同様、70人を超える留学生のいる小樽商科大学との連携を中心に交流を進めてまいります。

次に、ダニーデン、ナホトカ両市との姉妹都市交流についてであります。両市とも姉妹都市提携以来、相互の使節団交流や文化交流が中心であり、あわせて周年記念事業における市民使節団交流や、ほぼ隔年で相互に少年少女使節団交流が行われてきています。最近の交流としては、昨年、ナホトカ市少女合唱団とダニーデン市少年少女使節団が同時に来樽したことから、初めて3姉妹都市少年少女合同合唱祭を開催し、好評を博したところでありますが、今年は、この合唱祭に参加した桂岡少年少女合唱団がナホトカ市を訪問し、昨年共演したナホトカ市の合唱団と再び共演したほか、楽譜の交換を行うなど、一層の交流を深めているところであります。

次に、姉妹都市交流における課題や問題点、懸念される事項であります。本市財政が厳しさを増す中、市が主体となって市単独で行う交流機会の拡大が年々難しくなってきております。また、姉妹都市に派遣する少年少女使節団の団員を募集するに当たり、旅費は自己負担となりますが、英語圏であるダニーデン市の場合は、全額自己負担でも比較的集まりやすいのに対し、ロシア語圏のナホトカ市の場合は、団員を確保することが難しいといった問題も生じています。

次に、交流事業費の縮小の推移ですけれども、実際に交流事業を行う小樽市姉妹都市提携委員会への交付金の予算額で見ますと、主な事業として、6使節団を受け入れて3使節団を派遣した平成元年度には1,650万円、2使節団を受け入れて1使節団を派遣し、姉妹都市絵画交流展を開催した10年後の平成11年度には530万円、さらに1使節団を受け入れ予定と2使節団を派遣した平成21年度には120万円となっております。なお、事業費の縮小により影響のあったこととしては、全体として交流機会が減少しており、さらに派遣する使節団の人数の減や団員の自己負担の増加につながっています。

次に、今後の姉妹都市交流の取組でありますけれども、限られた予算の中、交流内容を一層吟味するとともに、市としましては、さまざまな市民交流、民間交流がスムーズに進むよう、サポート体制の役割を今後担っていくことになるものと考えております。また一方では、本年7月に少年少女使節団29

名をナホトカ市に派遣した際に、派遣費の不足を民間有志による実行委員会の協力により無事派遣することができましたが、こういった市民皆さん全体で支え合う仕組みがこれからも必要になってくるものと思われま

次に、ソウル特別市江西区との交流事業であります。本年2月に友好都市提携を行う前にも、両都市において少年野球交流を行っており、本年10月には少年サッカー交流を行うなど、少年のスポーツ交流を中心とした事業を行ってまいりましたが、今後はさまざまな分野での交流が進むことが望ましいことは言うまでもなく、江西区側から提案のあった合唱や生け花などの文化芸術の分野の交流なども順次進めていきたいと考えております。

次に、小樽港における韓国との輸出品であります。輸出につきましては、平成16年がカニなどの水産品で約110トン、17年がカニと輸送用の容器で約40トン、18年がカニや輸送用の容器などで約40トンとなっており、19年と20年の実績はありません。輸入につきましては、平成16年が製材やカニなどの水産品などで約790トン、17年がトムロコシとニンジンなどの水産品で約2,700トン、18年がエビなどの水産品で約190トン、19年がニンジンなどの水産品と輸送用の容器で約250トン、20年がカニとロープで約90トンとなっております。

次に、ソウル特別市江西区との姉妹都市提携についてであります。私も10月末に江西区を訪問した折、熱烈な歓迎とともに、江西区側の姉妹都市提携にける並々ならぬ熱意を感じたところであります。

また、議員が御指摘のとおり、韓国や中国といった東アジア諸国との交流は、これからの本市の経済発展に必要なものと思っておりますので、江西区との姉妹都市提携については、前向きに進めていきたいと思っております。

次に、国際交流の効果についての御質問でありますけれども、言うまでもなく、人的交流や文化交流は市民、とりわけ青少年の国際性のかん養には欠かすことができないものでありまして、また一方で、経済交流が盛んになることにより、より安定した交流を継続できるものと思っております。同時に、議員のおっしゃるとおり、人間と人間の心の交流や友好関係が深まること世界平和の礎を築く一助になるものと思っております。

次に、バリアフリー化の推進についての御質問でありますけれども、初めに、バリアフリー化事業を行うこととされている旅客施設数と整備状況であります。旅客施設につきましては、JR小樽駅と小樽築港駅の2か所が該当し、その整備状況は、小樽駅は車いすが利用可能なエスカレーターとトイレなどが、また小樽築港駅につきましても、同様にエレベーターやトイレなどが整備されております。

次に、旧法に基づく基本構想の策定予定はないとした理由であります。JR小樽駅や小樽築港駅では、エスカレーターやエレベーターなどが整備されているとともに、その周辺地区でも視覚障害者誘導用ブロックの設置、歩道の段差解消など、移動の円滑化に必要な設備が整備されていることから、基本構想の策定は予定していないと回答したものであります。

次に、いわゆるバリアフリー新法における基本構想制度の目的についてでありますけれども、駅を中心とする地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区において、日常生活及び社会生活における移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図ることとされております。また、内容としましては、基本構想の位置づけや計画期間などの基本方針、バリアフリー化を特に進める必要のある地区の位置や区域、また高齢者や障害者などが日常生活で利用する施設や、これらの施設を連絡する道路について、バリアフリー化の必要性や整備方針などを定めることとされております。

次に、ハード面でのバリアフリー化の推進であります。公共施設については不特定多数が利用する施設として平成7年完成の市民センターや、市街地再開発事業により本年完成したサンビルスクエアな

どで、段差解消、開口部や通路幅の確保、身体障害者用トイレの設置など、バリアフリー化に努めているところであります。また、歩道につきましては、中央通、浅草線、本通線などにおいて、歩道幅の拡幅、段差解消や誘導ブロック等の整備を実施してきたところであります。

次に、バリアフリー化を進める際の課題や問題点ではありますが、歩道につきましては、本市の地形上、急坂な道路が多いため、こう配の緩和が難しく、既存の道路幅の関係から、歩道幅員の確保なども容易でない状況にあります。また、既存建物については、段差解消、障害者用トイレや昇降機の設置に際して、敷地の形状や建物の構造上から大規模な改修工事が必要となる場合が多く、バリアフリー化を進める上での問題点と考えております。

次に、障害者などの関係者の意見を聞く取組ではありますが、平成18年に、中心市街地における歩行者の事故の減少を目的として、国、北海道、小樽警察署、小樽市により、中心市街地あんしん歩行エリア連絡協議会を設置し、その中で障害者の関係団体とエリア内で事故の多い交差点の視察を実施いたしました。いただいた意見の反映ではありますが、誘導ブロックの不備や横断歩道のこう配の緩和、さらに歩道上の障害物の改善等の要望を受け、誘導ブロックの一部新設や横断歩道の改良等を行っております。

次に、バリアフリー新法に基づく基本構想の策定ではありますが、高齢者を含め市民の多くが利用している施設や、その周辺地区では、これまでもそれぞれの管理主体がバリアフリー化に取り組んできており、徐々に改善が進んでいるものと考えております。しかしながら、今後、高齢化社会が進展する中では、従前にも増して道路や建物などの利便性や安全性の向上が必要と考えておりますので、重点的にバリアフリー化を進めていかなければならない地区の検討を含め、基本構想の策定に向け、庁内関係部局と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ボランティア活動についての御質問ではありますが、まずボランティア団体の数と人数ですが、小樽市社会福祉協議会が運営している小樽市ボランティア・市民活動センターへの登録では、平成20年度末現在で87団体、人数は3,744人となっております。年齢については、把握していないと聞いております。また、過去5年間の推移につきましては、年度によって増減がありますが、ほぼ横ばいの状況にあります。

次に、ボランティアにかかわる市の事業ではありますが、小樽雪あかりの路や運河ロードレースなどのイベントで多くの方々の御協力をいただいているほか、観光ガイドや総合博物館でのボランティア活動、「ポイ捨て防止！街をきれいにし隊」にも、毎回多くのボランティアに参加していただいておりますし、特に今年は、海岸の清掃もボランティアの協力を得て実施したところであります。さらに、福祉の分野におきましては、高齢者世帯等の除雪を行っていただいている福祉除雪、独居高齢者宅に安否確認を兼ねて給食を届けていただく給食サービスのほか、子育てや障害者に対するさまざまな事業で多くのボランティアの御協力をいただきながら事業を進めているところであります。

次に、ボランティアの人材育成の取組ではありますが、小樽市社会福祉協議会にボランティア育成事業費として補助金を支出し、各ボランティア団体の活動を支援しているほか、人材育成のために研修や講座を実施しているところであります。

次に、ボランティア活動の紹介についてではありますが、広報などについても、今申しあげました社会福祉協議会が運営しておりますボランティア・市民活動センターが主体的に進めておりますが、社会福祉協議会のホームページにおいて、登録している団体や主な活動の内容などを紹介しているほか、イベントや研修会などの際に、ボランティア活動のパネル展や活動への参加を呼びかけているところであります。また、市といたしましても、今年度から、独居高齢者等給食サービス事業を拡大するため、町会や老人クラブでの説明会の際に、配食ボランティアの周知と募集を行っております。今後とも、社会福

社協議会と一体となって、さまざまな機会をとらえてボランティア活動を紹介していきたいと考えております。

最後に、市職員のボランティア活動であります。小樽雪あかりの路、街をきれいにし隊、福祉除雪などのほか、千年の森植樹祭にも多くの職員が参加しております。このほか活動状況は集約しておりませんが、市職員がプライベートで町会や文化・スポーツ団体の役員等で活躍しており、今後もそういった活動の範囲が広がっていくことを期待しているところであります。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 2番、千葉美幸議員。

2番(千葉美幸議員) それでは、再質問させていただきます。

バリアフリー新法に基づく基本構想の策定のお考えの点なのですけれども、前向きにというお話だったと思いますが、重点地区の指定は私も非常に重要な視点だと思っています。先ほど、いろいろな関連団体の方とか、そういう意見を聞きながら誘導ブロックの新設、また歩道の改修等々を進めてこられたというお話であったのですけれども、実際に高齢者や身体障害者の方々のお話を伺うと、なかなか実感としてそういうアンケートとか、実際にその調査に携わったけれども、どこがどういうふうに直ったのか実感が得られないという声が多数聞こえてきます。それで、ぜひ、こういうところをこう直したのですとか、新設しましたという情報も公開していただきたいという願いがまず1点です。

それともう一点、ボランティア活動なのですが、この活動を紹介するというところで、社会福祉協議会のホームページ等で紹介されているのは承知しているのですけれども、実際にそのボランティアスクールに参加をしまして、20人の枠で募集をしているのですが、一けた台の人数の参加なのです。これは自主参加なので強制するわけではありませんけれども、そこに参加して初めてわかったのは、私たちが先ほど言ったごみ拾いですとか、さまざまな活動以外に、本当にいろいろな活動をされているボランティアの団体がいるということに参加して初めて知ったという状況もありますので、もっと広く市民の方に周知をする、その方法もぜひ考えていただきたいと思います。

議長(見楚谷登志) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 建設部長。

建設部長(竹田文隆) 千葉議員のバリアフリー化の重点地区の指定でございますけれども、基本構想の策定に当たっては、重点地区の指定といったところが非常に重要になってくると考えてございます。そういった中で、我々としても、そういったものを見据えながら庁内的にも検討してまいりたいというふうに思っております。

もう一つは、どこを直したのかというような情報公開をされていないという部分でございますけれども、これまでも身障者の方などから御意見を伺っております。一部手をつけている部分もございますけれども、どこを直したのかという情報公開が十分ではないという部分は確かにあるというふうに思いますので、今後そういった形で意見を収集し、そして対応した場合には、その意見をいただいた方等にも十分に情報公開等をしていきたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 福祉部長。

福祉部長(長川修三) ボランティア活動をより広く市民にPRしてはどうかということでございますけれども、市長からも答弁いたしましたように、いろいろな場面で行っているボランティアの養成講座は、今お話がありましたように、毎年数人の方しか参加していない状況がございますけれども、そう

いった方々の養成講座は当然ですけれども、ボランティアのさまざまな活動を紹介するといったことはいろいろな意味でモチベーションといいますか、動機づけになりますので、いろいろな機会に市も社会福祉協議会と連携してやっていきたいというふうに思います。

年に3回ほど、例えば障害者の関係のイベントがございますけれども、そういった中でもボランティアの方々が市民の方に声をかけて、いろいろな活動を紹介するといった現場も少しずつ増えておりますので、そういった活動をさらに今後も広げていきたいというふうに思っております。

議長（見楚谷登志） 千葉議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時34分

再開 午後 4時00分

議長（見楚谷登志） 休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

21番（古沢勝則議員） いよいよ雪の季節到来であります。私の質問は持ち時間の関係から、今回は新幹線問題1点に絞りました。

ちょうど1年前になります。平成20年第4回定例会では整備新幹線問題、なかんずく長万部、札幌、小樽間の未着工区間と新小樽駅部周辺に焦点を当てながら、市長の見解をお聞かせいただきました。率直に言わせていただければ、肝心なことは何一つ具体的なお答えがなかったというのが私の感想であります。この間わずか1年間しか経過していませんが、新幹線問題を取り巻く環境、状況は大きく変化してきたように思えます。従来のスケジュールで言えば、今月、市長は、並行在来線函館本線からのJRの撤退、在来線の放棄に同意する旨の判を押さなければならないところでした。いわゆる政権交代との関係において新幹線問題はどのように変わろうとしているのでしょうか。私は、大きく言えば現行スキーム上で2点、見直し方向は絞られてきていると考えています。

その第1は、JRに有利な財源の負担問題です。同時にそれは、過大な地方負担の重しを今のまま膨らむに任せておいていいのか、この地方からの問いにいかにか答えていくか、見直していくかという問題ではないでしょうか。

第2は、何とんでも並行在来線問題のあり方についてではないでしょうか。長崎ルートの件、さらには長野や新潟などの県知事発言や長野市長などを中心とする未着工区間にある多くの首長の発言や悩み、そして近くでは北後志の動き、それらのすべては在来線のJR直営あるいはそれと同等の安定経営を求めるものではないでしょうか。後で何点か具体的な例で聞くこととなりますが、まずこの点での市長の見解をお聞かせください。

先月10日、建設常任委員会の視察で青森県八戸市を訪ねました。言うまでもなくその目的は新幹線問題でありました。中でも関心を持ったのは新駅周辺整備についてであります。その中には昨日質問に立たれて天神の山奥ではなくて朝里川温泉でいかがかと質問された方もおられましたけれども、八戸市は御承知の方も多いように、太平洋側に馬淵川と新井田川という二つの川が流れ、その河口には大規模な工業港、漁港、商業港を擁し、人口24万人を数える東北有数のまちであります。二つの川の中州に当たる部分が市の中心部であり、JR八戸線本八戸駅を中心に、中心市街地活性化に向けたまちづくりが進めておられました。

担当の職員から資料に基づく丁寧な御説明をいただいたのですが、意見交換に入り、私がさせていた

だいた質問は1点であります。新幹線八戸駅は、先ほどの中心部本八戸駅からは約5キロメートルも離れた、いわば田園地帯にあります。新幹線開業以来8年目、現地を見せていただいたのは、この駅舎東口でありました。多少の施設整備は進んでいたのですが、私がお尋ねしたのは駅舎西口一帯の整備事業についてであります。施工面積96ヘクタール、土地区画整理事業として取り組んでいましたが、航空写真を見るまでもなく、あたりの半分以上は水田地帯であります。そこに当初事業予算約240億円、土地区画整理事業ですから、事業費のうち50億円ほどは保留地処分金を見込んでおられました。

私は、「大きな港を持って整備を進めておられる。中心部では中心市街地のまちづくりを本八戸駅中心に進めておられる。その上もう一つここに新しいまちをつくるのですか。」、と率直にお聞きしました。そのとき担当職員がどんな顔をしたのか、同行した各会派の委員から既に聞かれていると思います。新小樽駅は本当に天神でいいのか。これならいっそのこと朝里川温泉のほうが、あるいはそもそも小樽市に新駅は必要なのか、幾らお金がかかるかわからないのでは話にならないなど、このような会話が視察された各委員の口々に交わされていたことも、各議員には想像にかたくないことと思います。

そこで何点かお尋ねします。前回と違い、できれば今度はぜひ具体的にお答えいただきたいものです。

第1に、新駅建設の市町村の負担は、駅舎及びその周辺の用途地域内の建設費と言われています。この用途区域内とはどこからどこまでを指し、この駅部を除く区域における建設費とは一体何を指すのか。

第2は、平成20年第4回定例会において、私は財政負担の見通しと事業、整備の手法について質問しましたが、その際市長は、平成21年の3月までを指して、本年度予定の駅部調査を基に検討すると答えています。であれば概算で結構です。一つは駅部建設に要する事業費の概算、二つは周辺整備については整備構想どおりであれば区画整理事業によらざるを得ないと思うのですが、それでよいのか。その際の駅前広場など総事業に要する事業費と、うち小樽市が負担する分の概算額はどの程度と考えておられるのでしょうか。

八戸市の視察において次のことも気になりました。平成14年の開業に伴い、岩手県側の在来線東北本線は、いわて銀河鉄道に変わりました。そして、青森県側県境の目時から八戸市までの東北本線は青い森鉄道へと変わっています。いわゆる第三セクター運営方式でJRの撤退であります。

この点では、まず第1に、いわて銀河鉄道と青い森鉄道では大きく違う点があるようですが、それは何を挙げることができるでしょうか。

第2に、これら二つの第三セクターがJRから資産譲渡を受けた際、1キロメートル当たりどの程度で買い取られているのでしょうか。

第3に、鉄道資産の所有のあり方は別としても、運行会社設立に当たって、県、市町村、その他が出資しているようですが、共通している点はその他、つまり民間からの出資が思うように集まらず、結局その足りない分についてまで自治体が負担をかぶっているようです。その点については御承知でしょうか。

第4に、急に江差線のことを心配になりました。調べてみますと第三セクター運営はどれも大変。中でも今回八戸市でいただいた資料からわかったことですが、1日当たりの輸送密度は、ちなみに、しなの鉄道は7,304人、いわて銀河は3,401人、これでも経営は赤字なわけです。九州の肥薩おれんじ鉄道、ここに至っては輸送密度は919人だそうです。早晚経営とんざは免れません。ところが、江差線のそれはいろいろ条件つきですが、既にこの3月に報告されておりますが、最大値で見ても輸送密度は760人、これではもう戦の前に白旗であります。中には第三セクター鉄道をあきらめてバス転換かという声が大きくなっていると耳に入ってきます。この新函館駅開業に伴う江差線の問題について人ごとではないと思うのですが、参考までに市長の見解、心配されているのかどうかお聞かせいただきたいと思ひます。

第5が、実は一番深刻に私は考えています。新函館 - 長万部、そして長万部 - 札幌間、これを合わせると280キロを超えます。長大在来線と言っていいでしょう。上下分離で鉄道用地・施設は北海道が所有してくれるのか。それだけの財源的余裕が果たして北海道にはあるのでしょうか。施設を仮に北海道が所有してくれて、運行を三セク会社にするといいとしても、簡単にはいきそうもありません。現行整備方針の下では廃止を予感させる函館本線ということになりはしないでしょうか。先ほど挙げた四つの三セク鉄路は合わせて約360キロほどだと思います。函館本線だけで280キロ、これを三セク方式で維持できるとは到底考えられません。新幹線先にありき、同時に函館本線廃止先にありきということにはなりはしないか、市長の正直なお考えを聞かせていただきたいと思います。

さて、私の質問は、最初の問題意識に戻ります。最近の報道によれば前原国土交通大臣は、未着工区間については1年ぐらいかけて着工するかしないか、着工の場合はどんなスキームにするか、早くても2011年度になると言っています。報道の範囲で考えれば、着工ゴーサインが出るか又は断念、ノーということになるか。同時に着工になったとしても、その区間がフル規格でいくのか、違う方式でいくのか、在来線はどうするのか、あわせて考えておかなければならないのは、その際に在来線と我々が考えていない室蘭 - 千歳回りの運行についても、大変な影響が及びそうだということであり、これは在来線ではないけれども、現実には大変な影響が起きているという路線が全国至るところで上がっています。室蘭 - 千歳回りの運行についても、特急などを中心に大幅な減線も大変心配されます。簡潔に言えば、着工と引きかえの在来線の問題処理は、小樽、後志のみならず北海道にとっての死活問題になってきているのではないのでしょうか。前原大臣の発言は、この後においても迷走を続けており樂觀を許しません、市長は1年前、在来線札幌 - 小樽間は残したい、残すだろうと確信的に言われていました。この点については間違いないか、まず御確認いただきたいと思います。

第2に、本年7月13日、北後志町村会と同議会議長会は、北後志地域における鉄道路線経営継続問題につき、JR北海道及び北海道知事に対して要望行動をとられています。御承知かと思いますが、この当市に隣接する5町村の町村長及び町村民を代表する議長の行動に対して小樽市長としての見解をお聞かせください。この問題は、昨年の議会以来答えられてきたような、着工が決まってから別途新しく協議すると、このように言われるような問題ではありません。長崎ルートの問題の解決手法に逆行するばかりか、今日においてはさきに紹介したように、他の自治体の長の態度などからも大きく遅れをとる問題になってしまいます。もともと小樽市では議会議論をさかのぼってみても、平成12年6月の予算特別委員会において民主党の武井委員の質問に対して市長は、「在来線問題は期成会でも関係市町村と十分協議をしていきたい」とこのように答えておられます。また、最近の当市の都市計画審議会では、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の審議の場においてJR函館本線に関し「公共交通としてその役割は重要なものであり、新幹線開業後の在来線存続について、今後も考えていく」、こういった議論もされ、確認もされています。

最後に伺いますが、新政権は1年間の猶予をくれました。この時間を有効活用し、急ぎ北後志町村の皆さんと力を合わせて、JR函館本線の存続を求めた運動に取り組むべきではないでしょうか。このことこそ第6次小樽市総合計画が掲げた「市政運営3つの基本姿勢」の「3 広域連携の推進」において示す方向、つまりは関係市町村が共同で要望活動に取り組むこと、これに沿う道だと思うのですが、いかがですか。この点を最後に強調して、私の質問を終わります。

なお、再質問は留保いたします。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 古沢議員の新幹線についての御質問にお答えいたします。

初めに、新幹線に関して前政権は、昨年12月に北海道新幹線など未着工3区間についてはできる限り早急に完成させることを前提に、平成21年末までに認可するための所要の検討を進め、結論を得るとの方針を決定したところであります。しかしながら、新政権において前原国土交通大臣は、未着工を含めた新たな整備新幹線については、今までの検証も含めて少し時間をかけて整備新幹線のあり方をじっくり議論していきたいとしておりまして、年末に未着工区間について具体的に結論を出すことはできないと述べたと報じられております。したがって、私としては、この整備新幹線問題は今後大きく変化していくものと予測されますので、これからの議論の推移を見守っていきたくて考えております。

次に、市町村の負担と用途地域内の建設費でありますけれども、全国新幹線鉄道整備法及び同法施行令に基づき、国が3分の2、都道府県が3分の1となっており、これまでの事例では、駅部とその用途地域内の建設費の都道府県負担分の一部について、市町村が負担しているところであります。小樽市の場合、対象となる区域は札幌延伸の認可後に北海道と協議することになると思われますが、現時点で想定されるのは朝里川温泉地区の一部と駅が設置される天神地区の二つが考えられます。また、駅部を除く区域の建設費とは、用地費や高架橋、線路等と聞いております。

次に、駅部建設に関する概算事業費等についてであります。まず、駅舎・鉄道施設などの整備の費用につきましては、これまで同様の御質問をいただいており、その都度、鉄道・運輸機構に問い合わせをしております。機構からは、今年度も引き続き駅部調査等を行っていること、また、現地での調査や測量などを基に構造物の設計や用地の確保などの検討も必要なことから、現時点において概算事業費等については示されておられません。

また、駅周辺の整備における区画整理事業の導入と駅前広場等に要する総事業費及び市の負担分の見込みについてであります。各施設の事業主体がどこになるかということも含めて関係機関と協議しながら、今後、具体的な整備内容を整理していかなければならないと考えておりまして、現時点で事業手法や事業費を示せる状況にはありません。

次に、第三セクターにより運営されております、いわて銀河鉄道と青い森鉄道の大きな違いということでもありますけれども、確認しましたところ、いわて銀河鉄道は、岩手県沿線市町村及び民間企業が出資するいわて銀河鉄道株式会社がみずから鉄道施設一式を保有するとともに、列車の運行も行っております。一方、青い森鉄道は青森県が鉄道を保有し、青森県沿線市町村及び民間が出資する青い森鉄道株式会社が列車の運行等を行っており、いわゆる上下分離方式の形態となっている点であります。

次に、いわて銀河鉄道と青い森鉄道がJRから資産譲渡を受けた際の1キロメートル当たりの買取り額についてですが、JRからの資産譲渡の総額は、いわて銀河鉄道が79億4,200万円、青い森鉄道が23億7,400万円と聞いておりますが、キロメートル単価での価格算定は行っていないとのことあります。

次に、第三セクターによる運行会社設立に当たって民間企業からの出資不足を自治体が負担している事例についてであります。青い森鉄道については新幹線の新青森駅開業に伴う経営分離区間の追加出資について、民間企業の出資不足分を青森県と沿線市町が補ったと聞いておりますが、他の第三セクター鉄道会社の設立に当たっては、そうした事例はないと聞いております。

次に、江差線についてですけれども、北海道と沿線自治体で構成する北海道道南地域並行在来線対策協議会で需要予測や収支予測の調査を行っているとして聞いておりまして、今後、地元として方向性が決め

られていくものと思いますので、私から申し上げることはないと考えております。

また、新函館 - 札幌間の在来線のあり方につきましては、前原国土交通大臣が、今までの検証も含めて時間をかけて整備新幹線のあり方をじっくり議論していきたいと述べたと報じられておりますので、その推移を見守ってまいりたいと思います。

次に、昨年の議会での札幌延伸に伴うJR函館線の小樽 - 札幌間についての私の答弁であります、現在の線路はぜひ残してもらい、残していただきたいという思いは今も変わりありません。

次に、北後志町村会・議長の北後志地域における鉄道継続についての要望であります、町村会の会長からは、北海道新幹線札幌延伸を期待するとともに、開業時にJR北海道から経営分離される区間が決定されていないことから、開業後もJR北海道が経営するとされている札幌都市圏に北後志地域を包含するよう要請したと聞いております。このことは、前の政権で本年末までに認可の方向性が示されるという状況にあったことから、北後志沿線自治体として札幌延伸を強く願う気持ちと鉄道を残したいという気持ちを表明すべく要請を行ったと受け止めております。

次に、JR函館本線の存続運動であります、北海道新幹線の札幌延伸は広域的、長期的な課題の一つとして、北海道をはじめ札幌市や後志圏の20市町村が一丸となって取り組んできた共通の行政課題であります。私といたしましては、並行在来線のあり方も含めて、今後、国から示されます新たなスキームの方向性を見据えながら、まずは札幌までの認可・着工に向けて、北海道や関係団体と取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 21番、古沢勝則議員。

21番(古沢勝則議員) 率直に申し上げて、1年前と基本的に変わっていないという感想です。在来線問題をタブー視あるいは棚上げにしたまま、まずは新幹線建設が先にありきだと、事業費についても、その後に具体的に示されてくる。そこでお伺いしたいのですが、例えばスキームの見直しに係って私は2点挙げました。この2点についても、実は具体的にはイメージができないのです。改めて言うまでもありませんけれども、今述べたように概算にしる、見込み予定にしる、何一つ市民にも議会にも肝心の情報提供がないからです。あえてあるとすれば札幌 - 東京間3時間57分、着工工事による経済波及効果はとにかくある、これぐらいのものです。

聞かせていただきたいのですが、八戸市まで来ている新幹線「はやて」は最高時速275キロメートル、東北新幹線全線開通時に新しくデビューが予定されている新型車両E5系でさえ最高時速320キロメートルです。札幌まで4時間を切るためには、さらに新型の車両を開発していかなければいけない。果たして早くなればなるほど、この新幹線は天神の山合いにつくられる、そして札幌まであとわずか30キロという新小樽駅にとまってくれるのでしょうか。さらにはE5系と言われている青森まで新しく導入予定されている320キロメートル出る車両でさえ、この小樽にはとまってくれるのでしょうか。実際今考えられている新小樽駅に何本の新幹線が、どういう系統の新幹線がとまるのか、そういうこともだれも教えてくれない。つまり小樽駅前に、既にホテルもマンションも建っていましたけれども、工事現場には札幌 - 東京間3時間57分、大々的に宣伝物が張りめぐらされている、それぐらいのものです。

それで1点だけ聞かせていただきたいと思うのですが、札幌 - 東京間3時間57分ですから、それより距離の短い小樽 - 東京間は一体何時間何分で走ると考えられるのでしょうか。市民にわかれば教えていただきたいと思います。

周辺整備について、もう一点聞いておきたいと思います。4日前の北海道新聞の記事だったと思いますが、表題は東北新幹線延伸まで1年とありました。オール青森側としては、新函館開業時に通過駅に

なってしまったら大変だからといって頑張っているのだそうです。ひょっとしたら新小樽駅も通過駅かというふうに私は思うのですが、しかし新青森駅周辺開発は、頑張っても頑張っても前へ進まないと言われていました。青森市が区画整理で売り出した面積が3万9,000平方メートル。売れたのはビル用地のたった1区画4,800平方メートルだけだそうです。こういう状況ですから、そうしますと我々に知らされていた例の駅部、駅周辺整備構想あるいはその概要版は一体、土地区画整理事業でやらないとやりようがないぐらいの面積、広さがあると思って、先ほどの休憩時間に改めて新幹線・高速道路推進室へ行ってきました。そもそもの計画の面積を教えてください。そうしたら、駅部の前の駅前広場、これと小樽市の土地の面積ぐらいしかわからない。処理しようにも処理しようがない例の焼却場跡のところ駐車場をつくるというわけです。これが小樽の今検討されているというか、現在の状況だとすれば、これまで我々に示された情報概要版でさえ全く一体どういうことなのだということになりはしないか。この点についてぜひお答えをいただきたいと思います。とにかく先に新幹線ありきと、この先このやり方で乗りきるということはもう許されない、私はこういうふうに思いますが、改めて市長の見解をお伺いしたい。

新駅構想では、その上こう言っているのです。私は八戸から帰ってきて改めて読んで驚きました。あの天神の山奥に、高齢者、障害者などだれもが安心して暮らせるまちをつくる、このように言っています。フェリーターミナルと結ぶ望洋台に隣接する広大な空き地を保養ゾーンとして、道内外からの移住者向けの高級住宅地、セカンドハウス適地として活用する。そのためには何といたって新幹線だと言っているのです。いや、驚いてしまいました。ですから、改めて戻ってきて聞いたら、担当の方は、八戸みたいなことは考えていませんと。今とりあえずやれるというめどを立てられるとしたら、駅前広場もそれも道道につながるから事業主体をどちらにするか、いわば金の出し合いを北海道にするか小樽市にするかという綱引きがまだ決まっています。焼却場跡の小樽市の土地を使うことだけはとりあえずはっきりしていますと、こういうふうに言っているのですから、本気でこれをやろうとしているのか。ぜひそのところを聞かせていただきたいと思います。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

市長（山田勝麿） 新幹線の問題ですが、基本的にまだいつやるのか全然決まっていない段階で、準備作業もできないような状況なのです。それで、基本構想をつくりましたけれども、つくって以来でするので、具体的にではどうするのかという議論はまだ庁内でもほとんどしておりません。ですから、今話し合っているのは、天神の山奥に何かつくるという話ですけれども、そんなことも聞いていませんから、まだ担当のほうも右往左往していると思います。それから初めにありました小樽 - 東京間を何分で行くのかという話も、これはJRから聞いておりませんし、それから通過駅になるのではないかという話も、駅をつかって汽車がとまらないということはないだろうと思いますから、とまると思いますけれども。それから、天神の山奥の話も、まだ庁内で全然議論していないのです。ですから、今いろいろなことを聞かれても的確に答えるというわけにもいかないし、政権がかわりまして、前原さんと小沢さんでまた違うような意見を言っていますから、一体これはもうどうなるのかという、今から心配しても仕方がないという感じもありますので、推移を見ながら、我々としては対応していきたいと思います。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 21番、古沢勝則議員。

21番（古沢勝則議員） 市長、実は私もそのところを一番今心配しておりまして、こうやって質

問を用意しておりましたら突然新聞に、小沢さんの写真は写っていませんでしたが、もうあの大きな顔が飛び出るような記事が載っております、一体どうなるかと実は心配をしているのです。正直な点でお答えいただいたと思うのですが、しかし考えてみてください。時速最大360キロの最も新しい型の車両が、新小樽駅から札幌まででしたら30キロを切って、29キロぐらいでしょう。概算でちょっと電卓たたいてみました。小樽で停車して、そしてそこからまたE何系の最新型がとまるというのは、これは鉄道のことをある程度承知の人は、だれもそんなことはあり得ないということをおっしゃるわけです。そうすると、せいぜいとまっても今、東北八戸まで来ている「はやて」、このクラスはとまるかもしれない。いや、駅ができるのですからとまるでしょう。市長が言うように八雲みたいに通過駅又は避難駅だと最初から言われているわけではありませんからとまるでしょう。とまるのは何系で1日何本でという話になれば、要するに小樽-東京間は札幌-東京間よりはるかに時間がかかってしまう、そういう新幹線なのです。その新幹線で観光客も大いに来るし、経済波及効果も上がるのだというふうにおっしゃっておられるけれども、新幹線工事に地元の建設土木の業者が入れないと泣きを見ている話は、だれもが知っていることではないですか。そういうことから考えてみても、何が何でも新幹線建設が先にありきというやり方はいかがなものかと思えます。

そこで、再々質問ですから、これ以上は許されませんのであえて聞きますけれども、見直すとすれば私は大きく二つだろうと言いましたけれども、あえて三つ目を挙げるとしたら、採算性の問題、費用対効果の問題ではないだろうかというふうに思います。この点では市長、どのようにお考えでしょうか。それから、先ほど市長がお答えいただきました北後志5町村の動きとの関係です。7月に出された要望書の中に「北後志5町村は北海道内では比較的古くから発展を遂げてきた地域であり、わけでも1902年、明治35年の函館本線余市駅、仁木駅の開業は、当地域の振興に極めて大きな役割を果たしてまいりました。」と書いてあります。これに加えて「地域づくりを進めていく上では、安定した公共交通機関であるJR北海道函館本線は、北後志5町村にとって将来にわたって欠かせない役割を果たしていくものであり、貴社JRが引き続き経営を維持していくよう御要望申し上げます」。このように述べ、五つの町長、村長、五つの議会の長がそろってこの文書を持って要請・要望に出向いたわけです。その後、北しりべし定住自立圏の中心市宣言を市長はされました。そして、これら五つの町村と個別に協定をこれから交わしていくことになるわけですが、五つの市町村の要請行動の中心点はここに言い尽くされていると思うのです。この点を避けた自立圏構想における中心市と5町村の協定は成立しないのではないかと思うのです。その点での見解を最後に伺っておきたいのと、できればこうした5町村の中心をなす部分と一緒に歩調を合わせ行動をともしていただきたい、このことを最後に要請したいのですが、いかがですか。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

市長（山田勝麿） 1点目のこの見直しの関係で採算性、費用対効果というのがどういうことの質問なのかよくわかりませんので、もう一度わかりやすく質問してください、ちょっとお答えのしようがありませんので。

それから、北後志の関係は、要望に行かれた仁木町長が会長ですので直接聞きまして、先ほど申し上げたように、こういったことで要請に行きましたので御理解願いたいということで話がありましたので、わかりましたというふうに申し上げました。ただ、やはり今の定住自立圏の中でもいっていますけれども、公共交通機関の確保という面では、やはりどうしていくかということはお互いに議論していきたい

と思います。

(「議長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 21番、古沢議員。

21番(古沢勝則議員) 今、市長からの逆質問がされましたので、費用対効果の問題は着工に向けての今までの五つのルールの中の一つなのです。ですから、それに基づいて新幹線整備について建設促進の運動を進めてこられているのですから、当然それは後志期成会として議論もされているし、一定の見解をお持ちだろうというのが私の判断なのですが、それでお伺いしたのです。新函館から札幌まで新幹線を延伸することによっての費用対効果があるとお思いかということをお伺いしたわけです。

議長(見楚谷登志) 古沢議員に申し上げますけれども、議事進行というのは、あくまでも議長に対してどう思いますかという話ですから、申しわけありませんけれども、これは市長に質問をするようなものではないのです。

21番(古沢勝則議員) 失礼しました。私はそう思うのですが、議長、取り計らいをよろしくお願ひします。

議長(見楚谷登志) 今、市長の答弁がありましたように、私も恐らくまだわかっていないのではないかという気がします。ということで御了解していただきたいと思ひます。

古沢議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 12番、山田雅敏議員。

(12番 山田雅敏議員登壇)(拍手)

12番(山田雅敏議員) 一般質問も最後となり、質問項目が重複することと思ひますが、観点などが違うことから通告どおり質問をさせていただきます。

最初に、教育活動に関連して何点かお伺ひいたします。

小中一貫英語教育事業についてお聞きいたします。

新学習指導要領では、平成23年度から小学校高学年でも外国語活動が必修化され、以前から総合的な学習時間などで英語を実施している小学校もあると聞いています。最初に、本市での小中学校の英語教育の状況をお聞かせください。

今回、視察で訪れた岐阜市では、小学校1、2年生で言葉になれ親しみ、3ないし6年生では単語での会話を楽しみ、中学校ではさらに実践的なコミュニケーション能力に重点を置いた小中一貫英語教育に取り組んでいます。この中で特筆すべきことは、小学校1ないし6年生まで年18時間のイングリッシュフレンドと呼ばれる外国人ボランティアの導入と、3ないし6年生ではプラス17時間の学級担任主体のティーム・ティーチングを行っている点であり、中学校では全校にアシスタント・ランゲージ・ティーチャーを配置し、週3時間のうち1時間授業をしています。目標としては、どの小中学校に進んでも同じ内容の知識・能力を身につけることができることとしています。岐阜市の小中一貫英語教育事業の実施について見解をお聞かせください。

岐阜市では、大学等に通う外国人ボランティア48人にイングリッシュフレンドとして協力を依頼し、小学校804学級に年間18時間の指導に当たっています。本市でも、小樽商科大学に留学している外国人などの協力により同様の施策が可能と考えます。見解をお聞かせください。

次に、学校図書館についてお尋ねします。

1954年施行の学校図書館法では、欠くことのできない基礎的な設備と位置づけていますが、地域や学校で格差が広がっていると聞いています。学校図書館に整備すべき蔵書の標準が学校規模ごとに決まっ

ていると聞きますが、12学級規模の場合、小学校と中学校それぞれの標準は何冊になりますか。また、本市の小中学校のこの標準冊数に対する蔵書数の割合、達成率は何パーセントになるのでしょうか。小中学校ごとにお教えてください。

次に、全国では学校図書館司書、司書教諭、図書主任、ボランティアが協力して一日中活用される図書館もあれば、かぎがかかったまま倉庫状態の図書館もあると聞きます。公立学校の規模、学級数による司書教諭について、制度上の決まりや本市の配置数、常勤・非常勤の仕事の内容などをお教えてください。

多くが母親から成る図書ボランティアでは、教室の学習内容に応じたディスプレイや子供の希望する本が把握できないが、そこに専用の司書がいれば、知識を広げる手助けや読書の楽しさを教えることができると思っています。子供たちの学力の向上や社会で必要な情報を学べる学校図書館の重要性は高まっています。必要な本と学校図書館司書等の専門家の配置や整備が急がれます。本市の状況や課題についてお聞かせください。

次に、市立図書館について何点かお伺いいたします。

現在、全国の公立図書館の6館に1館が業務を民間企業を中心とした外部委託で行い、その割合も今後増え、本とは無縁の異業種の企業参入が続き、新たなサービスが次々増えていると聞きます。全国で約3,000館ある中、このような図書館の委託数や導入された理由などをお聞かせください。

次に、導入したサービスでは、飲食店や書店も案内できるコンシェルジュの常駐や、全蔵書にICタグを取りつけ、専用端末で瞬時に本名や場所を探することができる仕組みや、高齢者や障害者の自宅への集配サービス、車に乗ったまま館外からの返却や展示企画等への強みがあると聞きます。府中市の成功例では年間貸出し冊数が1.7倍に増加し、来館者も11か月で100万人を突破したと聞きます。

そこで、本市の図書館利用者数と貸出し数の平成18年度から20年度にかけての推移をお聞かせください。

また、アイデア次第で利用者が増える施策が考えられます。今、述べました項目についての見解をお聞かせください。

この項の最後に、他自治体で図書館を指定管理者制度や外部委託した場合、管理や運営面でなじまない課題があると聞きます。お聞かせください。

次に、市民福祉危機管理情報に関連してお聞きいたします。

保健所のインフルエンザ対策から伺います。1968年の香港風邪の大流行から41年が過ぎ、予想されていた新型インフルエンザは世界保健機構の警戒レベル6に達し、世界75の国で猛威を振るい、日本でも神戸市で男子高校生が国内の1例目と確認され、全国に感染が広がったことは記憶に新しいと思います。最初に、新型インフルエンザの最新の情報として、定点医療機関を受診した患者数や乳幼児、中高生、高齢者の病状の傾向をお聞かせください。

その後、神戸市医師会では検証作業が始まったと聞きます。発熱相談センターや発熱外来の数と質の確保、毒性に応じて医療機関が対応できるルールづくり、地域単位で抗ウイルス薬を臨機応変に供給できる体制づくりが教訓として挙げられたと聞きます。

そこで、お聞きいたします。今回のインフルエンザに対して本市の検証作業は行いましたか。神戸市医師会の教訓など含めてお聞かせください。

次に、本庁の感染症対策についてお尋ねいたします。

神戸市の某銀行三宮支店では、本年5月17日、行員の1人が新型インフルエンザに感染したため、行員全員を自宅待機とし、地方から応援30人を出し、業務を代行したと聞きます。これは従業員が感染し

た場合に重要な業務を中断させないための業務継続計画（BCP）を実行したと聞きます。本市や市内の企業では、事業継続計画やこのような対処方法を考えているのかお聞かせください。

今後、流行することが心配な季節性インフルエンザ対応策についてお尋ねいたします。

まず、インフルエンザ注意報や警報を出す基準と周知の方法についてお尋ねいたします。また、接種にかかわる情報の提供、手洗いやせきエチケットなどの予防策、受診者のマナーの啓発について、それぞれ対応・対策をお聞かせください。

季節性インフルエンザに感染した高齢者では、肺炎で亡くなる人が多いと聞きます。このため重症の肺炎を予防する肺炎球菌ワクチンの重要性が指摘されています。全国の接種率をお聞かせの上、各自治体の公費助成について状況をお聞かせください。

この項の最後に、子供の感染者が急増した北海道や本市の重症患者対策として、医療機関の連携についてお聞かせください。

これまで述べましたように、インフルエンザ対策は極めて重要であり、反面あまりにも過剰に反応し、学校・学級閉鎖や地域イベントの中止等が頻繁に行われると、教育活動や社会活動に大きな影響が出てきています。この辺をどのように調整していくのか、保健所の指導・周知についてお聞かせください。

次に、ペットの飼育放棄に関連して何点かお伺いいたします。

先般、近所の飼い犬が衰弱している状態で、飼い主に何かを訴えるように鳴きながら保健所の係員に引き取られる現場を目撃いたしました。宇都宮市では、動物愛護NPO法人が運営に行き詰まり、たくさんの犬の引取りを保健所に申し出て、保健所では引き取るかわりに男性に業務停止を求め、了解したという記事を見ました。本市においても、一般市民がさまざまな理由で飼えなくなったペットを持ち込み、動物の里親探しなど救済・保護の活動を見かけます。飼えなくなったペットを保健所に持ち込むことへの規制は現在ないと思いますが、動物愛護の観点からも飼い主に良識を持った対応を望むものです。

自治体のうち持ち込み者の身元確認をしているのは平成19年の調べでは1割と聞きます。環境省では来年2月からペットの飼育放棄を少しでも減らそうと、ペットを保健所に持ち込む人の身元を運転免許証などで確認するよう、全国の自治体に呼びかけています。飼えなくなった理由などを詳細に書かせる提出書類の見本も配布していると聞きます。北海道の状況や本市の対応、提出書類の内容と飼えなくなった理由、配布方法についてお聞かせください。

次に、情報システムに関連して何点かお伺いいたします。

コンピュータやインターネットをめぐる環境の変化は著しく早く、事務を効率化する電子自治体の構築は、財政再建中の本市にとっても急務と言えます。システム構築については自治体職員は参加できず、メーカー任せの状態で、高い買物になっても文句も言えない自治体が多いと聞いています。自治体IT化で全国の注目を集める沖縄浦添市は、独自に開発した業務システムや設計図を公開し、他の自治体に共同管理を呼びかけております。浦添市の基幹業務システムの事例で、システムやコストについて何が利点なのかお聞かせの上、問題点等があればお聞かせください。

本市では、昭和39年初の電算機導入、職員の給与計算や市民税、資産税などの賦課計算を始めたのが最初とお聞きしております。導入費用やシステムの複雑化やメンテナンスなどの問題もあると思いますが、本市の基幹業務システムの現状についてお聞かせください。

次に、災害時要援護者避難支援制度についてお聞きいたします。

福井市では、平成19年12月に災害時要援護者避難支援制度実施要領が作成されました。高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦が該当し、避難するに当たり安全に行動をとることに支援を要する人々のガイドラインであります。制度の概要は、要援護者の登録申請を基に作成された個別支援計画を市が集

約し、作成した名簿を自治会や自主防災組織へ提供することや、本人からの申請がなくとも、優先して支援が必要と思われる方については、市が民生児童委員、福祉委員などに対象者リストを提供し、直接登録申請の働きを行ってもらうものであります。特に重要なことは、対象者リストの管理、被登録者の取扱いと個人情報の保護であります。本市でも自治会自主防災組織が編成され、危険箇所や避難場所を記入した防災マップの作成などの取組が早期にされている地域があります。

そこで、災害時の避難はもとより、ふだんからの見守り活動が重要と思われれます。高齢者の多い本市では、この避難支援制度を考えた場合、本人の申請、地域への周知・啓発、関係機関・団体などへの協力依頼などどうされるのかお聞かせください。

次に、災害時要援護者避難支援につきましては、本年は緊急雇用創出事業の臨時職員による調査を実施されたようですが、その概要についてお聞かせください。

福井市では、平成16年の豪雨の教訓から、災害時要援護者避難支援の推進と災害に対する自主的な備えとして、避難者を人口の22パーセントと想定し、各地区にある小学校50校に物置サイズの倉庫を設置し、備蓄物資を提供できる仕組みをつくっています。福井市ではこのように分散配備をしていますが、本市の状況についてお聞かせください。

次に、産業振興に関連して何点かお伺いいたします。

地域ブランド調査において前回までの調査結果が、魅力度ランキングとして全国各地のテレビ報道や全国紙、地方紙、雑誌、インターネットなどで報道されました。今年の調査では本市は5位から6位に後退し、他の自治体でもこの調査で一喜一憂したことと思います。さて、この調査の賛否両論をいろいろ聞きます。費用対効果の面でたくさんの情報収集ができる反面、各地元の人々には関心のない情報なのか、反応はいま一つです。

最初に、インターネットを利用した調査は個々の顔が見えない反面、架空や空想、あこがれなどの理想が反映され、今何を望むとか欲しいもの、行きたいところなどの実践的な部分で未知数です。この地域ブランド調査について改めて認識をお聞かせください。

また、今年で4年目となるこの調査の特徴や視点、対象項目などお聞かせください。さらに本市でも経済、観光など調査があると思いますが、少ない予算でこの地域ブランド調査で本市が活用できるメニューや施策があればお聞かせください。

次に、本市の情報発信に関連してお聞きいたします。

企業、団体はもとより行政、政党などが、広報活動の一端としてYouTube（ユーチューブ）の動画投稿サイトを活用する例が現在注目されています。早い段階で動画配信をした会津若松市は、古くからの広報用16ミリフィルムをデジタル化して公開、月1回、市長の記者会見映像を含め、現在55の動画が公開されています。兵庫県新温泉町や三重県いなべ市などは、業者のサーバの利用時の経費や独自システム構築費用の面ではるかに有利なこうした動画サイトを活用していると聞いています。また、長野県信濃町では山間部という環境のため、つい最近までブロードバンドが使いませんでした。このためウェブサイトも動画配信ができず、テキストベースで運営していましたが、平成19年9月にBフレッツが開通した後、家庭用ビデオカメラで撮影されたクリスマス会や除雪機械出動式といった地域のイベントなどの情報発信が、かた苦しくない形で簡単に投稿、利用できていると聞きます。本市の新たな情報の発信策として検討されるよう望みますので、その効果も含めて見解をお聞かせください。

環境保全に関連して質問をいたします。

環境省が発表した全国自治体の平成19年度ごみリサイクル率ランキングで、調布市が人口10万人以上50万人未満の全国234自治体のうち第3位の45.1パーセントを記録し、ランキングが始まった16

年度から4年連続のベスト3と聞きます。本市も平成4年に第1回小樽リサイクルフェスティバルを開催、平成8年10月に資源物収集モデル事業を開始し、効率のよい資源物のリサイクルに取り組んでいることと思います。

最初に、20年度の本市のリサイクル率と、北しりべし廃棄物処理広域連合が調査しているごみ総量のうち6市町村の生ごみが占める割合をお聞かせください。

次に、リサイクルのお手本となる調布市ですが、戸別回収、ごみ処理の有料化、集団回収への奨励金交付など本市と同様の取組をしています。成功した要因について、調布市の啓発や周知や指導方法について分析していればお聞かせください。

次に、熊本県多良木町の実験では中央公民館にたい肥化のための機械が置かれ、カードにスタンプ50個をためると地元商店街で使える500円分の商品券がもらえる。処理費用が12万6,000円節約され、CO₂も119キログラム削減されたと聞きます。ごみの発生抑制のために余分なものは買わない、しっかり使いきり排気量を減らすなど、市民一人一人のごみ減量化への意識を変える施策が重要と思われます。見解や今後の施策をお聞かせください。

この項に関連して海岸清掃についてお聞きいたします。

近年、市の先導により、海岸や海水浴場の清掃ボランティアが盛んに行われるようになり、海岸が少しずつきれいになってきています。前回の質問では平成18年度の清掃状況の報告をお聞きいたしました。

最初に、19年度から20年度にかけての海水浴場清掃の件数やボランティア人数をお聞かせください。

次に、今年度実施された海岸清掃の取組状況をお聞かせください。

クリスマスが近づき、各地でイルミネーションで飾った家が華やかに夜を演出する中、ひときわ目立つイルミネーションがオタモイの児童公園にあります。

さて、本市が管理している都市公園とは別に、児童遊園地についてお聞きいたします。管理する町会や団体に、遊具やベンチなどの備品の新設や修理の要望を書類にて毎年伺っていることと思います。最初に直近5年の要望件数、要望内容、費用についてお聞かせください。

市内にある児童遊園地で管理されないまま、市民が遊園地敷地に車庫等を建てた例や、住民が法律を知らずに、本来通行できる権利があるのに建物ができたため、川を横切り、児童公園の敷地を通らなければならない例、公園の敷地を駐車場がわりに使用する例があったと聞きます。児童遊園地の管理はどのような団体が行っているのかお聞きいたします。また、このようなトラブルや事故に遭った場合、管理者は市に解決するための仲裁など、協議方法や保険の適用など相談に来ているのかお聞かせください。

少数ですが、積極的に児童遊園地の美化に努めている管理者がいると聞きます。ますます地域の児童遊園地の美化、活用が重要です。管理者への指導や情報の提供など、本市の今後の施策についてお聞かせください。

以上、再質問を留保し、一般質問を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 山田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新型インフルエンザについての御質問でありますけれども、まず患者数ですが、市内では8月中旬に確定患者が発生して以降、定点医療機関ではこれまでに2,205名の感染者が確認されています。

また、1 定点医療機関当たりの受診者数については、11 月 16 日から 22 日までの第 47 週には 10 人まで減少しましたが、これ以降は微増傾向にあり、11 月 30 日から 12 月 6 日までの第 49 週は 18 人となっております。病状につきましては、発熱後、抗インフルエンザ薬の投与により、乳幼児をはじめ、いずれの世代においても比較的軽症で回復している状況にあります。

次に、新型インフルエンザに対する本市の取組についての検証ですが、本市ではこれまで対策の検証作業には着手しておりません。神戸市では、患者の急増に発熱相談センターや発熱外来での対応が困難となり、一般の医療機関が患者を受け入れざるを得ない状況になったと聞いております。国では、神戸市の事例を基に改定した新型インフルエンザ対策の運用指針の中で、地域の流行状況など実情に応じた対策を示しており、本市ではこの指針に基づき、本格的な流行の前に医療体制を整備することができましたので、神戸市のような大きな混乱はありませんでした。本市においては患者の発生状況が一定程度落ちついた段階で、市の対策本部において検証作業に着手してまいりたいと考えております。

次に、市の感染症対策でありますけれども、まず職員に感染者が多数発生した場合の業務体制であります。本市においては事業継続計画として確立されたものではありませんが、職員の感染状況については、現在、総務部で全庁的な把握ができる連絡体制をとっております。その中で各職場における発生状況を把握し、仮に感染者が多数発生した場合には、市民の生命を守る業務を最優先とするのはもちろんのこと、適宜業務の優先順位を判断し、臨機応変に迅速な対応をしてまいりたいと考えております。

また、市内企業における事業継続計画であります。本市においては昨年 10 月に、医療機関を含む市内事業者に対して計画策定に関する説明会を開催しており、参加企業に確認しましたところ、3 社が策定済み、2 社が策定に向けて検討している段階と聞いております。

次に、季節性インフルエンザについての御質問ですけれども、まず初めに流行状況の指標として注意報と警報があり、1 定点医療機関当たりの 1 週間の患者数を基準としております。注意報を出す基準は、患者数が 10 人以上、警報では 30 人以上となっております。注意報・警報の周知は迅速性が求められることから、報道やテレホンサービスであるインフルエンザホットライン、ホームページにより周知しております。

また、ワクチン接種の勧奨、手洗いやせきエチケットなどの予防策については、ただいま申し上げた周知方法に加えて、広報おたる、ポスター、市民説明会により啓発を行っております。

次に、肺炎球菌ワクチンに関するお尋ねですけれども、全国の接種率に関しては予防接種法に基づかない任意の接種であることから、国では把握しておりません。なお、ワクチンメーカーのデータによると、平成 12 年から 21 年 9 月までの累計接種者は、全国の 65 歳以上の人口の約 7 パーセントとなっております。また、自治体による助成状況ですけれども、11 月 25 日現在、全国で 191 市区町村が助成を実施しており、道内では本年 11 月 30 日現在で稚内市、紋別市、福島町など 2 市 20 町 2 村が助成しております。このうち福島町では全額を、その他は接種費用の 3 割から 5 割程度助成していると聞いております。

次に、新型インフルエンザ患者に関する医療機関の連携についての御質問ですけれども、本市では国の方針に基づき、本年 8 月 10 日以降、原則すべての医療機関が患者の診療を行い、そのうち重症患者については市立小樽病院と公的医療機関が受け入れるよう医療機関の連携を図っております。また、新型インフルエンザの発生初期には、市内で独自の判断により中止したイベントがありましたが、あくまでも感染拡大防止に万全を期すためのものと聞いております。市といたしましては、市民一人一人がせきエチケットなどの感染拡大防止に配慮することができれば、イベントを中止する必要はないものと考えております。また、市民の混乱を招くことがないように、引き続き正しい情報を提供するよう努めてまい

りたいと考えております。

次に、ペットの飼育放棄に関する質問でありますけれども、環境省がペットを引き取る際の提出書類の見本として示したものは「犬猫の引取り申請書」といい、申請理由や譲渡の努力の有無、過去の引取りの有無をはじめ犬猫の個体情報と飼育状況を記載するものとなっています。また、身元確認は住民票、免許証、健康保険証で行うこととなっています。北海道の準備状況は他府県等と情報交換を行っており、書類の内容や有効性について検討している段階であると聞いています。本市はこの法律を所管しておりませんが、飼い主の病気や入院、引っ越しあるいはペットの病気などの理由で保健所での引取りを求められることがあり、飼い続けられないと判断される場合は、小樽市畜犬取締り及び野犬掃とう条例に基づく犬等の引取りを行っています。その際は飼い主に犬の処分願の提出を求めており、住所、氏名、犬の情報のほか処分依頼理由を記載していただいているところであります。

次に、沖縄県浦添市の基幹業務システムの事例についての利点と問題点でありますけれども、このシステムは既に韓国国内で稼働しているシステムが基本となっており、ゼロからのシステム構築が不要であるため、従来の開発経費の半分以下の費用でシステムの構築が可能になったと聞いております。

また、問題点ということでもありますけれども、このシステムはオープンソースと呼ばれる無償公開されたソフトをそれぞれ組み合わせて構築し、日本仕様に改良したものであります。このオープンソースと呼ばれる形態は、利用者側でプログラムの内容を自由に変更することが可能ですが、稼働時に障害が発生した場合のリスクは導入した団体で負うことになるため、いったん障害が発生すると、解決までに長時間が必要になるなどの課題があります。浦添市においてもこのシステムの稼働が始まって3か月後の本年6月に、住民基本台帳や税務を管理するシステムにおいて想定外の障害が発生し、窓口業務に支障が生じたことが報道されております。

次に、本市の基幹業務システム構築の現状ですけれども、これまで本市の基幹業務システムにつきましては、大型コンピュータを中心に自己開発を基本に運用しております。これまでに構築したプログラムなどの情報資産は膨大な数に上り、それらが連携しながら、住民基本台帳や税関連などの基本業務システムとして稼働しているところであります。

次に、避難支援の取組でありますけれども、本市におきましては、避難の支援を必要とされる方で、個人情報に関係機関などに提供することに同意された方々を登録する同意方式をとっております。地域への周知・啓発につきましては、民生委員の会議や町会長と市との定例連絡会議などでも説明させていただきましたが、今後とも新規の登録などについて、広報おたるで継続的に周知・啓発してまいりたいと考えております。関係機関・団体への協力依頼につきましては、民生委員の皆さんには基礎調査で協力いただきましたが、避難支援登録者のデータを整理、集約した段階においては、町会自主防災組織など地域に密着した団体に各地域での避難の支援について協力をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、臨時職員による調査の概要ですけれども、今年度は緊急雇用創出事業で臨時職員10名を雇用し、平成20年度に民生委員の皆さんに調査いただいた登録者約7,000名について個々の家庭を訪問し、避難支援者の確定、避難場所、避難経路及び緊急避難時の連絡先など避難支援プランに必要な項目を聞き取り調査し、登録者個々のデータの入力を実施したものであります。今後はこれらの個人のデータを整理し、登録者台帳の作成を進めていくものであります。

次に、備蓄の分散についての本市の状況ですけれども、本市における備蓄物資につきましては、備蓄食料、毛布があります。備蓄食料は指定避難場所である小中学校41校、高校9校、旧堺小学校及び教育委員会の52か所にアルファ米7,000食、クラッカー1万2,460食を分散備蓄しております。また、毛布

につきましては、銭函サービスセンターと海岸線の小中学校 17 校に 820 枚を分散備蓄しております。なお、これらの備蓄物資は分散配備しておりますので、災害発生の状況によっては不足する避難所への補充が可能となるものであります。

次に、株式会社ブランド総合研究所が実施している地域ブランド調査についてでありますけれども、この調査は自治体のブランド力を評価するものとして最大規模のものでありまして、市が地域ブランドを戦略的に考える上で参考になるものと考えております。本市は今年度の調査で第 6 位となりましたが、上位にランクする都市は、従前から観光地としていずれも人気と実績を兼ね備えた市町村であり、観光都市として歴史の浅い小樽が多くの人から魅力あるまちとして、京都や横浜などの観光地と同様に評価されていることは、本市の観光推進施策を進める上で大変心強く感じているところであります。

次に、調査の内容でありますけれども、この調査の特徴は、年 1 回インターネットでのアンケートの実施により消費者の目線から地域のブランド力を数値化し、地域ブランド戦略の指標として、市区町村、都道府県の魅力度をランクづけしているものであります。また、調査項目につきましては、まちの認知度や魅力度、イメージなどで構成される全 63 項目に及びきめ細やかな調査となっております。

次に、ブランド調査を活用したメニューでありますけれども、一つには自治体や事業者を対象とした地域ブランド調査の結果報告会をセミナー形式で実施する研修会があります。また、調査結果から明らかになった各自治体の課題を解決するために、ブランド戦略の立案やその具体的な取組を検討していくなどのメニューがあるとお聞きしております。

次に、YouTube（ユーチューブ）などの動画投稿サイトの活用でありますけれども、動画投稿サイトで最も有名な YouTube は、利用者が国内だけでも 2,000 万人を超えるとされております。そのため提供するコンテンツ次第では、これらの活用は本市が交流人口の増加を目指して進めている観光客の誘致や移住の促進などの事業において、本市の PR につながるものと考えております。しかし、一方で、後を絶たない違法なコンテンツの投稿といった著作権の問題や、コンテンツに対する悪意ある 2 次利用の問題など、簡単には解決できない課題もあると伺っております。今すぐに取り組む状況にはないと考えますが、今後他都市における YouTube などの活用について、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、環境保全についての御質問でありますけれども、初めに資源回収量と総排出ごみ量の割合で算出されるごみリサイクル率であります。本市の平成 20 年度のごみリサイクル率は 20 パーセントとなっております。

次に、生ごみの割合についてであります。北しりべし廃棄物処理広域連合の調査によりますと、平成 20 年度においては 6 市町村のごみ総量に占める生ごみの割合は、事業系ごみも含まれますが、12.1 パーセントとなっております。

次に、調布市におけるリサイクルに関する啓発や指導方法であります。調布市に確認しましたところ、市の広報誌に毎回リサイクルに関するコーナーを設けているほか、地域コミュニティラジオやケーブルテレビなどを活用して市民啓発に努めており、また、ごみ排出指導については不適切物を発見した場合はイエローカードにより警告したり、指導員が戸別に訪問し指導していると聞いております。なお、本市でも、広報誌の活用などによる周知・啓発や、指導員による排出指導など同様の取組をしているところであります。

次に、ごみ減量化についてでありますけれども、本市では平成 17 年度から家庭ごみの資源化・有料化施策を導入し、資源物も 6 品目から 12 品目に収集拡大するとともに、生ごみ処理機の購入助成や段ボール活用によるたい肥化の促進に努めたことにより、ごみ減量化が大きく進んだものと考えております。また、市民一人一人の減量化意識の向上を図るため、エコバッグやリターナブル商品の利用促進をはじめ

め、レジ袋削減や包装の簡素化に積極的に取り組むエコショップの認定制度の普及などを通して、ごみ発生抑制のための啓発に努めております。今後ともごみ分別の徹底やごみ減量化・資源化推進に向けて、他都市の事例なども参考にしながら、市民周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、市内海水浴場で実施されたボランティア清掃の状況であります。各海水浴場の開設時期は大部分が7月からのため、ボランティア清掃はおおむね6月から行われており、年度別で見ますと平成19年度は清掃件数が延べ22件、参加者は1,620人、20年度は延べ34件、2,914人、21年度は延べ24件、2,330人となっております。また、参加団体としましては、地元町会をはじめ民間企業や各種団体、市内外の小学校、高校、大学などとなっております。

次に、今年度実施された海岸清掃の状況であります。例年パトロールやボランティアなどによる海岸清掃を行っておりますが、今年度はそのほかに6月1日から7日まで「東小樽～銭函間海岸クリーン作戦」と名づけ、小樽土木現業所、漁業協同組合、JR北海道などの関係機関と赤十字奉仕団や街をきれいにし隊などのボランティア団体との協働により、清掃活動を行ったところであります。この清掃活動においては、海岸に散乱していた大量の流木や空き缶、ペットボトルなどを回収しましたが、期間中参加者数は約500人、ごみ回収量は約13トンとなっております。また、7月には、銭函の十線浜海岸においても土木現業所や森林管理事務所のほか、ボランティアの協力も得て清掃活動を実施しております。

次に、児童遊園地についての御質問ですが、初めに児童遊園地助成の過去5年間の要望箇所数と費用であります。平成17年度は5か所で66万4,000円、18年度は9か所で75万4,000円、19年度は8か所で76万3,000円、20年度は3か所で58万8,000円、21年度は5か所で58万7,000円でありました。要望内容では、各年度共通して遊具、フェンスの設置と補修が主でありました。

次に、児童遊園地の管理でありますけれども、主に町会や団地自治会が管理者となり、施設整備などを行っているところであります。また、トラブルなどの相談については毎年数件寄せられておりますが、住民同士では解決できない問題もあり、市としても解決に向け、助言や指導を行っているところであります。また、遊具の事故に伴う損害賠償につきましては、毎年市で賠償責任保険を掛けておりますが、これについての適用事例はございません。

最後に、今後の取組でありますけれども、市内の児童遊園地の使用実態や維持・管理状況などの調査を行う予定であり、それに基づき児童遊園地の管理者に、維持・管理方法など適切な指導を行っていきたいと考えております。また、情報の提供や交換の場として、児童遊園地の意見交換会などの開催も検討したいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 謙) 山田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、本市における小中学校の英語教育の状況についてであります。小学校においてはこれまで国際理解教育の一環として、総合的な学習の時間において英語活動を実施してまいりましたが、昨年度は13校において市教委のALTを活用しております。また、今年度からは、平成23年度から全面实施される新しい小学校学習指導要領の移行期間として、すべての小学校の5、6年生において外国語活動を導入することになり、英語教育に取り組んでおります。

一方、中学校においては各学年年間105時間の英語の授業が行われており、市教委ではALTを1校当たり6週間程度派遣しながら、英語を通じてのコミュニケーション能力の向上に努めております。

次に、岐阜市の小中一貫英語教育事業についてであります。岐阜市は平成16年度より岐阜発「英語でふるさと自慢」特区として文部科学省から認定を受け、この事業により義務教育を終えただれもが英

語によるコミュニケーション能力の基礎を身につけ、自分の考えや岐阜のことを英語で話すことができる児童・生徒の育成を目指し、9か年を見通した取組を進めているものと承知しております。

新しい中学校学習指導要領の外国語編においては、地域の小学校における外国語活動の指導でどの程度の素地が養われているか、また単語や表現がどの程度扱われているかなどきめ細かく把握した上で指導することが示されており、小中学校の連携は重要なことであると考え、指導もしているところでございます。岐阜とは状況は異なりますが、本市においても小学校から中学校への円滑な接続に配慮しつつ、英語教育の一層の充実を図るよう努めてまいります。

次に、小樽商科大学の外国人留学生を活用した英語教育への取組についてであります。小樽商科大学の留学生と市内小中学校との交流については、これまで大学において外国人留学生を対象に、日本の社会、歴史、文化等への理解を深めることを目的とした「日本事情」という授業を開校しており、こうしたことから昨年度小学校4校、中学校1校で実施しております。現状では小中学校と留学生との国際交流という観点からの取組になっておりますが、今後、英語教育としての活用に向け、大学と相談してまいりたいと思っております。

次に、学校図書館についてであります。平成5年3月に文部科学省が定めた学校図書館図書標準によりますと、12学級規模の学校図書館に整備すべき標準冊数は小学校が7,960冊、中学校は1万720冊になっております。市内小中学校41校の総蔵書数を標準冊数で割り返すと、達成率は本年度当初で小学校は73.6パーセント、中学校は91.7パーセントで、小中学校の合計では80.8パーセントとなります。

次に、小中学校の司書教諭についてであります。司書教諭は学校図書館法に基づいて学校図書館の専門的職務に当たるもので、12学級以上の小中学校では1名の配置が義務づけられており、本市におきましても小学校8校、中学校4校のすべてに置かれております。司書教諭は学校の教諭で、文部科学大臣の委嘱を受けた大学などの教育機関で司書教諭講習を修了した者の中から校長が命ずるもので、教職員定数配置基準上、学校図書館専任ではなく、授業やほかの校務なども行うこととなります。業務としては図書の整理や新規購入図書の選定をはじめ、図書室全体のレイアウト、教育課程に合わせた資料の整備、調べ物をする際のアドバイス、興味を引く図書展示の工夫、読書週間のイベント企画、読み聞かせボランティアの窓口など学校図書館の活用全般にわたっております。

次に、学校図書館の状況と課題であります。まず蔵書につきましては、現状では学校図書館図書標準を下回っていることから冊数を増やす必要がありますので、図書購入費の予算確保に努めてまいりたいと考えております。

また、子供たちが学校図書館を一層活用するには、司書教諭など専門教員を常時配置することが効果的ですが、現在の司書教諭は法的には専任でないため、国庫負担による専任の司書教諭の配置はもとより、司書教諭養成講習の充実、学校図書館司書の創設など、全国都市教育長協議会などを通じて国に要望しております。

次に、全国の図書館のうち外部委託されている数であります。日本図書館協会の調査・集計によりますと、全国の公立図書館約3,000館のうち指定管理者制度を導入しているのは、平成20年度末で95の自治体の170の図書館であります。導入の理由といたしましては、先ほど述べました日本図書館協会の調査によりますと、経費削減やサービスの向上、効率的運営が挙げられております。

次に、図書館利用者数であります。平成18年度は20万9,772人、19年度は20万8,835人、20年度は21万573人となっております。また、図書の貸出し冊数は、18年度は41万6,716冊、19年度は42万8,711冊、20年度は45万6,386冊と増加しております。

次に、図書館の利用者が増える施策についてであります。議員が例示された図書館でのサービスの

項目は、利用者が図書を借りやすくし、読書に親んでもらうための取組であると認識しております。市立小樽図書館におきましても、自宅のパソコンから図書館のホームページにより図書の検索や貸出し状況を調べることのできるサービスのほか、市内38か所のステーションを巡回する図書館バスを利用して事前に予約いただいた図書を届けるサービスや、小樽市以外の図書館との図書の相互貸借制度など、つまりこれは貸し借りの制度のことですが、こういうのを実施しているところですが、今後も市民が利用しやすい図書館サービスに努めてまいります。

最後に、指定管理者制度を導入した場合の課題についてであります。図書館についてはほかの自治体においても指定管理者制度が導入されていることから、本市においてもその導入について検討した経過がございます。課題としては、指定管理者制度を導入しても専門的な知識を持った人員の配置が必要となり、人件費などを含めた委託料は相当額になります。また、本市図書館の特徴である約2万9,000冊の郷土資料のレファレンスには相当の経験が必要であることなどが考えられます。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 12番、山田雅敏議員。

12番(山田雅敏議員) 2点お伺いいたします。

動画配信サイトYouTube(ユーチューブ)の項目ですが、各自治体では市長がみずからの記者会見など、いろいろと市民と協働する面で情報の発信をしていると思います。本市でも山田市長が日ごろ言っています市民との協働の部分で、先ほどの御答弁では、今後検討するということを言われましたが、やはりそういった場面でも市長の記者会見を行って、今あるさまざまな課題に対して情報発信を多くすると、市民の理解が得られるのではないかとということで、早急に検討をしていただいて、市長がおっしゃる市民との協働の部分を確認するものにしていただきたいと思います。その点についてお伺いします。

それから、教育委員会については、今御答弁いただきました平成19年度から20年度にかけて図書館の利用件数、19年度が42万8,000冊、20年度は45万6,000冊と、この部分で約2万8,000冊増えております。この1割以上増えている要因についてお聞かせ願いたいと思います。

議長(見楚谷登志) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 総務部長。

総務部長(山崎範夫) YouTube(ユーチューブ)に関連してのお尋ねがございました。今御質問ありました市長みずからの情報発信という意味からすると、今回、小樽市のホームページを大きくリニューアルをいたしました。その中でもいろいろな工夫をしながら、市長みずからが発信していくという部分もありますので、そんなのも充実をしていきたいなと思っていますのと、もう一つは、現在、FMおたるに毎月、市長が出演しております、時々情報あるいはそれぞれの思いを含めてみずからの声の発信をして、相当多くの方に聞いていただいて、いろいろな形での仕組みをしております。YouTubeにつきましても、確かに動画ということから言えばいろいろな発信力があるというのは承知をしております。他市の例も一定程度承知しておりますけれども、それについては今後少し調査研究をしていきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育部長。

教育部長(大野博幸) 山田議員の再質問にお答えいたします。貸出し冊数が増えていることは、私どもも大変喜んでおります。これは一般の大人の方もあるのですが、子供が例えば図書館司書の講座などに参加しますと、それを契機に貸出しのバスをつくりまして、それ以降利用されるという今までなか

ったような傾向もあります。ただ、一般的には不況のときには図書館はよく使われるというのもありますので、そのことも影響しているのではないかと考えております。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 12番、山田雅敏議員。

12番(山田雅敏議員) 市長の御答弁はよくわかりました。

また、図書館についてもわかりましたが、そこで一つの弊害としてよく利用されると、それに付随してやはり経費の部分が増えていくと思います。その部分については、ある程度国に要請するという御答弁を先ほども受けましたが、市にそういう図書購入費等の予算を求める、そういうようなことはお考えではないのか、その点だけお聞きして終わりたいと思います。

議長(見楚谷登志) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育部長。

教育部長(大野博幸) 再々質問にお答えいたします。

前段教育長のほうからも申し上げましたけれども、なかなか全般的な財政状況の中で苦しい面はありますけれども、できるだけ市民要望あるいはそういったものにこたえていけるように、予算確保には努力をしてみたいと思っております。

議長(見楚谷登志) 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第2号ないし第5号、第15号及び第18号ないし第21号並びに報告第1号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。成田祐樹議員、菊地葉子議員、中島麗子議員、高橋克幸議員、斉藤陽一良議員、山田雅敏議員、濱本進議員、井川浩子議員、林下孤芳議員。以上であります。

なお、委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第6号、第10号ないし第12号、第16号、第17号、第22号、第23号及び第26号は総務常任委員会に、議案第13号、第14号及び第24号は厚生常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

まず、平成21年第3回定例会において継続審査と決定いたしております陳情第252号及び第253号について、陳情者から取り下げたいとの申出がありました。

これを許可することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、取下げを許可することに決しました。

次に、今定例会に新たに提出されました陳情につきましては、別紙お手元に配布の議事事件一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明12月10日から12月20日まで11日間、休会いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時48分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 見 楚 谷 登 志

議 員 中 島 麗 子

議 員 濱 本 進

平成21年
第4回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成21年12月21日

出席議員(27名)

1番	秋元智憲	2番	千葉美幸
3番	鈴木喜明	4番	吹田友三郎
5番	大橋一弘	6番	成田祐樹
7番	菊地葉子	8番	中島麗子
9番	高橋克幸	10番	斉藤陽一良
11番	佐野治男	12番	山田雅敏
13番	佐藤禎洋	14番	濱本進
15番	井川浩子	16番	林下孤芳
17番	斎藤博行	18番	山口保
19番	佐々木勝利	21番	古沢勝則
22番	北野義紀	23番	横田久俊
24番	成田晃司	25番	前田清貴
26番	大竹秀文	27番	見楚谷登志
28番	久末恵子		

欠席議員(1名)

20番 新谷とし

出席説明員

市長	山田勝麿	監査委員	木野下智哉
副市長	山田厚	教育長	菊讓
病院局長	並木昭義	水道局長	小軽米文仁
総務部長	山崎範夫	総務部参事	鈴木勇三
財政部長	貞原正夫	産業港湾部長	磯谷揚一
医療保険部長	中村浩	福祉部長	長川修三
保健所長	秋野恵美子	生活環境部長	小原正徳
建設部長	竹田文隆	病院局長	吉川勝久
消防長	会田泰規	経営管理部長	大野博幸
監査委員長	宮腰裕二	教育部長	中塚茂
総務局長	貞村英之	会計管理者	中田克浩
総務部 企画政策室長		総務部総務課長	
財政部財政課長	木下正樹		

議事参与事務局職員

事務局長	佃	信雄
庶務係長	北出	晃也
調査係長	関	朋至
書記	木戸	智恵子
書記	島谷	和大

事務局次長	佐藤	正樹
議事係長	中村	弘二
書記	相澤	幸
書記	小林	由美子
書記	高野	香織

開議 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、秋元智憲議員、鈴木喜明議員を御指名いたします。

日程第1「議案第2号ないし第6号、第10号ないし第24号及び第26号並びに報告第1号並びに平成21年第3回定例会議案第8号ないし第24号並びに陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 9番、高橋克幸議員。

（9番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

9番（高橋克幸議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

国民保護法に基づく津波警報や地震速報などの災害情報が瞬時に提供される「全国瞬時警報システム整備事業費」として222万8,000円の補正予算を計上している。既にシステムを導入している千葉県では、テロリストが上陸したという極めてまれなケースを想定した避難訓練を行っており、訓練には小学生までも動員し、上空をヘリコプターが飛び交う、大変に大がかりなもので、まるで戦時中をほうふつとさせる光景であったという。このことから、国が整備を急ぐ真の目的は、有事の武力攻撃に備えるためとしか考えられず、戦争に加担するシステムを全国一律に導入しようとする姿勢には、疑問を感じるがどうか。

また、国はこのシステム整備に100億円もの巨費を投じているが、国民が求める施策の中で優先的に行う事業とは思われず、市は導入によるメリットをどのように考えているのか。

公共施設の管理・運営を民間企業にゆだねる指定管理者制度は、自治体が住民サービス分野から事実上撤退するものと考えられることから安易に容認できるものではなく、住民福祉の向上につながっているかなどを勘案の上、総合的に判断するべきである。市民会館、公会堂及び市民センターの指定管理者については前回に引き続き、イオンディライト・大幸総業グループと提案されているが、「小樽市公の施設の指定管理者制度の運用に関する指針」では、管理業務実施後に、サービスの向上や利用者の増加等について検証し、次回の指定手続に反映する旨を規定しており、今回、初めて指定管理者制度を導入したことによる効果等については、どのように評価しているのか。

また、同様に、管理者の更新が提案されている鯉御殿については、従来から、その歴史的背景にかんがみ社会教育施設として教育委員会に移管すべきと主張しているが、いまだ観光施設のままとなっている。関係部局との具体的な協議に入っていないとのことであるが、まずは社会教育施設として位置づけるべく検討を進めてほしいと思うがどうか。

新型インフルエンザワクチンの優先接種対象者の予約・接種スケジュールが具体化され、この中で中学校3年生は受験の関係から優先した日程となっている。これらを各医療機関で個別に調整することは非効率的であり、申込みが遅れた場合ワクチンの不足から受けられない事態も想定されることから、合理的で確実に接種されるために学校ごとに集団接種を行うことはできないのか。

また、ワクチンの供給から接種に至る流れの中に保健所は全く位置づけられていないが、保健所は市内のワクチン保有数を把握し、各医療機関に対して供給数の調整に当たるべきではないのか。

他の自治体においては、重症化のおそれがある基礎疾患を有する人への感染を防ぐため、接種助成対象者を拡大しているところもあるが、本市においてはそうした方向での検討は行ったのか。

このたびの新型インフルエンザの流行は、今後、命にかかわるような強毒性のウイルスが流行した際の対応のあり方に、大きな問題提起がなされたものとも考えられる。ウイルスは常に変異を繰り返し、毒性が増すとも言われるので、今回の対応を総括し、今後の教訓として業務に当たってほしいと思うがどうか。

今回、提案されている道営若竹団地の事業主体変更については、平成15年に協議を始めたが、1階の区分所有者に耐震補強工事に係る費用の一部負担を提案したことから、工事の同意が得られず、今日までずれこんだと聞く。最終的には公営住宅として2階から7階を使用するためには、下層階の補強が不可欠であるとの理由から、区分所有法に基づき費用負担を求めないことで工事の同意にこぎつけたという。しかし、これは一面で個人の財産を市民の税金で改修するものとも受け取れるが、今後、問題が生じることはないと考えてよいのか。

水道局の水道料金等徴収業務については、これまで市内業者が行っていた未収金の徴収を含め、料金課の業務の大部分を委託するとして、議会に対し十分な説明もないまま既にプロポーザル方式による選定で市外業者に決定している。市は、民間のノウハウを生かして収納率の向上を図りたいというが、この発言は直営体制では、十分な徴収ができないと言っているようなものであり、この業者から具体的にどのような提案を受けて、そのような考えになったのか。

また、収納率の向上を委託の目的としながら、提案を受けるに当たっての水準書では、過去3か年の平均収納率を下回らないとうたっており矛盾している。これでは委託をする意味などないのではないのか。

水道及び下水道事業会計は、現在、黒字であるものの、収益が大きく落ち込んでおり、早めに経営の効率化を図るため委託するというが、現状の市内業者が受注できない内容のものを、拙速に全面委託するのではなく、地元企業の育成期間として、3年程度の猶予を持って行うということをなぜできなかったのか。

姉妹都市との交流事業については、市が事務局を務めている姉妹都市提携委員会が実施しているが、その他の国との交流は、小樽日韓友好親善協会などそれぞれ民間団体が中心となり行っている。しかし、観光都市である小樽には、さまざまな国々から多くの観光客が訪れており、幅広く国際交流を進めるためにはサポート体制の充実が必要であることから、今後は、これまでそれぞれの団体が個別に対応してきた交流窓口を一元化し、新たに国際交流を統括する組織を立ち上げ、小樽が一丸となって取り組む必要があると思うがどうか。

また、ソウル特別市江西区とは、民間交流から広がり、本年2月には区庁長が来樽し友好都市協定の締結に至っている。その答礼として10月に訪問した際、熱烈な歓迎を受け、先方はより交流を深めたいとの思いから、本市との姉妹都市提携に強い意欲を示している。江西区議会では年内にも本市との姉妹都市提携に関する議決をすると聞くが、小樽市もこれに同意する意向であると受け止めてよいのか。

北海道新幹線については、昭和47年に青森 - 札幌間が、全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画に位置づけられ、翌年、同路線が整備計画に昇格し、小樽を経過地とする決定を受け、その後当時の日本鉄道建設公団により、新駅予定地は天神地区に決定したとのことである。本市の基幹産業である観光とのリンクを考慮した場合、朝里川温泉地区に新駅を設置するほうが観光振興の面で大きな効果が期待できると思うが、今となっては新駅の位置を変更することはできないのか。

市はこれまで、新駅が市内にできればよいとの考えから、議会においても位置に関する議論はほとんどされていない。このように市民の利益に結びつくための具体的な検討もせず、単に鉄建公団の決定をそのまま受け入れている姿勢では、札幌延伸が実現しても、多額の費用を要する駅周辺の整備事業は、到底市民の理解を得られないと思うがどうか。

平成20年度が黒字決算となったのは、特に職員の人件費削減による効果が大きかったと思われるが、現在の本市における給与水準は、全道主要10市の中でも最低になっている。市内には市役所の給与や手当を参考にしている企業も多いため、人件費が削減され、本市全体の可処分所得は大きく減少していると想定されるが、こうした状況が購買力を低下させ、価格破壊を生み、景気をさらに低迷させるという負の連鎖が続く原因にもなっているのではないのか。

これは、いずれかの時点で断ち切らなければ、デフレからの脱却ができないと思われることから、長期にわたる人件費の削減は、行うべきではないと思うがどうか。

また、財政の健全化を図るためにはコスト意識を持って業務に当たることが必要であるが、官公庁は民間に比べ意識が低いと言われている。費用対効果ですべてをはかれるものではないが、無駄と思われるものも散見するので、いま一度、徹底した業務の再点検を行う必要があるのではないのか。

このたびの政権交代に伴い、従来の予算のあり方をしがらみなく見直すことなどを目的に行われた事業仕分けについては、拙速に結論づけていた感は否めないが、連日の報道やインターネットで公開されたことにより、国の事業や予算編成に対する国民の関心が高まったことがうかがえる。栃木県足利市では、公開の場で、非営利法人のシンクタンクや他の自治体職員等による事業仕分けを行っているが、財政健全化を最優先課題に掲げる本市においても、この手法を予算編成に取り入れることはできないのか。

このように市の事業や予算編成を外部の視点から見直すことは重要であるため、第三者機関が検証を行うよう体制を整備する必要があると思うがどうか。

昨年度から、学校の組織運営体制及び指導体制の充実を図るため、新たに校長の補佐をする副校長や主幹教諭、他の教員に対して教育指導の改善や充実のために必要な助言を行う指導教諭を置くことが可能となったが、小樽市には何人が配置されているのか。

全国的にはいずれの役職も配置していない県が12もあるなど、まだ制度が浸透していないため、制度導入の是非や効果について、今後、国はアンケート調査を行うとのことだが、教員の指導力向上のためには非常に有効と思われる。校内の指導体制が強化されることで、児童・生徒の学力向上につながるものと期待できるが、本市では今後の配置についてどのように考えているのか。

読書などを通じ国語力の向上を図る取組が全国各地で行われ、学校図書館の重要性が増す中、蔵書の充実や司書教諭の配置のあり方が話題となっている。しかし、本市の図書整備は、小中学校それぞれで350万円と、蔵書の充実がおぼつかない状態であり、予算の大幅な増額を検討してほしいと思うがどうか。

また、児童・生徒に図書館や読書に関する指導などを行う司書教諭については、12学級以上の学校にのみ資格者が配置され、それ以下の学校では校務分掌で図書館を担当する教員が当たっているとのことだが、そうした学校にもひとしく指導が行き渡るよう司書教諭の役割を担う図書ボランティアの配置を検討してはどうか。

全国学力・学習状況調査で常に上位に位置する秋田市では、小中学校71校に対し指導主事が14名配置されているが、一方、本市では41校に対し5名と少ない。このことから学校や教員への指導が秋田市に比べて劣るのは道理であり、学力低迷の一因と思われることから、秋田市に倣い指導主事を増員し、学校ごとにきめ細やかな対応を図ってはどうか。

また、指導主事の学校訪問に関しては、本市よりも多くの時間を費やし、授業の様子を見た上で、教員が適切な教え方を習得するまで徹底した指導を行っているが、本市では、訪問時間が短い上に、具体的な指導は教育委員会庁舎において行うことが多いという。指導主事が長く学校で指導に当たることを嫌う教員もいると聞かすが、子供の学力向上のためには、まず現場の状況を熟知することが大切なので、もっと学校に直接出向いて指導を行う必要があるのではないのか。

同調査の小樽市の結果概要では、「書くこと」や「図形」など設問の観点ごとの分析内容を文章で表記しているが、実態を見極め今後の教育方針を検討する判断材料とするためには、観点ごとの正答率を示すことが必要と思うがどうか。

児童・生徒の学力向上はひとえに教員の指導力にかかっており、教員に対して教科別指導や助言を行う指導主事の役割は重要であるが、教育委員会に在籍する5名の指導主事で、年間1,000件以上の教科別指導等に加え、研修会も行っていることを助案すると、明らかにマンパワーは不足しているとは言えないか。

財政状況が厳しい中であっても指導主事の増員は必要であり、人材確保を図るためには、例えば、学校教育の経験を有する退職校長などを嘱託職員として採用してはどうか。

来年度、市教委は、市分庁舎を文学館・美術館の専用施設にするための大規模改修事業を計画しており、地階には収蔵庫を整備するというが、これは現在、他の部署が倉庫として使用しているスペースの一部を単に転用するだけで、空調設備は設けないとのことである。財政的に厳しいというが、絵画などの文化的収蔵品の保管施設にするのであれば、温湿度の管理ができないのは致命的であり、責任を持って収蔵品を保存できないこととなるため、設置に向けて再検討すべきではないか。

また、この建物は、日本の近代建築をリードしてきた郵政建築の第一人者と言われる小坂秀雄氏の設計により、昭和27年に貯金局として建てられた建築史的に大変価値のあるものである。そのため、改修に当たっては、現存する貴重な建物であるということ踏まえ、極力、原形をとどめると意識を持ち、進めてほしいと思うがどうか。

市は、このたび「新規高等学校卒業生雇用奨励金」を創設し、来年3月に卒業する市内の高校生を雇用した事業所に対して1人につき20万円を交付するとのことである。本社・本店が市外でも、市内に事業所があり、全従業員が100人以下の企業であれば対象にするというが、逆に、それ以上の人数であれば市内に事業所があっても、対象外としている。これは若年者の地元企業での雇用を支援するという目的に照らすと矛盾することにはならないのか。

この事業の効果に大きく期待するが、市は地域経済活性化等推進資金基金積立金を取り崩して実施するため、単年度の事業とする考えという。しかし、雇用環境がすぐに改善するとは考えにくく、翌年度以降の卒業生にとって不公平感は否めないことから、せめて3年程度は継続して実施すべきと思うがどうか。

昨年度における本市の企業立地については、食料品製造業の企業を中心として、主に銭函3丁目にある銭函工業団地に立地が進められたと聞くと、これは大消費地札幌に隣接し、原料となる水産資源が豊富なことや小樽のブランド力によるところが大きいという。一方、石狩湾新港の小樽市域では企業立地が進んでいないが、小樽市全体の産業振興という観点からも、この地区の売り込みに力を入れていく必要があるのではないのか。

本市では優遇制度として、企業立地促進条例を定め、固定資産税及び都市計画税を2年間免除しているが、他都市では、さらに用地取得費の助成を行っているところもあり、立地を促すため制度の拡大について検討してはどうか。

本市の制度を利用する場合、北海道の設備投資の一部を助成する制度も適用になることから、初期投資の軽減を図ることが可能であり、進出を検討している企業にとっては弾みをつけることになるため、広く道内外の企業に対して、積極的に優遇制度の周知を図っていくべきではないか。

平成21年度上半期の観光入込客数は376万人と、前年度同期に比べ約22万人も減少しており、市内総生産額に占める観光の経済波及効果が3割を超えている本市にとって、新たな観光戦略を打ち出すことは

急務となっている。新たな切り口としては、港の親水機能を生かした観光との連携が期待されているが、既に平成9年改訂の港湾計画において、第3号ふ頭は、国際交流に対応したクルーズ船が利用可能なふ頭機能の確保や緑地の整備等を行うこととし、交流ゾーンに位置づけられているにもかかわらず、10年以上経過した今も進展の兆しが見えないので、市は早急に方向性を示すべきではないのか。

また、平成19年に策定された小樽港将来ビジョンのゾーニングでは、「交流・生活ゾーン」とする目的を、基部は5年後、ふ頭は20年後としているが、これらは一体として活用されるものであり、足並みをそろえなければ、活用価値が上がらないため、合わせるべきと思うがどうか。

このたびの新政権は、新たな「子ども手当」の財源とするため、扶養控除廃止の方針を示しているが、このことにより収入が変わらないにもかかわらず、非課税から課税となる世帯も多く、市のさまざまなサービスや減免措置の対象外となることが想定される。その中には子育て支援にかかわるものも多く含まれており、子育ての心配をなくするために掲げた政策の趣旨から考えると、大いに疑問に思うがどうか。

また、政府内では、公約に反して地方負担を求める議論もあるが、そのことについて市はどのような見解を持っているのか。

介護保険では、定率減税の廃止に伴い課税世帯に転じ、保険料が上昇するケースがあまりに多かったため、国は激変緩和措置を講じ、市でも独自減免の要件から非課税世帯という項目を外したとのことである。こうした例を参考に、生活保護基準をベースにするなど、税制改正のたびに影響を受けない負担軽減策について、十分検討すべきと思うがどうか。

介護サービスのうち住宅改修と福祉用具購入の本市における支給方法は、本人がいったん事業所に全額を支払った後、市に申請を行うことで、本人負担分を除く9割が返還される償還払いとなっている。しかし、この方法では、いったん全額を支払う必要があるため、資金を工面できず、住宅の改修を断念したとの話も聞いており、市民が必要とするサービスを適切に提供する観点から、給付金の支払方法を受領委任払いに変更し、市が事業者に対し、直接、費用の9割を支払うことで、申請者は自己負担分の支出で済み、一度の負担を軽減することが可能となるのではないのか。

従前、市では直営のホームヘルパーを多数雇用していたが、夜間サービスなど柔軟な対応を求める利用者の声にこたえるため、社会福祉協議会に全面移管した経緯があるが、現在、市内で24時間サービスまで行っている事業所はない。事業所では、区内でのニーズが少なく採算が合わないため行っていないとのことであるが、市内全域を見ると、潜在的な需要は多いと思われることから、まずは需要調査を行い、希望が多ければ、社会福祉協議会で運営する「たんぼぼ」がその受皿となり実施してほしいと思うがどうか。

社会福祉協議会は現状でも、地域福祉活動、介護保険事業、共同募金会など市民福祉に直結する業務を行い、日々多忙を極めて中、さらに次年度からは、成年後見センター事業の運営も市から委託予定と聞いている。この際、業務の効率化、市民ニーズへの迅速な対応を図る上から、社会福祉協議会の業務を見直し、経営的に黒字となっている訪問介護部門を担う「たんぼぼ」を切り離し、社会福祉協議会の精神を受け継ぐ独立した介護事業所としてはどうか。

再編・ネットワーク化協議会の報告によると、市内の医療機関で2次医療まで完結する体制を目指すとしているが、現状では糖尿病やリウマチ、呼吸器などの専門医がいないため、札幌の医療機関に頼らざるを得ない状況にある。体制を確立するためには医師の確保が急務であるが、そのためにも大学病院の医局が求める新病院のビジョンを早く示せるよう、鋭意取り組んでほしいと思うがどうか。

統合新築に当たり、市は、「財政の見通し」「病院の経営改善」「建設場所の決定」の3条件をクリ

アする必要があるのであるとしているが、場所さえ決まれば、中断している基本設計を活用し、事業は一気に進展していくと思われるので、実施設計や建設費の起債がスムーズに認められるよう、さらなる経営改善に努めてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第2号、第3号、第5号及び第20号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告は承認と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

22番（北野義紀議員） 日本共産党を代表し、ただいまの委員長報告に反対し、議案第2号、第3号、第5号及び第20号について否決の討論を行います。

議案第2号一般会計補正予算ですが、全国瞬時警報システム整備事業費として全額国の負担で22万8,000円計上されています。この予算で国が発信する通信衛星からの電波を受信する装置とケーブル配線を設置・整備するためのものです。一体何のためのシステムかと言えば、大きくは目的が二つ、一つ目は大規模災害、二つ目は武力攻撃が発生した場合です。国民保護のために必要な情報が通信衛星を利用して瞬時に地方公共団体に伝達するとともに、地域衛星通信ネットワークに接続された市町村防災行政無線を自動的に起動させ、住民に緊急情報を伝達するシステムとのことです。全国瞬時警報システムで伝達される情報は、13項目あり、このうち4項目は弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報など有事体制に備える情報です。

2006年に全国瞬時警報システムの実証実験が15都道府県16市町村で行われました。千葉県富浦町では、国籍不明のテロリスト数名が大房岬突端に上陸するのが目撃されたとの情報が瞬時警報システムで受信、拡声器から有事サイレン、消防、警察、自衛隊による避難誘導、住民・児童のバスによる避難が行われました。これに対して、当時の政府部内からも国籍不明のテロリスト上陸という設定自体が非現実的な上、授業時間中の小学生まで避難させたことに批判の声が上がったくらいです。

全国瞬時警報システムは、当面は気象庁からの情報とのことです。ところが、この予算を補助金として道内の市町村に配分した北海道危機管理対策室は、「4月の北朝鮮のミサイル発射が引き金になっている。有事情報の伝達が主な目的」と説明しています。

また、小樽市の危機管理への市民の情報伝達はどうなっているか。先ほど紹介した全国瞬時警報システムを受信しても、これに接続する地域衛星通信ネットワークの小樽市防災行政無線がありません。どうやって小樽市民に緊急情報を伝達するシステムになっているかといえば、消防の広報車での伝達です。消防署、各消防出張所から合計16台で出動し、国道だけでも総延長54.9キロを含む全市に行き渡るのに、津波警報であれば海岸線のみで30分程度、地震等の場合は1時間程度かかるとのことです。ただし、消防の広報活動は、火災等が発生した場合は、広報活動を中断して、消火活動優先となります。昼間なら当然テレビなどマスコミでも報道されるでしょうが、一番強く懸念されている夜間なら、消防広報活動に頼らざるを得ません。現在の防災体制は、北海道から後志支庁経由で電話、ファクス、メールで送信されてきますが、その先は今指摘したとおりで、お寒い状態です。また、緊急時にはホットラインで小

樽市と関係機関が連絡をとり合うことになっていますが、2004年9月8日の台風18号のときは、小樽市と北電とのホットラインは機能しませんでした。政府は、有事法制の一部である国民保護法に基づき、全国の市町村に国民保護計画の策定を求めています。この一環をなす予算には賛成できません。

議案第3号住宅事業特別会計補正予算と関連する議案第20号公の施設の指定管理者の指定です。

市営住宅管理代行業務費として平成22年度から24年度までの分が計上され、引き続きこれまでの業者を指定するものです。市営住宅の管理、使用料の徴収や未納の督促、訪問徴収、減免制度の対象者への実務作業など公費の扱いを民間業者に委託し、所得や世帯構成などの個人情報扱われることになり、同意できません。

次に、議案第5号水道事業会計補正予算です。

予算特別委員会でも市長が答弁しているように、水道事業が黒字経営のうちに対策を立てる。3年後に地元業者が参加できるように、努力していただきたいとのことでした。しかし、料金課の業務委託に関して、今回のプロポーザル方式の条件を基本にしたら、地元企業は3年後といえども参画できません。せいぜい業務提携の一員に名を連ねるくらいです。

我が党は、民間委託には基本的には賛成しませんが、仮に民間に委託するにしても、その目的遂行に支障のない範囲で条件を緩め、地元業者が受託できるように、3年間なら3年間の時間的余裕を持って情報を公開し、地元企業育成の立場に立つことこそ求められているのではないのでしょうか。あるいは、現在、地元業者に委託している以外の業務について、改めてプロポーザル方式で検討をすることは可能ではなかったのかなど、まだまだ審議すべきことがたくさん残っています。にもかかわらず、今回のやり方は初めから地元業者排除をねらったとしか思われません。

しかも、これまでの委託業者に打ち切りを通告したのは、この9月1日です。9月1日といえば、特に自民党の皆さん方は強い印象を持っておられると思うのですが、委託業者の社長が自民党の支部長として総選挙を戦い、大きな敗北を喫し、政権の座から追い払われるというかつてない衝撃を受けた、まさにその瞬間をねらったの解除通告です。水道局だから水くさいと言え、それまでですが、それで済まされるものではありません。あまりにも冷たい仕打ちではないでしょうか。しかも、地元業者の努力で、現年度分の収納率は水道料が97.5パーセント、下水道使用料は97.6パーセントと、ほぼ限界に近いぐらいの成績を上げ、22年間、金銭トラブルや事故をただの1回も起こさないで業務を行ってきた会社です。

一方、過年度分とはいえ、主に水道局が担当の収納率は、水道料が75.9パーセント、下水道使用料は76.1パーセントです。これまで水道局の担当者は、収納率向上にまじめに努力されてきたでしょうが、今度、過年度分を東京の民間業者に委託して収納率向上を図るとのことですが、この事実を市民が知ったら、自分の成績不良を民間にかわってやってもらって、成績を上げようという水道局の姿勢は支持をされるでしょうか。

しかも、10月8日に公開した公募型プロポーザル方式での募集要領、委託水準書、選定基準などが完成したのは、9月18日で、条件が整ってもいない半月も前に地元業者に排除通告をするなどは言語道断です。こんな地元業者切捨てが先にありきの予算に賛成などできるわけがありません。

予算特別委員会で、私はこのことを強く指摘をしたのですが、翌日、ある経済界の方から電話をいただきました。自民党の支部長の会社のことを何でそういうふうに擁護するのだと。私は、そうではないと、思想信条を別にして地元業者を守るのが共産党の立場だと説明いたしました。共産党以上に自民党の議員が一生懸命やるのが筋ではなかったのか。そういうことをやらないから、選挙で票を減らすのだと、伝えておいてくれと。これは、私が言ったのではないのです。ある経済界の方ですから、お伝えしておきます。

水道局のこういう地元業者排除、身勝手きわまりない態度におきゅうを据えるためにも、議案第5号は投票採決で行われますから、我が党とともに否決していただくことを呼びかけ、討論といたします。

(拍手)

議長(見楚谷登志) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第5号について、採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(見楚谷登志) ただいまの出席議員は26名であります。

投票用紙を配布いたさせます。

(投票用紙配布)

議長(見楚谷登志) 投票用紙の配布漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

議長(見楚谷登志) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。議案第5号について、委員長報告は可決であります。委員長報告どおり決定することに賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と投票用紙に記載の上、職員の点呼に応じ順次投票を願います。

点呼を命じます。

事務局次長(佐藤正樹) 1番秋元智憲議員、2番千葉美幸議員、3番鈴木喜明議員、4番吹田友三郎議員、5番大橋一弘議員、6番成田祐樹議員、7番菊地葉子議員、8番中島麗子議員、9番高橋克幸議員、10番斉藤陽一良議員、11番佐野治男議員、12番山田雅敏議員、13番佐藤禎洋議員、14番濱本進議員、15番井川浩子議員、16番林下孤芳議員、17番斎藤博行議員、18番山口保議員、19番佐々木勝利議員、21番古沢勝則議員、22番北野義紀議員、23番横田久俊議員、24番成田晃司議員、25番前田清貴議員、26番大竹秀文議員、28番久末恵子議員。

議長(見楚谷登志) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

立会人に、千葉美幸議員、菊地葉子議員を御指名いたします。両議員の立会いを願います。

(開票)

議長(見楚谷登志) 投票の結果を報告いたします。

投票総数26票

そのうち有効投票 25票

無効投票 1票

有効投票中

賛成 21票

反対 4票

以上であります。

よって、議案第5号は可決と決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

議長(見楚谷登志) 次に、議案第2号、第3号及び第20号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

(「議長、28番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 28番、久末恵子議員。

(28番 久末恵子議員登壇)(拍手)

28番(久末恵子議員) 決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

平成20年度の一般会計実質単年度収支は黒字に転じたというものの、これはあくまで他会計や特定目的資金基金から多額の借入れを行い、収支のつじつまを合わせた上での結果である。下水道事業会計では剰余金の90パーセント以上を一般会計に貸し付けていることや、残高が減ってきている基金から借り入れているといったケースもあるが、これらの会計や基金では運営に支障を来してはいないのか。

また、特定目的基金には、それぞれプール建設などの目的があり、寄附者の名前が冠となっているものもあるが、それまでも借り入れていることには疑問を感じるがどうか。

このような借入れは、財源対策としてやむを得ず行っているというが、いつごろをめどに解消するつもりか。

単年度収支が黒字となったのは、管理経費の節減や職員給与費の圧縮など歳出減の努力による結果だが、これらの対策は継続性に乏しいため、歳入面からも収入増が期待でき、今後も引き続き単年度決算の黒字化を図る上で、プラス要素となるような新たな税源はないのか。

また、病院事業会計への繰入金は20年度で約17億円あり、一般会計の財政運営に大きな影響を与えているが、病院事業会計においては、医業収益が落ち続けている状況にあるため、今後、病院改革プランによる繰入額を超えることのないよう、さらなる経営改善に努めてほしいと思うがどうか。

現在も厳しい財政状況が続いているが、市長は今後の財政健全化に向けどのような決意で臨むつもりなのか。

市は、財政再建団体への転落を回避することを目的に、平成16年度から職員の協力の下、給与の独自削減を行い、この5年間で全会計合わせて約44億円もの財政効果を上げたとのことであるが、当時の職員団体に対する説明では、危機的状況を脱した際には独自削減前の水準に復元するとの約束であったと認識している。他会計や基金からの借入れを行っているとはいえ、20年度決算では実質単年度収支で6

億円ほどの黒字が生じていることからして、初期の目的は達成したと考えてよいのではないのか。

復元に当たっては、民間も含めた国全体のサラリーマンの給与構造も考慮した上で慎重に判断する必要があると言うが、それは別の議論であり、現在の給与カットは緊急避難的な措置である以上、復元に向けた見通しやその判断基準を示すべきと思うがどうか。

市税の収入率について、現年課税分に関しては、ここ数年93パーセントから94パーセントとほぼ横ばいで推移しているのに対し、滞納繰越分を含めた全体としては、以前の約90パーセントから平成20年度では約80パーセントまで落ち込んでいる。こうした状況から収入未済額も増え続けているが、滞納繰越分を減らすための対策はどのように考えているのか。

また、新たな滞納者を出さないためには、納付しやすい環境を整えることが必要であり、例えば振替指定日に引き落としされなかった場合の再振替の実施、クレジットカードやコンビニでの納付などについても、前向きに検討してほしいと思うがどうか。

平成20年度における市税滞納者への差押え件数は1,200件ほどで、これにより約6,300万円を滞納している市税に充当したとのことであるが、今年度は新たにインターネット公売を導入し、大皿や旧ソ連製電気ポットなどを出品して、これまでに総額30万円近い取引が成立したと聞く。この手法は市外などから広く入札への参加を可能とすることで、高値での落札も期待できる一方、高齢者などインターネットができない人は参加できないことから、来庁して直接入札に参加申込みできるような方法も検討すべきと思うがどうか。

本市における収入未済額は、一般会計で38億円以上に上り、市の財政を圧迫する大きな要因となっている。収納体制の強化で、市民税、保育料などは一定の成果が表れているようではあるが、昨今の景気の低迷により、さらなる努力が必要と思われることから、今後は未収金が不納欠損とならないよう徴収に努め、民間の債権回収の手法についても研究することが効果的と思うがどうか。

西陵中学校擁壁工事については、14社による入札の結果、落札率は約65パーセントで、市の積算額に比べて相当な離れがあったとのことだが、このような低価格で、工事の質が落ちたり、雇用者の労働条件の悪化を招いたということはなかったのか。

こうした状況に対応するためにも、市が発注する公共事業については、下請業者の経営や労働者賃金の保障を目的とした自治体の契約制度のあり方を規定する公契約条例の導入について検討すべきと思うがどうか。

本市では自動販売機の設置に係る行政財産の目的外使用料を1台1万8,000円としているが、他市では設置場所によっては、多くの希望者がいるということに着目して、定額制から入札制に変更したことで、五百数十倍もの増収になったケースもあると聞く。市は、財政健全化策の一環として、使用料・手数料を4年ごとに改定することとしているが、市民への負担を求めるだけでなく、こうした先進的な事例を研究し、積極的に取り入れていく姿勢が必要と思うがどうか。

このたびの政権交代により国は、定住自立圏に係る民間事業者向け新交付金の予算550億円のうち300億円を執行停止とする方針を示している。本市は中心市宣言を行い、まさにこの構想を進めているところであるが、この方針は地域の切実な声を聞かず、突然出された一方的な話であり、心外と言うほかない。本市が申請している、2か所の病院での未熟児集中治療室拡張は、緊急性のある事業であるため、決して執行停止の対象とならないよう、全力で国に対して要請してほしいと思うがどうか。

平成19年度から始まった全国学力・学習状況調査については、その結果を受け、各学校において、自校の実態に応じた学校改善プランを作成し、学力向上に取り組んでいるが、その結果は学校間により、かなりの格差が生じていると思われる。小樽市全体で学力向上を図るためには、下位の学校に集中的に

人員を配置するなど、もっと積極的に学力の底上げを図っていく必要があるのではないかと。

この調査は、政権交代に伴う見直しにより、取扱いが大きく変わり、来年度以降は抽出制になるとも言われているが、市は今後も継続して実施していく考えなのか。

通学路の安全確保について、場所によっては街路灯も民家もなく暗い道が長く続くところもあり、やむを得ず遠回りをしているとの話を聞く。市教委としては、学校周辺に防犯灯を設置することは難しく、通学時間が長くなるとしても、安全面を考慮しう回することもやむを得ないとしているが、安易に結論づけるのではなく、まずは、現地調査を行い対策を図るべきではないのか。

各学校では町会と連携して防犯マップを作成し、不審者情報や道路上の危険箇所の周知をしているが、地域における防犯灯の状況までは網羅していないことから、子供たちが安心して通学できるよう、改めて全校の通学路の実態を調査し、危険箇所の解消に取り組んでほしいと思うがどうか。

図書館における図書購入費の決算額は、平成19年度と比較すると350万円も減少しており、これは財政健全化に向け、全庁的に一般財源ベースで10パーセントの経費を削減し、不用額を出すという指示による結果とのことであるが、本来、指示を出しているのは事務経費や管理経費であり、こうした市民サービスに直接かかわる分野にまで削減が及んでいることは問題ではないのか。

本市の市民1人当たりの図書購入費は76円と、道内主要10市の中で最低となっており、このように他都市に比べ、大幅に遅れている市民サービスについては、一律に圧縮を求めるのではなく、政策的判断をもって予算措置をすべきではないのか。

10か月児健康診査の際に絵本をプレゼントし、本を通じた親子の触れ合いを育児に生かすためのブックスタート事業に、平成20年度は723名の参加があったとのことである。これは保護者にも大変好評であり、事業を開始したときの子供が、今年度、小学校に入学していることから、その効果がどのように表れてくるのか、今後、期待されるところであり、引き続き長く事業の継続を望むが、見通しはどのように考えているのか。

現在、絵本は絵本・児童文学研究センターから寄贈を受けているとのことだが、今後も事業を続けていくためには、費用負担を民間任せにせず、市としても必要な協力体制を考えていくべきではないのか。

社会体育関係団体への補助金184万円のうち、青少年に係るものは46万円であり、運営に支障を来している状況にあるが、次代を担う子供たちがスポーツを通じて健全に育成するためにも、少年団等への補助金の増額を検討してほしいと思うがどうか。

また、市内には子供のスポーツ団体は数多くあるが、日本体育協会の下部組織に当たるスポーツ少年団に登録しているのは26団体しかない。登録すれば、指導者向けの研修として救急法やそれぞれの競技種目に応じた最新の指導法が受講でき、ともすれば我流になりがちな指導方法を見直すことも可能となる。子供たちをより適切に指導するためにも、市は未加入の団体に対して、登録することによる有利性を説明し、加入を促してはどうか。

望洋シャンツェは、近年、本来のジャンプ競技に利用されておらず、昨年からは目的外使用として、ブレーキングゾーンをNPO法人ゆらぎの里づくり協会に貸し、オートキャンプ場として活用されているとのことである。市はここを新たな小樽の観光地と位置づけて、PRは行っているのか。

また、さらなる施設の有効活用を図るためには、単に土地を貸すだけではなく、市がオートキャンプ場として整備し、適正な使用料設定をした上で貸し出したほうが、市の収入増にもつながると思うがどうか。

決算審査意見書は、監査委員事務局が作成した原案を基に、監査委員が精査をして修正を加えているというが、平成20年度の固定資産税については、滞納繰越分の調定額が23億9,300万円であるのに対し、

2億8,200万円しか予算計上されていないにもかかわらず審査意見としては何も述べられていない。これは、滞納額の多くを占める特定企業の滞納分について、収入が見込めないための措置とも受け取れるが、こうした異常事態に触れないのは、作成を事務局に任せ、監査委員が十分な検証をしていないのか、又は滞納企業をかばおうとする政治的な配慮が働いているせいではないのか。

当決算特別委員会の委員長は、昨年度は監査委員として、各会計の例月出納検査に携わっており、また現在の議会選出監査委員は、議会において監査委員事務局を所管する総務常任委員会の委員長である。このように、監査を執行する側と議員として審査する側を同一人物が二足のわらじを履いていることは、なれ合いになるなど不適切と思うがどうか。

平成20年度には地域再生チャレンジ交付金を活用し、産業振興の分野では、ものづくり市場開拓支援事業として、小冊子「小樽ものづくりの原動」の作成により、小樽の隠れた機械金属関連企業のPRを行うことや、発展著しい中国、ロシアに向けた地場産品の販路拡大を目的とした海外市場調査を実施している。さらに今後の基幹産業と位置づけられる観光については、効果的な施策を図るための基礎資料とする目的で観光客動態調査事業を行うなど地域の再生に向け、積極的に事業展開を図っているが、これらの事業を実施したことにより、目に見える形で何らかの成果が上がっているのか。

これらの事業を市内の企業に活用してもらうため、今後とも継続的に経年の動向を把握し、分析していくことが大切であり、仮に交付金がなくとも、市が単独で事業を実施していくべきと思うがどうか。

小樽ドリームビーチは、札幌に近接していることもあり、毎年大勢の海水浴客でにぎわう石狩湾を代表する海水浴場である。しかし、波による海岸の浸食が激しく、海水浴場を運営するドリームビーチ協同組合では、その改修費用として市から多額の借入れを行い、駐車場使用料収入をその返済に充てている状況であるが、現在の借入残高は幾らなのか。

近年、石狩近郊の海水浴場では駐車場を無料にするなど海水浴客の困り込みを図る動きもあり、小樽ドリームビーチの海水浴客の入り込みをこれまでどおり確保するためにも、市として組合への新たな協力や支援を前向きに検討してほしいと思うがどうか。

平成20年度におたる自然の村の運営に要した経費は7,581万円であり、そのうち使用料などの収入で賄いきれない部分は、一般財源で4,841万円もの支出をしている。研修室など部屋の稼働率は53パーセントとのことであるが、仮に100パーセントの利用があったとしても、収入は6,679万円にしかならず、必ず赤字が出るという実態は、利用料金の設定に問題があるか、経費がかかりすぎているためではないのか。

例えば、清掃に関しては、委託により5人が1日五、六時間常駐しているとのことであるが、施設の規模から考えても、これは過剰であり、現在の稼働状況であれば、職員が直営で対応することも十分可能ではないのか。

財政健全化の取組により、あらゆる事業が見直しや削減されている中、この施設には当たり前のように5,000万円近く一般財源が充てられていることは看過できないため、業務内容を再度、詳細に精査し、施設のあり方や人員配置について見直すべきと思うがどうか。

市や漁協で組織する密漁防止対策協議会では、密漁に対する巡回指導や啓もう活動などを行っているが、依然として密漁が横行しており、漁業資源を守るためにはさらなる監視体制の強化が不可欠である。このたびの緊急雇用促進推進事業の一環として浅海資源保護管理事業により、小樽沿岸域でとれるアワビなど水産物の育成・維持を図る目的で、新たに人員を配置して監視業務を行っているが、この事業は漁業者にとってメリットがある上に雇用確保にも大変に有効であることから、今後も事業を継続していくべきと思うがどうか。

また、市は、漁業の後継者育成に係る総予算としては、研修費用補助の4万5,000円しか措置していな

いが、水産業は本市にとって重要な産業であることを考慮し、必要な予算をきちんと措置してほしいと思うがどうか。

国直轄工事費負担金の中に、本来、地方に負担させることが認められない管理職の給与、公務災害補償費、退職手当、営繕宿舍費が含まれていることが本年5月に判明した。平成20年度には北防波堤改良事業関連で、4500万円ほどを既に支出しているが、内容を精査し、認められない経費分については、すべて返還してもらおう、働きかける必要があるのではないかと。

また、過去においては、北防波堤よりも事業費の大きい中央地区再開発事業なども直轄事業として行っており、国は不当な行為を行っていたという観点から、加算金をつけてさかのぼって返還するよう、き然とした態度で国に求めていくべきと思うがどうか。

平成20年度の介護保険事業特別会計では、利用者数がほとんど変わっていないにもかかわらず、保険給付費で3億円余りの不用額が生じている。これは、18年度に国が介護サービスの「給付抑制」をねらい、介護予防の概念を導入したことに伴い、多くの利用者が心身の状況等に変化がなくとも、介護度が低く認定されたことによる影響だが、これまでに利用者から不満や苦情の声はなかったのか。

そもそも国が定めた介護保険制度の枠組み自体に問題があり、改善を求めていく必要があるが、時間も要するので、まずは市でできる施策を検討すべきである。市民の安心な老後を保障するためにも、独自減免を拡充することで負担を軽減し、利用者が必要なサービスをきちんと受けられるよう手だてを講じてほしいと思うがどうか。

平成20年度の不法投棄の量は前年度と比較すると、タイヤは834本、粗大ごみは225キ口増えており、処理費用は82万円にも上っている。全庁的に財政健全化に取り組んでいる中、このように市民のモラルの低さから無駄な費用を支出することを抑制するためにも、例えば警察の連絡先を記した看板を設置するなど、掲示方法や警告の仕方を工夫してほしいと思うがどうか。

廃棄物事業所の現業職員については、その業務に伴う汚れやにおいがひどいため、勤務時間の終了間際、30分間に交代で「洗身行為」として入浴が慣例化しているとのことである。実態としては、現場の作業が終わり次第入浴し、あとは退勤時間を待つだけという状況が想定されるが、勤務時間でありながらこの部署だけが入浴を許されているのはなぜか。

市は、入浴について特に規則では規定しておらず、業務内容から所属長の判断で実施しているというが、社会通念に照らすと、入浴は勤務時間終了後に行うのが一般的であり、早急に改善すべきではないのか。

平成20年度における小樽での麻しんの発生者数は69名であるが、これはアメリカ全体における年間の発生者数を上まわる数であると聞く。定点医療機関からの報告では平成18年度2名、19年度3名であったのに比べ、20年度は全数報告とはいえ大幅に増えているが、その原因をどのように分析しているのか。

また、ここ数年、学校での集団発生が社会問題化しているが、麻しんの予防接種率がほぼ100パーセントのアメリカでは、発生者数が極めて少ないことから、予防接種の有効性は明らかであり、本市においても麻しんの知識を保護者にさらに周知し、対象者全員が予防接種を受けるよう取り組むべきと思うがどうか。

平成20年度の病院事業会計における職員給与費は43億9,000万円で、医業収益に対する職員給与比率は54.2パーセントとのことであるが、市立病院改革プランでは、目標年次である25年度には、職員給与費を42億円代に圧縮し、比率を49.5パーセントにしている。しかし、医業収益を上げるには、診療料の維持や7対1入院基本料の適用が必ずであり、そのためには医師、看護師の確保が重要である。こうしたことから人件費の抑制には限界があると思うが、これらの兼ね合いについては、どのように考

えているのか。

今後は、地方公営企業法の全部適用をしたことにより、管理者の下、適正な人員配置に努められることと思うが、具体的にはどのように定数管理を進め、収益の増につなげていくのか。

市立病院の清掃業務の決算額は、小樽病院で4,000万円、医療センターで3,000万円と民間病院に比べ極めて高額である。これは清掃をはじめ施設管理や電話交換、警備保安のいずれも同じ会社と随意契約しており、競争原理が働いていないことにも原因があると思うため、清掃回数など業務の見直しとともに契約方法についても検討する必要があるのではないか。

経費の無駄を省き、医療機器の整備や研究研修費に充てるなど医師がスキルアップし、働きやすい環境を整えることにより、喫緊の課題である医師の確保につながり、ひいては市民が求める医療の質の向上を図ることができると思うがどうか。

小樽駅前では、第3ビル周辺地区の再開発事業が終了し、景観上議論となっていた歩道橋も撤去され、観光スポットとしても注目されているが、小樽の玄関口であるこの地区のさらなる整備について、市はどのような展望を持っているのか。

以前、JRは小樽駅のリニューアルを計画したものの、現在は停止状態にあると聞く。今の駅前広場は、車両と歩行者の通行がふくそうするなど、根本的な改善が必要な状況であるため、市は、駅舎と一体的に広場整備の計画を立てられるよう、JRと積極的に協議をしてほしいと思うがどうか。

平成20年度には地域再生チャレンジ交付金を活用し、市街地の空き家調査を行っており、将来的には空き家バンクとして登録することも視野に入れているとのことだが、登録基準についてはどのように考えているのか。

市内には、所有者と連絡がとれず、長年放置されている危険家屋も数多くあり、近隣住民はその管理に苦慮しているが、今回の調査結果を活用し、行政として何らかの対応をしてほしいと思うがどうか。

空き家の所有者は、自分が管理しなければならないという責任感が希薄であると思われることから、空き家の維持・管理に対する新税を創設し、意識の向上を図ることも必要ではないのか。

市営住宅の修繕費は、これまで家賃収入の30パーセントをめどとしていたが、平成20年度決算では、20パーセントほどに減少している。北海道住宅対策審議会からは、住宅入居者の安全確保や住宅の長寿命化のため、財政難であっても適切な維持修繕が必要との答申が出ていることから、財政状況に左右されることなく、将来にわたって同水準の修繕費を維持するよう努めてもらいたいと思うがどうか。

また、住宅の長寿命化を図るため、公共住宅耐震診断・改修マニュアルに基づき、耐震診断や必要な工事を実施しているが、現在、まだ診断を行っていない住宅が3棟あり、うち2棟は用途廃止と建替えであり問題はないが、稲穂改良住宅については個別改善工事を行う計画と位置づけられている。ここは住宅のほか事務所や店舗を含む建物であり、権利者が多いため時間を要するものと思うが、市はどのように取り組む考えなのか。

水道事業会計における給水収益は平成11年度をピークに年々減少しているが、近年は景気の低迷から落ち込みが特に著しく、20年度決算では対前年度比で家事用が3,730万円、業務用が5,250万円も減少している。この状況は、公営企業経営健全化計画の見込みを大きく下回っているものと思うが、この流れに歯どめをかけるための対策は講じているのか。

給水収益が激減していても、老朽施設の整備は行わなければならない、収支バランスの見極めは非常に重要である。水道事業では今後10年間で約45億円の更新計画を予定しており、特にその中でも以前から懸案となっている大口径管の工事については実現が懸念されるところであるが、現時点においては、どのような見通しを持っているのか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、平成21年第3回定例会議案第8号ないし第19号及び第21号ないし第24号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも認定と決定いたしました。

次に、平成21年第3回定例会議案第20号につきましては認定と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 8番、中島麗子議員。

（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

8番（中島麗子議員） 日本共産党を代表して、平成21年第3回定例会議案第8号ないし第19号及び第21号ないし第24号について、不認定の討論をします。

平成20年度の一般会計は、単年度収支で6億3,711万円の黒字となり、平成19年度から引き継いだ累積赤字12億9,659万円を6億5,948万円に圧縮したとはいえ、5年連続の赤字決算です。実際には、予算に対する市税収入の落ち込みが例年ほどなかったことや、燃料費の値上げが一時的なものであったこと、暖冬で除排雪経費に不用額が出たことが黒字決算の大きな要因とのことです。

しかし、市長は平成20年度普通交付税が当初予算と比較して約2億円の減収となったため、歳出削減のため、管理経費の10パーセントの予算執行の留保を指示し、予算上、計画した事業以外の出費を厳しく抑制しました。その結果、一般会計予算591億3,200万円に対して、決算では15億6,300万円の不用額を出しています。主なものは、民生費で5億6,600万円、土木費で3億600万円、教育費で1億2,900万円、総務費で1億300万円、商工費で1億6,300万円です。

土木費のうち、市民生活に密着した道路や側溝、石垣などの維持補修費で約2,990万円、臨時市道整備事業で5,500万円の不用額です。不用額の理由は、競争入札の結果、落札率が78パーセントと低く抑えられたためと言いますが、仕事が激減する中で、安値落札に歯どめがかけれられないことは、事業者の生活破壊になる心配はないのでしょうか。また、予算があるなら、市民要望はたくさん寄せられていますから、少しでも事業を実施するべきであり、赤字減らしのために多額の不用額を出すことは、市民サービス削減です。

教育委員会の不用額では、決算特別委員会の質疑の中で、管理経費にとどまらず、市民サービスに直結する予算すら削減している事実が明らかになりました。図書館費は、平成19年度決算では、不用額ゼロの決算でしたが、20年度は不用額を282万円出しており、その内訳は、図書等資料整備事業費の不用額に相当します。そのため、現在人口1人当たり図書費が全道主要都市中最低にもかかわらず、昨年より図書購入数を1,500冊も減少させる結果になりました。図書館の現場では、所内の情報システム課のアドバイスで、インターネットの保守管理費の委託料軽減を実施しており、前向きな努力がされています。このような職員間の連携・協力で創意工夫による経費削減努力を大いに認めていくべきであり、新規購入図書を減らすなど、市民サービスの削減は問題です。

財源確保のため、市は他会計や基金から36億9,500万円の借入れをしていますが、特定目的基金からの借入れは、基金目的との関係を明らかにするべきです。市営住宅敷金基金は、総額約6,300万円から5,000万円の借入れですが、この基金は市民への敷金返済や次期入居者に対する住宅補修に使うものであり、借入基金として適切かどうか検討が必要ではないでしょうか。20年度は歳出削減のために、昨年度に引き続き、職員給与削減を継続し、さらに職員手当を減らし、オタモイ共同調理場における調理業務等の民間委託、真栄保育所の民間移譲、家庭ごみ収集委託業務の拡大など、公的責任分野を縮小してきまし

た。また、雇用対策として政府から支給された地域活性化・生活対策臨時交付金のうち、半分以上が平成20年度の赤字穴埋めに回されており、景気対策に使うべき交付金すらつぎ込んだ結果の単年度黒字です。

以上の理由で、平成20年度一般会計決算は不認定とします。

議案第12号国民健康保険事業特別会計です。

平成19年度から引き継いだ15億7,300万円の収支不足額を9億5,480万円に圧縮しています。歳入で特別調整交付金が予定より多く交付されたと言いますが、市民には高い保険料を課して、多額の不用額を出し、単年度黒字6億1,800万円を出した結果です。また、保険料滞納者が窓口負担10割のため、医療受診さえできないような資格証明書を発行する国民健康保険事業には反対です。

議案第17号介護保険事業特別会計です。

決算規模127億円になる介護保険事業は、3億949万円の剰余金を出していますが、ほとんどが保険給付費の不用額です。療養病床に対する給付費は、平成19年からの病床削減の影響ですが、利用者数が変わらないのに、訪問介護や通所介護等で1億円以上の不用額が出た背景には、政府の介護サービス利用抑制の方針の下で予防介護が導入され、サービスが減らされている実態が明らかになりました。小樽市は、介護保険料や訪問介護利用者への4分の1助成を実施していますが、介護サービスの利用拡大を図るためにも、訪問介護利用者への減免拡大等を検討すべきです。国は、地方自治体独自の助成に一般会計からの持ち出しを認めていませんが、第4期介護保険料算定に当たって、国費からの支出を実施しており、地方自治体の判断は、憲法上も地方分権の立場からも改善されて当然です。新政権がこれらも改善するよう、我が党としても働きかけてまいります。

介護保険制度は、保険料は年金から天引きされ、利用するときは1割負担があるため、その負担ができない生活困窮者は、実質的にはサービスを受けられないという大きな矛盾があります。政府の政策に基づいて、さらに介護サービス利用を抑制してきた決算は認められません。

議案第15号住宅事業特別会計です。

市は、これまで市営住宅の家賃収入のおおむね30パーセントを施設整備に充ててきたと言いますが、平成17年度決算で1億7,000万円の施設整備費が、19年度には1億2,000万円になり、家賃収入との比較でも32パーセントから22パーセントに大幅に減少しています。これは19年度から導入された指定管理者制度の影響ですが、平成20年度決算においても同様の決算です。北海道住宅対策審議会では、道営住宅の管理に必要な修繕費や事務費などの維持・管理の予算は家賃収入で賄うことを基本とし、維持管理費が厳しい財政状況のため、年々減少する傾向であるが、入居者の生活を守り安全を確保することは、極めて重要である。大規模の破損を事前に防ぎ、住宅の長寿命化を図るためには、適切な維持・修繕が必要であり、これに伴う予算の確保が必要であるとしています。市は財政事情もあり、従来どおり家賃収入に対する30パーセントの施設整備費の確保は困難と言いますが、入居者の生活と安全が守られるよう、必要な予算は確保すべきです。

議案第19号後期高齢者医療事業特別会計です。

75歳以上の高齢者を別枠の保険に追い出し、医療差別する後期高齢者医療制度の初年度決算になります。平成20年度、本制度について中止・廃止を求めて世論が沸騰し、全国で約780万人を組織する全国老人クラブ連合会が、75歳以上に限定して導入する根拠に乏しい制度を改めることを盛り込んだ要望書が厚生労働省と自民党に提出され、600以上の地方議会から廃止や見直しを求める意見書が上がりました。医療を提供する側からも不信と怒りがわき起こり、35都府県医師会が撤廃や見直しを求め、後期高齢者診療料などの診療報酬の廃止を求めております。そして、この診療料を請求するための届出をした診療

所は、14パーセントにとどまりました。不服審査請求者は全国で1万件を超えています。決算では、歳入で2億1,200万円の不足ですが、ほとんどが保険料軽減対策の結果、減額された分です。20年度は、制度開始早々に保険料改定のシステム改修費を計上し、国民の批判にこたえざるを得ない実態でした。また、制度創設による現役並み所得者の基準のために、収入は変わらないのに、窓口負担が1割から3割になったり、月の途中で75歳になって、本制度の被保険者になったとき、これまで加入していた保険の一部負担金と本制度の負担金と二重に支払うなど、制度の矛盾が吹き出し、改定に追われる1年でした。国民的な批判を受けた本制度は、一日も早く廃止すべきであり、決算は認定できません。

議案第21号病院事業会計です。

20年度は、総収益95億8,500万円に対して、総費用92億5,100万円で、差引き3億3,400万円の純利益を出し単年度黒字になりました。しかし、医業収益は、当初予算から6億9,000万円も減額補正をした結果であり、前年度実績と比較しても、5億2,900万円の減少です。入院患者、外来患者ともに前年度と比較して大幅に減少しており、医業費用の削減効果があったとはいえ、厳しい見通しであることに変わりはありません。ただ、20年度決算で、歳出削減の効果が見えてきたことは、注目に値すると思います。また、公立病院特別債18億8,000万円の導入で、不良債務を14億5,600万円に圧縮し、連結実質赤字比率の改善になっています。一般会計からの繰入金金は17億5,100万円、21年度は20億7,200万円の予定ですが、ここがピークになりますから、やはり一般会計がしっかり支えられるかどうか、病院事業会計の収益改善が大きなかぎになります。20年度は、市立病院のボイラー業務の民間委託を実施していますが、公的分野の民間委託の推進は問題です。

20年度の主な事業のうち、障害を持つ児童への特別支援教育支援員の配置や桜小学校をはじめ5校の耐震診断の実施、北海道小樽聾学校に放課後児童クラブの新設開始、介護保険料の独自減免の対象拡大、無料の妊産婦健診を2回から5回に拡大したこと、消防署朝里出張所やオタモイ公営住宅の建替え事業については、評価いたします。

他の議案については、消費税転嫁、受益者負担増のため、不認定とします。（拍手）

議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、平成21年第3回定例会議案第8号ないし第19号及び第21号ないし第24号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、平成21年第3回定例会議案第20号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 25番、前田清貴議員。

（25番 前田清貴議員登壇）（拍手）

25番（前田清貴議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第1161号について、現在、稲穂小学校にはいわゆる空き教室がないため、校内に放課後児童クラブを開設することは困難とのことであるが、地域との交流を図る目的で設置しているクラブハウスを利用することはできないのか。

クラブハウスでは、学校行事やクラブ活動等かなり利用頻度が高いというが、放課後児童クラブと相互に利用時間を調整するなど、クラブハウスを活用した開設の可能性について研究してほしいと思うがどうか。

陳情第1162号について、19年度から特別支援教育がスタートし、LDやADHDなど知的遅れを伴わない発達障害の児童・生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う特別支援教育支援員が配置可能になった。本市では、20年度と21年度に支援員配置による効果などを検証するため、モデル事業として市内5校に導入しているが、道内他都市の配置状況と比較すると、極めて遅れていると言わざるを得ない。このほどまとめられた総合計画の前期実施計画においても、特別教育支援員の配置が盛り込まれていることから、次年度に向け、配置を希望する小中学校に支援員を増員すべきではないのか。

第6次総合計画基本計画推進上、必要とされる21年度から前期5年間の具体的な施策や事業をまとめた実施計画が策定された。中でも新市民プールについては、新設を求める多くの陳情が提出され、これまでは基本計画には位置づけられていたものの、実施計画における取扱いが注目されていた事業である。今回は、とりあえず前期で事業着手する方向が示されており、計画を見る限り、前期終了までに供用開始に至らなくとも、せめて基本設計及び実施設計までは着手したいという教育委員会の決意を示したものと考えてよいか。

実施計画に位置づけられた事業は、緊急性や必要性がある場合、事業の前倒しも考えられるとのことであり、市民が熱望している新プールの一日も早い供用開始に向け、前向きに取り組んでほしいと思うがどうか。

今回示された前期実施計画には、総合計画に掲げる主要施策の事業概要や事業費がある程度具体的に記載されている。一方、社会教育分野の文化芸術振興計画のように総合計画の下位に位置づけられる分野ごとの個別計画においても、同様に事業方針や具体的な取組が示されており、それぞれ計画の方向性は一致しているとしても、具体的な項目や事業ごとの関係が複雑化しているということはないのか。

市民にとって、個別計画と総合計画の関係がよりわかりやすいものとなるよう、両計画の関係を整理して役割を明確化する必要があると思うがどうか。

行政刷新会議の事業仕分け項目に「道徳教育総合支援事業」が挙げられ、予算要求額を3分の1から半額に縮減する評価結果が示された。評価者からは、これまですべての児童・生徒に配布していた道徳の副読本である「心のノート」は必要なく、ウェブへの掲載だけで十分とする意見が複数あったという。児童・生徒にとって、社会性や規範意識をはぐくみ、道徳心を培うための道徳教育が重要なのは言うまでもなく、こうした教育関連予算にまでも事業仕分けの対象とする現政権の方針について、教育委員会はどうのような見解を持っているのか。

仮に「心のノート」をウェブ掲載のみとした場合、授業の都度、印刷しなければならず、かえって作業が煩雑になり、今よりはるかに手間がかかるのではないか。

行政刷新会議による事業仕分けの対象事業に「全国学力・体力テスト」が上げられた。文部科学省は、新政権の意向に沿い調査方法を抽出及び希望利用方式に改めるとの方針を示したものの、評価者からは、「そもそもこの調査では、子供の学力状況を前年と比較できない」という調査の欠点が指摘され、また、抽出率の妥当性も追及されるなどの厳しい意見が続出したとのことである。評価結果は、「予算要求の

大幅縮減」「抽出対象の絞り込み」と大変に厳しいものであり、これまでの3年間にわたり国が行ってきた学力学習状況調査のあり方を否定するような評価が示されたことについて、教育委員会はどのように受け止めているのか。

定額給付金及び子育て応援特別手当については、11月16日に最終申請分の給付をもって終了したが、いったん給付を受けた後、返納するケースが思いのほか多かったと聞く。自治体によっては、あらかじめ返納者を見込み、定額給付金などの申請書を送付する際に、ふるさと納税の申込書を同封するなど、寄附を促したところもあり、横浜市では1,700万円もの寄附が寄せられたという。このような給付金を地元で寄附したいと思う市民は、潜在的に多いと考えられることから、今後、同様の給付等があった場合は、小樽のまちづくりのための寄附を呼びかけてはどうか。

各社会教育施設では、それぞれ工夫を凝らした各種講座を開講し、中でも37年の長い歴史と伝統があり、小樽に根づいた生涯学習の財産とも言うべき市民大学講座をはじめ、さまざまな講座を多くの市民が受講しており、小樽市民の学習意欲の高さをうかがい知ることができる。今後は生涯学習に対する市民ニーズの多様化、高度化がさらに進み、これまで個々の施設で企画・実施してきた講座のあり方では対応できないことも考えられることから、新たに社会教育の司令塔的立場として社会教育主事を位置づけ、各社会教育施設で行う講座などのプロデュースや施設間の連絡調整など、社会教育全体のコーディネーターとして、総合的な役割を果たすことができるよう業務のあり方を研究してはどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第26号につきましては、採決の結果、賛成少数により否決と決定いたしました。

次に、陳情第3号、第4号、第186号、第262号ないし第356号、第358号ないし第370号、第373号ないし第643号、第647号ないし第1002号、第1004号ないし第1084号、第1086号ないし第1108号、第1119号ないし第1140号、第1146号ないし第1152号及び第1156号ないし第1159号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の議案はいずれも可決と、陳情第1161号は継続審査と、陳情第1162号は採択と、いずれも全会一致により決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第1161号及び第1162号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

7番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対、議案第26号は可決、継続審査中の陳情についてはいずれも採択を主張して討論をします。

アメリカのオバマ大統領がブラハでの演説で、核兵器廃絶をアメリカの国家目標にすると宣言したことは、日本国民の非核を求める運動と声が最大の核保有国をも動かし始めたものと考えます。一方、日本国内では、民主党を中心とする新政権の下、1960年の安保改定に向けて取り決められたいわゆる核密約についての討論記録の存在が確認されました。アメリカの公文書で既に明らかになっている核密約では、日本に飛来する米軍機、日本の港に一時立ち寄る艦船に関しては、事前協議の対象外とするというものです。こうした核密約の真相を公開し、密約を破棄し、名実ともに非核日本の立場を堅持すること

が何よりも求められているところで、新政権には期待するところです。

しかし、そうしたことが実現したとしても、小樽港に米艦船が入港しなくなることを意味するものではありません。市長は、これまで外務省の見解を根拠に、小樽港へのアメリカ艦船入港の判断をしてきましたが、政府対応のいかんによらず、これからは自主的な判断をすべきときです。

小樽市が平和市長会議への参加を決めたと、総務常任委員会で報告されました。平和市長会議は、核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起し、もって世界恒久平和の実現に寄与しようとするを目的とした、核兵器廃絶に向けての都市連携推進計画に賛同する世界各国の都市で構成された団体とあります。平和市長会議への参加は、非核港湾条例を制定し、名実ともに非核の港湾都市を求める絶好の機会であることを訴えます。

次に、採択とすべき陳情について、何点が意見を述べます。

小樽市室内水泳プールの早期建設方についての陳情です。第6次総合計画前期実施計画では、実施設計までの見通しが示されました。先進事例の調査、関係団体との協議に今後4年もの期間が必要とも思いませんが、市民の熱意が届いた成果だろうと考えます。市財政健全化の推移によっては、建設が早まる可能性は大いにあるのですから、議会意思として、一日も早い建設を望む市民の要求にしっかりとこたえ、陳情を採択して、早期建設への後押しをすべきではありませんか。

泊原発3号機でのプルサーマル計画の説明会の開催要請方についての陳情です。北海道電力は、12月下旬を目途に泊原発3号機の運転を実施しようとしています。使用済み核燃料を再利用するプルサーマル計画については、東京電力のデータ改ざん問題などが起こり、地元自治体などの理解が得られていないことや国産MOX燃料の調達計画も順調ではなく、計画見直しの検討に入る電力会社が相次ぐ中での運転開始です。岩内町では、全町民の意見を求めずに受入れを決めたとの批判も相次いでいます。最近、泊原発の沖合には、これまで未確認の活断層がある可能性が日本地震学会で報告されており、事故が起きたときの被害がこれまでの想定を大きく超えるのではないかと心配は当然です。陳情者の願意は妥当、採択を求めます。

所得税法第56条の廃止を求める意見書提出方についての陳情です。この件に関しては、前政権の与謝野財務大臣が見直しを含め研究したいと国会で答弁しました。実際に事務方で研究・検討が始まっています。第173回の国会の中でも、我が党の大門実紀史参議院議員が、新政権の下でも前向きに取り組んでいただきたいと質問しました。しっかり検討していきたいと峰崎財務副大臣、藤井財務大臣ともどもに前向きな答弁をしています。所得税法第56条の廃止を求める自治体からの意見書の提出は、今年の春にはおよそ40自治体であったのが、11月末には130自治体に達しています。今年7月に開催された国連女性差別撤廃委員会でも、労働の対価が税法で事業主の所得とされるのは人権侵害ではないかと取り上げられるなど、世界的レベルで見直しが求められている問題です。陳情を採択して、意見書を提出していただくではありませんか。

その他の陳情についても願意は妥当、採択を主張して、討論とします。（拍手）

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 16番、林下孤芳議員。

（16番 林下孤芳議員登壇）（拍手）

16番（林下孤芳議員） 民主党・市民連合を代表して、議案第26号小樽市非核港湾条例案に賛成の立場で討論をいたします。

核持込みの密約問題は、政府の調査結果の公式発表を前に、当時核密約にかかわった外務省の元官僚が、良心のかしゃくに耐えかねて、マスコミに出演し、核の持込みの密約の事実を認め、当時の総理大

臣や外務省の幹部職員が国民をだまし、歴代の総理や外務大臣に引き継がれてきたことが明らかになりました。

我が国の非核三原則は、国是として世界に知られ、高い評価をされてきました。それだけに、国民と世界を裏切り続けてきた関係者は、進んで公の場で事実関係を明らかにし、国民の批判を受けるべきものと思います。

鳩山総理は、非核三原則の堅持を宣言しておりますし、オバマ大統領が核兵器のない世界を目指すと宣言し、ドイツやイギリスの政府高官からも、相次いで核兵器のない世界への発言が続いております。オバマ大統領のノーベル平和賞の受賞に対して、核兵器を廃絶する前に、早すぎる受賞だとの批判もありますが、それだけに唯一の被爆国日本のみならず、世界の多くの国々が核兵器のない世界を求めているための受賞であったと思います。

こうした流れを後退させることなく、世界の動きや我が国の非核三原則の姿勢をバックアップするためには、今こそが小樽市非核港湾条例を制定する重要なタイミングであると判断されます。議員各位の良心に基づき改めて御理解と御賛同を心からお願いし、賛成討論といたします。(拍手)

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 4番、吹田友三郎議員。

(4番 吹田友三郎議員登壇)(拍手)

4番(吹田友三郎議員) 平成会を代表して、議案第26号小樽市非核港湾条例案につきまして、継続審査を主張し、討論をいたします。

この案件につきましては、大変重要な問題であり、継続審査を主張いたしますので、議員各位の御賛同をお願いいたします。

なお、継続審査が否決された場合、その後の採決に当たりましては、平成会は自席にて棄権の態度をとることを申し上げ、討論といたします。(拍手)

議長(見楚谷登志) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第26号について、採決いたします。

委員長報告は否決であります。継続審査と意見が分かれておりますので、まず継続審査について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、陳情第1004号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第1005号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第3号、第4号、第186号、第262号ないし第356号、第358号ないし第370号、第373号ないし第643号、第647号ないし第1002号、第1006号ないし第1084号、第1086号ないし第1108号、第1119号ないし第1140号、第1146号ないし第1152号及び、第1156号ないし第1159号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時30分

議長(見楚谷登志) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 5番、大橋一弘議員。

(5番 大橋一弘議員登壇)(拍手)

5番(大橋一弘議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

本年4月からスタートした第6次総合計画は本市の基軸となるものであり、財政が厳しい中であっても、このたび示された前期実施計画に位置づけられた各施策は、着実に推進していかなければならないものとする。市は、計画の初年度である平成21年度に実施した事業の成果をどう評価し、今後の課題をどのようにとらえているのか。

「人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち」をテーマに掲げる産業振興分野の施策は、本市の課題となっている若年者の雇用促進や定住・人口対策にかかわっており、これはまちの根幹をなす施策であることから、次年度以降も、積極的に取り組んでほしいと思うがどうか。

政府の行政刷新会議は、新年度予算編成に当たり、国の事業の無駄を削減する事業仕分けという新たな手法を用いて、概算要求から総額7,500億円を削減する結論を示した。事業の停止や縮減の対象には、港湾整備事業やシルバー人材センター事業も含まれており、本市への影響が懸念されるが、市の見解はどうか。

国も財政難である中、新政権は子ども手当をはじめとする公約を実現するため、生活関連も含めたあらゆる分野の予算に切り込んでおり、「コンクリートから人へ」とうたいながら、肝心の人や地域を脅

かしていると言わざるを得ない。市は、地域の実情を説明し、必要な予算を確保するよう、国に声を上げていくべきと思うがどうか。

市内の商店街振興が課題となっている中、先般の定額給付金の支給に当たり、市は「小樽で買物」キャンペーンセール助成事業として、商店街などが行う消費者の購買意欲を増進する事業に対して助成を行った。これにより、ふだんはあまり活発な活動をしていない郊外の商店街では、久しぶりに地域ににぎわいが見られ、この事業をきっかけにして商店会へ加入する店が増加したという話も聞いており、活性化につながる結果となったことから、来年度も引き続き実施してはどうか。

また、中心商店街では歩行者通行量の減少が続いており、丸井今井小樽店跡の利用については、現在も管理会社が大手ディベロッパーと交渉中であるという。民間企業の問題であるため、市が全面的に介入できないことは理解できるが、本市の重要課題でもあるので解決に向け、可能な限りの支援を行ってほしいと思うがどうか。

平成21年度上半期の本市観光入込客数は、外国人宿泊客数が前年同期を大幅に下回る結果となり、国別では、韓国や台湾が大きく減少しているが、その理由をどう分析しているのか。

本市は、上海での市場調査や万博での観光PRを来年に予定するなど、今まさにアジアを中心とした外国人観光客の誘致に本腰を入れようとしており、市内観光業者の対応は重要なかぎを握っているが、言葉や文化の違いから、受入れに消極的な施設はないのか。

国によっては食事の際に大声で話をする習慣があるなど、マナーに関する理解を求める必要もあるが、逆に日本の文化に理解を求めるといふ姿勢であれば、喜ばれる可能性もある。市は、研修会を開催して、関係業者の意識啓発を行い、外国人を受け入れる土壌づくりに努めてほしいと思うがどうか。

このたび旧手宮鉄道施設機関車庫3号の保存修理工事が完了し、来春から公開されるとのことである。近年、本市の観光に陰りが見えると言われている中、これは現存する日本最古の機関車庫として全国的に有名な観光資源になるものと期待されるが、PRに当たっては、総合博物館だけに任せるのではなく、観光振興室のノウハウを生かし、効果的な宣伝ができるよう、十分連携を図ってほしいと思うがどうか。

また、観光客動態調査では、宿泊客は日帰りに比べ平均2万円ほど消費額が多いとの結果が出ており、市内に宿泊する旅行者を増やすことが今後の観光振興のかぎになると考えられることから、例えば、JRやバスなど公共交通機関を利用して小樽を訪れ、市内に宿泊した観光客に対して、交通費の一部を助成するといった宿泊客を囲い込む企画を旅行会社に提案してはどうか。

三重県の鳥羽水族館は、台風が直撃するような悪天候でも営業する方針であり、他の観光施設が休館している場合には、既に現地入りした観光客の受入先としての役目を果たしていると聞く。冬期間休業しているおたる水族館も通年での営業を行うことで、冬場の観光客に喜ばれるとともに、入館者の増加にも効果があると思うが、市の見解はどうか。

また、一般的に水族館の施設は20年が耐用年数との話を聞くが、おたる水族館の場合は既に相当超過しており、建替えの検討が急務となっている。当面は建設資金の調達が最大の課題になると思われることから、市は、国の制度や有利な条件の融資について情報収集し、必要な助言をしてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第1110号ないし第1114号及び所管事項の調査は、いずれも継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 8番、中島麗子議員。

(8番 中島麗子議員登壇)(拍手)

8番(中島麗子議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、継続審査中の陳情第1110号ないし第1114号はいずれも採択を求める討論を行います。

内閣府が発表した7月ないし9月期の実質GDPは1.2パーセント増で、年間の数字に換算すると531兆円、前期との比較では6兆円余り増加したことになります。しかし、伸びが大きかったのは大企業の指標で、家計消費は年率2.9パーセント増にとどまり、内需拡大の兆しは見えてきません。今、何よりも重要なのは、深刻な景気の悪化から国民の暮らしと営業を守ることです。

総務省が発表した労働力調査では、10月の完全失業者数は344万人で、前年同月と比べて89万人増加しており、完全失業者数は本年10月まで12か月連続して前年同月に比べて増加しています。就業者数は、前年同月比では117万人減少しており、特に製造業では88万人減り、減少幅は前月よりも拡大しています。年越し派遣村がつくられた昨年と比べても一層深刻な雇用破壊が進行しています。

小樽商工会議所が7月から9月に行った市内企業の経済動向調査では、前年同期と比較して業況悪化と回答している企業は49.6パーセント、売上げ減少が58.6パーセント、採算悪化が55.4パーセントで、約半数の企業が営業不振の実態です。とりわけ業況悪化では、小売業が58.3パーセントと第1位で、次いで観光・サービス業になっています。来期の見通しでも、観光・サービス業の6割が売上げ、採算ともに悪化する見込みと答えています。

平成20年10月から開始された緊急保証制度の小樽市における認定総件数は、本年11月末で881件になりますが、そのうち売上げ減少率3パーセント以下の要件で申請した企業のうち522件、約6割が平均減少率20パーセントです。平均ですから、20パーセントを超える企業も少なくないわけであり、市内企業の8割が赤字という風評も出ており、小売業種など厳しい実態が懸念されます。

灯油価格は、原材料価格に反映され、小規模事業者の営業に直結するものです。小樽市生活環境部生活安全課の生活必需品小売価格調査の灯油平均価格を見ると、12月5日の調査で平均価格69.1円で、前年同月73.73円に比べ6.3パーセント減ですが、前月66.35円に比べて4.1パーセント増えています。本年4月以降、いったん50円台になった平均価格がじりじりと上がり続け、このまま推移すると70円台になりそうです。

陳情はいずれも昨年秋の異常な原油高騰に対して市内中小業者への助成を求めるものであり、本来なら昨年中に採択して、陳情趣旨にこたえるべき内容でした。現在においても、灯油価格の変動によっては、市内小規模事業者への支援は必要です。陳情趣旨は願意妥当、採択を求め、各会派の皆さんの賛同を呼びかけて、討論とします。(拍手)

議長(見楚谷登志) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1110号ないし第1114号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事項の調査について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

22番（北野義紀議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第13号について、これは桃内の廃棄物最終処分場における産業廃棄物の処分手数料を20キログラムにつき142円から296円に改定するものである。手数料の積算には、国の一方的な指針変更に伴い必要となった遮水シートの工事費である2億円が含まれているとのことだが、これは平成19年当時にも指摘しているとおり、本来、国に請求すべきものであり、手数料に転嫁しているのはおかしいのではないか。

3年間は激変緩和措置として段階的に増額することとしているが、最終的には2倍以上の大幅な引上げとなっており、廃棄物を多く排出する水産加工業などへの影響が大きいことから、その期間を5年間に延ばすよう検討してほしいと思うがどうか。

今回の手数料改定は相応の負担を事業者に求めることであり理解できるが、手数料算出の基礎となる工事費等は、施設の供用期間でコストが回収できるよう計算されているため、埋立状況により施設の延命が図られる場合は、手数料の引下げにつながるものと考えられる。こうしたことから、事業者の負担軽減を図るためにも、激変緩和措置が終了した時点で、再度、埋立可能期間を見極め、手数料を算定し直すことも考えてみてはどうか。

また、激変緩和措置は見方を変えると、毎年値上がりするということにもなるので、今後は、供用期間の総収入見込額を基に平準化した金額設定を検討してほしいと思うがどうか。

陳情第1163号について、4月に廃止された生活保護の母子加算は、復活を求める民意を反映する形で12月に支給が再開され、喜びの声がわき上がったのは周知の事実であるが、平成22年度の概算要求には具体的な金額が盛り込まれておらず、4月以降の見通しに不安を感じている人も多い。今後も継続的に支給していくためには財源が課題となるが、現在、使途を含めいろいろな問題を含んでいる政党助成金は約310億円あると言われており、これを廃止すれば十分賄える金額である。みずからの政治活動資金は国民の税金に頼らずみずからがねん出するという姿勢で、国に対し母子加算の完全復活を求めていくべきと思うがどうか。

母子加算の復活を歓迎する声を聞く一方、復活と同時にひとり親就労支援費が廃止になっている。これはひとり親世帯の中で、職業訓練を受けたり、実際に働いている人など、自立に向けて努力している人を対象に支給していたものであり、本市では267世帯あったというが、生活保護の原点は自立を促すことであり、この制度の廃止には疑問を感じるがどうか。

釧路市では、授産施設での就労体験を通じ、働くことへの不安解消や意識啓発を目的とする独自の取組を行っていると思うので、本市においても就労へのサポートに力点を置いた施策を考えてほしいと思うがどうか。

小樽市では、約4万1,000人の高齢者のうち、約4,700人は認知症とのことである。こうした人を在宅で介護することは想像を絶するほど大変なものであると聞くが、市は家族構成など個別の実態を把握しているのか。

また、著しく高齢化率の高い本市では、今後、老老介護の増加が想定されるため、介護する側への新たな支援事業を研究し、制度の創設に向け、国へ積極的に働きかけてほしいと思うがどうか。

低所得者世帯への冬期支援制度である福祉灯油とふれあい見舞金は、昨年度から市と共同募金会がそれぞれで実施することとなった。今年度、福祉灯油については、灯油価格が安定しているとの理由で支給を見送っているが、判断基準が定められていないため、今後、明確な基準を設けるべきではないか。

また、ふれあい見舞金については、支給の原資となる募金が少なかったため、特例として市が一部を負担し、共同で実施することとしている。今年度については、たまたま共同となったので、非課税世帯など対象者を絞り込む作業は市が担ったが、共同募金会が単独で行う場合、この作業はどうするつもりなのか。

募金会が単独で実施するのは事務的にも金銭的にも困難なので、今後も市が共同で実施するよう、検討してほしいと思うがどうか。

子育て支援策として拡充してきた児童手当にかわる施策として、現在、国が進めている子ども手当は、いまだに財源は不透明で、開始時期の見通しも立っていない状態であるが、小樽市は来年度予算をどのように計上する予定なのか。

また、15歳以下の児童に1か月2万6,000円を支給するとなれば、小樽市で年間約45億円に上るが、その財源の一部を地方に求める議論が出ている中で、全額国庫負担での実施について要望は出しているのか。

保育士に対する新型インフルエンザワクチン接種の費用負担について、施設の運営費から支出してよとの通知が出されたものの、本市では公費で取り扱う予定はないとのことである。保育所は、保育に欠ける児童を養育するという性格から、休園を想定していない施設であり、保育士への予防接種は大切であると思うが、どのように指導しているのか。

また、今回の一連のインフルエンザ対策を足がかりとし、市民の健康を守る行政の立場として、感染症に対する危機管理の充実をさらに進めてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第247号、第258号、第1116号、第1117号、第1153号及び第1163号につきましては、継続審査と採択に意見が分かれ、可否同数となったことから、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長が採決し、いずれも継続審査は否決されました。

続いて、棄権した会派を除き採決を行った結果、全会一致により、いずれも採択と決定いたしました。

次に、議案第13号並びに陳情第250号、第251号、第1003号、第1145号、第1160号及び第1164号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事項の調査は継続審査と、全会一致により、決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第1163号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 8番、中島麗子議員。

（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

8番（中島麗子議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第13号は否決、陳情第1163号、第1164号は採択、継続審査中の陳情はすべて採択を求めて討論します。

議案第13号は、小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案です。

桃内の廃棄物最終処分場の第2期拡張工事が終了し、平成22年度から供用を開始することに伴い、新たに手数料を改定するものです。3年間の経過措置があるとはいえ、現行20キログラム142円から296円と約2倍になります。本来、産業廃棄物は事業者責任で処理することが基本ですが、対象となる事業者は小樽市水道局の占める割合が多いとはいえ、市内近郊の食品製造業者、市場や水産加工場、鋳物工場などの小規模事業者が多く、地域経済低迷の中、新たな負担になります。

今回提案されている手数料は、維持管理費や減価償却費等の原価要素の総額を処理量で割り返したものと聞いています。この減価償却費には、我が党の北野義紀議員が平成19年12月の予算特別委員会で指摘した最終処分場建設にかかわる国の基準変更による新たな小樽市負担分が含まれています。国の方針転換による費用追加分は国に請求すべきであり、賛成できません。

継続審査中の陳情第258号、第1153号と今回新たに提出された陳情第1163号は、生活保護にかかわるものです。

鳩山新政権は、母子加算復活を公約に掲げて政権交代を果たし、12月から母子加算を復活させましたが、平成22年度の予算化が明らかになっていません。12月15日、財務省の方針では、4月からの母子加算のための新しい予算はつけないことになり、厚生労働省内の調整にゆだねられ、予算化の方向が確定していません。9月9日の連立政権合意では、子供の貧困解消を図り、2009年度に廃止された生活保護の母子加算を復活する母子家庭と同様に父子家庭にも児童扶養手当を支給すると表明しています。政府の責任で新年度に予算化し、政策として復活させるのは当然ではないでしょうか。

陳情第1163号は12月から復活した母子加算を平成22年度から完全復活を求める意見書提出を求めるもので、現在のように予算化が極めてあいまいな状況を心配する陳情者にこたえて、小樽市議会として採択し、政府に働きかけることを議員各位に呼びかけます。

また、陳情第258号は、生活保護基準の引下げ反対の要請方です。

母子加算の廃止という生活保護基準の引下げにも当然反対するものであり、来年度からの予算化を確認してこそ、陳情趣旨にこたえることになるものですので、願意は妥当です。

陳情第1153号は、生活保護母子加算復活を要求する国への意見書提出を求めるものです。

本年12月に母子加算が復活しており、陳情の願意は満たされたと思いますが、来年度予算の概算要求に上らず、制度としての復活が懸念されるという陳情者の趣旨もあり、新政府の政策推移を見ていきたいと考えます。

自民党、公明党は、今回の生活保護母子加算を平成22年度から復活を求める意見書提出にも賛成していません。子供の貧困が社会問題になっているときに、母子加算の復活に反対なのでしょうか。この陳情に対して賛同できない理由を明らかにし、何を継続審査するのか討論でお答えください。

陳情第1164号は、透析・長期慢性疾患患者への新型インフルエンザ予防接種に対し市独自の助成を求めるものです。

新型インフルエンザ対策として、国は優先接種対象者を決め、そのうち市民税非課税世帯と生活保護世帯は無料です。しかし、外国では、イギリスやドイツは優先接種対象者は無料であり、アメリカ、フランスはワクチン代が無料です。重症化の予防だけでなく、まん延を防ぐためにも、本来、優先接種対象者はすべて無料にすることは当然です。後志管内では14町村が独自助成を実施しており、蘭越町、神恵内村、黒松内町では優先接種対象者は無料にしています。陳情者は透析治療を続けている基礎疾患を持つ優先接種対象者であり、願意は十分理解できます。

陳情第1160号は、細菌性髄膜炎ワクチンへの公費助成方ですが、政府は1998年の世界保健機構の「どんなに貧しい国でも、国の定期接種にして子供を守るように」との勧告にこたえていくべきです。

H i b（ヒブ）ワクチンは既に110か国以上で接種されており、日本では年間約1,000人が細菌性髄膜炎にかかり、そのうち5パーセントが死亡しています。昨年秋から任意接種が始まり、保健所の報告によると、現在、市内接種者は延べ198人とのことです。接種費用約3万円は負担が重すぎ、自治体の助成が求められますが、小樽市の厳しい財政状況におきましても、全額助成にこだわらず、任意接種率を考えても十分実施可能です。

長妻昭厚生労働大臣は、11月25日の衆議院厚生労働委員会で、「ヒブワクチンの公費による定期接種化について、前向きに議論を進めるべき案件だと考えている」と述べています。本市議会でも、我が党と公明党が採択に賛同しており、継続審査中の他会派におきましては、ぜひとも前向きに検討し、賛同していただけるよう訴えます。

継続審査中の他の陳情については、これまでも討論してきました。願意妥当、採択を求め、討論を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第247号、第258号、第1116号、第1117号、第1153号及び第1163号について、一括採決いたします。

委員長報告はいずれも採択であります。継続審査と意見が分かれていますので、継続審査について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、継続審査と決しました。

次に、第1160号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第251号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第13号並びに陳情第250号、第1003号、第1145号及び第1164号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 9番、高橋克幸議員。

(9番 高橋克幸議員登壇)(拍手)

9番(高橋克幸議員) 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

まちづくり推進課では、地域居住や移住用住宅、高齢者や子育て世代への住み替え支援などを目的として、物件の有効活用を図るための空き家・空き地バンクを立ち上げ、来年1月から市のホームページや窓口で情報提供を行う予定とのことである。しかし、移住という側面から見ると、所管する部署が分かれているが、今後、相談窓口はどのようにするつもりなのか。

また、市のホームページは、すぐに知りたい情報にたどり着けるつくりになっていないため、使い勝手が悪く、せっかく住み替え希望者が興味を持って調べても、意欲がそがれる懸念がある。トップページにバナーを張ったり、一目で物件を確認できるようにするなど、利用者にとって使いやすくなるよう工夫してほしいと思うがどうか。

水道局料金課の業務委託に当たり、市内業者では資格要件を満たせず、単独では参加すら難しい現状にある。市は、市内業者が参加できなかったことは残念であり、次回からは参加できる体制を整えてほしいとのことだが、参加の条件として共同企業体を組むことを加えれば、大手企業を補う中で技術力が育成され、結果として市の水道事業の業務における効率化につながるのではないか。

上下水道施設の工事などについても、同様の状況にあることから、策定中の上下水道ビジョンや今後の事業について、なるべく早く具体的な内容を公表し、市内の業者が提携して受注機会を増やせるような道筋をつくるなど、地元企業を支援するための取組を進めてほしいと思うがどうか。

小樽市分庁舎の改修に伴い、駐車場敷地と旧国鉄手宮線を一体とした広場の整備をすることとなったが、所管する教育部からは詳細が示されていないため、建設部としては、まだ具体的な動きに入っていないという。運河や堺町通りを核とした観光に限界が来ている中、旧国鉄手宮線は観光客の中心商店街への重要な動線であることから、その活用方策について検討している建設部が、受け身の姿勢になるのではなく、むしろ主導的立場で発言し、関係部署と連携していくべきではないか。

また、運河プラザ前の広場は、道道の道路用地となっており、イベントなどで使用する際は北海道や公安委員会の許可が必要であるが、今年度末に市に移管されるのを機に、当該敷地の取扱いを協議し、新たなにぎわいを創出する拠点となるよう研究を進めてはどうか。

小樽八区八景は、小樽を八つの地区に分け、それぞれの地区を代表する魅力ある景観を八つずつ選定したものであるが、平成9年の発表以来、一度も更新されていない。この間、銭函地区だけでも「赤別荘と御膳水」の景観を代表する旧坂別邸は、一昨年焼失し、また、自然景観として選定されていた銭函海岸のはまなす生息地も壊滅的な状態であるなど、景観が失われているものも多いと思われることから、この際、全市的に選定されている八区八景の実態調査を行い、その結果を踏まえ、見直すべきではないか。

道営若竹団地は、市に移管された後、耐震工事とともに、一部をファミリー向けの間取りにするリモデル工事を行い、市営若竹住宅として生まれ変わる予定となっている。市営住宅間の住み替えを希望しても、エレベーター付きの住宅は対象外となっており、当該住宅も同様の扱いとなるとのことである。交通至便なことから、札幌へ通勤する若年世帯も住み替えを希望しており、市として家族向けの間取りを設定したのであれば、いつまで住み替えの対象外としておくのか今後のスケジュールを示すべきであ

る。今後建設される住宅には、エレベーターが設置されていくと考えられることから、入居者のニーズにこたえるため、建設計画の進ちょく状況も見据え、住み替え条件の緩和を段階的に実施するよう望むがどうか。

地域総合除雪における請負業者への支払は4回に分けて行われ、3回目までは20パーセントずつの概算払となっている。昨年度の実績では、最終的に執行率は8割を超えたものの、1月末までは少雪であったため、業者は契約金額を大幅に割り込むのではないかと懸念を示していた。仮にそのような事態になった場合、最後の精算の時点で逆に返金を求める可能性もあるのか。

業者の体力が落ち、資金繰りの不安も重なる中、除雪業者には固定的にかかる除雪機械や人件費を少しでも抑えようと、耐用年数が経過した機械をどうにか修理して使っているところもあるのではないかとと思われる。冬期間における市民の暮らしの安心を確保するためにも、委託業務の仕様書に最低保障の項目を加え、業者の経営を支援していくことが重要と考えるがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第1号、第246号、第644号、第1143号及び第1154号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

21番（古沢勝則議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、継続審査中の陳情第1号、第246号、第644号、第1143号及び第1154号については、いずれも願意妥当につき採択を求める討論を簡潔に行います。

まず、陳情第1号及び第246号です。

この二つの案件は、いずれも前任期、平成15年第2回定例会に市民から提出されたものと同じ内容であります。

付近住民にとって、唯一の生活道路の安全確保のためにロードヒーティング敷設を求めたもの、あるいは狭くて危険な市道の幅員を少しでも広げてほしいと求めたもの、これが2件の願意でありました。前任期では、16回に及ぶ定例会の都度、我が党を除いては継続審査が主張され、結局柵上げの末に廃案とされたものであります。地域住民の方々が今任期の議会に対し、再度の期待を込めて提出されたのがこの案件であります。その期待に真しに向き合い、議会としてぜひこたえていこうではありませんか。

他の3件は、平成20年第1回定例会、同年の第4回定例会、そして本年の第2回定例会、つまり今任期の議会において提出されたものであります。

毎定例会において、この場に立っていますので、詳しく立ち入ることは必要ありません。市道銭函石山線、そして市道銭函神社線に手すりを設置してほしい、雇用促進住宅銭函宿舎を公的な形で残してほしい、住民の安全歩行、冬場の交通事故は1件でも少なくしたい。それぞれの願意であります。

いずれも願意は極めて妥当につき、各党派議員各位の賛同をお願いして討論といたします。（拍手）

議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 19番、佐々木勝利議員。

(19番 佐々木勝利議員登壇)(拍手)

19番(佐々木勝利議員) 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

12月18日には市長も出席し、量徳小学校で「病院問題と学校配置適正化計画の懇談会」が行われる予定になっており、また、病院事業管理者からは、医師確保の観点から早期に建設場所の決定を求める発言もある。新病院建設地の問題は、適正配置の今後の進め方に大きく影響するが、このたびの懇談会をどのように位置づけ、この二つの問題を今後どう進めていくつもりなのか。

今回示された学校規模・学校配置適正化基本計画の成案では、以前からの指摘を認め、学校規模については、計画どおり進めてもいわゆる小規模校は存在することを追記しているが、1学級の人数は依然として「30人程度の学級を想定した配置に努める」との表現のままである。法律の枠を超えているのは明らかであるのに、かたくなにこの表現に固執する根拠はあるのか。

同様に北海道の少人数学級実践研究事業に関する部分も「該当する条件を満たす学校を増やす」との表現を変えていない。条件を満たしても実際、何校に導入できるか見通しの立たないものを、あたかも該当する学校が増えるかのように表現し、統廃合を都合よく進める材料にしようとする姿勢は問題と思うがどうか。

基本計画原案に対して提出されたパブリックコメントの中に、指定校変更の弾力化により、児童・生徒が簡単に他校に移れることで、人気・不人気校の格差が生じている傾向を危くする意見が寄せられており、実際に入学者数が13名から4名に減少した学校があると聞く。指定校変更は、以前に比べ希望を認める方向に変わってきているとのことだが、基準に合致していなくても認めているという実態はないのか。

今後、適正配置を進めていく中で、さまざまな風評が先行し、指定校変更も考えられるが、統合前に児童・生徒数が激減する学校が生じないよう、市教委は基準を厳格化するか運用を制限する必要があると思うがどうか。

基本計画が決定し、新年度からは具体的な協議を行う地区別懇談会に入るとのことだが、その際、市教委から想定し得るすべての統合組合せのプランを示すということでのよいのか。

また、今回の再編に当たり市教委は、廃校となった小学校を改修して中学校に転用することやその逆もあり得ると説明しているが、提示するプランにはそういった踏み込んだケースも示す考えなのか。

議論の活性化を促すためにも、複数のプランを用意すべきと思うが、このシミュレーションには膨大な作業量が想定される。懇談会が始まる前までには市内全体のプランを決めるのか、それとも固まったところから順次始めていくのか。

地区別懇談会には、年度が変わったことにより以前の経過を知らない保護者も参加することが想定されることから、共通の認識を持った上で議論を進めるためにも、まず基本計画について説明すべきではないのか。

意見がまとまった地区から順次、地区別実施計画の策定に向けた協議を重ねていくとのことだが、統合組合せを検討していく中で、通学区域が隣接するブロックへ及ぶことも考えられるため、ブロック間の調整については、柔軟に対応してほしいと思うがどうか。

適正配置は拙速に進めるべきものではないが、以前のように途中でとんざしてはならないものである。児童・生徒にとってよりよい教育環境を整備するという強い意志を持って、最後までなし遂げてほしいと思うがどうか。

さきに開催された素案の説明会では、具体的な校名が提示されなかったため、参加者からは、物足りなかったとの声も聞く。来年度行われる地区別懇談会では、統合組合せのプランも示すとのことなので、保護者の関心を高め参加を促すためにも、説明内容をきちんと明示したものを事前に十分周知すべきと思うがどうか。

また、学校が統廃合された場合、保護者や児童・生徒のみならず、地域にも大きな影響があると思うが、町会役員などには説明会への参加要請を行っているのか。

今後、懇談会を開催していく中で、ブロックによっては意見の集約に時間を要するところもあると思うが、当てもなく続けるのではなく、1年間ないし2年間という目標を決めて取り組んでいく必要があるのではないか。

今後協議を進める上で客観的資料は重要であるが、現在示されているのは、学校数や児童・生徒数の推移などで情報量が不足していると感じる。保護者からは通学区域の変更に伴う安全性について懸念しているという声も聞くので、例えば市教委が示す具体的なプランに基づく通学距離やその状況など、ニーズにこたえた資料を用意する必要があると思うがどうか。

また、現在、市教委は、既に耐震補強工事に着手している学校までも、必ず存続するとは言えないというスタンスをとっている。具体的な統合組合せの協議に入っていないため答えづらいのは理解するが、適正配置を進める上で解決すべき問題は山積しているので、決着した問題は議論の対象から外し、課題を絞り込んだ上で一つ一つ手がけるという姿勢が必要ではないのか。

少子化が進む現在、学校の適正配置は避けては通れない喫緊の問題として、全国各地の自治体で精力的に取り組んでおり、本市も例外ではないということを確認してもらうことは重要である。そのため地区別懇談会では、他都市の状況が掲載されている新聞記事や全国的な傾向をグラフで示した資料を配布することは効果的であると思うがどうか。

また、懇談会を共通の理解の下、効率的に進めていくためには、出された質問をその都度更新し、QアンドA方式でまとめた資料を作成すべきではないのか。

地区別懇談会は、最初全部のブロックで一斉にスタートし、その後については具体的な協議の行方を見据えながら、開催していくとのことであるが、前期ブロックに関しては、耐震基準を満たしていない学校が多くあることから、危険を回避する上でも早急に進めていく必要があると思うが、市教委の見解はどうか。

懇談会では統合組合せを複数案提示するとのことであるが、意見が分かれ混乱も想定されるため、市教委として、最も適しているものはどれであることを示していくべきではないのか。

児童・生徒の教育環境を整備する上で、学校と地域の連携を緊密にすることは重要であるため、適正配置と並行して、地域ボランティアの学校支援員の募集や、また、まちづくりの観点から、廃校後の跡利用について、他都市の成功例を情報提供するなど、適正配置のメリットを強く訴えていく姿勢が必要と思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第260号につきましては、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、討論に入ります。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇)(拍手)

22番(北野義紀議員) 日本共産党を代表し、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第260号は願意妥当、採択を求め、討論を行います。

学校は、その規模にかかわらず、単に子供の教育に絶対必要なばかりでなく、その地域にとっても重要な役割を果たしています。陳情第260号の趣旨にあるように、豊倉小学校は、運動会、学習発表会、学芸会、お祭り、ケアハウスの夏祭り、また私も参加した千年の森の植樹にも、山田市長と同じグループで豊倉小学校の子供たちは保護者の皆さんとともに地球環境を守るとの誇りに目を輝かせて、汗を流していました。

以上のように、学校は子供たちの教育とともに地域の核としての役割を果たしています。そこに学校があるから、その地域に残って子育てができるという点で、地域を維持するために欠かせない公の施設です。子供が少なくなったからといって、国の教育予算削減に呼応し、安易に学校統廃合を進めるのであれば、地域の崩壊、荒廃という取り返しのつかない事態を招くことになります。

この立場から、学校が大変小さくなくても、ぎりぎりまで統廃合を避けようということは当然のことです。もちろん教育委員会の言うように、多様な子供との交流ができないというデメリットを小規模校が連携して合同事業、クラブ活動等を行うとかして補い、学校を可能な限り維持する努力をしている自治体もあります。こういう努力を最後まで尽くすことが求められています。

学校規模・学校配置適正化基本計画がパブリックコメントを経て、この11月に正式決定されました。教育委員会は望ましい学校規模の範囲を小学校12学級以上、中学校9学級以上としていますが、その区域でのどのような学校間の組合せ、通学区域の編成を行っても1学年1クラスしか確保できないことを教育委員会は認めることとなりました。適正化基本計画の素案から、基本計画に決定される段階で、唯一追加されたのは、この点でした。事実を率直にお認めになったことは、評価できます。

これに関連して指摘したいことは、12月18日付けの朝日新聞の道内版に、江別市立野幌小学校の「少人数できめ細かく」の見出しで、特認校として児童数93人の小学校の取組が報道されていました。野幌森林公園からも近く、自然に触れ合う豊かな環境にも恵まれ、93人のうち、校区外からは75人が通学しているとのこと。このため、特認校指定前は複式でありましたが、99年度からは複式ではなくなりました。札幌にも特認校として盤渓小学校がありますが、小樽はまだありません。この際、教育委員会は受け身にならず、小樽市内にもどこからでも通学できる特認校をつくり、小規模校でもすばらしい教育が行われているという実績をつくり、希望者はだれでも入学できると呼びかけ、保護者がそれならば我が子も小樽の特認校へ入学させてみようかと思うような発信をすべきではないでしょうか。地域の方々の希望があれば、特認校を小樽でも認め、市内はもとより市外からも入学・転入で児童数を増やすなどの取組が必要です。このことが人口増にもつながると確信します。

今回の基本計画策定に当たって追加された条件を大いに生かすことが求められています。豊倉小学校など小規模校の存続への道が切り開かれたといってもいいでしょう。ぜひこの際陳情第260号を採択し、小樽の教育発展のために貢献されることを呼びかけまして、討論といたします。(拍手)

議長(見楚谷登志) 討論を終結し、これより採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、市立病院調査特別委員長の報告を求めます。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 24番、成田晃司議員。

(24番 成田晃司議員登壇)(拍手)

24番(成田晃司議員) 市立病院調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

現在、市立病院は地方公営企業法を全部適用し、経営改善に取り組んでおり、新病院については、再編・ネットワーク化協議会で病床数400床と、我々が当初に思い描いていた規模が示され、建設場所の問題についても、議会と市が一致した方向を目指していると感じる。以前、市が病院建設地をそれまで第1候補としていた現在地と量徳小学校跡地から、築港地区に方向転換した際には、量徳小学校PTAと市の間に大きな溝が生まれてしまったが、このたび量徳小学校で開催する病院問題と学校配置適正化計画についての懇談会に市長がみずから出席することであり、不安を抱えた児童と保護者に対し、市長は誠意を持って、説明責任を果たしてほしいと思うがどうか。

今年度は、新たに着任した病院事業管理者が、新病院の診療機能に四つの柱を掲げ、また、再編・ネットワーク化協議会では最終報告で、その病床数を400床程度に縮小とするなど、統合新築後の方向性が示された。2年前に開催された、市民への説明会のときは相当変化していることから、改めて新病院の姿を市民に明らかにすべきではないか。

建設地の議論をするには、当然新病院の規模や役割についても触れることとなるが、具体的に示せる資料がなければ理解が得られにくい。今度の病院問題と適正配置の懇談会には、市長が出席する意向であると聞いており、市民に直接方向性を説明する段階に来ていると思うがどうか。

再編・ネットワーク化協議会の最終報告は、小樽が目指す地域医療の方向性として、市立病院と公的病院が診療所とともに連携を図るとしている。以前、国は、ふだんは地域の診療所にかかり、病状によっては大きな病院を紹介するホームドクター制度を提唱していたが、最終報告はこの概念を取り入れていると考えてよいのか。

市は、この協議会において市立病院の機能や役割分担について話し合ったが、参加していない市内の診療所の医師は、自分たちには関係ないと受け止めている向きもある。こうした医師は、協議会の報告内容を承知していないと思われることから、市は積極的に周知すべきではないのか。

再編・ネットワーク化協議会の報告では、地域医療を守る上で市内医療機関のネットワーク化を目指す必要があるため、市立病院は地域連携室の役割を強化しよう求めている。しかし、いくら体制を強化しても、医師同士の連携が図られなければ他の病院や診療所との紹介、逆紹介患者の増加にはつながらないため、医師会と綿密な協議を行っていくことが必要と思うがどうか。

また、市立病院のオープン病床を活用していくことも重要としているが、現在利用しているのは市立病院出身者を中心とした一部の医師に限られているのが実情である。開設目的である市内の医師に広く利用してもらおうという点を考慮し、より利用しやすい環境整備と一層のPRに努めてほしいと思うがどうか。

病院事業の平成21年度上半期の実績は、呼吸器内科の医師を補充できなかったこともあり、前年度に比べ、延べ患者数が入院で9,800人、外来で1万6,000人減少し、市立病院改革プランで21年度に計画している純利益8億7,900万円の達成は難しい状況とのことであるが、下半期の収支をどのように見通しているのか。

小樽病院の内科は、午後の外来診療をほとんど行っていないが、民間の病院では午後も行うのが普通である。受付は午前で締め切っても、診察は午後遅くまでかかっているというが、逆に午前しか受け付けていないため、患者の集中につながっているという側面もあることから、午後診療を行うよう見直すことはできないか。

また、収益確保対策として、特定健診によりメタボリックシンドロームと判定された人の栄養指導を行う新たな診療科を開設することも検討してはどうか。

病院事業の経営情報について、半期に一度、業務状況説明書を公表しているが、この内容では議員が経営状況をチェックするには不十分である。大阪市の病院局では、ホームページに市立病院の事業分析など詳しい経営情報を掲載しており、本市も参考にすべきと思うがどうか。

市民の中には、新病院を建設することがどれだけ自分たちの負担になるのか心配する人もおり、統合新築に市民が合意できる土台を醸成するためにも、これまで以上に経営情報の開示が必要となる。市は、市民が見ても理解しやすい資料となるよう、表現方法などを研究するとしているが、まずは純粋なデータを公表してほしいと思うがどうか。

市立病院におけるITの活用による医療環境の整備については、既に導入済みの医事会計システムとオーダーリングシステムに加え、平成23年度に電子カルテを導入する計画で、これにより医療情報の共有化を図り、医療の質向上が期待できるとしている。導入効果としては、職員の時間外手当で大きな節減効果が表れている自治体もあるが、効果を最大限に生むためにはいかに情報を有効に利用するかであるため、今から経営改善につながる活用策を研究しておくべきと思うがどうか。

また、電子カルテについてはさまざまなメーカーが開発しており、中にはベンチャー企業が開発した安価であっても大変に使いやすいと評判のソフトもあることから、システム選定に当たっては十分な情報収集に努めてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第1155号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、その他の陳情は、いずれも継続審査と、全会一致により、決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1155号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の陳情について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第27号」を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）（拍手）

市長（山田勝磨） ただいま追加上程されました議案について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第27号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、石川満氏の任期が平成21年12月25日をもって満了となりますので、引き続き同氏を委員として選任するものであります。

なにとぞ原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、採決いたします。

同意することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし第18号」を一括議題といたします。

意見書案第8号ないし第18号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし第7号について、提出者から順次、提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第1号及び第2号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 17番、斎藤博行議員。

（17番 斎藤博行議員登壇）（拍手）

17番（斎藤博行議員） 提出者を代表して、意見書案第1号及び第2号について提案説明を行います。

意見書案第1号非核三原則の早期法制化を求める意見書案です。

核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませぬの非核三原則は、再び日本を核戦争の惨禍に巻き込ませまいとする国民の願いを体現したものであります。この非核三原則は、1967年12月に当時の佐藤内閣が沖縄返還協定を巡る問題で、核持込みに反対、この言葉を初めて口にしたときに始まります。また、1971年5月の衆議院内閣委員会で、持ち込ませぬとは、貯蔵、配備、一時通過を含むと答弁しております。そして、1971年11月の国会で政府は、核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませぬとの三原則を厳守するとともに核が沖縄に存在しないこと、並びに返還後も核を持ち込ませないことを明らかにする措置をとるべきであると決議しました。国是としての非核三原則であります。歴代政府はこれを認め、尊重するという立場を明らかにしてまいりました。この三原則は、核のない世界への一里塚として今なお全世界から高い評価を受けています。核兵器の先制使用禁止宣言、核弾頭の削減など核軍縮の流れを加速するためにも、被爆国日本が非核三原則を法制化することは大変意味あるものであります。

鳩山総理は、かつて法よりも国是のほうが重いとの考えを示したことがございます。しかし、昨今の報道を見るならば、国是や国会決議が尊重されないのであれば、残される道は法制化ではないでしょうか。

意見書案第2号「思いやり予算」の見直し等に関する意見書案です。

これは、思いやり予算の全面的見直しと米軍のグアム移転経費の精査と見直しを求めるものであります。1978年6月当時の金丸防衛庁長官が在日米軍基地で働く日本人従業員の給料の一部を日本側が負担すると決めたことにより、この思いやり予算は始まりました。最初、62億円であったこの思いやり予算は、その後、大幅に増額され、総額で3兆5,000億円にもなろうとしております。この思いやり予算はアメリカの好景気の時代にも、また日本がバブルの崩壊後の不景気の時代にも続き、1990年代からは米軍基地内の娯楽施設や保養施設の建設費にまで使われていることが明らかになっています。今こそ、この国家財政の現状を見たとき、その目的と内容を見直し、国民の前にその全容を明らかにするべきです。

本年2月16日、ヒラリー・クリントン国務長官が初来日しました。そのとき、沖縄の海兵隊のグアム移転経費負担に関する日米協定が調印されております。沖縄の海兵隊8,000人とその家族9,000人がグア

ムに移転する計画は、あたかも沖縄県民の負担軽減策のように報道されておりますが、もともとは米軍の世界的再編の一環と考えるのが普通であります。この計画のグアムでの施設整備費は、約1兆円と言われております。そのうち、約2,700億円を日本が負担し、さらに3,100億円を融資するという内容のものであります。総工事費の6割にもなろうとしております。この数字自体がアメリカの見積りによるものである点が問題とされています。また、日本が提供する資金の残額は、日米の合意が得られれば、関連事業にいくらかでも流用できるようになっています。改めて、こうした移転計画の意味と移転費用の内容を精査し、見直しを求める意見書が必要だと思えます。

皆さんの賛同をお願いして、提案説明を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 次に、意見書案第3号及び第4号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

21番（古沢勝則議員） 提出者は、いずれも吹田友三郎議員、斎藤博行議員、そして私、古沢であります。代表して、意見書案第3号及び第4号について、その提案の趣旨説明を行います。

まず、意見書案第3号老人差別の後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める意見書案であります。

政権交代の主役に躍り出た民主党は、8月の総選挙では、年齢で差別する制度を廃止して医療制度に対する国民の信頼を高める、このように言い、後期高齢者医療制度の廃止を公約しました。

そもそも昨年6月民主党をはじめ、私ども共産党を含めた4野党が共同して参議院で成立させた廃止法案は、本年4月にはもとの老人保健制度に戻す内容であったはずであります。うち三つの政党が与党になりましたが、政権につくとその態度は後退であります。老人保健制度に戻すだけでも2年はかかってしまう、混乱を生じてはいけな、こう言い出し、ついには即時廃止ではなく4年以内に新制度移行を目指すも廃止は先送りにされかねません。これでは、まるで自民・公明が廃止法案に反対した際に持ち出した理屈と同じになってしまいます。後期高齢者医療制度は、一日でも長く続けば、その分だけ被害が広がります。来年4月には、早速保険料の値上げが待っています。老人保健制度にはなかった保険証取上げの問題も深刻度が増してきています。

例えば、次のように言った方がおられます。火事が起きている最中に新たな家の設計図を持ってこないは無責任だという議論は成り立たない。まず、火をとめることが我々の役割だ。正論ではないでしょうか。新制度ができるまでこの火消しをさぼる姿勢には全く道理がありません。昨年6月3日、参議院厚生労働委員会における民主党福山哲郎議員こそ、この主張、正論の主であります。このままでは、選挙に勝つ方便だったのかと言われかねません。公約を守って、直ちに廃止すべきであります。

意見書案第4号は、障害者自立支援法の廃止と新法制定に関する意見書案であります。

鳩山由紀夫首相は、臨時国会の所信表明演説で、障害者自立支援法の廃止を明言しました。法施行からわずか3年半、障害者に重い負担と苦しみを押しつけ、尊厳を傷つけてきた悪法をここまで追い込んだのは、障害者や家族、関係者の大きな運動によるものです。しかし、皆さん、現実問題として、この法廃止への道筋はその後何ら示されていません。

厚生労働省は11月26日、利用者負担の実態調査の結果を発表しています。サンプル調査ですが、87パーセントの利用者が負担増になっていることが明らかになりました。ところが、長妻厚生労働大臣によれば、4年間で応益負担から応能負担に変える新制度を創設する、このように言います。やはりここでも4年間あります。新法ができるまで深刻な現状を放置しておくことができるでしょうか。障害者や

家族にとっては、食事やトイレなど、どれをとっても生きていく上で不可欠な支援です。これを利益と見なして、利用料を課す応益負担は到底認めるわけにはいきません。政府が応能負担にするというのであれば、来年4月から直ちに実施すべきです。4年間待つことはありません。定率1割負担を規定した自立支援法の第29条を一部削除し、来年度必要な財源を講じること、これで実現可能であります。同時に、施設や作業所の安定経営のためからも、報酬の日払いを月払に戻すことも猶予なりません。新法を待たずに障害者の苦しみを改善する緊急対策に直ちにに取り組むことが求められているのではないのでしょうか。

以上、各位の賛同をお願いして、趣旨説明といたします。（拍手）

議長（見楚谷登志） 次に、意見書案第5号ないし第7号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 12番、山田雅敏議員。

（12番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

12番（山田雅敏議員） それでは、提案説明を行います。

意見書案第5号高規格幹線道路ネットワーク整備の推進を求める意見書案です。

広域分散型社会を形成し、人や物の移動を自動車交通に依存している北海道において、高規格幹線道路ネットワークの早期形成は、地域経済の活性化を図り、我が国における食料基地やIT産業などといった北海道の役割を最大限に発揮していくために、喫緊の課題と言えます。道内の高規格幹線道路供用率はいまだ5割にも満たない状況であるとともに、県庁所在地に匹敵する人口10万人以上の地方の中核都市もネットワーク化されていないなど、全国に比べ大幅に遅れている状況にあります。

よって、道内の高規格幹線道路1,825キロメートル全線の早期完成を図るとともに、必要な予算を確保すること、また、抜本の見直し区間のうち、当面着工しないとされた区間については、早期に事業化を図ること。高速自動車国道の料金無料化については、負担の公平性や地球温暖化防止、渋滞や事故防止、沿線地域への影響などの課題があることから、慎重に対応することを要望するものです。

次に、意見書案第6号「事業仕分け」による廃止等事業の見直しを求める意見書案です。

今回の事業仕分けでは、来年度予算の約3,000事業のうち477事業だけを対象に行い、判定結果を他の似た事業にも横断的に当てはめ、最初から歳出削減ありきで事業仕分けをしたものであり、こうした仕分けで事務事業の中身を費用対効果や将来に向けての投資、育成などを考慮した結果になっていないことが問題点です。12月16日、事業仕分けで凍結された次世代スーパーコンピュータの開発の復活を認め、来年度予算で41億円減の227億円を計上することを決めたのは、科学者からの強い反発を受け、初めて仕分け結果を転換したものであります。

また、本道分の事業仕分けの影響は、道が試算したところ、総額約356億円という試算が出され、さらに縮減割合が不透明なものもあり、縮減金額はさらに増える見通しと聞きます。仕分け結果がすべて反映された場合、経済活性化や道民の暮らしに大きな影響を及ぼすことは明らかです。よって、事業仕分けで廃止等された事業の見直し、復活を求めるものです。

意見書案第7号国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書案です。

民主党幹事長が首相に対し、来年度予算編成と税制改正に向けた要望書を手渡したと聞きます。これは、民主党が地方の意見を聞く新ルールを打ち出したことにより、業界団体や自治体から受けた2,800もの陳情を18項目の重要政策に絞り、具体的な方針を盛り込み、中には総選挙で掲げたマニフェストと異なるものも含まれていると聞きます。要望や陳情の取りまとめと称して、党が政策の優先順位を決め

る点や予算配分を決める影響力が大きくなった点で、本来、責任の所在を明確にし、意思決定の過程を透明にしようとしたはずが、今回のやり方では、だれがどのような基準で項目を選び、なぜそういう結論に至ったのか、皆目わからない状態が続いています。新ルールは、確かに政官癒着や利益誘導など霞ヶ関もうでの弊害を是正するためには有効かもしれませんが、しかし、地域主権が新政権の目指す政策の一番目であるなら、なおさら地方の意見に耳を傾け、またしっかりと受け止める仕組みを保障するようしなければなりません。この点を踏まえ、国として地方の意見を聞く仕組みを確立するよう強く要望いたします。

以上、提出者を代表して、意見書案第5号ないし第7号について、いずれも皆様の賛同をお願いして提案説明いたします。(拍手)

議長(見楚谷登志) これより、一括討論に入ります。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 23番、横田久俊議員。

(23番 横田久俊議員登壇)(拍手)

23番(横田久俊議員) 自由民主党を代表して意見書案に対する討論を行います。

我が党提案の意見書案第5号ないし第7号については賛成の討論を、第1号ないし第4号については反対の討論を行います。

まず、賛成のほうからいきますが、意見書案第5号高規格幹線道路ネットワーク整備の推進を求める意見書案です。

本件につきましては、私が議員になってから、何度も提案し、いずれも可決しておりますので、重要性、必要性については改めて述べませんが、広大な北海道では必要不可欠のインフラであることは論をまちません。新政権に改めて、その整備促進を要望するものであります。意見書案では、高速道路無料化についても触れました。政府は予算を1,000億円程度に圧縮する方向で調整に入ったと報道されています。無料化実験区間の選定など、詰めの作業に入るようではありますが、限定地区としてこの北海道が対象となるようであります。総理大臣の選挙区をまず無料化という方針に少なからず批判も出ていますが、慎重な対応が望まれるところであります。前原国土交通大臣は、今でも原則無料化と強弁しておりますが、全国のほとんどが有料のまま北海道だけが無料というのであれば、普通は原則有料というのが正しい日本語であります。無料化には課題が山積しております。これらを踏まえた上で、高速道路、高規格道路の整備促進について、改めて強く要望するものであります。

次に、意見書案第6号「事業仕分け」による廃止等事業の見直しを求める意見書案であります。

政府の行政刷新会議が主導して行った事業仕分けは、全国に実況中継され、多くの国民の関心を集めました。その評価は、今後予算にどのように反映されるのかにより左右されることと思いますが、問題は事業仕分けの結果が地方にどのような影響を与えるかであります。国の事業削減によって、地方にしわ寄せが来るのでは本末転倒であります。仕分けで廃止となった事業についても、予算編成段階でしっかり検討され、必要なものは見直しされることを国に強く要望するものであります。

意見書案第7号は、国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書案であります。

小沢民主党幹事長は、業界団体や自治体が官僚などへ個別に陳情することを禁止し、かわりに陳情窓口を民主党の幹事長室に一本化することを決めました。政党を通さないと、地方自治体や各種業界が国に要望を出せないという仕組みであります。民主党幹事長室を経由しなければ要望が政府に届かないシステムが定着すれば、民主党幹事長の権限が肥大化し、これまで民主党が批判をしていた利益誘導型の政治をみずから生むこととなります。これは独裁政治以外の何物でもありません。小沢氏は18項目の

重点要望の席で何と言ったか。これは党というよりも全国民からの要望なので、可能な限り予算に反映させてほしいと強調しました。実際には、暫定税率維持や子ども手当所得制限などの陳情はなされておらず、これらは小沢氏の意向で盛り込まれたと与党幹部も吐露しているようであります。全国民からの要望と大上段に振りかぶりましたが、残念ながら我々は要望しておりませんし、逆に改善を求めている立場であります。全国民との表現は甚だオーバーではないでしょうか。政治に豪腕はつきものかもしれませんが、いくら何でも限度があります。国においては、地方の声や要望を正しく聞く仕組みを保障することを切に望むものであります。

次に、反対の討論を行います。

まず、意見書案第1号非核三原則の早期法制化を求める意見書案であります。

我々は国となっている非核三原則をあえて法制化することには反対です。鳩山総理は、先ほどの提案説明にもありましたが、本年7月の記者会見で「非核三原則が堅持される中で、現実的対応がなされてきた側面がある。北朝鮮の問題も含め必要性があったからこそ、現実的な対応がなされてきた。今後その方向で考えるべきだ。」と述べております。さらに、翌8月の記者会見でも、「非核三原則はある意味で法律を超えている国是のようなものだ。法制化すれば、法律は変えられる危険性を持つ。」と法制化を否定いたしました。その後、「非核三原則をどうすれば守れるか。法制化というやり方もあると思う。」と法制化検討の方針に転換されたわけであります。普通は、これをぶれたと言います。まさしくこの鳩山首相の最初の考え方は我々の思いと同じであります。日本にとって今重要なことは、北朝鮮の核開発などの新たな脅威に向き合う日米安保体制のあり方を超党派で冷静に論じることではないでしょうか。

非核三原則を法制化するとした場合、持ち込ませずについては、どのような対応をするのか、全く不明確であります。日本に寄港、通過するすべての米艦船、航空機を臨検、立入検査するとも言うのでしょうか。そんなことをアメリカが認めるとしているなら、全く論外です。日米関係は破たんし、日本の核抑止力はゼロになり、安全保障政策は一からやり直しになります。そうした確認措置をしないのであれば、有名無実の空法案になり、法制化の必要性は失われます。法制化を主張する方々には、そこをどうするかもしっかりとお聞きしたいところであります。

非核2.5原則の議論があることは、皆さんも十分御存じだと思います。持ち込ませずは、日本国内に配備させない、イントロダクションという意味に限定して、一時的な通過、寄港とかは容認すればよいのではという議論であります。民主党菅副総理も過去に「救国的自立外交私案」と題して、寄港は非核三原則の対象外とする論文を雑誌に寄稿しているところであります。

いずれにしても、国の安全保障対策は、国民の生命、身体、財産を守るための独立国としての最重要事項であります。国民的な議論もなく、法制化の概要も不透明な中での短絡的な法制化には反対であります。今後の慎重な議論を強く要望するものであります。

次に、意見書案第2号「思いやり予算」の見直し等に関する意見書案であります。

思いやり予算とは、防衛省予算に計上されている在日米軍駐留経費負担の通称であります。意見書案では、日米地位協定第24条に記載がないから、全廃せよと訴えておりますが、その第24条を受けて、日米地位協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国間の協定、いわゆる特別協定が国会の承認を経て締結されており、それを根拠に支出されているものであります。何か根拠なしにアメリカに経費を提供しているような誤った認識は訂正していただきたいものであります。

前述の非核三原則の項でも触れましたが、日米同盟は日本の安全確保にとって欠くことのできない関係です。有してはいるが、行使できない集団自衛権、これによってアメリカが攻撃されたときに日本は

何もできない、しかし日本が攻撃されたときは守ってくださいというのが今の日米安保であります。そのための駐留経費を全廃せよという議論には賛同できません。金は出さないけれども命は守れでは、それこそ政府が言う対等な日米関係は維持できないのではないのでしょうか。

この予算に組み込まれている日本人従業員の給与は、先日、事業仕分けがなされました。2万3,000人分の給与が減額されることとなります。具体的な削減幅は示されていませんが、北澤防衛大臣も「既に米側と話を進めている。仕分け人から言われる話ではない。政治的にマイナスだ。」とコメントしております。この予算を全面的に見直す議論には我が党はくみすることはできません。ただ、明らかに不適切な支出があれば、当然見直しを図り、アメリカ側に今後より一層の節約努力を求めていくことは必要と思っております。

次に、意見書案第3号老人差別の後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める意見書案についてであります。

この制度は、従来の老人保健制度が抱える問題点を解決するために、さらには増大する高齢者の医療費を国民全体で安定的長期的に支え、国民皆保険を将来にわたって維持することを目的に、10年以上の議論を経て平成20年から施行された制度であります。対象年齢を75歳以上としたことを現代のうば捨て山だと、当時の政府・与党、自民党ですが攻撃されました。メディアはお年寄りの怒り、生活の苦しさをあの手この手で取り上げました。確かに施行当時は混乱や不安もありました。我々もこの制度のすべてが完ぺきであるとは思っておりません。見直しや再検討も必要でしょう。

しかし、だからといって、直ちに2年前の老人保健制度に戻すことには大反対です。意見書案では、戻すことに特別な混乱はないと言っておりますが、極めて認識が甘いことを指摘します。電算システムの構築には多額の費用がかかりました。これをもとに戻すには、同程度の費用がまたかかります。さらに、新制度に移行するとした場合、またも同額の費用がかかります。安定した運用が可能なように、十分な準備、検証時間を確保しなければなりません。また、被保険者はもちろん医療現場、地方自治体に再び多大な混乱を招き、安心で安定した医療の提供が困難になることが懸念されます。何より財政基盤をどうするのか明確ではありません。このような状況を考えると、直ちに廃止に踏み出すということは、適当でないと判断をいたします。

次に、意見書案第4号障害者自立支援法の廃止と新法制定に関する意見書案であります。

長妻厚生労働大臣は、就任直後、同法廃止と4年以内の新制度導入を表明しました。今月17日、長妻大臣がこの法案廃止までの措置として、来年度非課税世帯の利用料を無料化する方針を表明しました。しかし、約300億円の財源が必要とされ、来年度予算の折衝で財務省が難色を示し見通しが立っていないとの報道がなされたところであります。新政権が障害者自立支援法の廃止を方針として検討するのはよいとして、利用者負担軽減の費用すら見通しが立たないのに、はるかに膨らむであろう新制度の財源をどう確保できるのでしょうか。そうした説明も全くなく、安直に応益から応能への移行を主張されても、賛同することはできません。社会弱者を救うことは、極めて大事なことです。だからといって、場当たりの手形を切るだけでは持続可能な制度設計はできません。慎重な議論を踏まえて、制度の見直しを行うことを主張して、本意見書案に反対の討論といたします。

最後に、意見書案第11号鳩山首相及び鳩山邦夫衆議院議員の、親族からの資金供与について説明責任を果たすよう求める意見書案について、一言触れさせていただきます。

本意見書案は、全会一致で可決となる見込みであります。最初にこの意見書案を見たとき、正直なところ全会一致は厳しい、難しいのかなと思いました。道議会では同様趣旨の決議が既に賛成多数で可決されておりますが、民主党は反対をいたしました。今回の意見書案は、弟の鳩山邦夫議員も入っている

とはいえ、全会一致が実現をいたしました。民主党・市民連合の度量の広さに敬意を表するとともに小樽市議会の見識を改めて認識したものであります。

以上、意見書案に対する討論とし、議員各位の賛同を心からお願いをいたします。（拍手）

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

7番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表して、意見書案第1号ないし第4号、第6号及び第7号については可決を、第5号は否決を主張して討論を行います。

意見書案第1号は非核三原則の早期法制化を求めるものです。

核兵器の廃絶は、世界の恒久的平和を希求する諸国民の共通の願いであり、二度と原爆の惨禍を許してはならないとの決意で核兵器のない世界を目指してきた世界で唯一の被爆国である日本の役割はまた格別です。これまで本市議会は、例えば本年の第2回定例会において核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書を全会一致で可決し、非核三原則厳守の堅持を国に求めてきました。しかし、アメリカ政府が解禁した公文書で、米軍用機の飛来、艦船の日本領海や港湾への立入りは事前協議の対象にならないとする核密約の存在が明らかになりました。こうしたことから、非核三原則空洞化への疑念が大きく高まりました。アメリカのオバマ大統領が唯一核兵器を使用した国の道義的責任として、核兵器のない世界を追求していくと明言し、核兵器廃絶の動きが改めて世界の大きな流れとなった今、日本政府において、国際的な世論のリーダー役としての明確な意思を非核三原則の法制化によって示すことが求められていると思います。

意見書案第2号は、「思いやり予算」の見直し等に関するものです。

在日米軍への思いやり予算は、米軍家族住宅や教会などの建設のほか、光熱水費、演習費、戦闘と不可分の施設整備など、米軍活動のほとんどすべてが対象であり、米兵が遊びに使う高速道路料金まで負担しています。重大なことは、米軍が負担することに決まっているものまで日本側が負担していることです。日米地位協定第24条は、米軍を維持することに伴うすべての経費は合衆国が負担すると明記しています。協定に照らして、思いやり予算の全面的な見直しを要求するものです。この際、軍事同盟の見直しをし、友好的な国際的な交渉を広く進めていくことが今求められていることだというふうに考えていることも一言申し添えておきたいと思います。

意見書案第3号は、老人差別の後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求めるものです。

昨年4月に導入された後期高齢者医療制度には、高齢者差別、医療差別と、全国で国民の憤激が高まりました。そうした世論の前に、医療費負担の軽減措置を次から次へととらざるを得なかったことは、既にこの制度の破たんを意味するものです。選挙中の公約や参議院での廃止法案の可決の経過もあり、民主党政権の下で速やかな廃止が国民の大きな期待でした。ところが、新政権の下で、廃止はさらに先送りされようとしています。来年は保険料の見直しが迫っており、北海道後期高齢者医療広域連合によると、国が補助するとしていた負担上昇分2.6パーセントが、このたびの厚生労働省の通知では予算化されず消えていたとのことです。経済学者宇沢弘文氏は、後期高齢者医療制度について、ひたすら保険者の経営的な観点に立って冷酷な形で運営され、世界に誇るべき日本の国民皆保険制度が崩壊への一步を歩み始めていると述べています。速やかな廃止を求めるものです。システム変更に多大なお金がかかると言われるますが、国民の反対を押し切って導入、これまで相応の金額を費やしてきた責任については、どのようにお考えでしょうか。

意見書案第4号は障害者自立支援法の廃止と新法制定に関するものです。

障害者の人権を侵害するものとして、厳しい批判にさらされている障害者自立支援法が施行されて3年半がたちました。働きたい人が働くために職場利用料を徴収される。トイレに行くたび、外を歩くたび、スプーンで口に食べ物を運ぶたびにお金を徴収される。厚生労働省が行った実態調査では、障害者自立支援法の施行に伴い、障害者の87パーセントが負担増になっていることが明らかになりました。中でも市町村非課税の低所得者の負担率が高くなっています。

長妻厚生労働大臣は、この結果を受けて、予想以上に負担の増えた方が多い。まずは、負担軽減措置をしなければならないと述べました。障害者が生きていく上で、不可欠な最低限の支援を益だとみなして利用料負担を課すのは憲法違反と、これまでに3回にわたる全国一斉訴訟は、14地裁で原告は70名となっています。新政権は、4年以内に新制度を設計し、障害者自立支援法を廃止する方針ですが、一刻も早くとの関係者の思いに沿って、新法制定待ちにならずに、障害者の苦しみを改善する緊急対策を直ちに講ずることを要求するものです。

意見書案第5号は高規格道路ネットワーク整備の推進を求めるものです。

これまでも主張してきていますが、生活道路など必要な道路の整備に反対するものではありませんが、高規格道路最優先の予算措置が今何よりも最優先の課題でしょうか。雇用の確保、中小企業の支援、介護や医療福祉の充実にこそ予算配分が急がれるべきです。

意見書案第6号は「事業仕分け」による廃止等事業の見直しを求めるものです。

来年度予算の歳出圧縮を目的としながら、事業仕分けでは、削るべき事業を対象外にしたり、現場の意見を反映しない乱暴な議論が目立つなど、問題も浮き彫りになりました。一例を挙げますが、診療報酬の議論で、財務省は借入金の返済など、経営経費を考慮に入れない年収だけを比較し、開業医の高収入を問題にしました。勤務時間は、病院の勤務医のほうが長いとも指摘しています。

しかし、日本医師会の調査では、40歳代では開業医の勤務時間のほうが長くなっています。奈良県医師会の塩見会長も「国民受けはするが、現場のことがわかっていない」と批判しています。ほかに子供読書推進の事業の廃止、科学、スポーツなど採算性や効率性だけでは評価できない事業も「赤字」、「民業圧迫」とし、切り捨てる議論はあまりにも乱暴です。さらに、年間5兆円に上る軍事費や320億円もの国民の血税を政党が分けどりする政党助成金は、除外せずしっかりと仕分けすべきことも申し添えておきます。

意見書案第7号は国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求めるものです。

鳩山政権発足に伴い、地方自治体や各種団体からの陳情の窓口を政府に一元化するとして、新しいシステムづくりが進められています。小沢一郎幹事長は、明治以来の中央集権の統治を変えようという民主主義革命を実行するためのプロセスとアピールして、政官業癒着の排除を目的に掲げていますが、果たしてそうなっているのでしょうか。もちろんこれまでの一部の政治家の天の声による公共事業の優先やエリート官僚による政策決定、政官業癒着問題を厳しく改めることに異議はありません。

しかし、民主党の言う新しいシステムは、かえって地方を縛るのではないか、民主党から事前検閲されているようだ自治体から声上がるように、国権の最高機関である国会が不断に国民の民意に耳を傾けて、一つ一つの政策を決定していくという民主主義のプロセスではなく、議会制民主主義にとって一番大切な多様な意思を国会に反映するという仕組みが狭められ、大いに問題です。行政府として、直接地方の声に耳を傾け、しっかりと受け止める仕組みを保障するよう要請し、各党派議員の皆さんの賛同を呼びかけ、討論とします。（拍手）

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 18番、山口保議員。

(18番 山口 保議員登壇)(拍手)

18番(山口 保議員) 民主党・市民連合を代表して、意見書案第6号「事業仕分け」による廃止等事業の見直しを求める意見書案、意見書案第7号国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書案及び意見書案第5号高規格幹線道路ネットワーク整備の推進を求める意見書案について、一括して反対の討論をいたします。

まず、意見書案第6号は、農道整備事業や里山エリア交付金事業、林業木材産業づくり交付金など、事業仕分けで廃止や縮減とされた事業の復活や見直しを求めるものであります。今回の事業仕分けは、これまで国民の目に触れることのなかった国の一般会計歳出の中身を各省庁別の事業を検証しながら、予算執行のあり方が合理的かどうか判断をされ整理がされた画期的な試みではなかったでしょうか。マスコミの報道でさまざまな批判を受けながらも結果的に国民から7割を超える評価を得ることができたのは、みずからの支払った税がどのように使われているのかという当たり前のことを知り得る機会を得たことに対する評価とともに、耳ざわりのよい表題の事業が効果の検証もなく、漫然と行われ続けていることや、重要な事業の多くが天下り法人を通じて、中抜きやピンハネが行われたり、し意的に配分されたりしており、十分な効果が上げられていないことが今回の試みによって、少しずつ理解された結果だと考えるのが自然ではないでしょうか。例えば、科学技術予算の削減に対して、マスコミ報道などでは批判的に取り上げられましたけれども、抗議の会見をされたノーベル賞受賞者の野依良治博士が理事長をされている文部科学省所管の独立行政法人理化学研究所には、文部科学省OBが何人も天下りをしております。宇宙飛行士で有名な毛利さんが館長をされている日本科学未来館でも、予算は国から同館に直接出されておらず、間に科学技術広報財団を経由して出されており、毛利さん自身も3年前から文部科学省に改善を求めておりましたが、いまだに現状のまま改善されていない、このことは残念だと自身が答えられております。歳出の無駄を徹底的に見直すのは、当然のことです。また、歳出の構造を見直すことも当然であります。農道整備や林業事業はこれまで本当に農業や林業の振興に役立ってきたのか、これは検証せねばなりません。多くの予算が農業土木や林業土木事業に充てられ、農家や林業家の所得の向上につながらなかったことに問題があったのではないのでしょうか。地域での雇用を生み出すべき農業や林業は、魅力ある職業に転換をせねばなりません。農業や林業への個別所得補償制度の導入はもちろん、地域でのバイオマス関連事業の育成や農家に対する加工や販売への取組に対する支援、また林業・木材関連産業活性化のためには、間伐や造林を支援し、国産材活用にインセンティブを与え、活用を促すなど、これまでの歳出のあり方を根本的に見直すべきと考えます。他の事業についても、制度設計をより合理的に見直すべきと考えます。

次に、意見書案第7号国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書案についてであります。

問題は、地方の声の中身であります。これまでの陳情型政治のあり方が日本の政治をゆがめてきたのではないのでしょうか。民主党はひも付き補助金を廃止して、一括交付金化すると約束をいたしております。また、これまでの国の役割を外交、防衛、危機管理、治安から食料、エネルギーを含む総合的な安全保障、教育、社会保障の最終責任、通貨、市場経済の確立、国家プロジェクトなどに限定をし、地方のことは権限も財源も地方にゆだねる仕組みに改めるとマニフェストで書いております。こういうことが、すぐに実現できるわけではありませんでしょう。4年間ありますから、こうしたことが実現をすれば、いわゆる陳情型政治は姿を消すことになるのではないのでしょうか。必要なのは、国と地方が対等な立場でそれぞれの役割のあり方を論議する場を求めることではないのでしょうか。

次に、意見書案第5号高規格幹線道路ネットワーク整備の推進を求める意見書案についてであります。

本年の第3回定例会でも同様の意見書が出されており、私は反対の討論をしておりますので、ここでは詳しくは述べるつもりはありません。道内の高規格幹線道路1,825キロメートルの全線の早期完成とあります。小樽 - 余市間23.4キロメートル、事業費は1,076億円であります。キロメートル当たり45億9,000万円、1,825キロとすれば、8兆3,767億円であります。この財政効果を幾らと見積もってこのような意見書案を出されておるのか、見識を疑うものであります。国が864兆円もの借金を抱え、税収が38兆円しか見込めない私たちの国の惨たんたる状況の中で、そのような選択はあり得ないものと考えます。経済効果を考えるなら、私は幹線国道の4車線化の実現を求めることのほうが合理的ではないかと思えます。真ん中2車線を70キロメートル走行とし、両端2車線は40キロ走行に規制するなどすれば、北海道の雄大な自然を満喫できる景勝道路として、観光振興にも資するものと考えからであります。政策提言をきっちりするべきであります。

以上、私の討論を終わります。(拍手)

議長(見楚谷登志) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号及び第2号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第3号及び第4号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第5号について、採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、意見書案第6号及び第7号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

閉会に先立ちまして一言ごあいさつを申し上げます。

本年も残すところあとわずかとなり、振り返ってみますと、世界中がさきの金融経済危機から脱却できず、雇用の不安や所得の減少、為替市場の無秩序な動きなどに翻ろうされ、だれもがこの閉そく感を

何とか打開し、新しい希望のある社会を切り開いていきたいと望んでおられるのではないかと思います。

このような状況もあり、今年の漢字に選ばれた「新」に表されるように、内外では今までになかった新しい出来事が次々と起こっております。

1月にはアメリカにおいて、「チェンジ」を訴えて史上初のアフリカ系大統領としてオバマ氏が就任し、その後4月には人々を恐怖に陥れ、人類史上初めての感染である新型インフルエンザが流行し、今もなお世界を震かんさせております。

うれしい話題としては、9月にシアトル・マリナーズのイチローによるメジャー史上初の9年連続200本安打の達成などが記憶に残っているところであります。

一方、国内でも5月には初めての裁判員制度がスタートし、8月の衆議院議員選挙においては、歴史上初の政権交代が行われ、鳩山内閣が発足をしております。

また、小樽市においても、4月には市立病院に並木局長をお迎えし、地方公営企業法を全部適用し、新たなスタートを切ったほか、懸案となっていた小樽駅前第3ビルが再々開発により新たにサンビルスクエアとしてよみがえっております。

市議会におきましては、リーマンショック以来の景気低迷が続き、市内経済はなかなか上向かず、観光客も伸び悩む中、定額給付金や子育て応援特別手当の支給、国の補正予算に関連した雇用・経済対策事業や新型インフルエンザへの迅速な対応など、スピード感を持って事業が実施できるよう精力的に議論をまいりました。

また、インターネット議会中継や市議会だよりの発行、夜間議会の開催ほか、議会報告会を開催するなど、市民の皆さんとの対話を増やし、より開かれた議会を目指し取り組んでまいりました。

平成21年度一般会計決算では、実質単年度収支が約6億4,000万円の黒字となったことは、市民の皆さんはもとより市長をはじめ、すべての職員、そして議会が一丸となって財政健全化に積極的に取り組んできた成果であると大変うれしく思っております。

改選期まで残り1年有餘となりましたが、丸井今井の跡地の問題、市立病院の統合新築問題、学校規模・学校配置適正化に向けた取組、さらには定住自立圏構想の実現など、さまざまな課題や問題が山積をしております。

来年は、とら年であります。トラは矢のごとく疾走し、威厳に満ちた森の王者としてあがめられてまいりました。このトラのように、停滞することなく今後も引き続き市民の代表として小樽市の発展のため、なお一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、これまで私にお寄せいただきました御厚情に対しまして、心から感謝を申し上げる次第であります。

終わりになりましたが、議員並びに市長をはじめ理事者の皆様におかれましては、健康に御留意をされ、御家族ともども御多幸な新年をお迎えになられますように祈念を申し上げまして、本年最後の議会に当たりましてのあいさつをさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

第4回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 5時49分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 見楚谷 登志

議員 秋元 智憲

議員 鈴木 喜明

諸般の報告

今定例会に提出された意見書案

平成 2 1 年小樽市議会第 4 回定例会議決結果表

陳情議決結果表

諸般の報告（招集日印刷配布分）

- （１）木野下智哉、前田清貴両監査委員から、平成２１年８月～１０月分の各会計例月出納検査について報告があった。

以 上

非核三原則の早期法制化を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 菊 地 葉 子
同 齋 藤 博 行
同 古 沢 勝 則

広島・長崎の原子爆弾被爆から64年がたちました。

「再び被爆者をつくってはならない」という生存被爆者の悲願を始めとして、我が国の「非核三原則」を国是とする核兵器反対の政策は、世界中の国々、国民を動かして、幾度となく訪れた核兵器使用の危機を防いできました。

今、核兵器廃絶を目指す潮流は、更にその流れを強めつつあります。

核兵器を使用した唯一の国であるアメリカのオバマ大統領は、「核兵器のない世界」を追求していくことを明言しました。

今こそ日本は核戦争唯一の被害国として、核兵器廃絶に向けて主導的役割を果たすときです。

そのためにも、「非核三原則」を国是として掲げるだけでなく、その法制化を早急に図ることによって、国際的な世論のリーダー役としての明確な意見を示すことができると信じます。

よって国会及び政府におかれましては、被爆国日本として世界の諸国、諸国民からかけられている期待の大きさを踏まえて、「非核三原則」の法制化を早期に決断されることを要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年12月21日
小樽市議会

議決年月日	平成21年12月21日	議決結果	否 決
-------	-------------	------	-----

「思いやり予算」の見直し等に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	齋藤博行
	同	佐々木勝利
	同	古沢勝則

防衛省の来年度概算要求のうち、米軍への「思いやり予算」は1,919億円で、これは自公政権時の概算要求額と同額です。

そもそも日米地位協定第24条は、米軍を「維持することに伴うすべての経費」は、「合衆国が負担する」と明記しています。しかし、在日米軍への「思いやり予算」で負担しているのは、米軍家族住宅や教会などの建設のほか、光熱水費、演習費、戦闘と不可分の施設整備など、米軍活動のほとんどすべてを対象にしており、本来すべて米軍に負担義務があるものばかりです。米兵の給料以外は、何でもありの不当な支出です。地位協定に照らせば全廃が当然です。

ところが、新政権が「思いやり予算」見直しの対象に挙げているのは、日本人従業員の給与約1,100億円のごく一部だけであり、「包括的見直し」などといえるものではありません。

しかも、在日米軍は、沖縄の海兵隊に象徴されるようにアメリカの世界戦略に沿った海外遠征軍が中心であり、日本防衛などを任務にしているではありません。その上、沖縄の少女暴行事件など、各地で日本国民への被害を繰り返し、国民の安全さえ奪っています。

よって、政府と国会は、以下のことを実施すべきです。

記

- 1 無駄な予算の見直しと言うのであれば、まず米軍への「思いやり予算」を全面的に見直すこと。
- 2 在沖米軍のグアム移転などの米軍移転経費の日本負担3兆円を精査し、見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年12月21日
小樽市議会

議決年月日	平成21年12月21日	議決結果	否 決
-------	-------------	------	-----

老人差別の後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	吹 田 友三郎
	同	齋 藤 博 行
	同	古 沢 勝 則

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を、それまで加入している医療保険から切り離し、別建ての保険に移し、保険料の多くは年金から天引きし、医療給付は別建ての診療報酬体系で医療を制限するなど差別医療制度です。

昨年4月の導入以来、高齢者差別は許せないと、国民の憤激が高まり、自公政権も、保険料の医療費負担の軽減措置をとってきました。しかし、制度が続く限り、差別はなくなりません。とりわけ深刻なのは、医療給付が制限されることです。新たに設けた「後期高齢者診療料」は外来の場合月6,000円以上出さない仕組みです。しかも保険料は、2年ごとに高齢者の人口や医療費を踏まえて見直すことになっており、来年4月には北海道でも負担増が見込まれています。負担増を多少軽減するというだけで、制度自体を続けるなどということは絶対に許されません。

新政権の連立各党は、先の総選挙では廃止を公約し、参議院でいったん廃止法案を可決していたのに、発足後の新政権は、廃止すれば混乱するとか、導入前の老人保健制度に戻せば一部に負担が増えるなどと先送りしようとしています。しかし、2年前まで実施されていた制度に戻すのに、特別の困難はありません。一部に負担が増えるというなら、そこへ援助をすれば済みます。何より年齢による差別は許さないという原点を貫くことです。

そもそも医療費に2割とか3割もの自己負担があるという国は世界でもまれなのです。ヨーロッパでは、外来も入院も医療費は無料が当たり前です。

よって、以下のことを求めます。

記

- 1 老人に医療差別を持ち込む後期高齢者医療制度は、直ちに廃止に踏み出すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年12月21日
小樽市議会

議決年月日	平成21年12月21日	議決結果	否 決
-------	-------------	------	-----

障害者自立支援法の廃止と新法制定に関する意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 吹 田 友三郎
同 齋 藤 博 行
同 古 沢 勝 則

障害者に重い負担と苦しみを押し付け、尊厳を傷つけてきた「障害者自立支援法」制定から 3 年半、新政権は首相の所信表明演説でその廃止を明言しました。これは障害者・家族の大きな運動とたたかひの成果として歓迎すべきことです。

ところが、厚生労働大臣は、「4 年間で応益負担から応能負担に変える新制度を創設する」と説明するだけで、法廃止の道筋はまだ何ら示されていません。しかし、新法の実現を一日も早くというのが障害者の切実な願いであり、新法ができるまで、深刻な現状を放置しておくわけにはいきません。障害者や家族は、食事やトイレなど障害者が生きていく上で不可欠な支援を「益」とみなして利用料を課す応益負担は憲法違反だとして裁判にまで訴えているのです。

障害者の福祉や医療は本来、無料であるべきです。政府が「応能負担にする」というなら、来年 4 月から直ちに実施に踏み切るべきです。そのために、定率 1 割負担を規定している障害者自立支援法第 29 条の一部削除を行い、来年度予算で必要な財源措置を講じるべきです。障害者事業所の経営を危機に陥れている報酬の「日払い」を「月払い」制に戻すことも一刻の猶予がありません。

よって、政府は、新法制定待ちでなく、障害者の苦しみを改善する緊急対策を直ちに講じるべきであり、以下の緊急対策と抜本的新法制定を求めます。

記

- 1 「応益負担」を即刻廃止し、来年 4 月から「応能負担」の実施に踏み切ること。そのために一刻も早く障害者自立支援法第 29 条の一部削除を行い、来年度予算で必要な財源を確保すること。
- 2 障害者事業所の経営を支えている報酬を、「日払い」から「月払い」制に戻すこと。
- 3 速やかに現行法廃止と新法制定の道筋を示すこと。新法制定に当たっては、憲法と国連・障害者権利条約の趣旨に基づき、障害者が人間らしく生きる権利を国の責任で保障する「総合的な障害者福祉法」とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 21 年 12 月 21 日
小樽市議会

議決年月日	平成 21 年 12 月 21 日	議決結果	否 決
-------	-------------------	------	-----

高規格幹線道路ネットワーク整備の推進を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員
同
同

秋 元 智 憲
成 田 祐 樹
山 田 雅 敏

広域分散型社会を形成し、人や物の移動を自動車交通に依存している北海道において、高規格幹線道路ネットワークの早期形成は、地域経済の活性化を図り、我が国における北海道の役割を最大限に発揮していくために、喫緊の課題です。

しかし、道内の高規格幹線道路供用率は、いまだ 5 割にも満たない状況であるとともに、県庁所在地に匹敵する人口 10 万人以上の地方の中核都市もネットワーク化されていないなど、全国に比べ大幅に遅れている状況にあります。

高規格幹線道路ネットワークは、国家戦略として充実強化すべき社会基盤であり、ネットワークの形成がいまだ十分に図られていない北海道が、自主・自立に向けて、他府県と同じ条件で地域間競争のスタートラインに立つために、計画的かつ早期に整備が図られることが必要です。

このような中、高速自動車国道の料金無料化は、高速自動車国道の整備に充てられるべき料金収入がなくなることから、今後の計画的な整備や維持管理にかかる財源が確保できなくなることが危ぐされます。

さらに、高速自動車国道を利用しない人々にも負担を強いることになり、著しく公平性を損なうばかりでなく、交通量が増えることによる渋滞や事故の増加、一般道路の交通量減少による沿線地域の疲弊が懸念されるとともに、二酸化炭素の発生が増え、地球温暖化防止の理念に反するなど、様々な問題があります。

よって、国においては、高規格幹線道路ネットワークの整備等及び高速自動車国道料金無料化について、次の事項に配慮されるよう強く要望します。

記

- 1 道内の高規格幹線道路 1,825 キロメートル全線の早期完成を図るため、必要な予算を確保すること。
- 2 抜本の見直し区間のうち、「当面着工しない」とされた区間については、早期に事業化を図ること。
- 3 高規格幹線道路ネットワークのミッシングリンクについては、速やかに環境アセスメント等の手続を進め、早期事業化に向けた準備を行うこと。
- 4 高速自動車国道料金制度など、諸制度の見直しの際には、立ち遅れている北海道の実情を十分に配慮すること。
- 5 高速自動車国道の料金無料化については、負担の公平性や地球温暖化防止、渋滞や事故防止、沿線地域への影響などの課題があることから、慎重に対応すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 21 年 12 月 21 日
小樽市議会

議決年月日	平成 21 年 12 月 21 日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	-------------------	------	-----	---------

「事業仕分け」による廃止等事業の見直しを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	菊 地 葉 子
	同	齊 藤 陽一良
	同	山 田 雅 敏

政府による平成22年度予算概算要求事業についての「事業仕分け」によって、産学官連携事業などの事業が廃止され、農業共済掛金国庫負担金、医師確保、救急・周産期対策の補助金等、シルバー人材センター援助事業、公立学校施設整備事業などの予算を縮減するとしており、さらには、まちづくり交付金、下水道事業などについては自治体等の判断に任せるとして、事業の存廃、財源の取扱いが不透明のままです。

これらの事業の廃止等によって、本道の農林水産業、商工業等に甚大な影響を及ぼすとともに、本市が取り組む地域づくりを根底から覆しかねないとの懸念する声が上がってきています。

よって、国においては、地域の未来に禍根を残すことのないよう、市町村や専門分野の意見を聴取し、地域の実情を踏まえた上で、「事業仕分け」によって廃止等とされた事業について見直しをすることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年12月21日
小樽市議会

議決年月日	平成21年12月21日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	-------------	------	-----	---------

国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	菊 地 葉 子
	同	齊 藤 陽一良
	同	山 田 雅 敏

民主党は、去る11月12日に開催された同党の全国幹事長会議において、いわゆる陳情一元化の方針を決定しました。しかしながら、地方から「国に地方の声が届くのだろうか」という批判や不安の声が続出しており、「政策については政府が一元的に扱うという民主党政権の大方針にも反する」と懸念を示す声も大きくなっています。

政府の中からも原口総務大臣が、東京都内で開催された地方分権推進全国大会において、「首長は主権者の代表であり、中央政府の人間がだれかを通さないと首長と会わないというようなことは、絶対にあってはならない」という趣旨の発言をされました。

本来、政治と行政の役割は切り離して考えるべきであり、特に多様化、専門化している行政への要望等を政党が一元化して受けることによって、行政への窓口を閉ざすことは、民主主義の原則に反する、あってはならない行為であり、憲法で保障する国民の請願権を侵害することにもなりかねません。

よって、国においては、行政府として直接地方の声に耳を傾け、しっかりと受けとめる仕組みを保障するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年12月21日
小樽市議会

議決年月日	平成21年12月21日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	-------------	------	-----	---------

季節労働者対策の強化を求める要望意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千	葉	美	幸
	同	鈴	木	喜	明
	同	大	橋	一	弘
	同	林	下	孤	芳
	同	北	野	義	紀

昨年の世界的な金融・経済危機に端を発した日本経済の急速な後退によって、雇用・失業情勢は一段と厳しい状況にあります。北海道内においても倒産などによる失業が増大しており、本州で職を失った労働者が少なからず北海道に帰ってきています。

同時に、季節労働者の実態も深刻です。季節労働者の冬期間の雇用と生活を支えてきた冬期技能講習など国の季節労働者冬期援護制度が廃止され、雇用保険法の特例一時金が「40日分」に削減されました。季節労働者は、わずか20万円前後の特例一時金だけで厳寒の三、四か月を生活しなければならないという、生存さえ危ぶまれる深刻な事態となっています。健康保険や年金の保険料を払えない季節労働者が増えており、命と老後を脅かしています。

政府・厚生労働省は2007年度から「通年雇用促進支援事業」などを実施していますが、予算規模が少なく、労働者の「所得保障」にかかわるものは認められないため有効な対策となっていません。

「通年雇用化」は当然必要なことですが、去年は建設業で季節労働者（短期特例被保険者）が対前年比1万人以上減少し、今年も更に5,000人以上が減っているという雇用保険統計に示されているように、現下の厳しい雇用情勢の下では冬期間の雇用がないばかりか、年間を通じての失業が広がっています。

抜本的な雇用・失業対策が求められている今、季節労働者対策においても政府が以下の必要な措置を講ずるべきです。

記

- 1 雇用保険法を再改正して、特例一時金を差し当たり「50日分」に戻すこと。
- 2 政府の雇用対策の予算を大幅に増額し、季節労働者対策を含めて地域の実情に即して活用できるようにすること。
- 3 「通年雇用促進支援事業」を、季節労働者の実態に即して抜本的に改善・拡充すること。
- 4 冬期援護制度を復活すること。季節労働者の冬期の失業に対する公的就労事業制度の創設など新たな対策を講ずること。
- 5 雇用を増やし、地域経済を下支えする生活密着型の公共事業を拡大するとともに、政府として地方自治体の財源確保措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年12月21日
小樽市議会

議決年月日	平成21年12月21日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------	------	-----	-----	-----

社会的セーフティネットの拡充に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千	葉	美	幸
	同	大	橋	一	弘
	同	中	島	麗	子
	同	濱	本		進
	同	斎	藤	博	行

急速に悪化する雇用失業情勢に対応し、住居を失った離職者を支援する「新たなセーフティネット」の構築に向けた予算措置が、政府の「経済危機対策」により行われました。この「雇用と住居を失った者に対する総合支援策」は平成21年10月から実施されていますが、「訓練・生活支援給付」「住宅手当」「就職安定資金融資」「生活福祉資金」がそれぞれ別の申請窓口となっているなど、「セーフティネット」としての機能が十分に発揮されないことが懸念されます。

また、雇用情勢に改善の兆しが見られない中、生活保護受給者数は急増しており、今後も増加し続けるものと考えられます。約6人に1人が貧困であると政府が公表し、とりわけ「子どもの貧困」の解決が求められている中、生活保護制度は「最後のセーフティネット」であり、国が責任を持って実施体制を確保すべきであると考えます。

よって、本議会は、国民が日本国憲法に明記された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことができるよう、総合的なセーフティネット体系の整備に向け、政府に対し以下の事項について強く求めます。

記

- 1 「雇用と住居を失った者に対する総合支援策」をワンストップ・サービスとして迅速かつ円滑に実施するために必要な事務の改善と、恒久的な制度化を行うこと。
- 2 生活保護制度の円滑な実施に向け、国の責任において運用の改善、実施体制の確保及び確実な財源保障を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年12月21日
小樽市議会

議決年月日	平成21年12月21日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------	------	-----	-----	-----

保育所の最低基準の厳守と保育施策の拡充に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉 美 幸
	同	吹 田 友三郎
	同	中 島 麗 子
	同	斎 藤 博 行
	同	成 田 晃 司

今、新政権の下で、認可保育所の国の最低基準を緩和し、待機児童が多い東京などの都市部で保育室の面積基準を自治体にゆだねる動きを強めています。これは子供の「詰め込み」を深刻化し、保育環境を悪化させるもので、既に父母、関係者から厳しい批判が上がっています。

もともと今の最低基準は61年も前の1948年に制定された極めて低いもので、遊び、食事、昼寝を同じ部屋で行わざるを得ず、廊下に布団を敷いている実態もあります。憲法第25条の見地から子供の健康と健全な育成に必要な最低限度の基準とされ、経済の進展、国民生活の向上に合わせ高められるべきものと位置づけられたものです。

今でも保育室面積は61年前のままで、諸外国と比べて面積、保育士配置とも低く、厚生労働省の委託研究でも保育室は少なくとも1.2倍以上に改善が必要だと指摘しています。

それを一時的にせよ、守るべき基準に風穴を空けるなら、保育所を増やす展望が示されていない下では、今後更なる緩和、引下げにつながる危険も否定できません。

しかも、医務室や園庭、建物の耐火基準、避難設備などの最低基準は、都市部に限らず国の基準を撤廃して自治体が独自に定めるとしています。狭い上に園庭もなく病気の子供が休む医務室もない、防災設備も大きく後退した施設でどうやって子供の生命と安全が守れるでしょうか。

そもそも保育所建設が進まない主な原因は資金不足であり、国に財政支援の拡充、国有地の提供などが求められているのです。正に必要なのは、最低基準の緩和でなく、保育予算を抜本的に増やし、国が責任を持って保育所建設計画を示すことです。

よって、以下のことを要望します。

記

- 1 保育現場に困難をもたらす最低基準緩和は行わないこと。
- 2 保育予算を増やし、女性の就労の拡大を展望した本格的な保育所建設に着手すること。
- 3 延長保育や病児保育の充実など、子育て支援の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年12月21日
小樽市議会

議決年月日	平成21年12月21日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------	------	-----	-----	-----

鳩山首相及び鳩山邦夫衆議院議員の、親族からの資金供与について説明責任を果たすよう求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	成 田 祐 樹
	同	菊 地 葉 子
	同	斉 藤 陽一良
	同	佐々木 勝 利
	同	横 田 久 俊

鳩山首相は、長年にわたり親族から政治資金規正法の制限をはるかに超える巨額の資金供与を受けていたことは、国民に大きな驚きを与えています。

この資金供与に関して「承知していない」との首相の国会答弁は、国民にとって信じ難いことであり、一切の税務申告を行っていないことから贈与税等の脱税の疑いも指摘されています。

ゆえに、政治の信頼を取り戻すためには、首相が国民に対し誠実に政治資金の全容を報告することが求められているのであります。

したがって、本議会は鳩山首相に対し、親族による巨額の資金供与の用途などを含め、国民の納得が得られるよう説明責任を果たすことを強く求めるものであります。

また、鳩山邦夫衆議院議員の、親族からの資金提供についても、一層の説明責任を果たすことを求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年12月21日
小樽市議会

議決年月日	平成21年12月21日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------	------	-----	---------

「子ども手当」創設に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉 美 幸
	同	吹 田 友三郎
	同	濱 本 進
	同	斎 藤 博 行
	同	北 野 義 紀

政府は、平成22年度より、「子ども手当」を創設する準備を進めています。中学校卒業までの子供に月額 2 万6,000円（平成22年度は月額 1 万3,000円）を支給する制度に、子育て家庭から期待する声もあります。

しかし、この制度を実施するためには、来年度が 2 兆3,000億円、平成23年度以降は毎年 5 兆3,000億円の財源を確保しなければなりません。

政府内からは、所得制限や地方に財政負担を強いる発言も出されています。万が一、財源に地方の負担が求められるような事態になれば、その地方財政に与える影響は計り知れず、地方財政が危機的状況にある中、到底その負担は困難であると言わざるを得ません。

さらに、所得税の配偶者控除や扶養控除の廃止など所得税改革の議論もあります。「子ども手当」の財源を確保するには、手当の創設と、公平かつ透明な税制改正による見直しの影響を考慮し、納税者である国民への説明が欠かせません。

こうした点から、「子ども手当」創設に当たっては、手当の使われ方も含め、慎重な国会での議論と、国と地方との意見調整、そして何よりも国民の理解と協力が必要です。

よって、政府においては、以下の事項について特段の配慮がなされるよう、強く求めるものです。

記

- 1 「子ども手当」創設に当たっては、平成22年度実施にかかわらず、制度自体の目的を明確にし、制度の綿密な設計や財源確保策などを慎重に検討すること。
- 2 「子ども手当」の財源確保策として、子供がいない家庭や「子ども手当」の対象外の家庭に対する影響も考慮し、納税者の理解を十分に得られる内容とすること。
- 3 「子ども手当」の財源負担に関しては、当初の計画どおり全額国費とし、地方自治体の負担を求めないこと。
- 4 住民税非課税世帯の負担増とならないよう、特段の配慮をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年12月21日
小樽市議会

議決年月日	平成21年12月21日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------	------	-----	-----	-----

更なる緊急雇用対策の実施を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋	元	智	憲
	同	大	橋	一	弘
	同	林	下	孤	芳
	同	北	野	義	紀
	同	大	竹	秀	文

雇用失業情勢は完全失業率が5.3パーセント(平成21年10月)、有効求人倍率が0.43倍(同)と依然、厳しい情勢を示し、年末・年度末に向けて更なる悪化も懸念されています。

政府は、10月23日に「緊急雇用対策」を取りまとめましたが、「既存の施策・予算の活用により取りまとめる」とされており、財政措置も考慮したもう一段の緊急雇用対策を講じる必要があります。

つきましては、年末・年度末の更なる雇用悪化を防ぐため、政府におかれては、以下の点について一層の取組を行うよう強く要請します。

記

- 1 「雇用調整助成金」の運用に当たっては、助成金支給の要件となる前年同期や直前3か月の売上げ、製品等の生産量の規定について実態に即した緩和を行い、助成金支給の拡充を図ること。
- 2 セーフティネット強化の観点から、雇用保険の非正規労働者への適用範囲の拡大を図ること。
- 3 「訓練・生活支援給付」については、雇用保険や失業給付の支給の対象とならない求職者への第二のセーフティネットとして、恒久化を図ること。
- 4 「緊急雇用対策」で示されたハローワークのワンストップ・サービス化を進めることが本来の職業紹介業務に支障を来さないよう、職員の増員も含めたハローワークの窓口体制の強化を図ること。
- 5 第二の就職氷河期を招かないために、企業と学生への情報提供体制の充実など、新卒者への就職支援体制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年12月21日
小樽市議会

議決年月日	平成21年12月21日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------	------	-----	-----	-----

地域のくらしを守るための国の予算執行及び予算編成を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	成 田 祐 樹
	同	菊 地 葉 子
	同	斉 藤 陽一良
	同	佐々木 勝 利
	同	久 末 恵 子

平成21年度補正予算が一部執行停止されたことにより、地方においては各議会が予算の減額補正を迫られるなど、国民生活に多大な影響を及ぼしています。

我が国の景気は、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にあり、先行き不安を解消する見通しは立っていません。

とりわけ年末・年度末にかけて大きな正念場を迎える地域経済にとっては、家計への支援により個人消費を拡大するとともに、中小企業支援や雇用対策を切れ目なく実行していくことが極めて重要です。

政府は、今後の予算執行及び予算編成において、地域経済に十分配慮するとともに、「地域のくらしを守る」との視点に立って、特に以下の点に十分留意するよう強く要望します。

記

- 1 今後の予算編成において、地域経済への影響に十分配慮すること。
- 2 「地域活性化・公共投資臨時交付金」の一部執行停止については、地域経済に与える影響が重大なことから、それに代わる新たな措置を講じること。
- 3 「地域医療再生臨時特例交付金」の執行停止については、地域住民に対する医療サービスの低下が起こらないよう、十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年12月21日
小樽市議会

議決年月日	平成21年12月21日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------	------	-----	-----	-----

農業の持続的な発展に資する戸別所得補償制度に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋 元 智 憲
	同	鈴 木 喜 明
	同	大 橋 一 弘
	同	林 下 孤 芳
	同	古 沢 勝 則

我が国農業をめぐる情勢は、WTOや日豪EPAなど国際農業交渉が進む中で、担い手の減少や高齢化の進行など厳しさを増しており、加えて、農産物価格の下落や生産資材価格の高騰など農業者の努力だけでは解決できない課題に直面しています。

こうした中、国においては、農業を再生し、食料自給率を向上させるため、「戸別所得補償制度」の導入に向け、平成22年度においては、「戸別所得補償制度に関するモデル対策」の実施が検討されているところですが、依然、制度の詳細が明らかにされておらず、来年の営農計画の作成を間近に控え、農業者や関係機関から不安の声が上がっています。

農業・農村は、豊かな自然と土地資源を生かし、都市型農業としての経営を主体に、我が国における食料の安定供給や国土・環境の保全などの面で重要な役割を果たしてきましたが、将来にわたって、持続的に発展し、農業者が安心して営農に取り組むためには、その所得の確保が重要となっています。

よって、国においては、本制度の検討状況について、速やかに農業者等に情報提供を行うとともに、本制度が現行水準を後退させることなく各地の特色などを踏まえた農業者の経営安定に真に資するものとなるよう、次の事項について要望します。

記

- 1 平成22年度実施が検討されている米のモデル事業等については、具体的な支援内容などについて早急に示すとともに、米以外の作物に係る産地づくりに対する現行の支援水準を堅持すること。
- 2 新たな対策のもと、農業者が安心して営農に取り組めるよう、支援水準を堅持するために必要な予算を確保すること。
- 3 畑作、畜産に対する戸別所得補償制度については、農業者等の意見や現地関係者からの要望を聞く機会を設けるなどし、地域の実情及び経営実態を踏まえた検討を行い、農業者が意欲を持って営農できる制度とすること。
- 4 専門的な農業者を始め、後継者が意欲と誇りを持って農業に従事することができ、経営努力が報われ、将来展望が開ける制度となるよう十分に検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年12月21日
小樽市議会

議決年月日	平成21年12月21日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------	------	-----	-----	-----

食料自給率の向上と食の安全・安心の確保に向けた食品表示制度の見直しに関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋	元	智	憲
	同	大	橋	一	弘
	同	山	口		保
	同	古	沢	勝	則
	同	大	竹	秀	文

近年、食品の産地偽装や有害物質による輸入食品の汚染事案などが相次いで発生しており、消費者の食に対する信頼は大きく揺らいでいます。

こうした中、JAS法に基づき加工食品の原料原産地表示が義務づけられている品目は一部にとどまっており、その充実が強く求められています。

また、遺伝子組み換え食品については、多くの食品で表示が免除されており、消費者は不安を感じながらも知らずに食べている状況にあります。

さらに、体細胞クローン家畜由来の食品については、食品安全委員会において、従来の繁殖技術による食品と比較して同等の安全性を有すると評価されていますが、出生前後や若齢期において死亡率が高いことなどから、多くの消費者は不安を抱いています。

このような状況の下、世界的な食料需給のひっ迫などに対応した食料自給率の向上や食の安全・安心の確保を図るため、消費者自らが食品を選択するために必要な情報が適切に提供されることが重要となっています。

よって、国においては、食品の表示に関する制度の抜本的な見直しを行うよう、次の事項について要望します。

記

- 1 加工食品の原料のトレーサビリティと原料原産地の表示を義務化すること。
- 2 すべての遺伝子組み換え食品・飼料の表示を義務化すること。
- 3 クローン家畜由来食品の表示を義務化すること。
- 4 国民生活の安心につながる食料自給力・自給率を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年12月21日
小樽市議会

議決年月日	平成21年12月21日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------	------	-----	-----	-----

保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千 葉 美 幸
	同	吹 田 友三郎
	同	中 島 麗 子
	同	濱 本 進
	同	斎 藤 博 行

歯や口くうを健康な状態に保ち、そしゃくや口くう機能を回復・維持することは、全身の健康増進や療養・介護時におけるＱＯＬ（生活の質）を向上させるとともに、医科診療費を抑制し、国民医療費の節減にも役立っていることが「8020運動」や北海道国民健康保険団体連合会が行った「歯の健康が全身の健康（医科診療費）にどうかかわっているかの調査」において明らかにされています。

こうした中、多くの国民は、保険のきく歯科の診療範囲の拡大と医療機関の窓口で支払う一部自己負担の軽減を強く望んでいます。

しかしながら、現実の歯科医療については、新しい技術の保険導入がほとんど行われず、診療報酬が抑制されているほか、1983年以降、財政難を理由に医療機関の窓口で支払う一部自己負担が引き上げられてきています。特に、2006年の診療報酬の改定において、歯科分野の診療報酬が大幅に引き下げられており、現行の診療報酬では安価な報酬で患者を長期に継続管理していくことを歯科医療機関に求めるものとなっています。

このようなことから、最近の厚生労働省の社会保障審議会において、歯科関係以外の委員から、歯科診療報酬が低過ぎることや、歯科は生きがいを支える重要な役割を担っているなどといった発言が相次いでいます。

また、歯科医師だけでなく、歯科医療を支える従事者たちを取り巻く労働環境は一段と厳しくなっており、歯科衛生士・歯科技工士養成所で定員割れが起きるなど、将来の歯科医療そのものさえ危ぶまれる状況に陥っており、このような事態をそのまま放置すれば、多くの国民の健康保持に支障を来すだけでなく、国民医療費の節減にも逆行することになりかねません。

よって、国においては、すべての国民が歯や口くうの病気の予防ができ、保険で安心して充実した歯科医療が受けられるよう、国民に必要な歯科医療を守るため、次の事項について施策を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 歯科診療報酬を引き上げるとともに、有効性、安全性の確立されている歯科治療法や日常一般的に行われている歯科診療を保険対象とすること。
- 2 医療費の患者一部自己負担を軽減すること。
- 3 8020運動など歯科保健対策を一層充実、強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年12月21日
小樽市議会

議決年月日	平成21年12月21日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------	------	-----	-----	-----

国の出先機関に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	成 田 祐 樹
	同	菊 地 葉 子
	同	斉 藤 陽一良
	同	山 口 保
	同	横 田 久 俊

国の出先機関については、政権発足後、担当大臣から原則廃止について明言されました。国の出先機関を見直し、必要な事務や権限を地方に移譲することは、行政サービスをより住民に近いところで行うという観点において、地方分権の考え方に即したものであり、また、国と地方の二重行政の解消などにより、効率的・効果的な行政システムを実現するという点でも、大変意義のある取組であると考えます。

しかしながら、北海道の位置づけや役割が考慮されることのない、開発局を始めとする国の出先機関の一方的な廃止は、北海道開発に大きな影響を与えることが懸念されます。

広大で豊かな自然環境に恵まれた北海道は、その豊富な資源を生かして、我が国の課題解決に貢献してきており、食糧・エネルギー・水などの資源のひっ迫が懸念されるとともに、環境問題がクローズアップされる中、今後においても、国内外に積極的な役割を果たしていかなければならない地域です。

そのためには、北海道開発の基本的な枠組みを堅持しながら、国と地方自治体が適切な役割分担の下で、将来に向けた社会資本の整備を計画的に進めていかなければなりません。

また、本市では、地域住民への行政サービスの提供に支障を来さないよう、職員数及び給与の削減を始め、事務事業の徹底した見直しによる経費削減など行財政改革を積み重ねているところですが、地方の懸命な努力と比べ、国の本省及び出先機関における行財政改革は遅れている状況にあると言わざるを得ません。

よって、国においては、国の出先機関の見直しに当たっては、地方の実情を十分に考慮するとともに、単に国家公務員数の削減手段としないよう、また、国の行財政改革の都合を優先することのないよう、次の事項に十分考慮し、慎重な対応を行うよう強く要望します。

記

- 1 国の出先機関の見直しに当たっては、国と地方の役割分担を明確にし、地方の意見を十分に聞くとともに、地域の活性化に資するよう、また、地方の主体性が発揮できるよう検討を進めること。
さらに、出先機関の見直しに先んじ、国の本省自体の無駄の排除や地方への事務・権限の移譲等、徹底した見直しを進めること。
- 2 国の権限の地方への移譲に当たっては、権限と財源の一体移譲を前提として、将来にわたる確実な制度設計を行うこと。
また、移譲等の対象となる国の事業執行に係る経費や人員体制等について、地方が主体的に判断できるよう、十分な情報を開示すること。
- 3 開発予算の一括計上、北海道特例制度という北海道開発の枠組みを堅持すること。

平成21年12月21日
小樽市議会

議決年月日	平成21年12月21日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------	------	-----	---------

平成21年小樽市議会第4回定例会議決結果表

会期 平成21年12月1日～平成21年12月21日(21日間)

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会			本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日
1	平成21年度小樽市一般会計補正予算	H21.12.1	市長					H21.12.8 可決
2	平成21年度小樽市一般会計補正予算	H21.12.1	市長	H21.12.9	予算	H21.12.14	可決	H21.12.21 可決
3	平成21年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	H21.12.1	市長	H21.12.9	予算	H21.12.14	可決	H21.12.21 可決
4	平成21年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	H21.12.1	市長	H21.12.9	予算	H21.12.14	可決	H21.12.21 可決
5	平成21年度小樽市水道事業会計補正予算	H21.12.1	市長	H21.12.9	予算	H21.12.14	可決	H21.12.21 可決
6	小樽市定住自立圏形成協定の議決に関する条例案	H21.12.1	市長	H21.12.9	総務	H21.12.15	可決	H21.12.21 可決
7	小樽市特別職に属する職員の給与条例及び小樽市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案	H21.12.1	市長					H21.12.1 可決
8	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案	H21.12.1	市長					H21.12.1 可決
9	小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案	H21.12.1	市長					H21.12.1 可決
10	小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案	H21.12.1	市長	H21.12.9	総務	H21.12.15	可決	H21.12.21 可決
11	小樽市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案	H21.12.1	市長	H21.12.9	総務	H21.12.15	可決	H21.12.21 可決
12	小樽市財産条例の一部を改正する条例案	H21.12.1	市長	H21.12.9	総務	H21.12.15	可決	H21.12.21 可決
13	小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案	H21.12.1	市長	H21.12.9	厚生	H21.12.15	可決	H21.12.21 可決
14	小樽市国民健康保険条例等の一部を改正する条例案	H21.12.1	市長	H21.12.9	厚生	H21.12.15	可決	H21.12.21 可決
15	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案	H21.12.1	市長	H21.12.9	予算	H21.12.14	可決	H21.12.21 可決
16	小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案	H21.12.1	市長	H21.12.9	総務	H21.12.15	可決	H21.12.21 可決
17	小樽市消防手数料条例の一部を改正する条例案	H21.12.1	市長	H21.12.9	総務	H21.12.15	可決	H21.12.21 可決
18	公の施設の指定管理者の指定について(市民会館、公会堂及び市民センター)	H21.12.1	市長	H21.12.9	予算	H21.12.14	可決	H21.12.21 可決
19	公の施設の指定管理者の指定について(鯉御殿)	H21.12.1	市長	H21.12.9	予算	H21.12.14	可決	H21.12.21 可決
20	公の施設の指定管理者の指定について(各市営住宅)	H21.12.1	市長	H21.12.9	予算	H21.12.14	可決	H21.12.21 可決
21	公の施設の指定管理者の指定について(銭函パークゴルフ場)	H21.12.1	市長	H21.12.9	予算	H21.12.14	可決	H21.12.21 可決
22	後志広域圏振興協議会の廃止について	H21.12.1	市長	H21.12.9	総務	H21.12.15	可決	H21.12.21 可決
23	北海道市町村備荒資金組合を組織する地方公共団体の数の減少について	H21.12.1	市長	H21.12.9	総務	H21.12.15	可決	H21.12.21 可決
24	北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について	H21.12.1	市長	H21.12.9	厚生	H21.12.15	可決	H21.12.21 可決
25	小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案	H21.12.1	議員					H21.12.1 可決
26	小樽市非核港湾条例案	H21.12.1	議員	H21.12.9	総務	H21.12.15	否決	H21.12.21 否決
27	小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について	H21.12.21	市長					H21.12.21 同意
報告1	専決処分報告(平成21年度小樽市一般会計補正予算)	H21.12.1	市長	H21.12.9	予算	H21.12.14	承認	H21.12.21 承認
21年3定第8号	平成20年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について	H21.9.15	市長	H21.9.28	決算	H21.10.16	認定	H21.12.21 認定
21年3定第9号	平成20年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	H21.9.15	市長	H21.9.28	決算	H21.10.16	認定	H21.12.21 認定
21年3定第10号	平成20年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H21.9.15	市長	H21.9.28	決算	H21.10.16	認定	H21.12.21 認定
21年3定第11号	平成20年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H21.9.15	市長	H21.9.28	決算	H21.10.16	認定	H21.12.21 認定
21年3定第12号	平成20年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H21.9.15	市長	H21.9.28	決算	H21.10.16	認定	H21.12.21 認定

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委 員 会	議 決 年 月 日	議 決 結 果	議 決 年 月 日	議 決 結 果
21年3定 第13号	平成20年度小樽市土地取得事業特別会計 歳入歳出決算認定について	H21.9.15	市長	H21.9.28	決 算	H21.10.16	認 定	H21.12.21	認 定
21年3定 第14号	平成20年度小樽市老人保健事業特別会計 歳入歳出決算認定について	H21.9.15	市長	H21.9.28	決 算	H21.10.16	認 定	H21.12.21	認 定
21年3定 第15号	平成20年度小樽市住宅事業特別会計歳入 歳出決算認定について	H21.9.15	市長	H21.9.28	決 算	H21.10.16	認 定	H21.12.21	認 定
21年3定 第16号	平成20年度小樽市簡易水道事業特別会計 歳入歳出決算認定について	H21.9.15	市長	H21.9.28	決 算	H21.10.16	認 定	H21.12.21	認 定
21年3定 第17号	平成20年度小樽市介護保険事業特別会計 歳入歳出決算認定について	H21.9.15	市長	H21.9.28	決 算	H21.10.16	認 定	H21.12.21	認 定
21年3定 第18号	平成20年度小樽市産業廃棄物処理事業特 別会計歳入歳出決算認定について	H21.9.15	市長	H21.9.28	決 算	H21.10.16	認 定	H21.12.21	認 定
21年3定 第19号	平成20年度小樽市後期高齢者医療事業特 別会計歳入歳出決算認定について	H21.9.15	市長	H21.9.28	決 算	H21.10.16	認 定	H21.12.21	認 定
21年3定 第20号	平成20年度小樽市物品調達特別会計歳入 歳出決算認定について	H21.9.15	市長	H21.9.28	決 算	H21.10.16	認 定	H21.12.21	認 定
21年3定 第21号	平成20年度小樽市病院事業決算認定につ いて	H21.9.15	市長	H21.9.28	決 算	H21.10.16	認 定	H21.12.21	認 定
21年3定 第22号	平成20年度小樽市水道事業決算認定につ いて	H21.9.15	市長	H21.9.28	決 算	H21.10.16	認 定	H21.12.21	認 定
21年3定 第23号	平成20年度小樽市下水道事業決算認定に ついて	H21.9.15	市長	H21.9.28	決 算	H21.10.16	認 定	H21.12.21	認 定
21年3定 第24号	平成20年度小樽市産業廃棄物等処分事業 決算認定について	H21.9.15	市長	H21.9.28	決 算	H21.10.16	認 定	H21.12.21	認 定
意見書案 第1号	非核三原則の早期法制化を求める意見書 (案)	H21.12.21	議員					H21.12.21	否決
意見書案 第2号	「思いやり予算」の見直し等に関する意 見書(案)	H21.12.21	議員					H21.12.21	否決
意見書案 第3号	老人差別の後期高齢者医療制度の速やか な廃止を求める意見書(案)	H21.12.21	議員					H21.12.21	否決
意見書案 第4号	障害者自立支援法の廃止と新法制定に関 する意見書(案)	H21.12.21	議員					H21.12.21	否決
意見書案 第5号	高規格幹線道路ネットワーク整備の推進 を求める意見書(案)	H21.12.21	議員					H21.12.21	可決
意見書案 第6号	「事業仕分け」による廃止等事業の見直 しを求める意見書(案)	H21.12.21	議員					H21.12.21	可決
意見書案 第7号	国として直接地方の声を聞く仕組みを保 障することを求める意見書(案)	H21.12.21	議員					H21.12.21	可決
意見書案 第8号	季節労働者対策の強化を求める要望意見 書(案)	H21.12.21	議員					H21.12.21	可決
意見書案 第9号	社会的セーフティネットの拡充に関する 意見書(案)	H21.12.21	議員					H21.12.21	可決
意見書案 第10号	保育所の最低基準の厳守と保育施策の拡 充に関する意見書(案)	H21.12.21	議員					H21.12.21	可決
意見書案 第11号	鳩山首相及び鳩山邦夫衆議院議員の、親 族からの資金供与について説明責任を果 たすよう求める意見書(案)	H21.12.21	議員					H21.12.21	可決
意見書案 第12号	「子ども手当」創設に関する意見書 (案)	H21.12.21	議員					H21.12.21	可決
意見書案 第13号	更なる緊急雇用対策の実施を求める意見 書(案)	H21.12.21	議員					H21.12.21	可決
意見書案 第14号	地域のくらしを守るための国の予算執行 及び予算編成を求める意見書(案)	H21.12.21	議員					H21.12.21	可決
意見書案 第15号	農業の持続的な発展に資する戸別所得補 償制度に関する意見書(案)	H21.12.21	議員					H21.12.21	可決
意見書案 第16号	食料自給率の向上と食の安全・安心の確 保に向けた食品表示制度の見直しに関す る意見書(案)	H21.12.21	議員					H21.12.21	可決
意見書案 第17号	保険でよりよい歯科医療の実現を求める 意見書(案)	H21.12.21	議員					H21.12.21	可決
意見書案 第18号	国の出先機関に関する意見書(案)	H21.12.21	議員					H21.12.21	可決
その他会 議に付し た事件	経済の活性化について(経済常任委員会 所管事項)				経 済	H21.12.15	継 続 審 査	H21.12.21	継 続 審 査
	市民福祉に関する調査について(厚生常 任委員会所管事項)				厚 生	H21.12.15	継 続 審 査	H21.12.21	継 続 審 査

陳情議決結果表

総務常任委員会

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
3	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H19.6.22	H21.12.15	継続審査	H21.12.21	継続審査
4	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H19.6.22	H21.12.15	継続審査	H21.12.21	継続審査
186	新「小樽市室内水泳プール」早期建設方について	H19.6.25	H21.12.15	継続審査	H21.12.21	継続審査
262 ～ 356	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.2.29	H21.12.15	継続審査	H21.12.21	継続審査
358 ～ 370	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.2.29	H21.12.15	継続審査	H21.12.21	継続審査
373 ～ 643	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.2.29	H21.12.15	継続審査	H21.12.21	継続審査
647 ～ 1002	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.3.4	H21.12.15	継続審査	H21.12.21	継続審査
1004	小樽市において泊原発3号機でのプルサーマル計画の説明会の開催要請方について	H20.6.13	H21.12.15	継続審査	H21.12.21	継続審査
1005	米艦の入港に当たり、港湾管理者の権限を尊重し、市民不安の解消を図る意見書提出方について	H20.6.16	H21.12.15	継続審査	H21.12.21	継続審査
1006 ～ 1084	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.6.17	H21.12.15	継続審査	H21.12.21	継続審査
1086 ～ 1108	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.9.17	H21.12.15	継続審査	H21.12.21	継続審査
1119 ～ 1140	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.12.9	H21.12.15	継続審査	H21.12.21	継続審査
1146	所得税法第56条の廃止を求める意見書提出方について	H21.3.3	H21.12.15	継続審査	H21.12.21	継続審査
1147 ～ 1149	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H21.3.9	H21.12.15	継続審査	H21.12.21	継続審査
1150 ～ 1152	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H21.6.4	H21.12.15	継続審査	H21.12.21	継続審査
1156 ～ 1159	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H21.9.24	H21.12.15	継続審査	H21.12.21	継続審査
1161	稲穂小学校内への放課後児童クラブ開設方について	H21.11.27	H21.12.15	継続審査	H21.12.21	継続審査
1162	特別支援教育支援員の増員配置方等について	H21.12.7	H21.12.15	採択	H21.12.21	採択

経済常任委員会

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
1110 ～ 1112	灯油価格引下げ等暮らしと営業を守るための措置方について	H20.9.17	H21.12.15	継続審査	H21.12.21	継続審査
1113	灯油価格引下げ等暮らしと営業を守るための措置方について	H20.9.17	H21.12.15	継続審査	H21.12.21	継続審査
1114	灯油価格引下げ等暮らしと営業を守るための措置方について	H20.9.17	H21.12.15	継続審査	H21.12.21	継続審査

厚生常任委員会

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
247	障害者自立支援法の施行に伴う施策の実施方等について	H19.9.3	H21.12.15	採択	H21.12.21	継続審査
250	佐賀県で100パーセント成功している「パーキング・パーミット」制度の小樽市での早急な実施方について	H19.9.5	H21.12.15	継続審査	H21.12.21	継続審査
251	難病と重度の障害者の地域生活支援事業改善方について	H19.9.6	H21.12.15	継続審査	H21.12.21	継続審査
252	KDDI(株)がリーセント新光の屋上に設置予定の携帯電話基地局鉄塔建設の中止方要請について	H19.9.12			H21.12.9	取下げ
253	生活保護の「母子加算」廃止に反対する国への意見書提出方について	H19.9.13			H21.12.9	取下げ
258	生活保護基準の引下げ反対要請方について	H19.12.11	H21.12.15	採択	H21.12.21	継続審査
1003	朝里・新光地域における多目的コミュニティセンター設置方について	H20.4.23	H21.12.15	継続審査	H21.12.21	継続審査
1116	「市民生活援助」の福祉灯油制度の拡充方等について	H20.9.17	H21.12.15	採択	H21.12.21	継続審査
1117	福祉灯油制度の拡充方等について	H20.9.17	H21.12.15	採択	H21.12.21	継続審査
1145	小樽市女性国内研修の継続方について	H21.3.3	H21.12.15	継続審査	H21.12.21	継続審査
1153	生活保護の「母子加算」復活を要求する国への意見書提出方について	H21.6.15	H21.12.15	採択	H21.12.21	継続審査
1160	細菌性髄膜炎ワクチンへの公費助成方について	H21.9.25	H21.12.15	継続審査	H21.12.21	継続審査
1163	生活保護の「母子加算」を平成22年度から完全復活することを求める意見書提出方について	H21.12.7	H21.12.15	採択	H21.12.21	継続審査
1164	透析・長期慢性疾患患者への新型インフルエンザ予防接種の市独自の助成方について	H21.12.8	H21.12.15	継続審査	H21.12.21	継続審査

建設常任委員会

陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
1	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	H19.6.14	H21.12.15	継続審査	H21.12.21	継続審査
246	市道桜18号線の道路敷地を最大限活用した幅員整備方について	H19.8.16	H21.12.15	継続審査	H21.12.21	継続審査
644	市道銭函石山線及び市道銭函神社線の坂道の手すり設置方について	H20.3.3	H21.12.15	継続審査	H21.12.21	継続審査
1143	雇用促進住宅銭函宿舍の公的住宅としての存続方について	H20.12.9	H21.12.15	継続審査	H21.12.21	継続審査
1154	朝里川温泉1丁目306番地の市道文治沢線のロードヒーティング早期敷設方について	H21.6.15	H21.12.15	継続審査	H21.12.21	継続審査

学校適正配置等調査特別委員会

陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
260	小樽市立豊倉小学校の存続方について	H20.2.26	H21.12.16	継続審査	H21.12.21	継続審査

市立病院調査特別委員会

陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
5～185	築港地区での新小樽病院建設の是非を問う市民アンケート等の実施方について	H19.6.22	H21.12.17	継続審査	H21.12.21	継続審査
187～219	築港地区での新小樽病院建設の是非を問う市民アンケート等の実施方について	H19.6.29	H21.12.17	継続審査	H21.12.21	継続審査
220～243	築港地区での新小樽病院建設の是非を問う市民アンケート等の実施方について	H19.7.2	H21.12.17	継続審査	H21.12.21	継続審査
248、249	築港地区での新小樽病院建設の是非を問う市民アンケート等の実施方について	H19.9.4	H21.12.17	継続審査	H21.12.21	継続審査
254	新市立病院の「築港建設の是非」を問う市民アンケート等の実施方について	H19.9.13	H21.12.17	継続審査	H21.12.21	継続審査
1155	小樽市病院局・並木昭義局長「新病院の展望と建設についての見解」に沿った市立病院の統合新築方について	H21.9.24	H21.12.17	継続審査	H21.12.21	継続審査